

Page	旧文書	新文書	備考
	<b>西東京市地域防災計画</b>	<b>西東京市地域防災計画</b>	
	<b>—地震・火山編—</b>	<b>—地震・火山編—</b>	
	<a href="#">追加</a>	<b>(素案)</b>	
	令和 <del>3</del> 年修正	令和 <del>6</del> 年修正	
地-1	<b>第 1 部 総則</b>	<b>第 1 部 総則</b>	
	<b>第 1 章 計画の方針</b>	<b>第 1 章 計画の方針</b>	
	<b>第 1 節～第 2 節 (略)</b>	<b>第 1 節～第 2 節 (略)</b>	
地-2	<b>第 3 節 計画の前提</b>	<b>第 3 節 計画の前提</b>	
	この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、第 1 部第 4 章に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。	この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づき策定された「東京都国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、第 1 部第 4 章に掲げる「 <u>東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定</u> 」を前提とするとともに、阪神・淡路大震災、千葉県北西部地震、新潟県中越地震及び新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。	
	具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援やボランティアとの連携体制、 <del>がれき</del> 処理、帰宅困難者対策、要配慮者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。	具体的には、初動・情報収集連絡体制、交通・輸送、救助・救急、医療救護、広域応援やボランティアとの連携体制、 <u>災害廃棄物</u> 処理、帰宅困難者対策、要配慮者対策及び復旧・復興対策等に関する最新の知見、技術等を踏まえて策定する。	
	防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、女性や高齢者、障害のある方、子ども、外国人、性的少数者などに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。さらに、 <del>令和 2 年に</del> <u>おける新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u> 、避難所における感染症対策の推進を図る。	防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要である。とりわけ、女性や高齢者、障害のある方、子ども、外国人、性的少数者などに対しては、きめ細かい配慮が必要であり、市においても防災施策に十分に反映するものとする。また、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。さらに、感染症 <u>流行時</u> の避難所における感染症対策の推進を図る。	
	(略)	(略)	
地-3	<b>第 4 節 計画の構成</b>	<b>第 4 節 計画の構成</b>	
	(略)	(略)	

Page	旧文書	新文書	備考																		
	【地震・火山編】	【地震・火山編】																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1部 総則</td> <td>首都直下地震等の被害想定、減災目標等</td> </tr> <tr> <td>第2部 <del>地震編</del></td> <td><del>地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</del> 地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</td> </tr> <tr> <td>第3部 <del>火山編</del></td> <td>富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等	第2部 <del>地震編</del>	<del>地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</del> 地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等	第3部 <del>火山編</del>	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1部 総則</td> <td>首都直下地震等の被害想定、減災目標等</td> </tr> <tr> <td>第2部 <u>災害予防計画</u></td> <td><u>地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</u></td> </tr> <tr> <td>第3部 <u>災害応急・復旧計画</u></td> <td><u>地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</u></td> </tr> <tr> <td>第4部 <u>富士山等噴火降灰対策</u></td> <td>富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等	第2部 <u>災害予防計画</u>	<u>地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</u>	第3部 <u>災害応急・復旧計画</u>	<u>地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</u>	第4部 <u>富士山等噴火降灰対策</u>	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等	
構成	主な内容																				
第1部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等																				
第2部 <del>地震編</del>	<del>地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</del> 地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等																				
第3部 <del>火山編</del>	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等																				
構成	主な内容																				
第1部 総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等																				
第2部 <u>災害予防計画</u>	<u>地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置</u>																				
第3部 <u>災害応急・復旧計画</u>	<u>地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等</u>																				
第4部 <u>富士山等噴火降灰対策</u>	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等																				
	【風水害編】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1部 風水害に強い都市を目指して</td> <td>市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）</td> </tr> <tr> <td>第2部 災害予防計画</td> <td>市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等</td> </tr> <tr> <td>第3部 災害応急・復旧対策計画</td> <td>風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1部 風水害に強い都市を目指して	市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）	第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等	第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等	【風水害編】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1部 風水害に強い都市を目指して</td> <td>市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）</td> </tr> <tr> <td>第2部 災害予防計画</td> <td>市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等</td> </tr> <tr> <td>第3部 災害応急・復旧計画</td> <td>風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	第1部 風水害に強い都市を目指して	市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）	第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等	第3部 災害応急・復旧計画	風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等			
構成	主な内容																				
第1部 風水害に強い都市を目指して	市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）																				
第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等																				
第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等																				
構成	主な内容																				
第1部 風水害に強い都市を目指して	市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）																				
第2部 災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等																				
第3部 災害応急・復旧計画	風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等																				
	第5節～第6節（略）	第5節～第6節（略）																			
地-4	第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大網	第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大網																			
	第1節（略）	第1節（略）																			
	第2節 基本的責務	第2節 基本的責務																			
	1（略）	1（略）																			
	2 市民の責務	2 市民の責務																			
	(1)（略）	(1)（略）																			
	(2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。	(2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるように努めなければならない。																			
	ア～オ（略）	ア～オ（略）																			
	カ 水（1日1人3 <del>4</del> 目安）や食料(最低3日、推奨1週間分)、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備	カ 水（1日1人3 <u>L</u> 目安）や食料(最低3日、推奨1週間分)、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備																			
地-5	キ（略）	キ（略）																			
	ク 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動の確認	ク 警報等 <del>の</del> 気象情報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動の確認																			

Page	旧文書	新文書	備考																				
	ケ～セ (略)	ケ～セ (略)																					
	3～4 (略)	3～4 (略)																					
地-6	<b>第3節 防災関係機関の業務大綱</b>	<b>第3節 防災関係機関の業務大綱</b>																					
	市、都及び各防災関係機関等の防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。	市、都及び各防災関係機関等の防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。																					
	<b>1 市</b>	<b>1 市</b>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) 23 罹災証明の<b>発行</b>に関する事 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事</td> </tr> <tr> <td>西東京市消防団</td> <td>1 消防、水防及び人命の救助に関する事 2 <del>災害復旧業務に関する事</del> <del>3</del>—その他災害復旧業務に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	(略) 23 罹災証明の <b>発行</b> に関する事 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事	西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事 2 <del>災害復旧業務に関する事</del> <del>3</del> —その他災害復旧業務に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>(略) 23 罹災証明の<b>交付</b>に関する事 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事</td> </tr> <tr> <td>西東京市消防団</td> <td>1 消防、水防及び人命の救助に関する事 2 その他災害復旧業務に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	(略) 23 罹災証明の <b>交付</b> に関する事 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事	西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事 2 その他災害復旧業務に関する事									
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
市	(略) 23 罹災証明の <b>発行</b> に関する事 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事																						
西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事 2 <del>災害復旧業務に関する事</del> <del>3</del> —その他災害復旧業務に関する事																						
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
市	(略) 23 罹災証明の <b>交付</b> に関する事 24 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事																						
西東京市消防団	1 消防、水防及び人命の救助に関する事 2 その他災害復旧業務に関する事																						
地-7	<b>2 都</b>	<b>2 都</b>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)</td> <td>1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事</td> </tr> <tr> <td><b>福祉保健局</b> (多摩小平保健所)</td> <td>1 市における保健活動の支援に関する事 2 市の防疫活動の支援・指導に関する事 3 「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事 4 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事 5 RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事 6 毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>警視庁 田無警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁 <b>第八消防方面本部</b> 西東京消防署</td> <td>1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事 7 火災による罹災建物等の調査に関する事 8 火災による罹災証明の<b>発行</b>に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事	<b>福祉保健局</b> (多摩小平保健所)	1 市における保健活動の支援に関する事 2 市の防疫活動の支援・指導に関する事 3 「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事 4 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事 5 RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事 6 毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事	警視庁 田無警察署	(略)	東京消防庁 <b>第八消防方面本部</b> 西東京消防署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事 7 火災による罹災建物等の調査に関する事 8 火災による罹災証明の <b>発行</b> に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)</td> <td>1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事</td> </tr> <tr> <td><b>保健医療局</b> (多摩小平保健所)</td> <td>1 市における保健活動の支援に関する事 2 市の防疫活動の支援・指導に関する事 3 「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事 4 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事 5 RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事 6 毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>警視庁 田無警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京消防庁 西東京消防署</td> <td>1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事 7 火災による罹災建物等の調査に関する事 8 火災による罹災証明の<b>交付</b>に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事	<b>保健医療局</b> (多摩小平保健所)	1 市における保健活動の支援に関する事 2 市の防疫活動の支援・指導に関する事 3 「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事 4 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事 5 RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事 6 毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事	警視庁 田無警察署	(略)	東京消防庁 西東京消防署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事 7 火災による罹災建物等の調査に関する事 8 火災による罹災証明の <b>交付</b> に関する事	
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事																						
<b>福祉保健局</b> (多摩小平保健所)	1 市における保健活動の支援に関する事 2 市の防疫活動の支援・指導に関する事 3 「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事 4 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事 5 RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事 6 毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事																						
警視庁 田無警察署	(略)																						
東京消防庁 <b>第八消防方面本部</b> 西東京消防署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事 7 火災による罹災建物等の調査に関する事 8 火災による罹災証明の <b>発行</b> に関する事																						
機関の名称	事務又は業務の大綱																						
北多摩南部 建設事務所 西部公園緑地事務所 (建設局)	1 河川の保全に関する事 2 道路及び橋梁の保全に関する事 3 水防に関する事 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事 5 公園の保全、復旧及び災害時の利用に関する事																						
<b>保健医療局</b> (多摩小平保健所)	1 市における保健活動の支援に関する事 2 市の防疫活動の支援・指導に関する事 3 「食品衛生指導班」による食品の安全確保に関する事 4 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生の確保に関する事 5 RI 使用医療施設での被害発生時の必要な措置に関する事 6 毒物・劇物取扱事業者に対する指示に関する事																						
警視庁 田無警察署	(略)																						
東京消防庁 西東京消防署	1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関する事 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関する事 3 人命の救助及び救急に関する事 4 危険物施設及び火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関する事 5 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関する事 6 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関する事 7 火災による罹災建物等の調査に関する事 8 火災による罹災証明の <b>交付</b> に関する事																						
地-8	<b>3 指定地方行政機関 (略)</b>	<b>3 指定地方行政機関 (略)</b>																					
	<b>4 自衛隊 (略)</b>	<b>4 自衛隊 (略)</b>																					

Page	旧文書	新文書	備考																								
	<b>5 指定公共機関（略）</b>	<b>5 指定公共機関（略）</b>																									
地-9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京ガス<del>(株)</del></td> <td>1 ガス<del>施設</del>の建設及びそれらの<del>安全保安</del>に関すること。 2 ガスの供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東京ガス <del>(株)</del>	1 ガス <del>施設</del> の建設及びそれらの <del>安全保安</del> に関すること。 2 ガスの供給に関すること。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京ガス<del>グループ</del></td> <td>1 ガス<del>工作物</del>の建設及びそれらの<del>維持管理</del>に関すること。 2 ガスの供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	東京ガス <del>グループ</del>	1 ガス <del>工作物</del> の建設及びそれらの <del>維持管理</del> に関すること。 2 ガスの供給に関すること。	(略)	(略)									
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
東京ガス <del>(株)</del>	1 ガス <del>施設</del> の建設及びそれらの <del>安全保安</del> に関すること。 2 ガスの供給に関すること。																										
(略)	(略)																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
(略)	(略)																										
東京ガス <del>グループ</del>	1 ガス <del>工作物</del> の建設及びそれらの <del>維持管理</del> に関すること。 2 ガスの供給に関すること。																										
(略)	(略)																										
地-9	<b>6 指定地方公共機関</b>	<b>6 指定地方公共機関</b>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅</td> <td>1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 帰宅困難者の安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社) 東京都 トラック協会多摩支部</td> <td>災害時における緊急輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社) 西東京市 医師会</td> <td>1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 遺体の検視・検案の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社) 西東京市 歯科医師会</td> <td>歯科医療活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社) 西東京市 薬剤師会</td> <td>1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。 2 医療救護活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 帰宅困難者の安全確保に関すること。	(一社) 東京都 トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送に関すること。	(一社) 西東京市 医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 遺体の検視・検案の協力に関すること。	(公社) 西東京市 歯科医師会	歯科医療活動に関すること。	(一社) 西東京市 薬剤師会	1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。 2 医療救護活動に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅</td> <td>1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 帰宅困難者の安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社) 東京都 トラック協会多摩支部</td> <td>災害時における緊急輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社) 西東京市 医師会</td> <td>1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 遺体の検視・検案の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社) 西東京市 歯科医師会</td> <td><u>1 歯科医療活動に関すること。</u> <u>2 遺体の身元確認の協力に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>(一社) 西東京市 薬剤師会</td> <td>1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。 2 医療救護活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 帰宅困難者の安全確保に関すること。	(一社) 東京都 トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送に関すること。	(一社) 西東京市 医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 遺体の検視・検案の協力に関すること。	(公社) 西東京市 歯科医師会	<u>1 歯科医療活動に関すること。</u> <u>2 遺体の身元確認の協力に関すること。</u>	(一社) 西東京市 薬剤師会	1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。 2 医療救護活動に関すること。	
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 帰宅困難者の安全確保に関すること。																										
(一社) 東京都 トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送に関すること。																										
(一社) 西東京市 医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 遺体の検視・検案の協力に関すること。																										
(公社) 西東京市 歯科医師会	歯科医療活動に関すること。																										
(一社) 西東京市 薬剤師会	1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。 2 医療救護活動に関すること。																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																										
西武鉄道（株） 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 4 帰宅困難者の安全確保に関すること。																										
(一社) 東京都 トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送に関すること。																										
(一社) 西東京市 医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 医療救護所の運営に関すること。 4 遺体の検視・検案の協力に関すること。																										
(公社) 西東京市 歯科医師会	<u>1 歯科医療活動に関すること。</u> <u>2 遺体の身元確認の協力に関すること。</u>																										
(一社) 西東京市 薬剤師会	1 医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。 2 医療救護活動に関すること。																										
	<b>7 協力機関（略）</b>	<b>7 協力機関（略）</b>																									
	※本計画で使用している関係機関等の略称一覧	※本計画で使用している関係機関等の略称一覧																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>正式名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京電力<del>(株)</del></td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社</td> </tr> <tr> <td>東京ガス<del>(株)</del></td> <td>東京ガス株式会社</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	略称	正式名称	(略)	(略)	東京電力 <del>(株)</del>	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社	東京ガス <del>(株)</del>	東京ガス株式会社	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>正式名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京電力</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社</td> </tr> <tr> <td>東京ガス<del>グループ</del></td> <td>東京ガス株式会社・<del>東京ガスネットワーク株式会</del> <del>社</del></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	略称	正式名称	(略)	(略)	東京電力	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社	東京ガス <del>グループ</del>	東京ガス株式会社・ <del>東京ガスネットワーク株式会</del> <del>社</del>	(略)	(略)					
略称	正式名称																										
(略)	(略)																										
東京電力 <del>(株)</del>	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社																										
東京ガス <del>(株)</del>	東京ガス株式会社																										
(略)	(略)																										
略称	正式名称																										
(略)	(略)																										
東京電力	東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社																										
東京ガス <del>グループ</del>	東京ガス株式会社・ <del>東京ガスネットワーク株式会</del> <del>社</del>																										
(略)	(略)																										
地-12	<b>第3章 市の概況</b>	<b>第3章 市の概況</b>																									
	<b>第1節 自然条件</b>	<b>第1節 自然条件</b>																									
	1～3（略）	1～3（略）																									
地-13	<b>4 気象</b>	<b>4 気象</b>																									
	(略)	(略)																									



Page	旧文書				新文書				備考	
	年次	気温 (°C)			降水量 (mm)	年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	最高極	最低極	平均			最高極	最低極	平均		
	平成23年	38.0	-3.3	16.0	1,151.3	平成25年	39.7	-2.7	16.2	1,265.5
	平成24年	40.8	-3.4	15.6	1,054.0	平成26年	36.9	-3.3	15.8	1,516.5
	平成25年	39.7	-2.7	16.2	1,265.5	平成27年	40.3	-2.7	16.4	1,294.5
	平成26年	36.9	-3.3	15.8	1,516.5	平成28年	37.9	-2.3	16.5	1,155.0
	平成27年	40.3	-2.7	16.4	1,294.5	平成29年	37.5	-3.7	15.8	1,114.5
	平成28年	37.9	-2.3	16.5	1,155.0	平成30年	41.2	-4.9	16.7	1,227.5
	平成29年	37.5	-3.7	15.8	1,114.5	令和元年	44.1	-1.7	16.2	1,644.0
	平成30年	41.2	-4.9	16.7	1,227.5	令和2年	43.2	-3.0	16.3	1,383.0
	平成31年(令和元年)	44.1	-1.7	16.2	1,644.0	令和3年	40.1	-3.0	16.3	1,516.5
	令和2年	43.2	-3.0	16.3	1,383.0	令和4年	39.9	-3.6	16.1	1,118.0

西東京市防災センター観測

西東京市防災センター観測

地-14	<b>第2節 社会条件</b>	<b>第2節 社会条件</b>
------	-----------------	-----------------

地-14	<b>1 人口</b>	<b>1 人口</b>
------	-------------	-------------

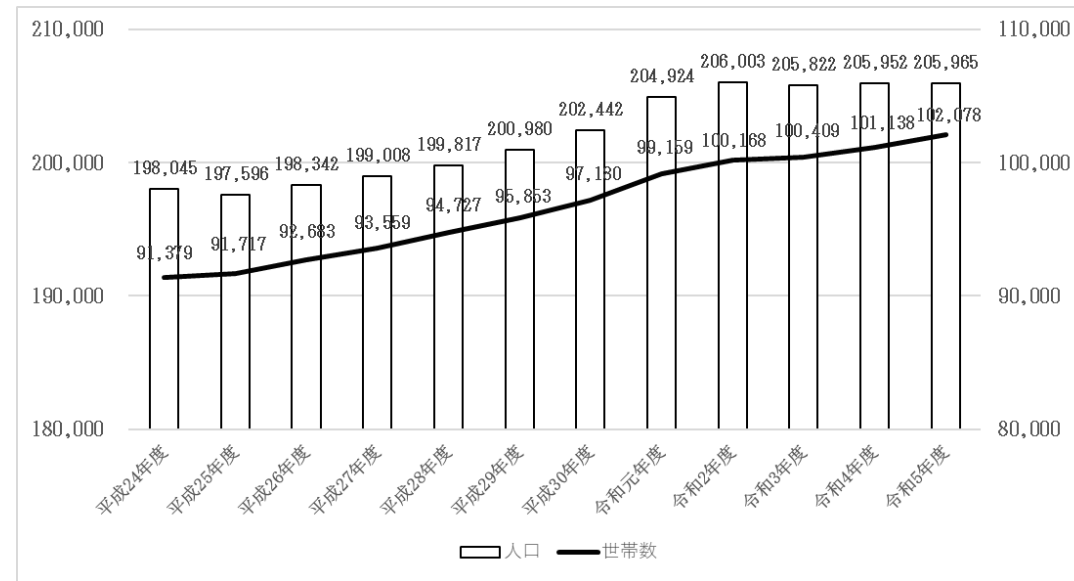
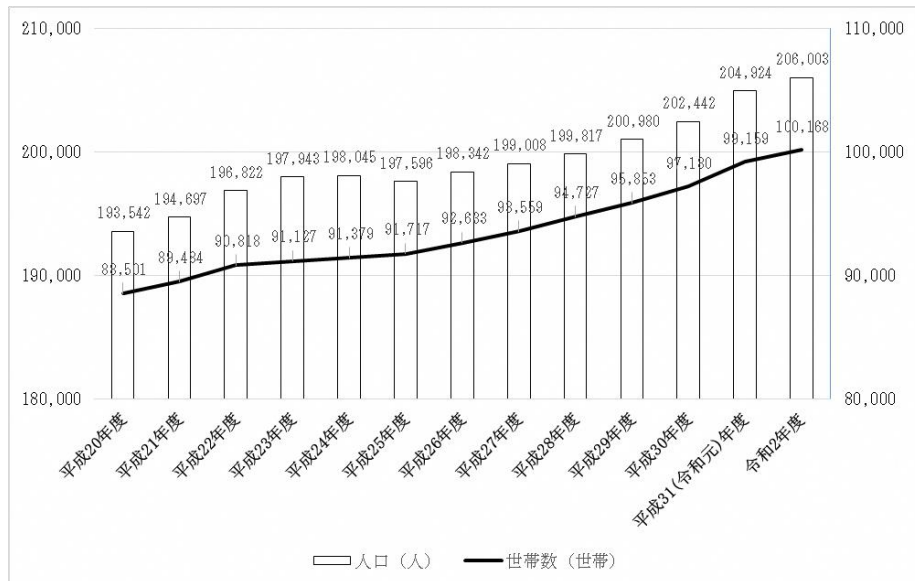
地-14	令和2年12月1日現在、住民基本台帳による総人口は <del>206,003</del> 人、総世帯数が <del>100,168</del> 世帯、1世帯当たり人口が <del>2.06</del> 人となっている。	令和5年12月1日現在、住民基本台帳による総人口は <u>205,965</u> 人、総世帯数が <u>102,078</u> 世帯、1世帯当たり人口が <u>2.02</u> 人となっている。
------	---	---

	年齢別人口の構成比は、15歳未満 <del>12.2</del> %、15～64歳 <del>63.9</del> %、65歳以上 <del>23.9</del> %となり、特に高齢者人口は平成27年に比べ <del>2,842</del> 人の増加となっている。	年齢別人口の構成比は、15歳未満 <u>11.9</u> %、15～64歳 <u>63.8</u> %、65歳以上 <u>24.3</u> %となり、特に高齢者人口は平成30年度に比べ <u>1,848</u> 人の増加となっている。
--	--	---

	なお、本市の人口密度は、 <del>13,079.6</del> 人/km <sup>2</sup> となり区部と同程度の過密状況となっている。	なお、本市の人口密度は、 <u>13,077.1</u> 人/km <sup>2</sup> となり区部と同程度の過密状況となっている。
--	--	--

【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】

【人口及び世帯数の推移 各年12月1日現在】



※外国人住民を含む。

※外国籍市民を含む。

地-15	<b>【男女別人口の推移 各年12月1日現在】</b>	<b>【男女別人口の推移 各年12月1日現在】</b>
------	-----------------------------	-----------------------------

Page	旧文書	新文書	備考																																																												
	<p>令和2年度 100,233 (男性) / 105,770 (女性)  平成31(令和元)年度 99,740 (男性) / 105,184 (女性)  平成30年度 98,653 (男性) / 103,789 (女性)  平成29年度 98,159 (男性) / 102,821 (女性)  平成28年度 97,579 (男性) / 102,238 (女性)  平成27年度 97,279 (男性) / 101,729 (女性)  平成26年度 97,048 (男性) / 101,294 (女性)  平成25年度 96,836 (男性) / 100,760 (女性)  平成24年度 97,092 (男性) / 100,953 (女性)  平成23年度 96,960 (男性) / 100,983 (女性)  平成22年度 96,549 (男性) / 100,273 (女性)</p> <p>□男性 □女性</p>	<p>令和5年度 99,992 (男性) / 105,973 (女性)  令和4年度 99,954 (男性) / 105,998 (女性)  令和3年度 99,915 (男性) / 105,907 (女性)  令和2年度 100,233 (男性) / 105,770 (女性)  令和元年度 99,740 (男性) / 105,184 (女性)  平成30年度 98,653 (男性) / 103,789 (女性)  平成29年度 98,159 (男性) / 102,821 (女性)  平成28年度 97,579 (男性) / 102,238 (女性)  平成27年度 97,279 (男性) / 101,729 (女性)  平成26年度 97,048 (男性) / 101,294 (女性)  平成25年度 96,836 (男性) / 100,760 (女性)  平成24年度 97,092 (男性) / 100,953 (女性)</p> <p>□男性 □女性</p>																																																													
	※外国人住民を含む。	※外国籍市民を含む。																																																													
地-15	【昼夜間人口 各年10月1日現在】	【昼夜間人口 各年10月1日現在】																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夜間人口 (人)</th> <th>昼間人口 (人)</th> <th>夜間人口と昼間人口との差 (人)</th> <th>昼夜間人口比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成7年</td> <td>174,912</td> <td>135,855</td> <td>39,057</td> <td>77.7</td> </tr> <tr> <td>平成12年</td> <td>180,857</td> <td>141,030</td> <td>39,827</td> <td>78.0</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>189,386</td> <td>148,056</td> <td>41,330</td> <td>78.2</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>196,511</td> <td>157,250</td> <td>39,261</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>200,012</td> <td>157,135</td> <td>42,877</td> <td>78.6</td> </tr> </tbody> </table>	年	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口と昼間人口との差 (人)	昼夜間人口比率 (%)	平成7年	174,912	135,855	39,057	77.7	平成12年	180,857	141,030	39,827	78.0	平成17年	189,386	148,056	41,330	78.2	平成22年	196,511	157,250	39,261	80.0	平成27年	200,012	157,135	42,877	78.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>夜間人口 (人)</th> <th>昼間人口 (人)</th> <th>夜間人口と昼間人口との差 (人)</th> <th>昼夜間人口比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>180,857</td> <td>141,030</td> <td>39,827</td> <td>78.0</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>189,386</td> <td>148,056</td> <td>41,330</td> <td>78.2</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>196,511</td> <td>157,250</td> <td>39,261</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>200,012</td> <td>157,135</td> <td>42,877</td> <td>78.6</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>207,388</td> <td>167,697</td> <td>39,691</td> <td>80.9</td> </tr> </tbody> </table>	年	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口と昼間人口との差 (人)	昼夜間人口比率 (%)	平成12年	180,857	141,030	39,827	78.0	平成17年	189,386	148,056	41,330	78.2	平成22年	196,511	157,250	39,261	80.0	平成27年	200,012	157,135	42,877	78.6	令和2年	207,388	167,697	39,691	80.9	
年	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口と昼間人口との差 (人)	昼夜間人口比率 (%)																																																											
平成7年	174,912	135,855	39,057	77.7																																																											
平成12年	180,857	141,030	39,827	78.0																																																											
平成17年	189,386	148,056	41,330	78.2																																																											
平成22年	196,511	157,250	39,261	80.0																																																											
平成27年	200,012	157,135	42,877	78.6																																																											
年	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口と昼間人口との差 (人)	昼夜間人口比率 (%)																																																											
平成12年	180,857	141,030	39,827	78.0																																																											
平成17年	189,386	148,056	41,330	78.2																																																											
平成22年	196,511	157,250	39,261	80.0																																																											
平成27年	200,012	157,135	42,877	78.6																																																											
令和2年	207,388	167,697	39,691	80.9																																																											
	※夜間人口とは、常住地による人口、昼間人口とは、従業地・通学地による人口のこと。	※夜間人口とは、常住地による人口、昼間人口とは、従業地・通学地による人口のこと。																																																													
	出典：令和2年版統計にしようきょう	出典：令和4年版統計にしようきょう																																																													
地-16	2 (略)	2 (略)																																																													
	3 土地利用	3 土地利用																																																													
	市の総面積は 15.75 km <sup>2</sup> である。	市の総面積は 15.75 km <sup>2</sup> である。																																																													
	令和2年の地目別土地利用は、宅地が 61.5%と過半数を占め、畑は 8.0%となっている。平成28年と令和2年を比較してみると、150,000㎡程度、宅地が増加している状況が読みとれる。	令和4年の地目別土地利用は、宅地が 61.1%と過半数を占め、畑は 8.5%となっている。平成30年と令和4年を比較してみると、130,000㎡程度、宅地が増加している状況が読みとれる。																																																													
	【地目別土地面積 各年1月1日現在】	【地目別土地面積 各年1月1日現在】																																																													
	(単位：上段 m <sup>2</sup> 、下段 %)	(単位：上段 m <sup>2</sup> 、下段 %)																																																													

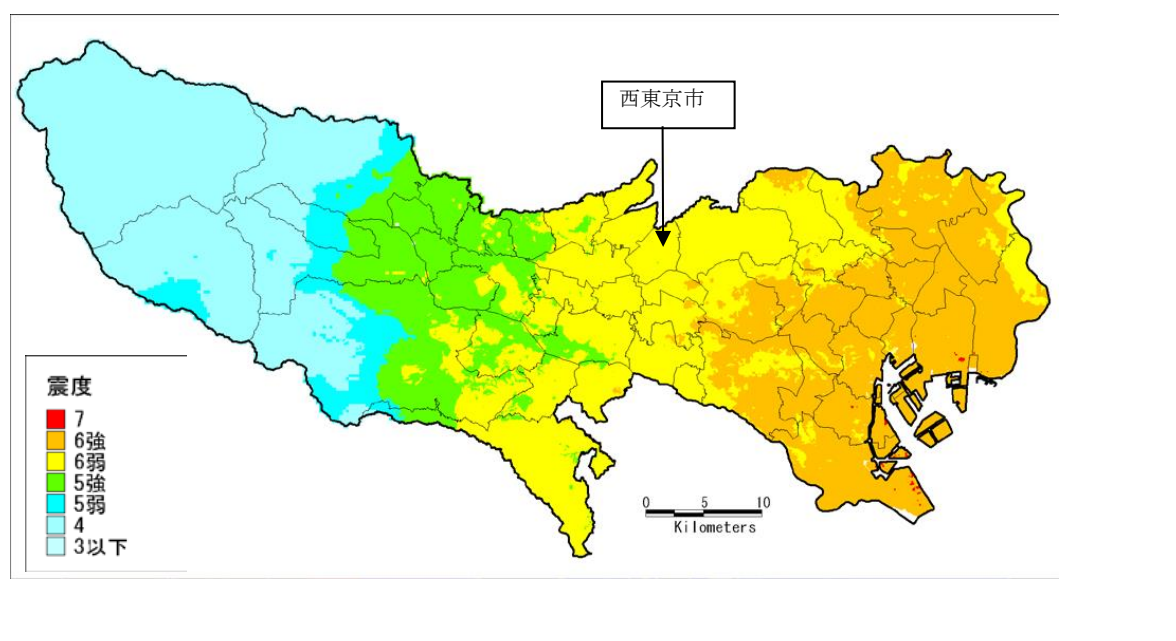
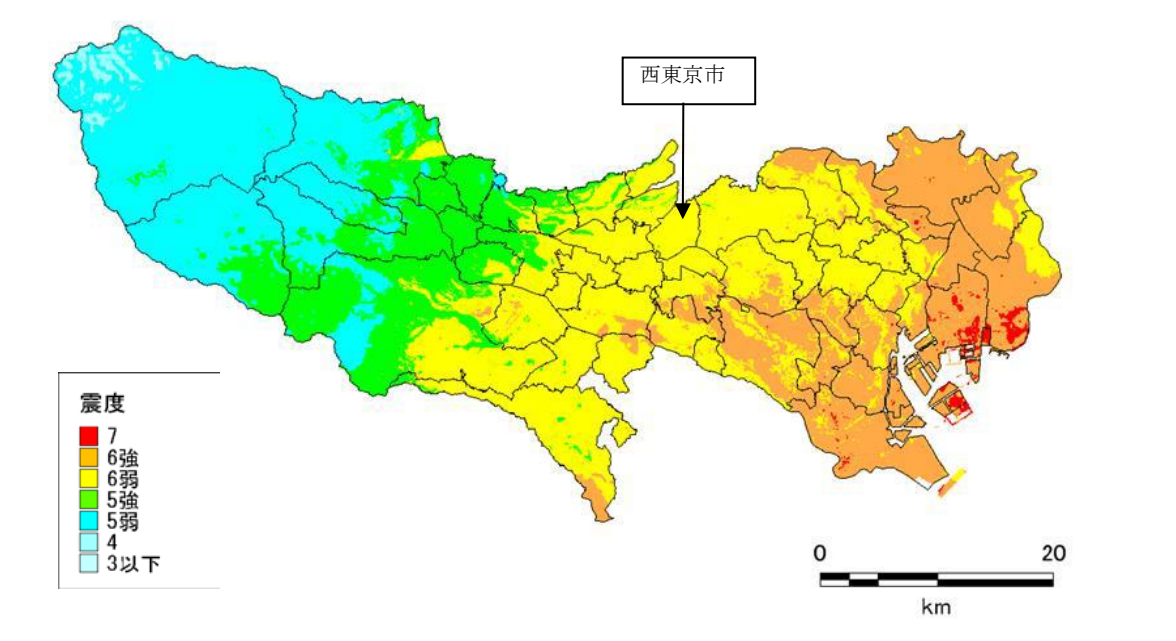
Page	旧文書							新文書							備考
	年次	総地積	畑	宅地	山林	雑種地	その他	年次	総地積	畑	宅地	山林	雑種地	その他	
	平成 <del>28</del> 年	15,750,000 100	<del>1,416,389</del> 9.0	<del>9,532,751</del> 60.5	<del>29,491</del> 0.2	<del>428,247</del> 2.7	<del>4,343,122</del> 27.6	平成 <u>30</u> 年	15,750,000 100	<u>1,333,211</u> 8.5	<u>9,619,567</u> 61.1	<u>29,217</u> 0.2	<u>414,292</u> 2.6	<u>4,353,713</u> 27.6	
	令和 <del>2</del> 年	15,750,000 100	<del>1,266,742</del> 8.0	<del>9,687,029</del> 61.5	<del>28,503</del> 0.2	<del>409,006</del> 2.6	<del>4,358,720</del> 27.7	令和 <u>4</u> 年	15,750,000 100	<u>1,198,660</u> 7.6	<u>9,755,336</u> 61.9	<u>26,579</u> 0.2	<u>398,692</u> 2.5	<u>4,370,733</u> 27.8	
	※ 小数点第2位以下四捨五入のため、総地積の構成比の計は、100%とならない場合がある。							※ 小数点第2位以下四捨五入のため、総地積の構成比の計は、100%とならない場合がある。							
	出典：令和 <del>2</del> 年版統計にしようきょう							出典：令和 <u>4</u> 年版統計にしようきょう							
	【地目別土地面積の割合 令和 <del>2</del> 年1月1日現在】(単位：%)							【地目別土地面積の割合 令和 <u>4</u> 年1月1日現在】(単位：%)							
地-16															
	出典：令和 <del>2</del> 年版統計にしようきょう							出典：令和 <u>4</u> 年版統計にしようきょう							
地-17	4 上下水道施設							4 上下水道施設							
	(1) 上水道施設の現状							(1) 上水道施設の現状							
	ア 上水道の送配水管延長は <del>374,182</del> mであり、普及率は100%になっている (平成 <del>30</del> 年度末)。							ア 上水道の送配水管延長は <u>394,000</u> mであり、普及率は100%になっている (令和 <u>3</u> 年度末)。							
	(2) 下水道施設の現状							(2) 下水道施設の現状							
	ア 下水道の污水管延長は <del>394,511.44</del> m、雨水管延長は 9,113.23mである (令和 <del>元</del> 年度)。							ア 下水道の污水管延長は <u>397,434.72</u> m、雨水管延長は 9,113.23mである (令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月現在)。							
	イ 総人口に対する水洗化普及率(接続率)は <del>97.4</del> % (令和 <del>元</del> 年度) になっている。							イ 総人口に対する水洗化普及率(接続率)は <u>97.6</u> % (令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月現在) になっている。							
	ウ (略)							ウ (略)							
	エ 汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。							エ 汚水については、流域下水道計画との関連から、流域下水道の黒目幹線と田無幹線に接続している。							

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																
	なお、事業認可面積1,585haのうち、 <del>令和2年3月31日現在</del> 、整備面積1,584.81haで、整備率はおおむね100%となっている。	なお、事業認可面積1,585haのうち、整備面積1,584.81haで、整備率はおおむね100% <u>(令和5年3月現在)</u> となっている。																																																																																																	
	オ 雨水については、石神井川流域及び白子川流域に分かれており、一部事業に着手しているが、全体としては放流先河川の整備状況を見ながら計画的に管 <del>きよ</del> の整備推進に努めている。	オ 雨水については、石神井川流域及び白子川流域に分かれており、一部事業に着手しているが、全体としては放流先河川の整備状況を見ながら計画的に <u>下水道</u> 管の整備推進に努めている。																																																																																																	
	(略)	(略)																																																																																																	
地-17	<b>5 道路・橋梁等</b>	<b>5 道路・橋梁等</b>																																																																																																	
	市内の道路総延長は、都道 <del>33,350</del> m、市道 <del>239,169</del> mであり、そのうち、規格改良済延長は、都道 <del>33,350</del> m、市道 <del>161,091</del> mとなっている (平成30年4月1日現在)。	市内の道路総延長は、都道 <u>34,038</u> m、市道 <u>243,480</u> mであり、そのうち、規格改良済延長は、都道 <u>34,038</u> m、市道 <u>167,317</u> mとなっている (令和4年4月1日現在)。																																																																																																	
	都市計画道路の整備状況については、計画決定延長 51.19km に対し、完成済延長は <del>22.71</del> km、整備率は <del>44.4</del> % になっている (令和 <del>3</del> 年3月現在)。	都市計画道路の整備状況については、計画決定延長 51.19km に対し、完成済延長は <u>24.8</u> km、整備率は <u>48.4</u> % になっている (令和 <u>5</u> 年3月現在)。																																																																																																	
地-18	<b>6 建物</b>	<b>6 建物</b>																																																																																																	
	本市における建物の概況 (令和 <del>2</del> 年1月1日現在) は、建物総数は <del>44,254</del> 棟で、この約83%を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で <del>3,400</del> 棟、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造が1,959棟、鉄骨造が <del>1,800</del> 棟となっている。	本市における建物の概況 (令和 <u>4</u> 年1月1日現在) は、建物総数は <u>44,998</u> 棟で、この約83%を木造建築物が占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で <u>3,472</u> 棟、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造が1,959棟、鉄骨造が <u>1,802</u> 棟となっている。																																																																																																	
	また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると「 <del>新耐震設計基準</del> 」が制定される前の昭和56年以前の建物割合 (平成30年10月1日現在) は、木造建築物 (木造及び防火木造) で約16.3%、非木造建築物で約12.6%となっている。	また、住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数を見ると新耐震基準が制定される前の昭和56年以前の建物割合 (平成30年10月1日現在) は、木造建築物 (木造及び防火木造) で約16.3%、非木造建築物で約12.6%となっている。																																																																																																	
	<b>【構造別棟数 各年1月1日現在】</b>	<b>【構造別棟数 各年1月1日現在】</b>																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総数</th> <th>木造</th> <th>鉄骨鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄骨造</th> <th>軽量 鉄骨造</th> <th>コンクリート ブロック造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>平成28年</del></td> <td><del>42,396</del></td> <td><del>35,314</del></td> <td><del>93</del></td> <td><del>1,884</del></td> <td><del>1,776</del></td> <td><del>3,168</del></td> <td><del>161</del></td> </tr> <tr> <td><del>平成29年</del></td> <td><del>42,868</del></td> <td><del>35,723</del></td> <td><del>91</del></td> <td><del>1,881</del></td> <td><del>1,781</del></td> <td><del>3,232</del></td> <td><del>160</del></td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>43,256</td> <td>36,086</td> <td>91</td> <td>1,867</td> <td>1,785</td> <td>3,269</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td><del>平成31年(令和元年)</del></td> <td><del>43,755</del></td> <td><del>36,485</del></td> <td><del>92</del></td> <td><del>1,871</del></td> <td><del>1,801</del></td> <td><del>3,351</del></td> <td><del>155</del></td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>44,254</td> <td>36,943</td> <td>91</td> <td>1,868</td> <td>1,800</td> <td>3,400</td> <td>152</td> </tr> </tbody> </table>	年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造	<del>平成28年</del>	<del>42,396</del>	<del>35,314</del>	<del>93</del>	<del>1,884</del>	<del>1,776</del>	<del>3,168</del>	<del>161</del>	<del>平成29年</del>	<del>42,868</del>	<del>35,723</del>	<del>91</del>	<del>1,881</del>	<del>1,781</del>	<del>3,232</del>	<del>160</del>	平成30年	43,256	36,086	91	1,867	1,785	3,269	158	<del>平成31年(令和元年)</del>	<del>43,755</del>	<del>36,485</del>	<del>92</del>	<del>1,871</del>	<del>1,801</del>	<del>3,351</del>	<del>155</del>	令和2年	44,254	36,943	91	1,868	1,800	3,400	152	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>総数</th> <th>木造</th> <th>鉄骨鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄骨造</th> <th>軽量 鉄骨造</th> <th>コンクリート ブロック造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>43,256</td> <td>36,086</td> <td>91</td> <td>1,867</td> <td>1,785</td> <td>3,269</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>43,755</td> <td>36,485</td> <td>92</td> <td>1,871</td> <td>1,801</td> <td>3,351</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>44,254</td> <td>36,943</td> <td>91</td> <td>1,868</td> <td>1,800</td> <td>3,400</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td><u>令和3年</u></td> <td><u>44,714</u></td> <td><u>37,370</u></td> <td><u>91</u></td> <td><u>1,868</u></td> <td><u>1,806</u></td> <td><u>3,431</u></td> <td><u>148</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和4年</u></td> <td><u>44,998</u></td> <td><u>37,620</u></td> <td><u>91</u></td> <td><u>1,868</u></td> <td><u>1,802</u></td> <td><u>3,472</u></td> <td><u>145</u></td> </tr> </tbody> </table>	年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造	平成30年	43,256	36,086	91	1,867	1,785	3,269	158	令和元年	43,755	36,485	92	1,871	1,801	3,351	155	令和2年	44,254	36,943	91	1,868	1,800	3,400	152	<u>令和3年</u>	<u>44,714</u>	<u>37,370</u>	<u>91</u>	<u>1,868</u>	<u>1,806</u>	<u>3,431</u>	<u>148</u>	<u>令和4年</u>	<u>44,998</u>	<u>37,620</u>	<u>91</u>	<u>1,868</u>	<u>1,802</u>	<u>3,472</u>	<u>145</u>	
年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造																																																																																												
<del>平成28年</del>	<del>42,396</del>	<del>35,314</del>	<del>93</del>	<del>1,884</del>	<del>1,776</del>	<del>3,168</del>	<del>161</del>																																																																																												
<del>平成29年</del>	<del>42,868</del>	<del>35,723</del>	<del>91</del>	<del>1,881</del>	<del>1,781</del>	<del>3,232</del>	<del>160</del>																																																																																												
平成30年	43,256	36,086	91	1,867	1,785	3,269	158																																																																																												
<del>平成31年(令和元年)</del>	<del>43,755</del>	<del>36,485</del>	<del>92</del>	<del>1,871</del>	<del>1,801</del>	<del>3,351</del>	<del>155</del>																																																																																												
令和2年	44,254	36,943	91	1,868	1,800	3,400	152																																																																																												
年	総数	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	コンクリート ブロック造																																																																																												
平成30年	43,256	36,086	91	1,867	1,785	3,269	158																																																																																												
令和元年	43,755	36,485	92	1,871	1,801	3,351	155																																																																																												
令和2年	44,254	36,943	91	1,868	1,800	3,400	152																																																																																												
<u>令和3年</u>	<u>44,714</u>	<u>37,370</u>	<u>91</u>	<u>1,868</u>	<u>1,806</u>	<u>3,431</u>	<u>148</u>																																																																																												
<u>令和4年</u>	<u>44,998</u>	<u>37,620</u>	<u>91</u>	<u>1,868</u>	<u>1,802</u>	<u>3,472</u>	<u>145</u>																																																																																												
	出典 令和 <del>2</del> 年版統計にしとうきょう	出典 令和 <u>4</u> 年版統計にしとうきょう																																																																																																	
	<b>【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成30年10月1日現在】</b>	<b>【住宅の種類、構造、建築の時期別住宅数 平成30年10月1日現在】</b>																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築の 時期※1</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="2">住宅の種類</th> <th colspan="5">構造</th> </tr> <tr> <th>専用住宅</th> <th>店舗・その他併用住宅</th> <th>木造</th> <th>防火 木造</th> <th>鉄骨鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄骨造</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅総数</td> <td>89,310</td> <td>88,390</td> <td>920</td> <td>7,230</td> <td>33,640</td> <td>42,400</td> <td>6,000</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>昭和35以前</td> <td>3,860</td> <td>3,640</td> <td>220</td> <td>1,010</td> <td>1,630</td> <td>1,090</td> <td>130</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>昭和36～55</td> <td>8,950</td> <td>8,790</td> <td>150</td> <td>1,030</td> <td>2,990</td> <td>4,090</td> <td>810</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>昭和56～</td> <td>15,090</td> <td>14,970</td> <td>120</td> <td>1,040</td> <td>5,350</td> <td>7,620</td> <td>1,080</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	建築の 時期※1	総数	住宅の種類		構造					専用住宅	店舗・その他併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	住宅総数	89,310	88,390	920	7,230	33,640	42,400	6,000	40	昭和35以前	3,860	3,640	220	1,010	1,630	1,090	130	—	昭和36～55	8,950	8,790	150	1,030	2,990	4,090	810	20	昭和56～	15,090	14,970	120	1,040	5,350	7,620	1,080	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築の 時期※1</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="2">住宅の種類</th> <th colspan="5">構造</th> </tr> <tr> <th>専用住宅</th> <th>店舗・その他併用住宅</th> <th>木造</th> <th>防火 木造</th> <th>鉄骨鉄筋 コンクリート造</th> <th>鉄骨造</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅総数</td> <td>89,310</td> <td>88,390</td> <td>920</td> <td>7,230</td> <td>33,640</td> <td>42,400</td> <td>6,000</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>昭和35年 以前</td> <td>3,860</td> <td>3,640</td> <td>220</td> <td>1,010</td> <td>1,630</td> <td>1,090</td> <td>130</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>昭和36年 ～55年</td> <td>8,950</td> <td>8,790</td> <td>150</td> <td>1,030</td> <td>2,990</td> <td>4,090</td> <td>810</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	建築の 時期※1	総数	住宅の種類		構造					専用住宅	店舗・その他併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他	住宅総数	89,310	88,390	920	7,230	33,640	42,400	6,000	40	昭和35年 以前	3,860	3,640	220	1,010	1,630	1,090	130	—	昭和36年 ～55年	8,950	8,790	150	1,030	2,990	4,090	810	20		
建築の 時期※1	総数			住宅の種類		構造																																																																																													
		専用住宅	店舗・その他併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他																																																																																											
住宅総数	89,310	88,390	920	7,230	33,640	42,400	6,000	40																																																																																											
昭和35以前	3,860	3,640	220	1,010	1,630	1,090	130	—																																																																																											
昭和36～55	8,950	8,790	150	1,030	2,990	4,090	810	20																																																																																											
昭和56～	15,090	14,970	120	1,040	5,350	7,620	1,080	—																																																																																											
建築の 時期※1	総数	住宅の種類		構造																																																																																															
		専用住宅	店舗・その他併用住宅	木造	防火 木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他																																																																																											
住宅総数	89,310	88,390	920	7,230	33,640	42,400	6,000	40																																																																																											
昭和35年 以前	3,860	3,640	220	1,010	1,630	1,090	130	—																																																																																											
昭和36年 ～55年	8,950	8,790	150	1,030	2,990	4,090	810	20																																																																																											

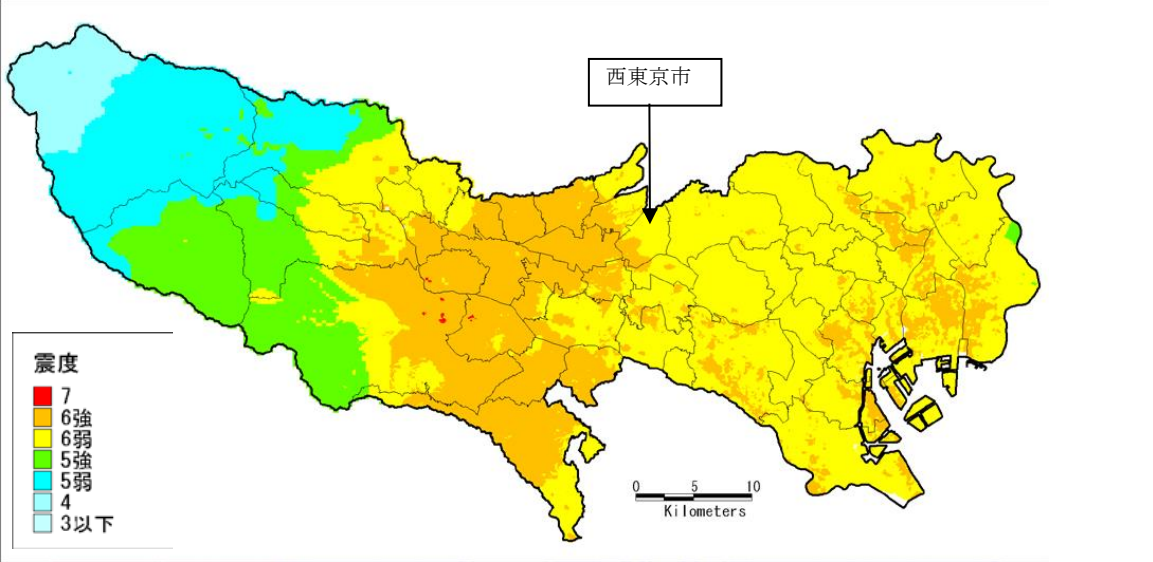
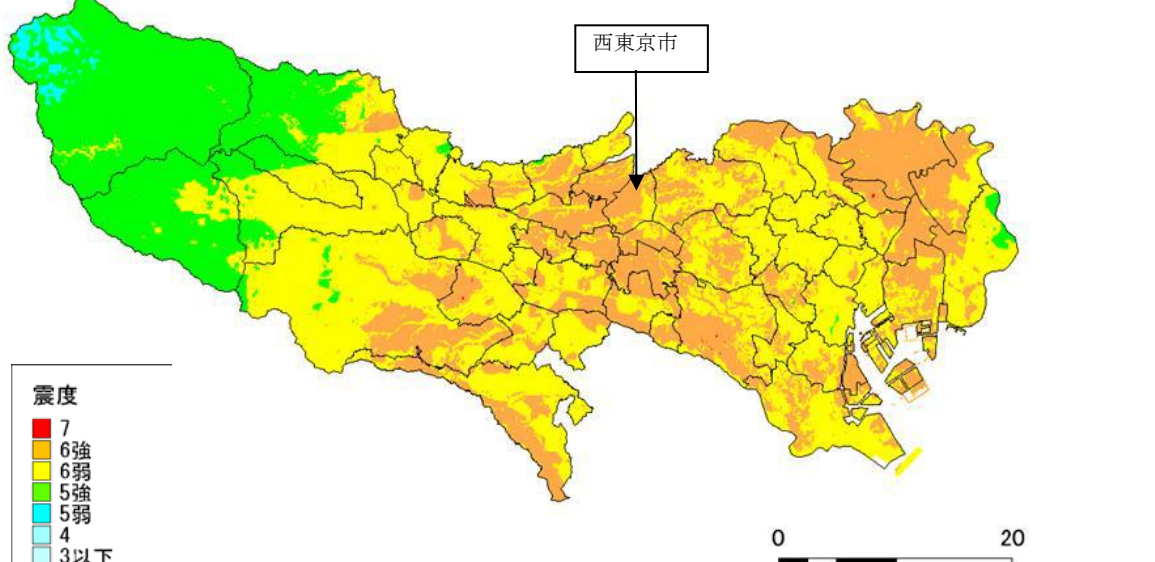
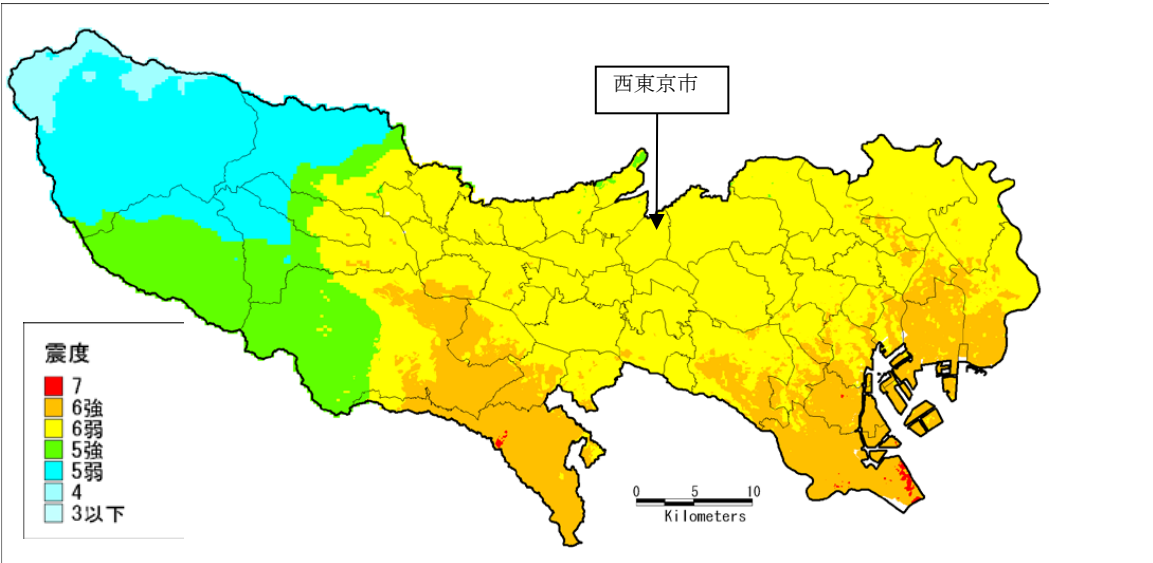
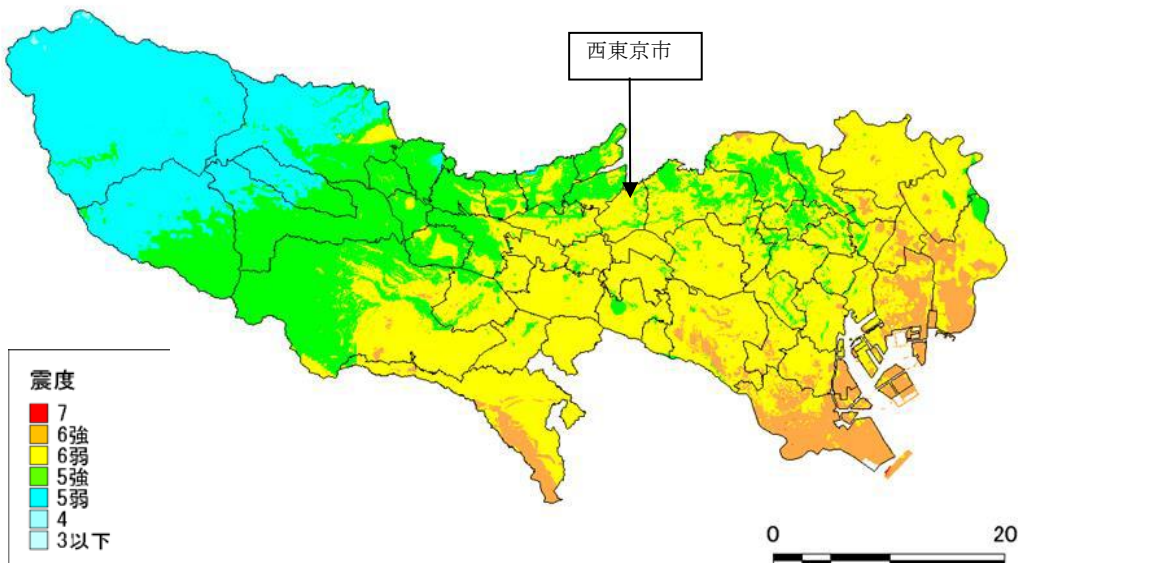


Page	旧文書									新文書									備考				
	平成 2									昭和 56 年 ～平成 2 年	15,090	14,970	120	1,040	5,350	7,620	1,080	—					
	平成 3～7	9,720	9,580	140	870	2,800	5,330	710	—	平成 3 年 ～7 年	9,720	9,580	140	870	2,800	5,330	710	—					
	平成 8～12	10,540	10,430	110	420	3,390	6,460	270	—	平成 8 年 ～12 年	10,540	10,430	110	420	3,390	6,460	270	—					
	平成 13～17	11,960	11,920	40	640	4,140	6,880	300	—	平成 13 年 ～17 年	11,960	11,920	40	640	4,140	6,880	300	—					
	平成 18～22	9,710	9,640	70	430	4,420	4,320	540	—	平成 18 年 ～22 年	9,710	9,640	70	430	4,420	4,320	540	—					
	平成 23～27	7,300	7,250	50	320	3,200	3,370	410	—	平成 23 年 ～27 年	7,300	7,250	50	320	3,200	3,370	410	—					
	平成 27～ 30.9	2,810	2,790	20	230	1,610	620	350	—	平成 27 年～ 30.9	2,810	2,790	20	230	1,610	620	350	—					
	出典 令和 2 年版統計にしようきょう									出典 令和 4 年版統計にしようきょう													
地-19	<b>7 鉄道</b>									<b>7 鉄道</b>													
	(略)									(略)													
	また、市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、平成 31 (令和元) 年度の乗車人員は西武鉄道(株)全 12 路線全 92 駅のうち、田無駅は 11 番目、ひばりヶ丘駅は 12 番目、保谷駅は 14 番目となっている。									また、市の南部を西武鉄道(株)新宿線が東西に走っており、西から田無駅、西武柳沢駅、東伏見駅がある。近年の各駅での乗車人員は下表のとおりである。駅別乗降人員によると、令和 4 年度の乗車人員は西武鉄道(株)全 12 路線全 92 駅のうち、田無駅は 11 番目、ひばりヶ丘駅は 12 番目、保谷駅は 14 番目となっている。													
	<b>【駅別乗降人員】</b>									<b>【駅別乗降人員】</b>													
	路線名	駅名	乗降人員 1日平均 (人)					平成 31 年度 (令和元年)	路線名	駅名	乗降人員 1日平均 (人)					平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
	西武 池袋線	保谷駅	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	63,372	西武 池袋線	保谷駅	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	62,076	63,043	63,372	47,517	50,054	53,701	
		ひばりヶ丘駅	58,481	60,058	60,672	62,076	63,043	63,372		ひばりヶ丘駅	72,652	73,607	74,392	55,311	58,883	63,812							
	西武 新宿線	東伏見駅	23,904	24,597	24,705	25,156	25,240	24,951	西武 新宿線	東伏見駅	25,156	25,240	24,951	17,179	15,710	20,488							
		西武柳沢駅	16,181	16,383	16,415	16,543	16,727	16,616		西武柳沢駅	16,543	16,727	16,616	12,424	13,381	14,614							
		田無駅	73,509	74,808	75,240	75,645	75,996	75,418		田無駅	75,645	75,996	75,418	56,667	59,316	63,936							
	出典：西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員									出典：西武鉄道(株)ホームページ 駅別乗降人員													
地-20	<b>第 3 節 災害履歴</b>									<b>第 3 節 災害履歴</b>													
	<b>1 火災</b>									<b>1 火災</b>													
	平成 28 年から令和 2 年までの過去 5 年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、電気器具、次に放火(疑いも含む)、たばこになっており、令和 2 年の火災の最も多									平成 30 年から令和 4 年までの過去 5 年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、電気器具、次に放火(疑いも含む)、たばこになっており、令和 4 年の火災の最も多													

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																						
	い原因は、電気器具となっている。	い原因は、電気器具となっている。																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>総数</th> <th>たばこ</th> <th>放火 (疑い含む)</th> <th>火遊び</th> <th>ガス 器具</th> <th>電気 器具</th> <th>石油 ストーブ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年</td> <td>34</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>=</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>=</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>50</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>27</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>令和元年 (平成31年)</td> <td>37</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>=</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>48</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>=</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年次	総数	たばこ	放火 (疑い含む)	火遊び	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	その他	平成28年	34	5	7	=	6	9	=	7	平成29年	50	7	12	2	10	8	2	9	平成30年	27	2	6	1	3	6	1	8	令和元年 (平成31年)	37	6	5	=	4	15	—	7	令和2年	48	10	11	=	5	13	—	9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>総数</th> <th>たばこ</th> <th>放火 (疑い含む)</th> <th>ガス 器具</th> <th>電気 器具</th> <th>石油 ストーブ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>27</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>37</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>48</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>33</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>33</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年次	総数	たばこ	放火 (疑い含む)	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	その他	平成30年	27	2	7	3	6	1	8	令和元年	37	6	5	4	15	—	7	令和2年	48	10	11	5	13	—	9	令和3年	33	4	5	9	11	—	4	令和4年	33	4	6	5	16	—	2	
年次	総数	たばこ	放火 (疑い含む)	火遊び	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	その他																																																																																																	
平成28年	34	5	7	=	6	9	=	7																																																																																																	
平成29年	50	7	12	2	10	8	2	9																																																																																																	
平成30年	27	2	6	1	3	6	1	8																																																																																																	
令和元年 (平成31年)	37	6	5	=	4	15	—	7																																																																																																	
令和2年	48	10	11	=	5	13	—	9																																																																																																	
年次	総数	たばこ	放火 (疑い含む)	ガス 器具	電気 器具	石油 ストーブ	その他																																																																																																		
平成30年	27	2	7	3	6	1	8																																																																																																		
令和元年	37	6	5	4	15	—	7																																																																																																		
令和2年	48	10	11	5	13	—	9																																																																																																		
令和3年	33	4	5	9	11	—	4																																																																																																		
令和4年	33	4	6	5	16	—	2																																																																																																		
	出典：令和2年版統計にしようきょう	出典：令和4年版統計にしようきょう																																																																																																							
地-21	3 風水害	3 風水害																																																																																																							
	【近年の主な風水害履歴】	【近年の主な風水害履歴】																																																																																																							
地-21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>被害状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月11日～ 13日</td> <td>床下浸水3件、倒木等64件</td> <td>台風第19号</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	被害状況	備考	(略)	(略)	(略)	令和元年10月11日～ 13日	床下浸水3件、倒木等64件	台風第19号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>被害状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月11日～ 13日</td> <td>床下浸水3件、倒木等64件</td> <td>台風第19号</td> </tr> <tr> <td>令和5年6月2日 ～3日</td> <td>床上浸水1件、床下浸水1件</td> <td>台風第2号</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	被害状況	備考	(略)	(略)	(略)	令和元年10月11日～ 13日	床下浸水3件、倒木等64件	台風第19号	令和5年6月2日 ～3日	床上浸水1件、床下浸水1件	台風第2号																																																																																		
年月日	被害状況	備考																																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																																							
令和元年10月11日～ 13日	床下浸水3件、倒木等64件	台風第19号																																																																																																							
年月日	被害状況	備考																																																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																																																							
令和元年10月11日～ 13日	床下浸水3件、倒木等64件	台風第19号																																																																																																							
令和5年6月2日 ～3日	床上浸水1件、床下浸水1件	台風第2号																																																																																																							
地-22	第4章 被害想定	第4章 被害想定																																																																																																							
	第1節 地震被害想定	第1節 地震被害想定																																																																																																							
	(略)	(略)																																																																																																							
	<del>市は、本計画で想定する地震被害想定について、都が平成24年4月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の結果を踏まえつつ、実情に即した防災機能向上のあり方を検討する。</del>	令和4年5月、都は被害想定を約10年ぶりに見直し、「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が発表されたため、市は、本計画で想定する地震被害想定について結果を踏まえつつ、実情に即した防災機能向上のあり方を検討する。																																																																																																							
	1 前提条件	1 前提条件																																																																																																							
	(1) 想定地震	(1) 想定地震																																																																																																							
	追加	令和4年5月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～（令和4年5月25日、東京都防災会議）」の想定ケース及び西東京市に係る被害想定を計画の前提条件とする。																																																																																																							
	<del>東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震については、全地区で震度6弱程度が想定される。特に多摩直下地震については、市南西部で震度6強を示す地域が分布しており、人的被害、建物被害、ライフライン被害ともに甚大な被害が発生すると想定される。</del>	削除																																																																																																							

Page	旧文書	新文書	備考																																																		
	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th colspan="4">想定地震</th> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>東京湾北部地震</td> <td>多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)</td> <td>元禄型関東地震</td> <td>立川断層帯地震</td> </tr> <tr> <td>震源</td> <td>東京湾北部</td> <td>東京都多摩地域</td> <td>神奈川県西部</td> <td>東京都多摩地域</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td colspan="2">マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.3</td> <td>M8.2</td> <td>M7.4</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td colspan="2">約20km～35km</td> <td>約0km～30km</td> <td>約2km～20km</td> </tr> </table>	項目	想定地震				種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震	震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域	規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.3		M8.2	M7.4	震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th colspan="4">想定地震</th> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>都心南部直下地震</td> <td>多摩東部直下地震</td> <td>大正関東地震</td> <td>立川断層帯地震</td> </tr> <tr> <td>震源</td> <td>東京都23区南部</td> <td>東京都多摩地域</td> <td>神奈川県西部</td> <td>東京都多摩地域</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td colspan="2">マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.3</td> <td>M8クラス</td> <td>M7.4</td> </tr> <tr> <td>震源の深さ</td> <td>約49km</td> <td>約45km</td> <td>約11km</td> <td>約17km</td> </tr> </table>	項目	想定地震				種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震	震源	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域	規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.3		M8クラス	M7.4	震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km	
項目	想定地震																																																				
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震 (プレート境界多摩地震)	元禄型関東地震	立川断層帯地震																																																	
震源	東京湾北部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域																																																	
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.3		M8.2	M7.4																																																	
震源の深さ	約20km～35km		約0km～30km	約2km～20km																																																	
項目	想定地震																																																				
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震																																																	
震源	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域																																																	
規模	マグニチュード(以下「M」と表記する。) 7.3		M8クラス	M7.4																																																	
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km																																																	
	出典：「東京都地域防災計画（令和元年修正）」	出典：「東京都地域防災計画（令和5年修正）」																																																			
地-23	(2) 本市における震度別面積率	(2) 本市における震度別面積率																																																			
	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>東京湾北部地震</th> <th>多摩直下地震</th> <th>元禄型関東地震</th> <th>立川断層帯地震</th> </tr> <tr> <td>震度5強</td> <td>0.1%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>震度6弱</td> <td>99.9%</td> <td>72.0%</td> <td>100%</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td>震度6強</td> <td>—</td> <td>28.0%</td> <td>—</td> <td>2.5%</td> </tr> </table>	種類	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震	震度5強	0.1%	—	—	0.1%	震度6弱	99.9%	72.0%	100%	97.4%	震度6強	—	28.0%	—	2.5%	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>都心南部直下地震</th> <th>多摩東部直下地震</th> <th>大正関東地震</th> <th>立川断層帯地震</th> </tr> <tr> <td>震度5強</td> <td>0.2%</td> <td>—</td> <td>13.4%</td> <td>58.7%</td> </tr> <tr> <td>震度6弱</td> <td>99.8%</td> <td>25.2%</td> <td>86.6%</td> <td>41.3%</td> </tr> <tr> <td>震度6強</td> <td>—</td> <td>74.8%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震	震度5強	0.2%	—	13.4%	58.7%	震度6弱	99.8%	25.2%	86.6%	41.3%	震度6強	—	74.8%	—	—											
種類	東京湾北部地震	多摩直下地震	元禄型関東地震	立川断層帯地震																																																	
震度5強	0.1%	—	—	0.1%																																																	
震度6弱	99.9%	72.0%	100%	97.4%																																																	
震度6強	—	28.0%	—	2.5%																																																	
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震																																																	
震度5強	0.2%	—	13.4%	58.7%																																																	
震度6弱	99.8%	25.2%	86.6%	41.3%																																																	
震度6強	—	74.8%	—	—																																																	
	出典：「東京都地域防災計画（令和元年修正）」																																																				
	追加	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」																																																			
	【東京湾北部地震（M7.3）】	【都心南部直下地震（M7.3）】																																																			
	<p>震度分布</p>  <p>西東京市</p> <p>震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下</p> <p>0 5 10 Kilometers</p>	<p>震度分布</p>  <p>西東京市</p> <p>震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下</p> <p>0 20 km</p>																																																			
	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」																																																			
地-24	【多摩直下地震（M7.3）】	【多摩東部直下地震（M7.3）】																																																			



Page	旧文書	新文書	備考
地-24	<p>震度分布</p>  <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7</li> <li>6強</li> <li>6弱</li> <li>5強</li> <li>5弱</li> <li>4</li> <li>3以下</li> </ul> <p>0 5 10 Kilometers</p>	<p>震度分布</p>  <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7</li> <li>6強</li> <li>6弱</li> <li>5強</li> <li>5弱</li> <li>4</li> <li>3以下</li> </ul> <p>0 20 km</p>	
	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」	
	【元禄型関東地震（M8.2）】	【大正関東地震（M8クラス）】	
地-25	<p>震度分布</p>  <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7</li> <li>6強</li> <li>6弱</li> <li>5強</li> <li>5弱</li> <li>4</li> <li>3以下</li> </ul> <p>0 5 10 Kilometers</p>	<p>震度分布</p>  <p>震度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7</li> <li>6強</li> <li>6弱</li> <li>5強</li> <li>5弱</li> <li>4</li> <li>3以下</li> </ul> <p>0 20 km</p>	
地-25	【立川断層帯地震（M7.4）】	【立川断層帯地震（M7.4）】	



Page	旧文書	新文書	備考																										
地-25	<p>震度分布</p> <p>震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下</p> <p>0 5 10 Kilometers</p> <p>西東京市</p>	<p>震度分布</p> <p>震度 7 6強 6弱 5強 5弱 4 3以下</p> <p>0 20 km</p> <p>西東京市</p>																											
	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」																											
地-26	(3) (略)	(3) (略)																											
	(4) 基本情報	(4) 基本情報																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">市の現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人口</td> <td>夜間</td> <td><del>196,511</del>人</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td><del>162,026</del>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物数</td> <td>木造</td> <td><del>33,503</del>棟</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td><del>6,812</del>棟</td> </tr> </tbody> </table>	項目	市の現況		人口	夜間	<del>196,511</del> 人	昼間	<del>162,026</del> 人	建物数	木造	<del>33,503</del> 棟	非木造	<del>6,812</del> 棟	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">市の現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人口</td> <td>夜間</td> <td><u>207,388</u>人</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td><u>157,135</u>人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物数</td> <td>木造</td> <td><u>36,864</u>棟</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td><u>7,350</u>棟</td> </tr> </tbody> </table>	項目	市の現況		人口	夜間	<u>207,388</u> 人	昼間	<u>157,135</u> 人	建物数	木造	<u>36,864</u> 棟	非木造	<u>7,350</u> 棟	
項目	市の現況																												
人口	夜間	<del>196,511</del> 人																											
	昼間	<del>162,026</del> 人																											
建物数	木造	<del>33,503</del> 棟																											
	非木造	<del>6,812</del> 棟																											
項目	市の現況																												
人口	夜間	<u>207,388</u> 人																											
	昼間	<u>157,135</u> 人																											
建物数	木造	<u>36,864</u> 棟																											
	非木造	<u>7,350</u> 棟																											
	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月）」	出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」																											
	2 気象条件等	2 気象条件等																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季節・時刻・風速</th> <th>想定される災害等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>兵庫県南部地震と同じ発生時間</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害甚大の危険性が高い。</li> <li>住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、「冬の朝5時」と比較して少ない。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	季節・時刻・風速	想定される災害等	冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>兵庫県南部地震と同じ発生時間</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ol>	冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害甚大の危険性が高い。</li> <li>住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、「冬の朝5時」と比較して少ない。</li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>季節・時刻・風速</th> <th>想定される災害等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ発生時間</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街、<u>映画館、テーマパーク</u>等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、<u>看板等</u>の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li><u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者も最多となる。</u></li> <li><u>住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</u></li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	季節・時刻・風速	想定される災害等	冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ発生時間</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ol>	冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街、<u>映画館、テーマパーク</u>等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、<u>看板等</u>の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li><u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者も最多となる。</u></li> <li><u>住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</u></li> </ol>															
季節・時刻・風速	想定される災害等																												
冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>兵庫県南部地震と同じ発生時間</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ol>																												
冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害甚大の危険性が高い。</li> <li>住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、「冬の朝5時」と比較して少ない。</li> </ol>																												
季節・時刻・風速	想定される災害等																												
冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ発生時間</li> <li>多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ol>																												
冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	<ol style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街、<u>映画館、テーマパーク</u>等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、<u>看板等</u>の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li><u>外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者も最多となる。</u></li> <li><u>住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</u></li> </ol>																												

Page	旧文書	新文書	備考
地-26	<p>冬の夕方 18 時 風速 4 m/秒 8 m/秒</p> <p>1 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 2 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、<del>飲食</del>のため多数の人が滞留している。 3 ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 4 鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響<del>拡大</del>の可能性が高い。</p>	<p>冬の夕方 18 時 風速 4 m/秒 8 m/秒</p> <p>1 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース。 2 オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅<del>や</del>飲食のため滞留者が多数存在する。 3 ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 4 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</p>	

出典：「東京都地域防災計画（令和元年修正）」

出典：「東京都地域防災計画（令和5年修正）」

3—総括表

削除

削除

条件	想定地震	東京湾北部地震（M7.3）						
	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	
建物の被害	建物全壊	338棟	338棟	338棟	338棟	338棟	338棟	
	原因別	ゆれ	338棟	338棟	338棟	338棟	338棟	338棟
		液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
	建物半壊	2,808棟	2,808棟	2,808棟	2,808棟	2,808棟	2,808棟	
	原因別	ゆれ	2,806棟	2,806棟	2,806棟	2,806棟	2,806棟	2,806棟
		液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟
	出火件数	出火件数	1棟	1棟	2棟	2棟	3棟	3棟
		焼失棟数	倒壊建物含む	122棟	127棟	183棟	191棟	381棟
倒壊建物含まない	121棟		126棟	182棟	190棟	378棟	394棟	
人的被害	死者	26人	26人	13人	13人	20人	21人	
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	22人	22人	10人	10人	13人	13人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		火災	4人	4人	2人	2人	6人	7人
		ブロック塀等	1人	1人	1人	1人	1人	1人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	屋内収容物（参考値）	3人	3人	2人	2人	2人	2人	
	負傷者	890人	890人	469人	470人	568人	568人	
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	862人	862人	444人	444人	535人	535人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災		6人	6人	3人	3人	9人	10人	
ブロック塀等		22人	22人	22人	22人	22人	22人	
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人	
屋内収容物（参考値）	62人	62人	39人	39人	40人	40人		
避難者数	避難人口	21,525人	21,551人	21,823人	21,861人	22,784人	22,862人	
	避難生活者数	13,992人	14,008人	14,185人	14,210人	14,810人	14,860人	
	疎開者人口	7,534人	7,543人	7,638人	7,652人	7,974人	8,002人	
帰宅困難者	徒歩帰宅困難者	-人	-人	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人	
災害時要援護者（死者数）		11人	12人	18人	18人	17人	17人	
自力脱出困難者		189人	189人	101人	101人	119人	119人	
エレベータ閉じ込め台数		7台	7台	7台	7台	7台	7台	
震災廃棄物 重量		15万 t	15万 t	15万 t	15万 t	16万 t	16万 t	

※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">想定地震</th> <th colspan="6" style="text-align: center;">東京湾北部地震 (M7.3)</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">時期及び時刻</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">冬の朝5時</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">冬の昼12時</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">風速</th> <th style="text-align: center;">4 m/秒</th> <th style="text-align: center;">8 m/秒</th> <th style="text-align: center;">4 m/秒</th> <th style="text-align: center;">8 m/秒</th> <th style="text-align: center;">4 m/秒</th> <th style="text-align: center;">8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">電力</td> <td>停電率 (西東京市)</td> <td>2.3%</td> <td>2.4%</td> <td>2.5%</td> <td>2.5%</td> <td>2.9%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (多摩)</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.9%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (都全体)</td> <td>11.9%</td> <td>11.9%</td> <td>12.8%</td> <td>12.9%</td> <td>17.2%</td> <td>17.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">固定電話</td> <td>不通率 (西東京市)</td> <td>0.4%</td> <td>0.4%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (多摩)</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.7%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (都全体)</td> <td>1.2%</td> <td>1.3%</td> <td>2.4%</td> <td>2.6%</td> <td>7.2%</td> <td>7.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガス①※1</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>26.8%</td> <td>26.8%</td> <td>26.8%</td> <td>26.8%</td> <td>26.8%</td> <td>26.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">ガス②※2</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>22.6%</td> <td>22.6%</td> <td>22.6%</td> <td>22.6%</td> <td>22.6%</td> <td>22.6%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>74.2%</td> <td>74.2%</td> <td>74.2%</td> <td>74.2%</td> <td>74.2%</td> <td>74.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">上水道</td> <td>断水率 (西東京市)</td> <td>20.7%</td> <td>20.7%</td> <td>20.7%</td> <td>20.7%</td> <td>20.7%</td> <td>20.7%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (多摩)</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (都全体)</td> <td>34.5%</td> <td>34.5%</td> <td>34.5%</td> <td>34.5%</td> <td>34.5%</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">下水道</td> <td>管きよ被害率 (西東京市)</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (多摩)</td> <td>17.7%</td> <td>17.7%</td> <td>17.7%</td> <td>17.7%</td> <td>17.7%</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (都全体)</td> <td>23.0%</td> <td>23.0%</td> <td>23.0%</td> <td>23.0%</td> <td>23.0%</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">道路 (多摩)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">高速道路</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般国道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">都道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガス①: ブロック内全域でSI値が60kine超  ※2 ガス②: ブロック内1/3でSI値が60kine超</p>	想定地震		東京湾北部地震 (M7.3)						時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	電力	停電率 (西東京市)	2.3%	2.4%	2.5%	2.5%	2.9%	3.0%	停電率 (多摩)	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.0%	停電率 (都全体)	11.9%	11.9%	12.8%	12.9%	17.2%	17.6%	固定電話	不通率 (西東京市)	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.0%	不通率 (多摩)	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.7%	0.7%	不通率 (都全体)	1.2%	1.3%	2.4%	2.6%	7.2%	7.6%	ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	低压ガス供給支障率 (多摩)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	低压ガス供給支障率 (都全体)	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%	ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	低压ガス供給支障率 (多摩)	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	低压ガス供給支障率 (都全体)	74.2%	74.2%	74.2%	74.2%	74.2%	74.2%	上水道	断水率 (西東京市)	20.7%	20.7%	20.7%	20.7%	20.7%	20.7%	断水率 (多摩)	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	断水率 (都全体)	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	下水道	管きよ被害率 (西東京市)	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	管きよ被害率 (多摩)	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	管きよ被害率 (都全体)	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	都道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	市道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	削除	
想定地震		東京湾北部地震 (M7.3)																																																																																																																																																																																																																										
時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																						
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																					
電力	停電率 (西東京市)	2.3%	2.4%	2.5%	2.5%	2.9%	3.0%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (多摩)	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.0%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (都全体)	11.9%	11.9%	12.8%	12.9%	17.2%	17.6%																																																																																																																																																																																																																					
固定電話	不通率 (西東京市)	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.0%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (多摩)	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.7%	0.7%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (都全体)	1.2%	1.3%	2.4%	2.6%	7.2%	7.6%																																																																																																																																																																																																																					
ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%	26.8%																																																																																																																																																																																																																					
ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%	22.6%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	74.2%	74.2%	74.2%	74.2%	74.2%	74.2%																																																																																																																																																																																																																					
上水道	断水率 (西東京市)	20.7%	20.7%	20.7%	20.7%	20.7%	20.7%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (多摩)	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (都全体)	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%																																																																																																																																																																																																																					
下水道	管きよ被害率 (西東京市)	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (多摩)	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%	17.7%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (都全体)	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%																																																																																																																																																																																																																					
道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%																																																																																																																																																																																																																				
	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
	都道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
	市道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">条件</th> <th>想定地震</th> <th colspan="6">多摩直下地震 (M7.3)</th> </tr> <tr> <th>時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">建物</td> <td>建物全壊</td> <td>831棟</td> <td>831棟</td> <td>831棟</td> <td>831棟</td> <td>831棟</td> <td>831棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原因別</td> <td>ゆれ</td> <td>830棟</td> <td>830棟</td> <td>830棟</td> <td>830棟</td> <td>830棟</td> <td>830棟</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>建物半壊</td> <td>3,711棟</td> <td>3,711棟</td> <td>3,711棟</td> <td>3,711棟</td> <td>3,711棟</td> <td>3,711棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被害</td> <td>ゆれ</td> <td>3,706棟</td> <td>3,706棟</td> <td>3,706棟</td> <td>3,706棟</td> <td>3,706棟</td> <td>3,706棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原因別</td> <td>液状化</td> <td>4棟</td> <td>4棟</td> <td>4棟</td> <td>4棟</td> <td>4棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td>出火件数</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>4棟</td> <td>4棟</td> <td>7棟</td> <td>7棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">焼失棟数</td> <td>倒壊建物含む</td> <td>188棟</td> <td>201棟</td> <td>282棟</td> <td>307棟</td> <td>608棟</td> <td>681棟</td> </tr> <tr> <td>倒壊建物含まない</td> <td>184棟</td> <td>197棟</td> <td>275棟</td> <td>300棟</td> <td>594棟</td> <td>666棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">人的被害</td> <td>死者</td> <td>59人</td> <td>60人</td> <td>29人</td> <td>29人</td> <td>43人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原因別</td> <td>ゆれ・液状化による建物被害</td> <td>52人</td> <td>52人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> <td>32人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>10人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物 (参考値)</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>1,365人</td> <td>1,366人</td> <td>756人</td> <td>757人</td> <td>886人</td> <td>892人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原因別</td> <td>ゆれ・液状化による建物被害</td> <td>1,322人</td> <td>1,322人</td> <td>718人</td> <td>718人</td> <td>839人</td> <td>839人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>9人</td> <td>10人</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>14人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>32人</td> <td>32人</td> <td>32人</td> <td>32人</td> <td>32人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物 (参考値)</td> <td>62人</td> <td>62人</td> <td>38人</td> <td>38人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難者数</td> <td>避難人口</td> <td>38,876人</td> <td>38,937人</td> <td>39,299人</td> <td>39,414人</td> <td>40,769人</td> <td>41,099人</td> </tr> <tr> <td>避難生活者数</td> <td>25,270人</td> <td>25,309人</td> <td>25,544人</td> <td>25,619人</td> <td>26,500人</td> <td>26,714人</td> </tr> <tr> <td>疎開者人口</td> <td>13,607人</td> <td>13,628人</td> <td>13,755人</td> <td>13,795人</td> <td>14,269人</td> <td>14,385人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者</td> <td>徒歩帰宅困難者</td> <td>-人</td> <td>-人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者 (死者数)</td> <td>26人</td> <td>26人</td> <td>39人</td> <td>40人</td> <td>35人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者</td> <td>465人</td> <td>465人</td> <td>258人</td> <td>258人</td> <td>297人</td> <td>297人</td> </tr> <tr> <td>エレベータ閉じ込め台数</td> <td>8台</td> <td>8台</td> <td>8台</td> <td>8台</td> <td>8台</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>震災廃棄物</td> <td>重量</td> <td>27万 t</td> <td>27万 t</td> <td>27万 t</td> <td>27万 t</td> <td>28万 t</td> <td>28万 t</td> </tr> </tbody> </table>	条件	想定地震	多摩直下地震 (M7.3)						時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	建物	建物全壊	831棟	831棟	831棟	831棟	831棟	831棟	原因別	ゆれ	830棟	830棟	830棟	830棟	830棟	830棟	液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	急傾斜地崩壊	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	建物半壊	3,711棟	3,711棟	3,711棟	3,711棟	3,711棟	3,711棟	被害	ゆれ	3,706棟	3,706棟	3,706棟	3,706棟	3,706棟	3,706棟	原因別	液状化	4棟	4棟	4棟	4棟	4棟	急傾斜地崩壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	出火件数	2棟	2棟	4棟	4棟	7棟	7棟	焼失棟数	倒壊建物含む	188棟	201棟	282棟	307棟	608棟	681棟	倒壊建物含まない	184棟	197棟	275棟	300棟	594棟	666棟	人的被害	死者	59人	60人	29人	29人	43人	44人	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	52人	52人	25人	25人	32人	32人	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	6人	6人	3人	3人	10人	12人	ブロック塀等	1人	1人	1人	1人	1人	1人	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	屋内収容物 (参考値)	3人	3人	2人	2人	2人	2人	負傷者	1,365人	1,366人	756人	757人	886人	892人	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	1,322人	1,322人	718人	718人	839人	839人	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	9人	10人	5人	5人	14人	20人	ブロック塀等	32人	32人	32人	32人	32人	32人	屋外落下物	1人	1人	1人	1人	1人	1人	屋内収容物 (参考値)	62人	62人	38人	38人	40人	40人	避難者数	避難人口	38,876人	38,937人	39,299人	39,414人	40,769人	41,099人	避難生活者数	25,270人	25,309人	25,544人	25,619人	26,500人	26,714人	疎開者人口	13,607人	13,628人	13,755人	13,795人	14,269人	14,385人	帰宅困難者	徒歩帰宅困難者	-人	-人	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人	災害時要援護者 (死者数)	26人	26人	39人	40人	35人	36人	自力脱出困難者	465人	465人	258人	258人	297人	297人	エレベータ閉じ込め台数	8台	8台	8台	8台	8台	8台	震災廃棄物	重量	27万 t	27万 t	27万 t	27万 t	28万 t	28万 t	削除	
条件	想定地震		多摩直下地震 (M7.3)																																																																																																																																																																																																																																																																						
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																																																																		
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物	建物全壊	831棟	831棟	831棟	831棟	831棟	831棟																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原因別	ゆれ	830棟	830棟	830棟	830棟	830棟	830棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
		液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
		急傾斜地崩壊	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
	建物半壊	3,711棟	3,711棟	3,711棟	3,711棟	3,711棟	3,711棟																																																																																																																																																																																																																																																																		
	被害	ゆれ	3,706棟	3,706棟	3,706棟	3,706棟	3,706棟	3,706棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
		原因別	液状化	4棟	4棟	4棟	4棟	4棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
			急傾斜地崩壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
		出火件数	2棟	2棟	4棟	4棟	7棟	7棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
	焼失棟数	倒壊建物含む	188棟	201棟	282棟	307棟	608棟	681棟																																																																																																																																																																																																																																																																	
倒壊建物含まない		184棟	197棟	275棟	300棟	594棟	666棟																																																																																																																																																																																																																																																																		
人的被害	死者	59人	60人	29人	29人	43人	44人																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	52人	52人	25人	25人	32人	32人																																																																																																																																																																																																																																																																	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																	
		火災	6人	6人	3人	3人	10人	12人																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ブロック塀等	1人	1人	1人	1人	1人	1人																																																																																																																																																																																																																																																																	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																	
	屋内収容物 (参考値)	3人	3人	2人	2人	2人	2人																																																																																																																																																																																																																																																																		
	負傷者	1,365人	1,366人	756人	757人	886人	892人																																																																																																																																																																																																																																																																		
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	1,322人	1,322人	718人	718人	839人	839人																																																																																																																																																																																																																																																																	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災		9人	10人	5人	5人	14人	20人																																																																																																																																																																																																																																																																		
ブロック塀等		32人	32人	32人	32人	32人	32人																																																																																																																																																																																																																																																																		
屋外落下物		1人	1人	1人	1人	1人	1人																																																																																																																																																																																																																																																																		
屋内収容物 (参考値)	62人	62人	38人	38人	40人	40人																																																																																																																																																																																																																																																																			
避難者数	避難人口	38,876人	38,937人	39,299人	39,414人	40,769人	41,099人																																																																																																																																																																																																																																																																		
	避難生活者数	25,270人	25,309人	25,544人	25,619人	26,500人	26,714人																																																																																																																																																																																																																																																																		
	疎開者人口	13,607人	13,628人	13,755人	13,795人	14,269人	14,385人																																																																																																																																																																																																																																																																		
帰宅困難者	徒歩帰宅困難者	-人	-人	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人																																																																																																																																																																																																																																																																		
災害時要援護者 (死者数)	26人	26人	39人	40人	35人	36人																																																																																																																																																																																																																																																																			
自力脱出困難者	465人	465人	258人	258人	297人	297人																																																																																																																																																																																																																																																																			
エレベータ閉じ込め台数	8台	8台	8台	8台	8台	8台																																																																																																																																																																																																																																																																			
震災廃棄物	重量	27万 t	27万 t	27万 t	27万 t	28万 t	28万 t																																																																																																																																																																																																																																																																		
	※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。																																																																																																																																																																																																																																																																								



Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定地震</th> <th colspan="6">多摩直下地震 (M7.3)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2">風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>停電率 (西東京市)</td> <td>4.8%</td> <td>4.9%</td> <td>5.0%</td> <td>5.1%</td> <td>5.7%</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (多摩)</td> <td>7.9%</td> <td>8.0%</td> <td>8.4%</td> <td>8.4%</td> <td>10.8%</td> <td>11.0%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (都全体)</td> <td>7.3%</td> <td>7.3%</td> <td>7.6%</td> <td>7.6%</td> <td>8.7%</td> <td>8.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>不通率 (西東京市)</td> <td>0.6%</td> <td>0.6%</td> <td>0.8%</td> <td>0.9%</td> <td>1.5%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (多摩)</td> <td>0.9%</td> <td>0.9%</td> <td>1.3%</td> <td>1.4%</td> <td>3.9%</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (都全体)</td> <td>0.7%</td> <td>0.7%</td> <td>0.9%</td> <td>1.0%</td> <td>1.9%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス①※1</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>29.1%</td> <td>29.1%</td> <td>29.1%</td> <td>29.1%</td> <td>29.1%</td> <td>29.1%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>6.5%</td> <td>6.5%</td> <td>6.5%</td> <td>6.5%</td> <td>6.5%</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス②※2</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>97.2%</td> <td>97.2%</td> <td>97.2%</td> <td>97.2%</td> <td>97.2%</td> <td>97.2%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>84.6%</td> <td>84.6%</td> <td>84.6%</td> <td>84.6%</td> <td>84.6%</td> <td>84.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>断水率 (西東京市)</td> <td>43.2%</td> <td>43.2%</td> <td>43.2%</td> <td>43.2%</td> <td>43.2%</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (多摩)</td> <td>33.1%</td> <td>33.1%</td> <td>33.1%</td> <td>33.1%</td> <td>33.1%</td> <td>33.1%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (都全体)</td> <td>36.9%</td> <td>36.9%</td> <td>36.9%</td> <td>36.9%</td> <td>36.9%</td> <td>36.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>管きよ被害率 (西東京市)</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> <td>24.8%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (多摩)</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (都全体)</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">道路 (多摩)</td> <td rowspan="2">高速道路</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>4.4%</td> <td>4.4%</td> <td>4.4%</td> <td>4.4%</td> <td>4.4%</td> <td>4.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般国道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>8.2%</td> <td>8.2%</td> <td>8.2%</td> <td>8.2%</td> <td>8.2%</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都道</td> <td>大被害</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道</td> <td>大被害</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガス①: ブロック内全域でSI値が60kine超  ※2 ガス②: ブロック内1/3でSI値が60kine超</p>	想定地震		多摩直下地震 (M7.3)						時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	電力	停電率 (西東京市)	4.8%	4.9%	5.0%	5.1%	5.7%	5.8%	停電率 (多摩)	7.9%	8.0%	8.4%	8.4%	10.8%	11.0%	停電率 (都全体)	7.3%	7.3%	7.6%	7.6%	8.7%	8.8%	固定電話	不通率 (西東京市)	0.6%	0.6%	0.8%	0.9%	1.5%	1.6%	不通率 (多摩)	0.9%	0.9%	1.3%	1.4%	3.9%	4.1%	不通率 (都全体)	0.7%	0.7%	0.9%	1.0%	1.9%	2.0%	ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	低压ガス供給支障率 (多摩)	29.1%	29.1%	29.1%	29.1%	29.1%	29.1%	低压ガス供給支障率 (都全体)	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	低压ガス供給支障率 (多摩)	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	低压ガス供給支障率 (都全体)	84.6%	84.6%	84.6%	84.6%	84.6%	84.6%	上水道	断水率 (西東京市)	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	断水率 (多摩)	33.1%	33.1%	33.1%	33.1%	33.1%	33.1%	断水率 (都全体)	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	下水道	管きよ被害率 (西東京市)	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	管きよ被害率 (多摩)	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	管きよ被害率 (都全体)	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	都道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	中小被害	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	市道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	中小被害	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	削除	
想定地震		多摩直下地震 (M7.3)																																																																																																																																																																																																																										
時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																						
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																					
電力	停電率 (西東京市)	4.8%	4.9%	5.0%	5.1%	5.7%	5.8%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (多摩)	7.9%	8.0%	8.4%	8.4%	10.8%	11.0%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (都全体)	7.3%	7.3%	7.6%	7.6%	8.7%	8.8%																																																																																																																																																																																																																					
固定電話	不通率 (西東京市)	0.6%	0.6%	0.8%	0.9%	1.5%	1.6%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (多摩)	0.9%	0.9%	1.3%	1.4%	3.9%	4.1%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (都全体)	0.7%	0.7%	0.9%	1.0%	1.9%	2.0%																																																																																																																																																																																																																					
ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	29.1%	29.1%	29.1%	29.1%	29.1%	29.1%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%																																																																																																																																																																																																																					
ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%	97.2%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	84.6%	84.6%	84.6%	84.6%	84.6%	84.6%																																																																																																																																																																																																																					
上水道	断水率 (西東京市)	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (多摩)	33.1%	33.1%	33.1%	33.1%	33.1%	33.1%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (都全体)	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%	36.9%																																																																																																																																																																																																																					
下水道	管きよ被害率 (西東京市)	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%	24.8%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (多摩)	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (都全体)	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%																																																																																																																																																																																																																					
道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%																																																																																																																																																																																																																				
	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%	8.2%																																																																																																																																																																																																																				
	都道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%																																																																																																																																																																																																																				
	市道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%																																																																																																																																																																																																																				

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">条件</th> <th>想定地震</th> <th colspan="6">元禄関東型地震 (M8.2)</th> </tr> <tr> <th>時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物</td> <td>建物全壊</td> <td>211棟</td> <td>211棟</td> <td>211棟</td> <td>211棟</td> <td>211棟</td> <td>211棟</td> </tr> <tr> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゆれ</td> <td>210棟</td> <td>210棟</td> <td>210棟</td> <td>210棟</td> <td>210棟</td> <td>210棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>建物半壊</td> <td>2,076棟</td> <td>2,076棟</td> <td>2,076棟</td> <td>2,076棟</td> <td>2,076棟</td> <td>2,076棟</td> </tr> <tr> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゆれ</td> <td>2,074棟</td> <td>2,074棟</td> <td>2,074棟</td> <td>2,074棟</td> <td>2,074棟</td> <td>2,074棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>出火件数</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>3棟</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倒壊建物含む</td> <td>101棟</td> <td>106棟</td> <td>162棟</td> <td>170棟</td> <td>360棟</td> <td>376棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倒壊建物含まない</td> <td>101棟</td> <td>105棟</td> <td>161棟</td> <td>169棟</td> <td>358棟</td> <td>373棟</td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td>17人</td> <td>17人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> <td>15人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゆれ・液状化による建物被害</td> <td>13人</td> <td>13人</td> <td>6人</td> <td>6人</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物 (参考値)</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>643人</td> <td>643人</td> <td>349人</td> <td>349人</td> <td>417人</td> <td>417人</td> </tr> <tr> <td>ゆれ・液状化による建物被害</td> <td>616人</td> <td>616人</td> <td>325人</td> <td>325人</td> <td>386人</td> <td>386人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>21人</td> <td>21人</td> <td>21人</td> <td>21人</td> <td>21人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内収容物 (参考値)</td> <td>62人</td> <td>62人</td> <td>39人</td> <td>39人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>避難者数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>避難人口</td> <td>27,027人</td> <td>27,049人</td> <td>27,310人</td> <td>27,345人</td> <td>28,228人</td> <td>28,301人</td> </tr> <tr> <td>避難生活者数</td> <td>17,568人</td> <td>17,582人</td> <td>17,752人</td> <td>17,774人</td> <td>18,348人</td> <td>18,396人</td> </tr> <tr> <td>疎開者人口</td> <td>9,460人</td> <td>9,467人</td> <td>9,559人</td> <td>9,571人</td> <td>9,880人</td> <td>9,905人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>帰宅困難者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徒歩帰宅困難者</td> <td>-人</td> <td>-人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者 (死者数)</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>12人</td> <td>12人</td> <td>12人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者</td> <td>117人</td> <td>117人</td> <td>65人</td> <td>65人</td> <td>75人</td> <td>75人</td> </tr> <tr> <td>エレベータ閉じ込め台数</td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>震災廃棄物 重量</td> <td>11万 t</td> <td>11万 t</td> <td>12万 t</td> <td>12万 t</td> <td>12万 t</td> <td>12万 t</td> </tr> </tbody> </table>	条件	想定地震	元禄関東型地震 (M8.2)						時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	建物	建物全壊	211棟	211棟	211棟	211棟	211棟	211棟	原因別							ゆれ	210棟	210棟	210棟	210棟	210棟	210棟	被害	原因別							液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	急傾斜地崩壊	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	人的被害	建物半壊	2,076棟	2,076棟	2,076棟	2,076棟	2,076棟	2,076棟	原因別							ゆれ	2,074棟	2,074棟	2,074棟	2,074棟	2,074棟	2,074棟	被害	原因別							液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	急傾斜地崩壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	被害	出火件数	1棟	1棟	1棟	1棟	3棟	3棟	焼失棟数							倒壊建物含む	101棟	106棟	162棟	170棟	360棟	376棟	被害	原因別							倒壊建物含まない	101棟	105棟	161棟	169棟	358棟	373棟	死者	17人	17人	9人	9人	15人	15人	被害	原因別							ゆれ・液状化による建物被害	13人	13人	6人	6人	8人	8人	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	被害	原因別							火災	3人	3人	2人	2人	6人	6人	ブロック塀等	1人	1人	1人	1人	1人	1人	被害	原因別							屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	屋内収容物 (参考値)	3人	3人	2人	2人	2人	2人	被害	原因別							負傷者	643人	643人	349人	349人	417人	417人	ゆれ・液状化による建物被害	616人	616人	325人	325人	386人	386人	被害	原因別							急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	5人	5人	2人	3人	9人	9人	被害	原因別							ブロック塀等	21人	21人	21人	21人	21人	21人	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	被害	原因別							屋内収容物 (参考値)	62人	62人	39人	39人	40人	40人	避難者数							被害	避難人口	27,027人	27,049人	27,310人	27,345人	28,228人	28,301人	避難生活者数	17,568人	17,582人	17,752人	17,774人	18,348人	18,396人	疎開者人口	9,460人	9,467人	9,559人	9,571人	9,880人	9,905人	被害	帰宅困難者							徒歩帰宅困難者	-人	-人	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人	災害時要援護者 (死者数)	7人	7人	12人	12人	12人	12人	被害	原因別							自力脱出困難者	117人	117人	65人	65人	75人	75人	エレベータ閉じ込め台数	7台	7台	7台	7台	7台	7台	被害	原因別							震災廃棄物 重量	11万 t	11万 t	12万 t	12万 t	12万 t	12万 t	削除	
条件	想定地震		元禄関東型地震 (M8.2)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
建物	建物全壊	211棟	211棟	211棟	211棟	211棟	211棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ゆれ	210棟	210棟	210棟	210棟	210棟	210棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	急傾斜地崩壊	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
人的被害	建物半壊	2,076棟	2,076棟	2,076棟	2,076棟	2,076棟	2,076棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ゆれ	2,074棟	2,074棟	2,074棟	2,074棟	2,074棟	2,074棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	急傾斜地崩壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	出火件数	1棟	1棟	1棟	1棟	3棟	3棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	焼失棟数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	倒壊建物含む	101棟	106棟	162棟	170棟	360棟	376棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	倒壊建物含まない	101棟	105棟	161棟	169棟	358棟	373棟																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	死者	17人	17人	9人	9人	15人	15人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ゆれ・液状化による建物被害	13人	13人	6人	6人	8人	8人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	火災	3人	3人	2人	2人	6人	6人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	ブロック塀等	1人	1人	1人	1人	1人	1人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	屋内収容物 (参考値)	3人	3人	2人	2人	2人	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	負傷者	643人	643人	349人	349人	417人	417人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	ゆれ・液状化による建物被害	616人	616人	325人	325人	386人	386人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	火災	5人	5人	2人	3人	9人	9人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	ブロック塀等	21人	21人	21人	21人	21人	21人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	屋内収容物 (参考値)	62人	62人	39人	39人	40人	40人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	避難者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
被害	避難人口	27,027人	27,049人	27,310人	27,345人	28,228人	28,301人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	避難生活者数	17,568人	17,582人	17,752人	17,774人	18,348人	18,396人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	疎開者人口	9,460人	9,467人	9,559人	9,571人	9,880人	9,905人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	帰宅困難者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	徒歩帰宅困難者	-人	-人	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	災害時要援護者 (死者数)	7人	7人	12人	12人	12人	12人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	自力脱出困難者	117人	117人	65人	65人	75人	75人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	エレベータ閉じ込め台数	7台	7台	7台	7台	7台	7台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
被害	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	震災廃棄物 重量	11万 t	11万 t	12万 t	12万 t	12万 t	12万 t																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定地震</th> <th colspan="6">元禄関東型地震 (M8.2)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2">風速</th> <th>4m/秒</th> <th>8m/秒</th> <th>4m/秒</th> <th>8m/秒</th> <th>4m/秒</th> <th>8m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>停電率 (西東京市)</td> <td>1.8%</td> <td>1.8%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>2.4%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (多摩)</td> <td>5.3%</td> <td>5.4%</td> <td>5.5%</td> <td>5.6%</td> <td>6.2%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (都全体)</td> <td>8.6%</td> <td>8.6%</td> <td>9.0%</td> <td>9.1%</td> <td>11.6%</td> <td>11.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>不通率 (西東京市)</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> <td>0.5%</td> <td>0.9%</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (多摩)</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.8%</td> <td>0.8%</td> <td>1.6%</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (都全体)</td> <td>2.8%</td> <td>2.8%</td> <td>3.2%</td> <td>3.2%</td> <td>5.8%</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス①※1</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>5.7%</td> <td>5.7%</td> <td>5.7%</td> <td>5.7%</td> <td>5.7%</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス②※2</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>38.1%</td> <td>38.1%</td> <td>38.1%</td> <td>38.1%</td> <td>38.1%</td> <td>38.1%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>53.1%</td> <td>53.1%</td> <td>53.1%</td> <td>53.1%</td> <td>53.1%</td> <td>53.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>断水率 (西東京市)</td> <td>34.6%</td> <td>34.6%</td> <td>34.6%</td> <td>34.6%</td> <td>34.6%</td> <td>34.6%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (多摩)</td> <td>34.0%</td> <td>34.0%</td> <td>34.0%</td> <td>34.0%</td> <td>34.0%</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (都全体)</td> <td>45.2%</td> <td>45.2%</td> <td>45.2%</td> <td>45.2%</td> <td>45.2%</td> <td>45.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>管きよ被害率 (西東京市)</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (多摩)</td> <td>21.3%</td> <td>21.3%</td> <td>21.3%</td> <td>21.3%</td> <td>21.3%</td> <td>21.3%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (都全体)</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> <td>22.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">道路 (多摩)</td> <td rowspan="2">高速道路</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般国道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>3.9%</td> <td>3.9%</td> <td>3.9%</td> <td>3.9%</td> <td>3.9%</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガス①: ブロック内全域でSI値が60kine超  ※2 ガス②: ブロック内1/3でSI値が60kine超</p>	想定地震		元禄関東型地震 (M8.2)						時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	電力	停電率 (西東京市)	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	2.4%	2.4%	停電率 (多摩)	5.3%	5.4%	5.5%	5.6%	6.2%	6.3%	停電率 (都全体)	8.6%	8.6%	9.0%	9.1%	11.6%	11.8%	固定電話	不通率 (西東京市)	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.9%	不通率 (多摩)	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	1.6%	1.7%	不通率 (都全体)	2.8%	2.8%	3.2%	3.2%	5.8%	6.1%	ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	低压ガス供給支障率 (多摩)	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	低压ガス供給支障率 (都全体)	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	低压ガス供給支障率 (多摩)	38.1%	38.1%	38.1%	38.1%	38.1%	38.1%	低压ガス供給支障率 (都全体)	53.1%	53.1%	53.1%	53.1%	53.1%	53.1%	上水道	断水率 (西東京市)	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	断水率 (多摩)	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	断水率 (都全体)	45.2%	45.2%	45.2%	45.2%	45.2%	45.2%	下水道	管きよ被害率 (西東京市)	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	管きよ被害率 (多摩)	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	管きよ被害率 (都全体)	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	都道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	市道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	削除	
想定地震		元禄関東型地震 (M8.2)																																																																																																																																																																																																																										
時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																						
風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒																																																																																																																																																																																																																					
電力	停電率 (西東京市)	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	2.4%	2.4%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (多摩)	5.3%	5.4%	5.5%	5.6%	6.2%	6.3%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (都全体)	8.6%	8.6%	9.0%	9.1%	11.6%	11.8%																																																																																																																																																																																																																					
固定電話	不通率 (西東京市)	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.9%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (多摩)	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	1.6%	1.7%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (都全体)	2.8%	2.8%	3.2%	3.2%	5.8%	6.1%																																																																																																																																																																																																																					
ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%																																																																																																																																																																																																																					
ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	38.1%	38.1%	38.1%	38.1%	38.1%	38.1%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	53.1%	53.1%	53.1%	53.1%	53.1%	53.1%																																																																																																																																																																																																																					
上水道	断水率 (西東京市)	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%	34.6%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (多摩)	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (都全体)	45.2%	45.2%	45.2%	45.2%	45.2%	45.2%																																																																																																																																																																																																																					
下水道	管きよ被害率 (西東京市)	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (多摩)	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%	21.3%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (都全体)	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%	22.9%																																																																																																																																																																																																																					
道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%																																																																																																																																																																																																																				
	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%	3.9%																																																																																																																																																																																																																				
	都道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%																																																																																																																																																																																																																				
	市道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%																																																																																																																																																																																																																				

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">条件</th> <th>想定地震</th> <th colspan="6">立川断層帯地震 (M7.4)</th> </tr> <tr> <th>時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物</td> <td>建物全壊</td> <td>428棟</td> <td>428棟</td> <td>428棟</td> <td>428棟</td> <td>428棟</td> <td>428棟</td> </tr> <tr> <td>ゆれ</td> <td>427棟</td> <td>427棟</td> <td>427棟</td> <td>427棟</td> <td>427棟</td> <td>427棟</td> </tr> <tr> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>液状化</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>建物半壊</td> <td>2,919棟</td> <td>2,919棟</td> <td>2,919棟</td> <td>2,919棟</td> <td>2,919棟</td> <td>2,919棟</td> </tr> <tr> <td>ゆれ</td> <td>2,917棟</td> <td>2,917棟</td> <td>2,917棟</td> <td>2,917棟</td> <td>2,917棟</td> <td>2,917棟</td> </tr> <tr> <td>原因別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>液状化</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> <td>0棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出火件数</td> <td>1棟</td> <td>1棟</td> <td>2棟</td> <td>2棟</td> <td>3棟</td> <td>3棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">焼失棟数</td> <td>倒壊建物含む</td> <td>111棟</td> <td>118棟</td> <td>172棟</td> <td>184棟</td> <td>375棟</td> <td>409棟</td> </tr> <tr> <td>倒壊建物含まない</td> <td>109棟</td> <td>116棟</td> <td>170棟</td> <td>182棟</td> <td>370棟</td> <td>405棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">人的被害</td> <td>死者</td> <td>31人</td> <td>32人</td> <td>15人</td> <td>16人</td> <td>24人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原因別</td> <td>ゆれ・液状化による建物被害</td> <td>27人</td> <td>27人</td> <td>13人</td> <td>13人</td> <td>16人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>6人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物 (参考値)</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>962人</td> <td>963人</td> <td>519人</td> <td>519人</td> <td>619人</td> <td>619人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原因別</td> <td>ゆれ・液状化による建物被害</td> <td>932人</td> <td>932人</td> <td>491人</td> <td>491人</td> <td>584人</td> <td>584人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>5人</td> <td>6人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>9人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>25人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物 (参考値)</td> <td>62人</td> <td>62人</td> <td>39人</td> <td>39人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難者数</td> <td>避難人口</td> <td>25,022人</td> <td>25,056人</td> <td>25,315人</td> <td>25,375人</td> <td>26,284人</td> <td>26,451人</td> </tr> <tr> <td>避難生活者数</td> <td>16,264人</td> <td>16,286人</td> <td>16,454人</td> <td>16,494人</td> <td>17,085人</td> <td>17,193人</td> </tr> <tr> <td>疎開者人口</td> <td>8,758人</td> <td>8,769人</td> <td>8,860人</td> <td>8,881人</td> <td>9,200人</td> <td>9,258人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者</td> <td>徒歩帰宅困難者</td> <td>-人</td> <td>-人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> <td>31,227人</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者 (死者数)</td> <td></td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>21人</td> <td>21人</td> <td>19人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者</td> <td></td> <td>239人</td> <td>239人</td> <td>130人</td> <td>130人</td> <td>152人</td> <td>152人</td> </tr> <tr> <td>エレベータ閉じ込め台数</td> <td></td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>震災廃棄物 重量</td> <td></td> <td>17万 t</td> <td>17万 t</td> <td>17万 t</td> <td>17万 t</td> <td>18万 t</td> <td>18万 t</td> </tr> </tbody> </table>	条件	想定地震	立川断層帯地震 (M7.4)						時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	建物	建物全壊	428棟	428棟	428棟	428棟	428棟	428棟	ゆれ	427棟	427棟	427棟	427棟	427棟	427棟	原因別								液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		急傾斜地崩壊	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	被害	建物半壊	2,919棟	2,919棟	2,919棟	2,919棟	2,919棟	2,919棟	ゆれ	2,917棟	2,917棟	2,917棟	2,917棟	2,917棟	2,917棟	原因別								液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		急傾斜地崩壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟		出火件数	1棟	1棟	2棟	2棟	3棟	3棟	焼失棟数	倒壊建物含む	111棟	118棟	172棟	184棟	375棟	409棟	倒壊建物含まない	109棟	116棟	170棟	182棟	370棟	405棟	人的被害	死者	31人	32人	15人	16人	24人	24人	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	27人	27人	13人	13人	16人	16人	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	4人	4人	2人	2人	6人	7人	ブロック塀等	1人	1人	1人	1人	1人	1人	屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	屋内収容物 (参考値)	3人	3人	2人	2人	2人	2人	負傷者	962人	963人	519人	519人	619人	619人	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	932人	932人	491人	491人	584人	584人	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	火災	5人	6人	3人	3人	9人	10人	ブロック塀等	25人	25人	25人	25人	25人	25人	屋外落下物	1人	1人	1人	1人	1人	1人	屋内収容物 (参考値)	62人	62人	39人	39人	40人	40人	避難者数	避難人口	25,022人	25,056人	25,315人	25,375人	26,284人	26,451人	避難生活者数	16,264人	16,286人	16,454人	16,494人	17,085人	17,193人	疎開者人口	8,758人	8,769人	8,860人	8,881人	9,200人	9,258人	帰宅困難者	徒歩帰宅困難者	-人	-人	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人	災害時要援護者 (死者数)		14人	14人	21人	21人	19人	20人	自力脱出困難者		239人	239人	130人	130人	152人	152人	エレベータ閉じ込め台数		7台	7台	7台	7台	7台	7台	震災廃棄物 重量		17万 t	17万 t	17万 t	17万 t	18万 t	18万 t	削除	
条件	想定地震		立川断層帯地震 (M7.4)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																																																																																								
建物	建物全壊	428棟	428棟	428棟	428棟	428棟	428棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	ゆれ	427棟	427棟	427棟	427棟	427棟	427棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	急傾斜地崩壊	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
被害	建物半壊	2,919棟	2,919棟	2,919棟	2,919棟	2,919棟	2,919棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	ゆれ	2,917棟	2,917棟	2,917棟	2,917棟	2,917棟	2,917棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	原因別																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	急傾斜地崩壊	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟	2棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	出火件数	1棟	1棟	2棟	2棟	3棟	3棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
焼失棟数	倒壊建物含む	111棟	118棟	172棟	184棟	375棟	409棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	倒壊建物含まない	109棟	116棟	170棟	182棟	370棟	405棟																																																																																																																																																																																																																																																																																								
人的被害	死者	31人	32人	15人	16人	24人	24人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	27人	27人	13人	13人	16人	16人																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		火災	4人	4人	2人	2人	6人	7人																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		ブロック塀等	1人	1人	1人	1人	1人	1人																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	屋内収容物 (参考値)	3人	3人	2人	2人	2人	2人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	負傷者	962人	963人	519人	519人	619人	619人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	原因別	ゆれ・液状化による建物被害	932人	932人	491人	491人	584人	584人																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人																																																																																																																																																																																																																																																																																							
火災		5人	6人	3人	3人	9人	10人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ブロック塀等		25人	25人	25人	25人	25人	25人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋外落下物		1人	1人	1人	1人	1人	1人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
屋内収容物 (参考値)	62人	62人	39人	39人	40人	40人																																																																																																																																																																																																																																																																																									
避難者数	避難人口	25,022人	25,056人	25,315人	25,375人	26,284人	26,451人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	避難生活者数	16,264人	16,286人	16,454人	16,494人	17,085人	17,193人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	疎開者人口	8,758人	8,769人	8,860人	8,881人	9,200人	9,258人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
帰宅困難者	徒歩帰宅困難者	-人	-人	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
災害時要援護者 (死者数)		14人	14人	21人	21人	19人	20人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
自力脱出困難者		239人	239人	130人	130人	152人	152人																																																																																																																																																																																																																																																																																								
エレベータ閉じ込め台数		7台	7台	7台	7台	7台	7台																																																																																																																																																																																																																																																																																								
震災廃棄物 重量		17万 t	17万 t	17万 t	17万 t	18万 t	18万 t																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。																																																																																																																																																																																																																																																																																														



Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">想定地震</th> <th colspan="6">立川断層帯地震 (M7.4)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2">風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>停電率 (西東京市)</td> <td>2.9%</td> <td>2.9%</td> <td>3.0%</td> <td>3.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (多摩)</td> <td>8.5%</td> <td>8.5%</td> <td>9.1%</td> <td>9.2%</td> <td>11.5%</td> <td>11.8%</td> </tr> <tr> <td>停電率 (都全体)</td> <td>2.8%</td> <td>2.8%</td> <td>3.1%</td> <td>3.1%</td> <td>3.9%</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>不通率 (西東京市)</td> <td>0.4%</td> <td>0.4%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>1.0%</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (多摩)</td> <td>0.9%</td> <td>1.0%</td> <td>1.8%</td> <td>1.9%</td> <td>4.5%</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>不通率 (都全体)</td> <td>0.3%</td> <td>0.3%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>1.3%</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス①※1</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>0.8%</td> <td>0.8%</td> <td>0.8%</td> <td>0.8%</td> <td>0.8%</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス②※2</td> <td>低压ガス供給支障率 (西東京市)</td> <td>43.1%</td> <td>43.1%</td> <td>43.1%</td> <td>43.1%</td> <td>43.1%</td> <td>43.1%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (多摩)</td> <td>51.8%</td> <td>51.8%</td> <td>51.8%</td> <td>51.8%</td> <td>51.8%</td> <td>51.8%</td> </tr> <tr> <td>低压ガス供給支障率 (都全体)</td> <td>11.3%</td> <td>11.3%</td> <td>11.3%</td> <td>11.3%</td> <td>11.3%</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>断水率 (西東京市)</td> <td>25.7%</td> <td>25.7%</td> <td>25.7%</td> <td>25.7%</td> <td>25.7%</td> <td>25.7%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (多摩)</td> <td>37.4%</td> <td>37.4%</td> <td>37.4%</td> <td>37.4%</td> <td>37.4%</td> <td>37.4%</td> </tr> <tr> <td>断水率 (都全体)</td> <td>13.3%</td> <td>13.3%</td> <td>13.3%</td> <td>13.3%</td> <td>13.3%</td> <td>13.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>管きよ被害率 (西東京市)</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (多摩)</td> <td>22.2%</td> <td>22.2%</td> <td>22.2%</td> <td>22.2%</td> <td>22.2%</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (都全体)</td> <td>18.8%</td> <td>18.8%</td> <td>18.8%</td> <td>18.8%</td> <td>18.8%</td> <td>18.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">道路 (多摩)</td> <td rowspan="2">高速道路</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>6.0%</td> <td>6.0%</td> <td>6.0%</td> <td>6.0%</td> <td>6.0%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般国道</td> <td>大被害</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>9.2%</td> <td>9.2%</td> <td>9.2%</td> <td>9.2%</td> <td>9.2%</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都道</td> <td>大被害</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市道</td> <td>大被害</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>中小被害</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガス①: ブロック内全域でSI値が60kine超  ※2 ガス②: ブロック内1/3でSI値が60kine超</p>	想定地震		立川断層帯地震 (M7.4)						時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	電力	停電率 (西東京市)	2.9%	2.9%	3.0%	3.0%	3.5%	3.5%	停電率 (多摩)	8.5%	8.5%	9.1%	9.2%	11.5%	11.8%	停電率 (都全体)	2.8%	2.8%	3.1%	3.1%	3.9%	4.0%	固定電話	不通率 (西東京市)	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.1%	不通率 (多摩)	0.9%	1.0%	1.8%	1.9%	4.5%	4.8%	不通率 (都全体)	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	1.3%	1.4%	ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	低压ガス供給支障率 (多摩)	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	低压ガス供給支障率 (都全体)	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	43.1%	43.1%	43.1%	43.1%	43.1%	43.1%	低压ガス供給支障率 (多摩)	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	低压ガス供給支障率 (都全体)	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	上水道	断水率 (西東京市)	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%	断水率 (多摩)	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%	断水率 (都全体)	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	下水道	管きよ被害率 (西東京市)	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	管きよ被害率 (多摩)	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	管きよ被害率 (都全体)	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	中小被害	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	都道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	中小被害	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	市道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	中小被害	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	削除	
想定地震		立川断層帯地震 (M7.4)																																																																																																																																																																																																																										
時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																						
風速		4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																					
電力	停電率 (西東京市)	2.9%	2.9%	3.0%	3.0%	3.5%	3.5%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (多摩)	8.5%	8.5%	9.1%	9.2%	11.5%	11.8%																																																																																																																																																																																																																					
	停電率 (都全体)	2.8%	2.8%	3.1%	3.1%	3.9%	4.0%																																																																																																																																																																																																																					
固定電話	不通率 (西東京市)	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%	1.1%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (多摩)	0.9%	1.0%	1.8%	1.9%	4.5%	4.8%																																																																																																																																																																																																																					
	不通率 (都全体)	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	1.3%	1.4%																																																																																																																																																																																																																					
ガス①※1	低压ガス供給支障率 (西東京市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%																																																																																																																																																																																																																					
ガス②※2	低压ガス供給支障率 (西東京市)	43.1%	43.1%	43.1%	43.1%	43.1%	43.1%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (多摩)	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%	51.8%																																																																																																																																																																																																																					
	低压ガス供給支障率 (都全体)	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%	11.3%																																																																																																																																																																																																																					
上水道	断水率 (西東京市)	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (多摩)	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%	37.4%																																																																																																																																																																																																																					
	断水率 (都全体)	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%																																																																																																																																																																																																																					
下水道	管きよ被害率 (西東京市)	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (多摩)	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%																																																																																																																																																																																																																					
	管きよ被害率 (都全体)	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%																																																																																																																																																																																																																					
道路 (多摩)	高速道路	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%																																																																																																																																																																																																																				
	一般国道	大被害	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%																																																																																																																																																																																																																				
	都道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%																																																																																																																																																																																																																				
	市道	大被害	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%																																																																																																																																																																																																																				
		中小被害	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%																																																																																																																																																																																																																				
	地-27	<b>4 被害想定結果</b>	<b>3 被害想定結果の概要</b>																																																																																																																																																																																																																									
	<del>都が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると想定される4地震のうち、本市に係る被害は、「多摩直下地震M7.3」において最大となる。</del>	<u>「首都直下地震等による東京の被害想定」によると想定される4地震のうち、本市に係る被害は、「多摩東部直下地震M7.3」において最大となる。</u>																																																																																																																																																																																																																										
	<del>したがって、地震編における各種震災対策は、多摩直下地震M7.3の被害想定を前提として、本市の実情に即した内容を検討する。</del>	<u>したがって、地震編における各種震災対策は、多摩東部直下地震M7.3の被害想定を前提として、本市の実情に即した内容を検討する。</u>																																																																																																																																																																																																																										
	<del>なお、「多摩直下地震M7.3」のうち、発生する時間帯等による被害数値については、より大きな数値を対象とする。</del>	<u>なお、「多摩東部直下地震M7.3」のうち、発生する時間帯等による被害数値については、より大きな数値を対象とする。</u>																																																																																																																																																																																																																										
	追加	(1) 多摩東部直下地震																																																																																																																																																																																																																										

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																																		
地-27	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td>65 人</td> <td>66 人</td> <td>38 人</td> <td>39 人</td> <td>98 人</td> <td>101 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">要因別</td> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>41 人</td> <td>41 人</td> <td>17 人</td> <td>17 人</td> <td>25 人</td> <td>25 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>19 人</td> <td>20 人</td> <td>16 人</td> <td>17 人</td> <td>66 人</td> <td>69 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>1,028 人</td> <td>1,032 人</td> <td>743 人</td> <td>747 人</td> <td>1,097 人</td> <td>1,112 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">要因別</td> <td>うち重傷者数</td> <td>106 人</td> <td>107 人</td> <td>92 人</td> <td>93 人</td> <td>188 人</td> <td>192 人</td> </tr> <tr> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>870 人</td> <td>870 人</td> <td>581 人</td> <td>581 人</td> <td>636 人</td> <td>636 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>34 人</td> <td>39 人</td> <td>36 人</td> <td>40 人</td> <td>258 人</td> <td>273 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>48 人</td> <td>48 人</td> <td>121 人</td> <td>121 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>119 人</td> <td>119 人</td> <td>78 人</td> <td>78 人</td> <td>82 人</td> <td>82 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物被害棟数</td> <td>建物被害棟数</td> <td>704 棟</td> <td>704 棟</td> <td>704 棟</td> <td>704 棟</td> <td>704 棟</td> <td>704 棟</td> </tr> <tr> <td>ゆれなどによる建物全壊</td> <td>702 棟</td> <td>702 棟</td> <td>702 棟</td> <td>702 棟</td> <td>702 棟</td> <td>702 棟</td> </tr> <tr> <td>液状化による建物全壊</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> </tr> <tr> <td>出火件数</td> <td>5 件</td> <td>5 件</td> <td>6 件</td> <td>6 件</td> <td>11 件</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数（倒壊建物を含む）</td> <td>738 棟</td> <td>776 棟</td> <td>880 棟</td> <td>928 棟</td> <td>3,364 棟</td> <td>3,537 棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数（倒壊建物を含まない）</td> <td>724 棟</td> <td>761 棟</td> <td>863 棟</td> <td>910 棟</td> <td>3,297 棟</td> <td>3,467 棟</td> </tr> <tr> <td>避難者数（最大）</td> <td>27,783 人</td> <td>27,947 人</td> <td>28,400 人</td> <td>28,656 人</td> <td>39,186 人</td> <td>39,935 人</td> </tr> <tr> <td>都内滞留者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> </tr> <tr> <td>災害時要配慮者死者数</td> <td>51 人</td> <td>52 人</td> <td>30 人</td> <td>31 人</td> <td>77 人</td> <td>80 人</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数</td> <td>358 人</td> <td>358 人</td> <td>239 人</td> <td>239 人</td> <td>260 人</td> <td>260 人</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数</td> <td>156 台</td> <td>156 台</td> <td>156 台</td> <td>173 台</td> <td>171 台</td> <td>173 台</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>27 万t</td> <td>27 万t</td> <td>27 万t</td> <td>27 万t</td> <td>33 万t</td> <td>33 万t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。</p>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		風速		風速			4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	死者数	65 人	66 人	38 人	39 人	98 人	101 人	要因別	ゆれによる建物全壊	41 人	41 人	17 人	17 人	25 人	25 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	19 人	20 人	16 人	17 人	66 人	69 人	ブロック塀	0 人	0 人	1 人	1 人	4 人	4 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	5 人	5 人	3 人	3 人	3 人	3 人	負傷者数	1,028 人	1,032 人	743 人	747 人	1,097 人	1,112 人	要因別	うち重傷者数	106 人	107 人	92 人	93 人	188 人	192 人	ゆれによる建物全壊	870 人	870 人	581 人	581 人	636 人	636 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	34 人	39 人	36 人	40 人	258 人	273 人	ブロック塀	4 人	4 人	48 人	48 人	121 人	121 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	119 人	119 人	78 人	78 人	82 人	82 人	建物被害棟数	建物被害棟数	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	ゆれなどによる建物全壊	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	液状化による建物全壊	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	出火件数	5 件	5 件	6 件	6 件	11 件	11 件	焼失棟数（倒壊建物を含む）	738 棟	776 棟	880 棟	928 棟	3,364 棟	3,537 棟	焼失棟数（倒壊建物を含まない）	724 棟	761 棟	863 棟	910 棟	3,297 棟	3,467 棟	避難者数（最大）	27,783 人	27,947 人	28,400 人	28,656 人	39,186 人	39,935 人	都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	災害時要配慮者死者数	51 人	52 人	30 人	31 人	77 人	80 人	自力脱出困難者数	358 人	358 人	239 人	239 人	260 人	260 人	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	156 台	156 台	156 台	173 台	171 台	173 台	災害廃棄物	27 万t	27 万t	27 万t	27 万t	33 万t	33 万t	
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																															
	風速		風速		風速																																																																																																																																																																																																																																
	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																															
死者数	65 人	66 人	38 人	39 人	98 人	101 人																																																																																																																																																																																																																															
要因別	ゆれによる建物全壊	41 人	41 人	17 人	17 人	25 人	25 人																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																														
	火災	19 人	20 人	16 人	17 人	66 人	69 人																																																																																																																																																																																																																														
	ブロック塀	0 人	0 人	1 人	1 人	4 人	4 人																																																																																																																																																																																																																														
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																														
	屋内収容物	5 人	5 人	3 人	3 人	3 人	3 人																																																																																																																																																																																																																														
負傷者数	1,028 人	1,032 人	743 人	747 人	1,097 人	1,112 人																																																																																																																																																																																																																															
要因別	うち重傷者数	106 人	107 人	92 人	93 人	188 人	192 人																																																																																																																																																																																																																														
	ゆれによる建物全壊	870 人	870 人	581 人	581 人	636 人	636 人																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																														
	火災	34 人	39 人	36 人	40 人	258 人	273 人																																																																																																																																																																																																																														
	ブロック塀	4 人	4 人	48 人	48 人	121 人	121 人																																																																																																																																																																																																																														
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																														
屋内収容物	119 人	119 人	78 人	78 人	82 人	82 人																																																																																																																																																																																																																															
建物被害棟数	建物被害棟数	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟	704 棟																																																																																																																																																																																																																														
	ゆれなどによる建物全壊	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟	702 棟																																																																																																																																																																																																																														
	液状化による建物全壊	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟																																																																																																																																																																																																																														
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟																																																																																																																																																																																																																														
出火件数	5 件	5 件	6 件	6 件	11 件	11 件																																																																																																																																																																																																																															
焼失棟数（倒壊建物を含む）	738 棟	776 棟	880 棟	928 棟	3,364 棟	3,537 棟																																																																																																																																																																																																																															
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	724 棟	761 棟	863 棟	910 棟	3,297 棟	3,467 棟																																																																																																																																																																																																																															
避難者数（最大）	27,783 人	27,947 人	28,400 人	28,656 人	39,186 人	39,935 人																																																																																																																																																																																																																															
都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人																																																																																																																																																																																																																															
帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人																																																																																																																																																																																																																															
災害時要配慮者死者数	51 人	52 人	30 人	31 人	77 人	80 人																																																																																																																																																																																																																															
自力脱出困難者数	358 人	358 人	239 人	239 人	260 人	260 人																																																																																																																																																																																																																															
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	156 台	156 台	156 台	173 台	171 台	173 台																																																																																																																																																																																																																															
災害廃棄物	27 万t	27 万t	27 万t	27 万t	33 万t	33 万t																																																																																																																																																																																																																															
地-28	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>停電率（西東京市）</td> <td>5.3 %</td> <td>5.4 %</td> <td>5.6 %</td> <td>5.7 %</td> <td>10.8 %</td> <td>11.3 %</td> </tr> <tr> <td>停電率（多摩）</td> <td>4.0 %</td> <td>4.1 %</td> <td>4.2 %</td> <td>4.3 %</td> <td>5.5 %</td> <td>5.7 %</td> </tr> <tr> <td>停電率（都全体）</td> <td>7.2 %</td> <td>7.2 %</td> <td>7.4 %</td> <td>7.5 %</td> <td>9.1 %</td> <td>9.3 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>不通率（西東京市）</td> <td>2.2 %</td> <td>1.9 %</td> <td>2.1 %</td> <td>2.2 %</td> <td>7.9 %</td> <td>8.3 %</td> </tr> <tr> <td>不通率（多摩）</td> <td>1.2 %</td> <td>1.1 %</td> <td>1.2 %</td> <td>1.3 %</td> <td>2.6 %</td> <td>2.8 %</td> </tr> <tr> <td>不通率（都全体）</td> <td>1.1 %</td> <td>1.1 %</td> <td>1.2 %</td> <td>1.3 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.9 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス</td> <td>供給停止率（西東京市）</td> <td>98.5 %</td> <td>98.5 %</td> <td>98.5 %</td> <td>98.5 %</td> <td>98.5 %</td> <td>98.5 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率（多摩）</td> <td>29.0 %</td> <td>29.0 %</td> <td>29.0 %</td> <td>29.0 %</td> <td>29.0 %</td> <td>29.0 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率（都全体）</td> <td>12.5 %</td> <td>12.5 %</td> <td>12.5 %</td> <td>12.5 %</td> <td>12.5 %</td> <td>12.5 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>断水率（西東京市）</td> <td>20.3 %</td> <td>20.3 %</td> <td>20.3 %</td> <td>20.3 %</td> <td>20.3 %</td> <td>20.3 %</td> </tr> <tr> <td>断水率（多摩）</td> <td>19.5 %</td> <td>19.5 %</td> <td>19.5 %</td> <td>19.5 %</td> <td>19.5 %</td> <td>19.5 %</td> </tr> <tr> <td>断水率（都全体）</td> <td>25.8 %</td> <td>25.8 %</td> <td>25.8 %</td> <td>25.8 %</td> <td>25.8 %</td> <td>25.8 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>管きよ被害率（西東京市）</td> <td>5.3 %</td> <td>5.3 %</td> <td>5.3 %</td> <td>5.3 %</td> <td>5.3 %</td> <td>5.3 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率（多摩）</td> <td>3.8 %</td> <td>3.8 %</td> <td>3.8 %</td> <td>3.8 %</td> <td>3.8 %</td> <td>3.8 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率（都全体）</td> <td>4.3 %</td> <td>4.3 %</td> <td>4.3 %</td> <td>4.3 %</td> <td>4.3 %</td> <td>4.3 %</td> </tr> </tbody> </table>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		風速		風速			4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	電力	停電率（西東京市）	5.3 %	5.4 %	5.6 %	5.7 %	10.8 %	11.3 %	停電率（多摩）	4.0 %	4.1 %	4.2 %	4.3 %	5.5 %	5.7 %	停電率（都全体）	7.2 %	7.2 %	7.4 %	7.5 %	9.1 %	9.3 %	固定電話	不通率（西東京市）	2.2 %	1.9 %	2.1 %	2.2 %	7.9 %	8.3 %	不通率（多摩）	1.2 %	1.1 %	1.2 %	1.3 %	2.6 %	2.8 %	不通率（都全体）	1.1 %	1.1 %	1.2 %	1.3 %	2.8 %	2.9 %	ガス	供給停止率（西東京市）	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %	供給停止率（多摩）	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %	供給停止率（都全体）	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %	上水道	断水率（西東京市）	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %	断水率（多摩）	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %	断水率（都全体）	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %	下水道	管きよ被害率（西東京市）	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	管きよ被害率（多摩）	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %	管きよ被害率（都全体）	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %																																																																																																	
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																															
	風速		風速		風速																																																																																																																																																																																																																																
	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																															
電力	停電率（西東京市）	5.3 %	5.4 %	5.6 %	5.7 %	10.8 %	11.3 %																																																																																																																																																																																																																														
	停電率（多摩）	4.0 %	4.1 %	4.2 %	4.3 %	5.5 %	5.7 %																																																																																																																																																																																																																														
	停電率（都全体）	7.2 %	7.2 %	7.4 %	7.5 %	9.1 %	9.3 %																																																																																																																																																																																																																														
固定電話	不通率（西東京市）	2.2 %	1.9 %	2.1 %	2.2 %	7.9 %	8.3 %																																																																																																																																																																																																																														
	不通率（多摩）	1.2 %	1.1 %	1.2 %	1.3 %	2.6 %	2.8 %																																																																																																																																																																																																																														
	不通率（都全体）	1.1 %	1.1 %	1.2 %	1.3 %	2.8 %	2.9 %																																																																																																																																																																																																																														
ガス	供給停止率（西東京市）	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %	98.5 %																																																																																																																																																																																																																														
	供給停止率（多摩）	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %	29.0 %																																																																																																																																																																																																																														
	供給停止率（都全体）	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %																																																																																																																																																																																																																														
上水道	断水率（西東京市）	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %	20.3 %																																																																																																																																																																																																																														
	断水率（多摩）	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %	19.5 %																																																																																																																																																																																																																														
	断水率（都全体）	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %	25.8 %																																																																																																																																																																																																																														
下水道	管きよ被害率（西東京市）	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %	5.3 %																																																																																																																																																																																																																														
	管きよ被害率（多摩）	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %	3.8 %																																																																																																																																																																																																																														
	管きよ被害率（都全体）	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %	4.3 %																																																																																																																																																																																																																														

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																													
地-29	追加	(2) 都心南部直下地震																																																																																																																																																																																																																														
	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td></td> <td>19 人</td> <td>20 人</td> <td>12 人</td> <td>12 人</td> <td>20 人</td> <td>21 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">要因別</td> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>10 人</td> <td>10 人</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>6 人</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>6 人</td> <td>7 人</td> <td>6 人</td> <td>6 人</td> <td>11 人</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>439 人</td> <td>440 人</td> <td>272 人</td> <td>272 人</td> <td>359 人</td> <td>359 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">要因別</td> <td>うち重傷者数</td> <td>27 人</td> <td>27 人</td> <td>25 人</td> <td>25 人</td> <td>41 人</td> <td>41 人</td> </tr> <tr> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>361 人</td> <td>361 人</td> <td>199 人</td> <td>199 人</td> <td>245 人</td> <td>245 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> <td>15 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>2 人</td> <td>2 人</td> <td>20 人</td> <td>20 人</td> <td>51 人</td> <td>51 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>69 人</td> <td>69 人</td> <td>45 人</td> <td>45 人</td> <td>47 人</td> <td>47 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物被害棟数</td> <td></td> <td>198 棟</td> <td>198 棟</td> <td>198 棟</td> <td>198 棟</td> <td>198 棟</td> <td>198 棟</td> </tr> <tr> <td>ゆれなどによる建物全壊</td> <td>197 棟</td> <td>197 棟</td> <td>197 棟</td> <td>197 棟</td> <td>197 棟</td> <td>197 棟</td> </tr> <tr> <td>液状化による建物全壊</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> </tr> <tr> <td>出火件数</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>4 件</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数（倒壊建物を含む）</td> <td>239 棟</td> <td>251 棟</td> <td>317 棟</td> <td>335 棟</td> <td>561 棟</td> <td>590 棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数（倒壊建物を含まない）</td> <td>226 棟</td> <td>238 棟</td> <td>301 棟</td> <td>317 棟</td> <td>525 棟</td> <td>550 棟</td> </tr> <tr> <td>避難者数（最大）</td> <td>12,172 人</td> <td>12,228 人</td> <td>12,532 人</td> <td>12,613 人</td> <td>13,646 人</td> <td>13,780 人</td> </tr> <tr> <td>都内滞留者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> </tr> <tr> <td>災害時要配慮者死者数</td> <td>15 人</td> <td>15 人</td> <td>9 人</td> <td>10 人</td> <td>16 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数</td> <td>90 人</td> <td>90 人</td> <td>56 人</td> <td>56 人</td> <td>63 人</td> <td>63 人</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数</td> <td>121 台</td> <td>121 台</td> <td>121 台</td> <td>121 台</td> <td>123 台</td> <td>123 台</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>11 万t</td> <td>11 万t</td> <td>11 万t</td> <td>11 万t</td> <td>11 万t</td> <td>11 万t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。</p>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	死者数		19 人	20 人	12 人	12 人	20 人	21 人	要因別	ゆれによる建物全壊	10 人	10 人	4 人	4 人	6 人	6 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	6 人	7 人	6 人	6 人	11 人	11 人	ブロック塀	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	3 人	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人	負傷者数	439 人	440 人	272 人	272 人	359 人	359 人	要因別	うち重傷者数	27 人	27 人	25 人	25 人	41 人	41 人	ゆれによる建物全壊	361 人	361 人	199 人	199 人	245 人	245 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	8 人	8 人	8 人	8 人	15 人	16 人	ブロック塀	2 人	2 人	20 人	20 人	51 人	51 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	69 人	69 人	45 人	45 人	47 人	47 人	建物被害棟数		198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	ゆれなどによる建物全壊	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟	液状化による建物全壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	出火件数	1 件	1 件	2 件	2 件	4 件	4 件	焼失棟数（倒壊建物を含む）	239 棟	251 棟	317 棟	335 棟	561 棟	590 棟	焼失棟数（倒壊建物を含まない）	226 棟	238 棟	301 棟	317 棟	525 棟	550 棟	避難者数（最大）	12,172 人	12,228 人	12,532 人	12,613 人	13,646 人	13,780 人	都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	災害時要配慮者死者数	15 人	15 人	9 人	10 人	16 人	16 人	自力脱出困難者数	90 人	90 人	56 人	56 人	63 人	63 人	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	121 台	121 台	121 台	121 台	123 台	123 台	災害廃棄物	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																										
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																									
死者数		19 人	20 人	12 人	12 人	20 人	21 人																																																																																																																																																																																																																									
要因別	ゆれによる建物全壊	10 人	10 人	4 人	4 人	6 人	6 人																																																																																																																																																																																																																									
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																									
	火災	6 人	7 人	6 人	6 人	11 人	11 人																																																																																																																																																																																																																									
	ブロック塀	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人																																																																																																																																																																																																																									
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																									
	屋内収容物	3 人	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人																																																																																																																																																																																																																									
	負傷者数	439 人	440 人	272 人	272 人	359 人	359 人																																																																																																																																																																																																																									
要因別	うち重傷者数	27 人	27 人	25 人	25 人	41 人	41 人																																																																																																																																																																																																																									
	ゆれによる建物全壊	361 人	361 人	199 人	199 人	245 人	245 人																																																																																																																																																																																																																									
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																									
	火災	8 人	8 人	8 人	8 人	15 人	16 人																																																																																																																																																																																																																									
	ブロック塀	2 人	2 人	20 人	20 人	51 人	51 人																																																																																																																																																																																																																									
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																									
	屋内収容物	69 人	69 人	45 人	45 人	47 人	47 人																																																																																																																																																																																																																									
建物被害棟数		198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	198 棟	198 棟																																																																																																																																																																																																																									
	ゆれなどによる建物全壊	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟	197 棟																																																																																																																																																																																																																									
	液状化による建物全壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟																																																																																																																																																																																																																									
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟																																																																																																																																																																																																																									
出火件数	1 件	1 件	2 件	2 件	4 件	4 件																																																																																																																																																																																																																										
焼失棟数（倒壊建物を含む）	239 棟	251 棟	317 棟	335 棟	561 棟	590 棟																																																																																																																																																																																																																										
焼失棟数（倒壊建物を含まない）	226 棟	238 棟	301 棟	317 棟	525 棟	550 棟																																																																																																																																																																																																																										
避難者数（最大）	12,172 人	12,228 人	12,532 人	12,613 人	13,646 人	13,780 人																																																																																																																																																																																																																										
都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人																																																																																																																																																																																																																										
帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人																																																																																																																																																																																																																										
災害時要配慮者死者数	15 人	15 人	9 人	10 人	16 人	16 人																																																																																																																																																																																																																										
自力脱出困難者数	90 人	90 人	56 人	56 人	63 人	63 人																																																																																																																																																																																																																										
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	121 台	121 台	121 台	121 台	123 台	123 台																																																																																																																																																																																																																										
災害廃棄物	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t	11 万t																																																																																																																																																																																																																										
地-30	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>停電率（西東京市）</td> <td>2.0 %</td> <td>2.1 %</td> <td>2.2 %</td> <td>2.2 %</td> <td>2.7 %</td> <td>2.8 %</td> </tr> <tr> <td>停電率（多摩）</td> <td>1.9 %</td> <td>1.9 %</td> <td>2.0 %</td> <td>2.0 %</td> <td>2.4 %</td> <td>2.5 %</td> </tr> <tr> <td>停電率（都全体）</td> <td>9.0 %</td> <td>9.1 %</td> <td>9.4 %</td> <td>9.5 %</td> <td>11.6 %</td> <td>11.9 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>不通率（西東京市）</td> <td>0.7 %</td> <td>0.6 %</td> <td>0.8 %</td> <td>0.8 %</td> <td>1.3 %</td> <td>1.4 %</td> </tr> <tr> <td>不通率（多摩）</td> <td>0.5 %</td> <td>0.4 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.6 %</td> <td>1.0 %</td> <td>1.1 %</td> </tr> <tr> <td>不通率（都全体）</td> <td>1.2 %</td> <td>1.2 %</td> <td>1.4 %</td> <td>1.5 %</td> <td>3.7 %</td> <td>4.0 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス</td> <td>供給停止率（西東京市）</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率（多摩）</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率（都全体）</td> <td>24.3 %</td> <td>24.3 %</td> <td>24.3 %</td> <td>24.3 %</td> <td>24.3 %</td> <td>24.3 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>断水率（西東京市）</td> <td>8.6 %</td> <td>8.6 %</td> <td>8.6 %</td> <td>8.6 %</td> <td>8.6 %</td> <td>8.6 %</td> </tr> <tr> <td>断水率（多摩）</td> <td>9.2 %</td> <td>9.2 %</td> <td>9.2 %</td> <td>9.2 %</td> <td>9.2 %</td> <td>9.2 %</td> </tr> <tr> <td>断水率（都全体）</td> <td>26.4 %</td> <td>26.4 %</td> <td>26.4 %</td> <td>26.4 %</td> <td>26.4 %</td> <td>26.4 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>管きよ被害率（西東京市）</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率（多摩）</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率（都全体）</td> <td>4.0 %</td> <td>4.0 %</td> <td>4.0 %</td> <td>4.0 %</td> <td>4.0 %</td> <td>4.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	電力	停電率（西東京市）	2.0 %	2.1 %	2.2 %	2.2 %	2.7 %	2.8 %	停電率（多摩）	1.9 %	1.9 %	2.0 %	2.0 %	2.4 %	2.5 %	停電率（都全体）	9.0 %	9.1 %	9.4 %	9.5 %	11.6 %	11.9 %	固定電話	不通率（西東京市）	0.7 %	0.6 %	0.8 %	0.8 %	1.3 %	1.4 %	不通率（多摩）	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	1.0 %	1.1 %	不通率（都全体）	1.2 %	1.2 %	1.4 %	1.5 %	3.7 %	4.0 %	ガス	供給停止率（西東京市）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	供給停止率（多摩）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	供給停止率（都全体）	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	上水道	断水率（西東京市）	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	断水率（多摩）	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	断水率（都全体）	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	下水道	管きよ被害率（西東京市）	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	管きよ被害率（多摩）	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	管きよ被害率（都全体）	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %																																																																																																		
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																										
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																									
電力	停電率（西東京市）	2.0 %	2.1 %	2.2 %	2.2 %	2.7 %	2.8 %																																																																																																																																																																																																																									
	停電率（多摩）	1.9 %	1.9 %	2.0 %	2.0 %	2.4 %	2.5 %																																																																																																																																																																																																																									
	停電率（都全体）	9.0 %	9.1 %	9.4 %	9.5 %	11.6 %	11.9 %																																																																																																																																																																																																																									
固定電話	不通率（西東京市）	0.7 %	0.6 %	0.8 %	0.8 %	1.3 %	1.4 %																																																																																																																																																																																																																									
	不通率（多摩）	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	1.0 %	1.1 %																																																																																																																																																																																																																									
	不通率（都全体）	1.2 %	1.2 %	1.4 %	1.5 %	3.7 %	4.0 %																																																																																																																																																																																																																									
ガス	供給停止率（西東京市）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %																																																																																																																																																																																																																									
	供給停止率（多摩）	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %																																																																																																																																																																																																																									
	供給停止率（都全体）	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %	24.3 %																																																																																																																																																																																																																									
上水道	断水率（西東京市）	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %	8.6 %																																																																																																																																																																																																																									
	断水率（多摩）	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %	9.2 %																																																																																																																																																																																																																									
	断水率（都全体）	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %	26.4 %																																																																																																																																																																																																																									
下水道	管きよ被害率（西東京市）	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %																																																																																																																																																																																																																									
	管きよ被害率（多摩）	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %																																																																																																																																																																																																																									
	管きよ被害率（都全体）	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %																																																																																																																																																																																																																									

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																		
地-31	追加	(3) 大正関東地震																																																																																																																																																																																																																			
	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td>7 人</td> <td>8 人</td> <td>6 人</td> <td>6 人</td> <td>10 人</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">要因別</td> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>182 人</td> <td>182 人</td> <td>121 人</td> <td>122 人</td> <td>157 人</td> <td>157 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">要因別</td> <td>うち重傷者数</td> <td>9 人</td> <td>9 人</td> <td>10 人</td> <td>10 人</td> <td>18 人</td> </tr> <tr> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>122 人</td> <td>122 人</td> <td>72 人</td> <td>72 人</td> <td>86 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>6 人</td> <td>6 人</td> <td>5 人</td> <td>6 人</td> <td>11 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>9 人</td> <td>9 人</td> <td>23 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>54 人</td> <td>54 人</td> <td>35 人</td> <td>35 人</td> <td>37 人</td> </tr> <tr> <td>建物被害棟数</td> <td>52 棟</td> <td>52 棟</td> <td>52 棟</td> <td>52 棟</td> <td>52 棟</td> <td>52 棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">要因別</td> <td>ゆれなどによる建物全壊</td> <td>50 棟</td> <td>50 棟</td> <td>50 棟</td> <td>50 棟</td> <td>50 棟</td> </tr> <tr> <td>液化化による建物全壊</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> <td>2 棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> </tr> <tr> <td>出火件数</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>3 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数 (倒壊建物を含む)</td> <td>157 棟</td> <td>166 棟</td> <td>223 棟</td> <td>236 棟</td> <td>400 棟</td> <td>422 棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数 (倒壊建物を含まない)</td> <td>154 棟</td> <td>162 棟</td> <td>217 棟</td> <td>230 棟</td> <td>386 棟</td> <td>408 棟</td> </tr> <tr> <td>避難者数 (最大)</td> <td>6,569 人</td> <td>6,609 人</td> <td>6,873 人</td> <td>6,934 人</td> <td>7,693 人</td> <td>7,794 人</td> </tr> <tr> <td>都内滞留者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> </tr> <tr> <td>災害時要配慮者死者数</td> <td>6 人</td> <td>6 人</td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>8 人</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数</td> <td>28 人</td> <td>28 人</td> <td>20 人</td> <td>20 人</td> <td>21 人</td> <td>21 人</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数</td> <td>113 台</td> <td>114 台</td> <td>114 台</td> <td>114 台</td> <td>115 台</td> <td>115 台</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>5 万t</td> <td>5 万t</td> <td>5 万t</td> <td>5 万t</td> <td>5 万t</td> <td>5 万t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。</p>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		風速		風速			4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	死者数	7 人	8 人	6 人	6 人	10 人	11 人	要因別	ゆれによる建物全壊	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	4 人	4 人	4 人	4 人	8 人	ブロック塀	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	3 人	3 人	0 人	0 人	2 人	負傷者数	182 人	182 人	121 人	122 人	157 人	157 人	要因別	うち重傷者数	9 人	9 人	10 人	10 人	18 人	ゆれによる建物全壊	122 人	122 人	72 人	72 人	86 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	6 人	6 人	5 人	6 人	11 人	ブロック塀	1 人	1 人	9 人	9 人	23 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	54 人	54 人	35 人	35 人	37 人	建物被害棟数	52 棟	52 棟	52 棟	52 棟	52 棟	52 棟	要因別	ゆれなどによる建物全壊	50 棟	50 棟	50 棟	50 棟	50 棟	液化化による建物全壊	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	出火件数	1 件	1 件	1 件	1 件	3 件	3 件	焼失棟数 (倒壊建物を含む)	157 棟	166 棟	223 棟	236 棟	400 棟	422 棟	焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	154 棟	162 棟	217 棟	230 棟	386 棟	408 棟	避難者数 (最大)	6,569 人	6,609 人	6,873 人	6,934 人	7,693 人	7,794 人	都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	災害時要配慮者死者数	6 人	6 人	5 人	5 人	8 人	9 人	自力脱出困難者数	28 人	28 人	20 人	20 人	21 人	21 人	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	113 台	114 台	114 台	114 台	115 台	115 台	災害廃棄物	5 万t	5 万t	5 万t	5 万t	5 万t	5 万t	
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																															
	風速		風速		風速																																																																																																																																																																																																																
	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																															
死者数	7 人	8 人	6 人	6 人	10 人	11 人																																																																																																																																																																																																															
要因別	ゆれによる建物全壊	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人																																																																																																																																																																																																															
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																															
	火災	4 人	4 人	4 人	4 人	8 人																																																																																																																																																																																																															
	ブロック塀	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人																																																																																																																																																																																																															
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																															
	屋内収容物	3 人	3 人	0 人	0 人	2 人																																																																																																																																																																																																															
負傷者数	182 人	182 人	121 人	122 人	157 人	157 人																																																																																																																																																																																																															
要因別	うち重傷者数	9 人	9 人	10 人	10 人	18 人																																																																																																																																																																																																															
	ゆれによる建物全壊	122 人	122 人	72 人	72 人	86 人																																																																																																																																																																																																															
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																															
	火災	6 人	6 人	5 人	6 人	11 人																																																																																																																																																																																																															
	ブロック塀	1 人	1 人	9 人	9 人	23 人																																																																																																																																																																																																															
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																															
	屋内収容物	54 人	54 人	35 人	35 人	37 人																																																																																																																																																																																																															
建物被害棟数	52 棟	52 棟	52 棟	52 棟	52 棟	52 棟																																																																																																																																																																																																															
要因別	ゆれなどによる建物全壊	50 棟	50 棟	50 棟	50 棟	50 棟																																																																																																																																																																																																															
	液化化による建物全壊	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟	2 棟																																																																																																																																																																																																															
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟																																																																																																																																																																																																															
出火件数	1 件	1 件	1 件	1 件	3 件	3 件																																																																																																																																																																																																															
焼失棟数 (倒壊建物を含む)	157 棟	166 棟	223 棟	236 棟	400 棟	422 棟																																																																																																																																																																																																															
焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	154 棟	162 棟	217 棟	230 棟	386 棟	408 棟																																																																																																																																																																																																															
避難者数 (最大)	6,569 人	6,609 人	6,873 人	6,934 人	7,693 人	7,794 人																																																																																																																																																																																																															
都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人																																																																																																																																																																																																															
帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人																																																																																																																																																																																																															
災害時要配慮者死者数	6 人	6 人	5 人	5 人	8 人	9 人																																																																																																																																																																																																															
自力脱出困難者数	28 人	28 人	20 人	20 人	21 人	21 人																																																																																																																																																																																																															
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	113 台	114 台	114 台	114 台	115 台	115 台																																																																																																																																																																																																															
災害廃棄物	5 万t	5 万t	5 万t	5 万t	5 万t	5 万t																																																																																																																																																																																																															
地-32	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> <th colspan="2">風速</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>停電率 (西東京市)</td> <td>1.1 %</td> <td>1.1 %</td> <td>1.3 %</td> <td>1.3 %</td> <td>1.6 %</td> </tr> <tr> <td>停電率 (多摩)</td> <td>1.4 %</td> <td>1.4 %</td> <td>1.5 %</td> <td>1.5 %</td> <td>1.7 %</td> </tr> <tr> <td>停電率 (都全体)</td> <td>3.4 %</td> <td>3.4 %</td> <td>3.5 %</td> <td>3.6 %</td> <td>3.9 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>不通率 (西東京市)</td> <td>0.5 %</td> <td>0.4 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.6 %</td> <td>0.9 %</td> </tr> <tr> <td>不通率 (多摩)</td> <td>0.5 %</td> <td>0.4 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.7 %</td> </tr> <tr> <td>不通率 (都全体)</td> <td>0.4 %</td> <td>0.4 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.6 %</td> <td>0.9 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス</td> <td>供給停止率 (西東京市)</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率 (多摩)</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率 (都全体)</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>断水率 (西東京市)</td> <td>4.8 %</td> <td>4.8 %</td> <td>4.8 %</td> <td>4.8 %</td> <td>4.8 %</td> </tr> <tr> <td>断水率 (多摩)</td> <td>7.2 %</td> <td>7.2 %</td> <td>7.2 %</td> <td>7.2 %</td> <td>7.2 %</td> </tr> <tr> <td>断水率 (都全体)</td> <td>15.7 %</td> <td>15.7 %</td> <td>15.7 %</td> <td>15.7 %</td> <td>15.7 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>管きよ被害率 (西東京市)</td> <td>2.6 %</td> <td>2.6 %</td> <td>2.6 %</td> <td>2.6 %</td> <td>2.6 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (多摩)</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> <td>2.3 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (都全体)</td> <td>2.9 %</td> <td>2.9 %</td> <td>2.9 %</td> <td>2.9 %</td> <td>2.9 %</td> </tr> </tbody> </table>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速		風速		風速			4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	電力	停電率 (西東京市)	1.1 %	1.1 %	1.3 %	1.3 %	1.6 %	停電率 (多摩)	1.4 %	1.4 %	1.5 %	1.5 %	1.7 %	停電率 (都全体)	3.4 %	3.4 %	3.5 %	3.6 %	3.9 %	固定電話	不通率 (西東京市)	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	0.9 %	不通率 (多摩)	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.5 %	0.7 %	不通率 (都全体)	0.4 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	0.9 %	ガス	供給停止率 (西東京市)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	供給停止率 (多摩)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	供給停止率 (都全体)	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	上水道	断水率 (西東京市)	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %	断水率 (多摩)	7.2 %	7.2 %	7.2 %	7.2 %	7.2 %	断水率 (都全体)	15.7 %	15.7 %	15.7 %	15.7 %	15.7 %	下水道	管きよ被害率 (西東京市)	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.6 %	管きよ被害率 (多摩)	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	管きよ被害率 (都全体)	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %																																																																																																
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																															
	風速		風速		風速																																																																																																																																																																																																																
	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																															
電力	停電率 (西東京市)	1.1 %	1.1 %	1.3 %	1.3 %	1.6 %																																																																																																																																																																																																															
	停電率 (多摩)	1.4 %	1.4 %	1.5 %	1.5 %	1.7 %																																																																																																																																																																																																															
	停電率 (都全体)	3.4 %	3.4 %	3.5 %	3.6 %	3.9 %																																																																																																																																																																																																															
固定電話	不通率 (西東京市)	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	0.9 %																																																																																																																																																																																																															
	不通率 (多摩)	0.5 %	0.4 %	0.5 %	0.5 %	0.7 %																																																																																																																																																																																																															
	不通率 (都全体)	0.4 %	0.4 %	0.5 %	0.6 %	0.9 %																																																																																																																																																																																																															
ガス	供給停止率 (西東京市)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %																																																																																																																																																																																																															
	供給停止率 (多摩)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %																																																																																																																																																																																																															
	供給停止率 (都全体)	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %																																																																																																																																																																																																															
上水道	断水率 (西東京市)	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %	4.8 %																																																																																																																																																																																																															
	断水率 (多摩)	7.2 %	7.2 %	7.2 %	7.2 %	7.2 %																																																																																																																																																																																																															
	断水率 (都全体)	15.7 %	15.7 %	15.7 %	15.7 %	15.7 %																																																																																																																																																																																																															
下水道	管きよ被害率 (西東京市)	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.6 %	2.6 %																																																																																																																																																																																																															
	管きよ被害率 (多摩)	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %																																																																																																																																																																																																															
	管きよ被害率 (都全体)	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %																																																																																																																																																																																																															



Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																																																																																															
地-33	追加	(4) 立川断層帯地震																																																																																																																																																																																																																																
	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td></td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">要因別</td> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>7 人</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td></td> <td>87 人</td> <td>88 人</td> <td>63 人</td> <td>64 人</td> <td>76 人</td> <td>77 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">要因別</td> <td>うち重傷者数</td> <td>4 人</td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td>ゆれによる建物全壊</td> <td>65 人</td> <td>65 人</td> <td>44 人</td> <td>44 人</td> <td>48 人</td> <td>48 人</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>5 人</td> <td>9 人</td> <td>10 人</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> <td>7 人</td> <td>7 人</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>屋内収容物</td> <td>18 人</td> <td>18 人</td> <td>12 人</td> <td>12 人</td> <td>13 人</td> <td>13 人</td> </tr> <tr> <td>建物被害棟数</td> <td></td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">要因別</td> <td>ゆれなどによる建物全壊</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> <td>18 棟</td> </tr> <tr> <td>液状化による建物全壊</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> <td>1 棟</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊による建物全壊</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> <td>0 棟</td> </tr> <tr> <td>出火件数</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数 (倒壊建物を含む)</td> <td>138 棟</td> <td>145 棟</td> <td>196 棟</td> <td>208 棟</td> <td>353 棟</td> <td>375 棟</td> </tr> <tr> <td>焼失棟数 (倒壊建物を含まない)</td> <td>138 棟</td> <td>145 棟</td> <td>196 棟</td> <td>207 棟</td> <td>352 棟</td> <td>374 棟</td> </tr> <tr> <td>避難者数 (最大)</td> <td>4,106 人</td> <td>4,142 人</td> <td>4,376 人</td> <td>4,431 人</td> <td>5,107 人</td> <td>5,209 人</td> </tr> <tr> <td>都内滞留者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> <td>140,758 人</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者数</td> <td>- 人</td> <td>- 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> <td>8,504 人</td> </tr> <tr> <td>災害時要配慮者死者数</td> <td>4 人</td> <td>4 人</td> <td>3 人</td> <td>3 人</td> <td>6 人</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数</td> <td>11 人</td> <td>11 人</td> <td>8 人</td> <td>8 人</td> <td>9 人</td> <td>9 人</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数</td> <td>85 台</td> <td>85 台</td> <td>85 台</td> <td>85 台</td> <td>86 台</td> <td>86 台</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>2 万 t</td> <td>2 万 t</td> <td>3 万 t</td> <td>3 万 t</td> <td>3 万 t</td> <td>3 万 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。</p>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	死者数		5 人	5 人	4 人	4 人	8 人	8 人	要因別	ゆれによる建物全壊	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	4 人	4 人	4 人	4 人	7 人	7 人	ブロック塀	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	負傷者数		87 人	88 人	63 人	64 人	76 人	77 人	要因別	うち重傷者数	4 人	5 人	5 人	5 人	8 人	8 人	ゆれによる建物全壊	65 人	65 人	44 人	44 人	48 人	48 人	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	火災	5 人	5 人	5 人	5 人	9 人	10 人	ブロック塀	0 人	0 人	3 人	3 人	7 人	7 人	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	屋内収容物	18 人	18 人	12 人	12 人	13 人	13 人	建物被害棟数		18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	要因別	ゆれなどによる建物全壊	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	液状化による建物全壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	出火件数	1 件	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件	焼失棟数 (倒壊建物を含む)	138 棟	145 棟	196 棟	208 棟	353 棟	375 棟	焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	138 棟	145 棟	196 棟	207 棟	352 棟	374 棟	避難者数 (最大)	4,106 人	4,142 人	4,376 人	4,431 人	5,107 人	5,209 人	都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	災害時要配慮者死者数	4 人	4 人	3 人	3 人	6 人	6 人	自力脱出困難者数	11 人	11 人	8 人	8 人	9 人	9 人	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	85 台	85 台	85 台	85 台	86 台	86 台	災害廃棄物	2 万 t	2 万 t	3 万 t	3 万 t	3 万 t	3 万 t	
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																												
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																											
死者数		5 人	5 人	4 人	4 人	8 人	8 人																																																																																																																																																																																																																											
要因別	ゆれによる建物全壊	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人																																																																																																																																																																																																																											
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																											
	火災	4 人	4 人	4 人	4 人	7 人	7 人																																																																																																																																																																																																																											
	ブロック塀	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																											
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																											
屋内収容物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																												
負傷者数		87 人	88 人	63 人	64 人	76 人	77 人																																																																																																																																																																																																																											
要因別	うち重傷者数	4 人	5 人	5 人	5 人	8 人	8 人																																																																																																																																																																																																																											
	ゆれによる建物全壊	65 人	65 人	44 人	44 人	48 人	48 人																																																																																																																																																																																																																											
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																											
	火災	5 人	5 人	5 人	5 人	9 人	10 人																																																																																																																																																																																																																											
	ブロック塀	0 人	0 人	3 人	3 人	7 人	7 人																																																																																																																																																																																																																											
	屋外落下物	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人																																																																																																																																																																																																																											
	屋内収容物	18 人	18 人	12 人	12 人	13 人	13 人																																																																																																																																																																																																																											
建物被害棟数		18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟																																																																																																																																																																																																																											
要因別	ゆれなどによる建物全壊	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟	18 棟																																																																																																																																																																																																																											
	液状化による建物全壊	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟																																																																																																																																																																																																																											
	急傾斜地崩壊による建物全壊	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟																																																																																																																																																																																																																											
	出火件数	1 件	1 件	1 件	1 件	2 件	2 件																																																																																																																																																																																																																											
焼失棟数 (倒壊建物を含む)	138 棟	145 棟	196 棟	208 棟	353 棟	375 棟																																																																																																																																																																																																																												
焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	138 棟	145 棟	196 棟	207 棟	352 棟	374 棟																																																																																																																																																																																																																												
避難者数 (最大)	4,106 人	4,142 人	4,376 人	4,431 人	5,107 人	5,209 人																																																																																																																																																																																																																												
都内滞留者数	- 人	- 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人	140,758 人																																																																																																																																																																																																																												
帰宅困難者数	- 人	- 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人	8,504 人																																																																																																																																																																																																																												
災害時要配慮者死者数	4 人	4 人	3 人	3 人	6 人	6 人																																																																																																																																																																																																																												
自力脱出困難者数	11 人	11 人	8 人	8 人	9 人	9 人																																																																																																																																																																																																																												
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	85 台	85 台	85 台	85 台	86 台	86 台																																																																																																																																																																																																																												
災害廃棄物	2 万 t	2 万 t	3 万 t	3 万 t	3 万 t	3 万 t																																																																																																																																																																																																																												
地-34	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期及び時刻</th> <th colspan="2">冬の朝5時</th> <th colspan="2">冬の昼12時</th> <th colspan="2">冬の夕方18時</th> </tr> <tr> <th>風速</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> <th>4 m/秒</th> <th>8 m/秒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電力</td> <td>停電率 (西東京市)</td> <td>0.5 %</td> <td>0.6 %</td> <td>0.7 %</td> <td>0.7 %</td> <td>1.0 %</td> <td>1.0 %</td> </tr> <tr> <td>停電率 (多摩)</td> <td>4.3 %</td> <td>4.4 %</td> <td>4.8 %</td> <td>4.9 %</td> <td>6.2 %</td> <td>6.4 %</td> </tr> <tr> <td>停電率 (都全体)</td> <td>1.5 %</td> <td>1.5 %</td> <td>1.6 %</td> <td>1.7 %</td> <td>2.1 %</td> <td>2.2 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">固定電話</td> <td>不通率 (西東京市)</td> <td>0.4 %</td> <td>0.3 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.8 %</td> <td>0.9 %</td> </tr> <tr> <td>不通率 (多摩)</td> <td>1.1 %</td> <td>1.1 %</td> <td>1.5 %</td> <td>1.6 %</td> <td>3.0 %</td> <td>3.3 %</td> </tr> <tr> <td>不通率 (都全体)</td> <td>0.3 %</td> <td>0.3 %</td> <td>0.4 %</td> <td>0.5 %</td> <td>0.8 %</td> <td>0.9 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス</td> <td>供給停止率 (西東京市)</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> <td>0.0 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率 (多摩)</td> <td>12.7 %</td> <td>12.7 %</td> <td>12.7 %</td> <td>12.7 %</td> <td>12.7 %</td> <td>12.7 %</td> </tr> <tr> <td>供給停止率 (都全体)</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上水道</td> <td>断水率 (西東京市)</td> <td>23.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> <td>2.8 %</td> </tr> <tr> <td>断水率 (多摩)</td> <td>14.5 %</td> <td>14.5 %</td> <td>14.5 %</td> <td>14.5 %</td> <td>14.5 %</td> <td>14.5 %</td> </tr> <tr> <td>断水率 (都全体)</td> <td>4.7 %</td> <td>4.7 %</td> <td>4.7 %</td> <td>4.7 %</td> <td>4.7 %</td> <td>4.7 %</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>管きよ被害率 (西東京市)</td> <td>1.8 %</td> <td>1.8 %</td> <td>1.8 %</td> <td>1.8 %</td> <td>1.8 %</td> <td>1.8 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (多摩)</td> <td>3.2 %</td> <td>3.2 %</td> <td>3.2 %</td> <td>3.2 %</td> <td>3.2 %</td> <td>3.2 %</td> </tr> <tr> <td>管きよ被害率 (都全体)</td> <td>2.0 %</td> <td>2.0 %</td> <td>2.0 %</td> <td>2.0 %</td> <td>2.0 %</td> <td>2.0 %</td> </tr> </tbody> </table>	時期及び時刻	冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	電力	停電率 (西東京市)	0.5 %	0.6 %	0.7 %	0.7 %	1.0 %	1.0 %	停電率 (多摩)	4.3 %	4.4 %	4.8 %	4.9 %	6.2 %	6.4 %	停電率 (都全体)	1.5 %	1.5 %	1.6 %	1.7 %	2.1 %	2.2 %	固定電話	不通率 (西東京市)	0.4 %	0.3 %	0.5 %	0.5 %	0.8 %	0.9 %	不通率 (多摩)	1.1 %	1.1 %	1.5 %	1.6 %	3.0 %	3.3 %	不通率 (都全体)	0.3 %	0.3 %	0.4 %	0.5 %	0.8 %	0.9 %	ガス	供給停止率 (西東京市)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	供給停止率 (多摩)	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %	供給停止率 (都全体)	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	上水道	断水率 (西東京市)	23.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	断水率 (多摩)	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %	断水率 (都全体)	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %	下水道	管きよ被害率 (西東京市)	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %	管きよ被害率 (多摩)	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	管きよ被害率 (都全体)	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %																																																																																																				
時期及び時刻	冬の朝5時			冬の昼12時		冬の夕方18時																																																																																																																																																																																																																												
	風速	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒	4 m/秒	8 m/秒																																																																																																																																																																																																																											
電力	停電率 (西東京市)	0.5 %	0.6 %	0.7 %	0.7 %	1.0 %	1.0 %																																																																																																																																																																																																																											
	停電率 (多摩)	4.3 %	4.4 %	4.8 %	4.9 %	6.2 %	6.4 %																																																																																																																																																																																																																											
	停電率 (都全体)	1.5 %	1.5 %	1.6 %	1.7 %	2.1 %	2.2 %																																																																																																																																																																																																																											
固定電話	不通率 (西東京市)	0.4 %	0.3 %	0.5 %	0.5 %	0.8 %	0.9 %																																																																																																																																																																																																																											
	不通率 (多摩)	1.1 %	1.1 %	1.5 %	1.6 %	3.0 %	3.3 %																																																																																																																																																																																																																											
	不通率 (都全体)	0.3 %	0.3 %	0.4 %	0.5 %	0.8 %	0.9 %																																																																																																																																																																																																																											
ガス	供給停止率 (西東京市)	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %																																																																																																																																																																																																																											
	供給停止率 (多摩)	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %	12.7 %																																																																																																																																																																																																																											
	供給停止率 (都全体)	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %																																																																																																																																																																																																																											
上水道	断水率 (西東京市)	23.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %																																																																																																																																																																																																																											
	断水率 (多摩)	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %	14.5 %																																																																																																																																																																																																																											
	断水率 (都全体)	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %	4.7 %																																																																																																																																																																																																																											
下水道	管きよ被害率 (西東京市)	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %	1.8 %																																																																																																																																																																																																																											
	管きよ被害率 (多摩)	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %	3.2 %																																																																																																																																																																																																																											
	管きよ被害率 (都全体)	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %																																																																																																																																																																																																																											

Page	旧文書	新文書	備考																				
地-35	第2節（略）	第2節（略）																					
地-36	第5章 減災目標	第5章 減災目標																					
	第1節 方針	第1節 方針																					
	1（略）	1（略）																					
	2 減災目標は、想定地震として本市で最も被害が大きくなる「多摩直下地震（M7.3）」を対象として設定する。	2 減災目標は、想定地震として本市で最も被害が大きくなる「多摩東部直下地震（M7.3）」を対象として設定する。																					
	3 この減災目標は、西東京市地域防災計画において地震編の前提とする地震を見直した平成25年8月を起点とし、10年以内までの達成に努める。	3 この減災目標は、西東京市地域防災計画において地震編の前提とする地震を見直した令和4年5月を起点とし、10年以内までの達成に努める。																					
	追加	第2節 目標と対策																					
	第2節 死傷者の半減	1 死傷者の半減																					
	1—住宅の倒壊等による死傷者の半減	削除																					
	(1) 目標	(1) 目標																					
	多摩直下地震M7.3、冬の朝5時、風速8m/sのケースで、住宅倒壊や家具類の転倒及びブロック塀等の倒壊を原因とする死者53人、負傷者1,356人を半減させる。	多摩東部直下地震M7.3、冬の朝5時、風速8m/sのケースで、住宅倒壊や家具類の転倒及び火災を原因とする死者101人、負傷者1,112人を半減させる。																					
	(2) 目標を達成するための対策	(2) 目標を達成するための対策																					
	<table border="1"> <tr> <td>建物耐震化の推進</td> <td>1 都市計画に基づく耐震化の推進 2 耐震改修促進計画の推進 3 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進</td> </tr> <tr> <td>家具類転倒防止対策の推進</td> <td>1 家具類の転倒防止対策の啓発 2 家具等転倒防止器具取付けの促進 3 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進</td> </tr> <tr> <td>救助体制の整備</td> <td>1—消防団用救助資器材の整備 2—防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 3—防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 4—身近な小・中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 5—公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀の安全対策の啓発</td> <td>1—生垣造成補助金制度のPRと拡充 2—既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進</td> </tr> <tr> <td>木造密集地域の解消</td> <td>—緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成</td> </tr> </table>	建物耐震化の推進	1 都市計画に基づく耐震化の推進 2 耐震改修促進計画の推進 3 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進	家具類転倒防止対策の推進	1 家具類の転倒防止対策の啓発 2 家具等転倒防止器具取付けの促進 3 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進	救助体制の整備	1—消防団用救助資器材の整備 2—防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 3—防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 4—身近な小・中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 5—公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進	ブロック塀の安全対策の啓発	1—生垣造成補助金制度のPRと拡充 2—既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進	木造密集地域の解消	—緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成	<table border="1"> <tr> <td>建物耐震化の推進</td> <td>1 都市計画に基づく耐震化の推進 2 耐震改修促進計画の推進 3 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進</td> </tr> <tr> <td>家具類転倒防止対策の推進</td> <td>1 家具類の転倒防止対策の啓発 2 家具等転倒防止器具取付けの促進 3 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進</td> </tr> <tr> <td>出火防止対策の推進</td> <td>1 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成 2 木造密集地域への感震ブレイカー設置に関する周知</td> </tr> <tr> <td>初期消火能力の強化</td> <td>1 地域配備消火器の計画的かつ継続的な整備 2 消防署と連携した住民参加型訓練の促進 3 防災市民組織や消防団等共助による初期消火能力の強化</td> </tr> <tr> <td>救助体制の整備</td> <td>1 消防団用救助資器材の整備 2 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 3 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 4 身近な小・中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 5 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進</td> </tr> </table>	建物耐震化の推進	1 都市計画に基づく耐震化の推進 2 耐震改修促進計画の推進 3 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	家具類転倒防止対策の推進	1 家具類の転倒防止対策の啓発 2 家具等転倒防止器具取付けの促進 3 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進	出火防止対策の推進	1 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成 2 木造密集地域への感震ブレイカー設置に関する周知	初期消火能力の強化	1 地域配備消火器の計画的かつ継続的な整備 2 消防署と連携した住民参加型訓練の促進 3 防災市民組織や消防団等共助による初期消火能力の強化	救助体制の整備	1 消防団用救助資器材の整備 2 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 3 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 4 身近な小・中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 5 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進	
建物耐震化の推進	1 都市計画に基づく耐震化の推進 2 耐震改修促進計画の推進 3 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進																						
家具類転倒防止対策の推進	1 家具類の転倒防止対策の啓発 2 家具等転倒防止器具取付けの促進 3 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進																						
救助体制の整備	1—消防団用救助資器材の整備 2—防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 3—防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 4—身近な小・中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 5—公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進																						
ブロック塀の安全対策の啓発	1—生垣造成補助金制度のPRと拡充 2—既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進																						
木造密集地域の解消	—緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成																						
建物耐震化の推進	1 都市計画に基づく耐震化の推進 2 耐震改修促進計画の推進 3 耐震診断・耐震改修の助成事業の推進 4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 5 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進																						
家具類転倒防止対策の推進	1 家具類の転倒防止対策の啓発 2 家具等転倒防止器具取付けの促進 3 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進																						
出火防止対策の推進	1 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成 2 木造密集地域への感震ブレイカー設置に関する周知																						
初期消火能力の強化	1 地域配備消火器の計画的かつ継続的な整備 2 消防署と連携した住民参加型訓練の促進 3 防災市民組織や消防団等共助による初期消火能力の強化																						
救助体制の整備	1 消防団用救助資器材の整備 2 防災市民組織におけるリーダーの育成及び訓練の実施 3 防災訓練、救命講習等による市民の救出・救護技術の向上 4 身近な小・中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 5 公共施設を中心とした自動体外式除細動器（AED）設置事業の促進																						

Page	旧文書	新文書	備考
		ブロック塀の安全対策の啓発 1 緑と花の沿道推進事業補助金交付制度のPR 2 既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進	
地-37	<b>第3節 避難者の減少</b>	<b>2 避難者の3割減</b>	
	<del>1 住宅の倒壊や火災による避難者の3割減</del>	削除	
	(1) 目標	(1) 目標	
	多摩直下地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/sのケースにおける避難人口41,099人のうち、住宅の倒壊や火災による避難人口は、 <del>17,533人</del> である。この <del>17,533人</del> を3割減の <del>12,273人</del> にする。	多摩東部直下地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/sのケースで、住宅の倒壊や火災による被害やライフライン被害（断水等）等を受けたために発生する避難者数を3割減の27,954人にする。	
	(2) 目標を達成するための対策	(2) 目標を達成するための対策	
	住宅の倒壊や火災による避難者の減少 <del>1 建物耐震化の推進（再掲）</del> <del>2 消防力の充実・強化（再掲）</del> <del>3 市民等の火災対応力の強化（再掲）</del> <del>4 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成（再掲）</del>	住宅の倒壊による避難者の減少 1 建物耐震化の推進 2 緊急耐震重点区域に対する啓発及び助成 3 ブロック塀の安全対策の啓発 火災による避難者の減少 1 消防力の充実・強化 2 出火防止対策の推進 3 市民等による初期消火能力の向上 在宅避難の啓発による避難者の減少 1 防災知識や対策の万全を期すための周知や広報 2 マンション管理組合や自治会へ防災市民組織結成の啓発 3 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発 ライフライン被害等による避難者の減少 1 被災建築物に対する応急危険度判定の早期実施 2 高層建物等におけるエレベーターの早期復旧 3 上下水道管路の耐震継手化や下水道市施設の耐震化等を推進	
地-38	<b>追加</b>	<b>3 帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援</b>	
	<del>2 ライフライン被害等による避難者の3割減</del>	削除	
	(1) 目標	(1) 目標	
	<b>追加</b>	東京都帰宅困難者対策条例の周知、企業等の備蓄、事務所と連携した一斉帰宅抑制、一時滞在施設の確保等により、想定される8,504人の帰宅困難者の安全を確保する。	
	<b>追加</b>	また、都、交通機関等と連携し、臨時輸送の実施などにより、帰宅困難者の安全な帰宅を支援する。	
	多摩直下地震M7.3、冬の夕方18時、風速8m/sのケースにおける避難人口41,099人のうち、建物被害は免れたがライフライン被害（断水等）を受けたために発生する避難人口は、 <del>23,566人</del> である。この <del>23,566人</del> を3割減の <del>16,496人</del> にする。	削除	
地-38	(2) 目標を達成するための対策	(2) 目標を達成するための対策	

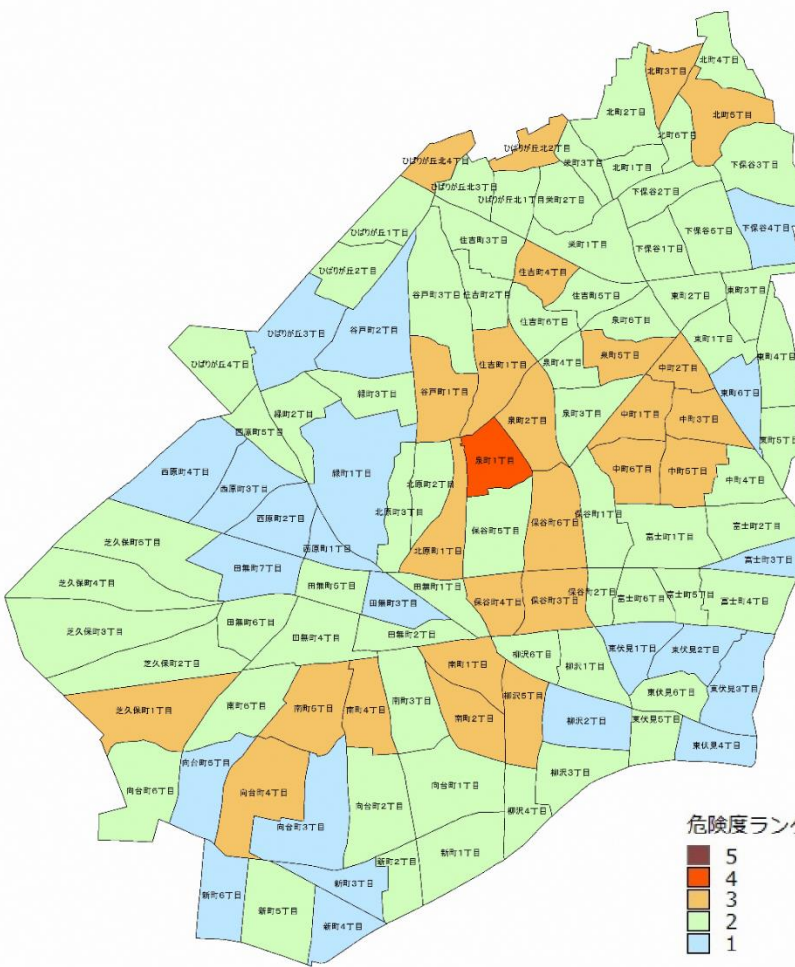
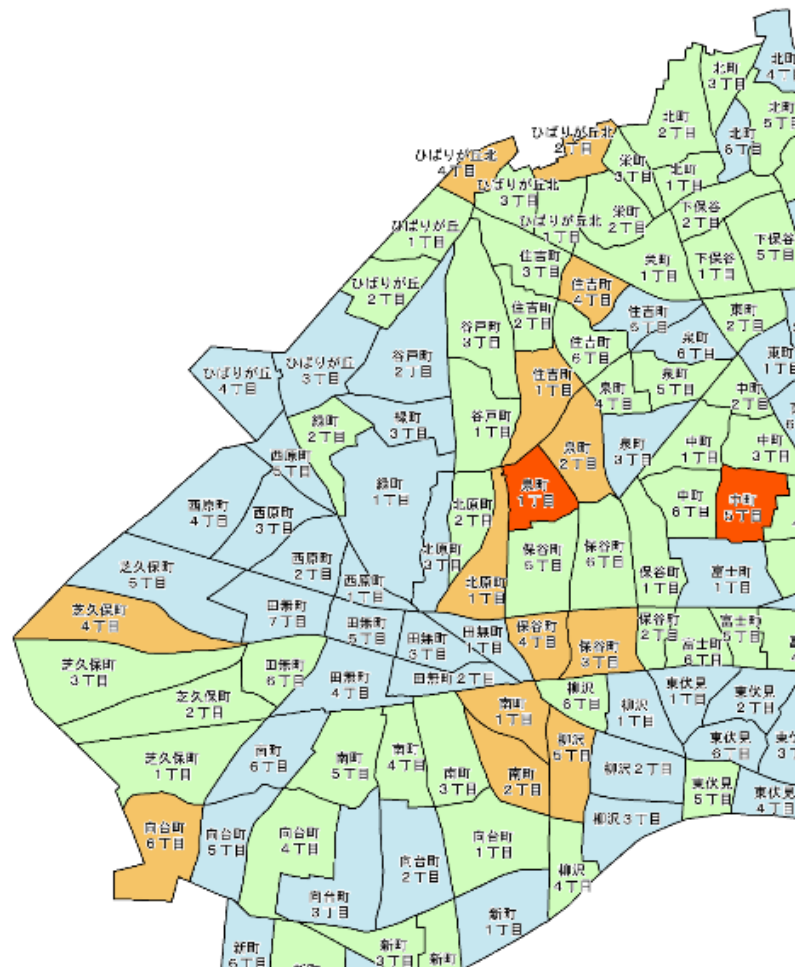
Page	旧文書	新文書	備考						
	<table border="1"> <tr> <td>ライフライン被害等による避難者の減少</td> <td> <del>1 被災建築物に対する応急危険度判定の適切な実施</del>  <del>2 エレベーターの早期復旧</del>  <del>3 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発</del> </td> </tr> </table>	ライフライン被害等による避難者の減少	<del>1 被災建築物に対する応急危険度判定の適切な実施</del> <del>2 エレベーターの早期復旧</del> <del>3 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発</del>	<table border="1"> <tr> <td>帰宅困難者の安全確保</td> <td> <del>1 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発</del>  <del>2 事業所等への一斉帰宅抑制等の周知・啓発</del>  <del>3 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進</del>  <del>4 帰宅困難者への通信体制の整備</del>  <del>5 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保</del> </td> </tr> <tr> <td>帰宅支援策</td> <td> <del>1 バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</del>  <del>2 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実</del>  <del>3 DXの推進による帰宅困難者への情報提供手段の充実</del> </td> </tr> </table>	帰宅困難者の安全確保	<del>1 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発</del> <del>2 事業所等への一斉帰宅抑制等の周知・啓発</del> <del>3 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進</del> <del>4 帰宅困難者への通信体制の整備</del> <del>5 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保</del>	帰宅支援策	<del>1 バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</del> <del>2 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実</del> <del>3 DXの推進による帰宅困難者への情報提供手段の充実</del>	
ライフライン被害等による避難者の減少	<del>1 被災建築物に対する応急危険度判定の適切な実施</del> <del>2 エレベーターの早期復旧</del> <del>3 各家庭における食料、飲料水、トイレ等資器材の備蓄の周知・啓発</del>								
帰宅困難者の安全確保	<del>1 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発</del> <del>2 事業所等への一斉帰宅抑制等の周知・啓発</del> <del>3 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進</del> <del>4 帰宅困難者への通信体制の整備</del> <del>5 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保</del>								
帰宅支援策	<del>1 バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</del> <del>2 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実</del> <del>3 DXの推進による帰宅困難者への情報提供手段の充実</del>								
	<b>第4節 帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援</b>	削除							
	<del>1 帰宅困難者の安全確保</del>	削除							
	<del>(1) 目標</del>	削除							
	<del>東京都帰宅困難者対策条例の周知、企業等の備蓄、一時滞在施設の確保等により、想定される31,227人の帰宅困難者の安全を確保する。</del>	削除							
	<del>(2) 目標を達成するための対策</del>	削除							
	<table border="1"> <tr> <td>帰宅困難者の安全確保</td> <td> <del>1 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発</del>  <del>2 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進</del>  <del>3 帰宅困難者への通信体制の整備</del>  <del>4 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保</del> </td> </tr> </table>	帰宅困難者の安全確保	<del>1 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発</del> <del>2 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進</del> <del>3 帰宅困難者への通信体制の整備</del> <del>4 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保</del>	削除					
帰宅困難者の安全確保	<del>1 東京都帰宅困難者対策条例、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発</del> <del>2 鉄道事業者等と連携した駅前滞留者対策の推進</del> <del>3 帰宅困難者への通信体制の整備</del> <del>4 一時滞在施設の確保及び食糧等の備蓄など支援体制の確保</del>								
	<del>2 帰宅支援</del>	削除							
	<del>(1) 目標</del>	削除							
	<del>都、交通機関等と連携し、臨時輸送の実施などにより、帰宅困難者の安全な帰宅を支援する。</del>	削除							
	<del>(2) 目標を達成するための対策</del>	削除							
	<table border="1"> <tr> <td>帰宅支援策</td> <td> <del>1 バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</del>  <del>2 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実</del> </td> </tr> </table>	帰宅支援策	<del>1 バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</del> <del>2 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実</del>	削除					
帰宅支援策	<del>1 バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</del> <del>2 災害時帰宅支援ステーション制度の周知・充実</del>								
地-39	<b>第6章 調査・研究</b>	<b>第6章 調査・研究</b>							
	1 地域危険度測定調査	1 地域危険度測定調査							
	(1) (略)	(1) (略)							
地-40	(2) 評価結果	(2) 評価結果							
	ア 建物倒壊危険度	ア 建物倒壊危険度							



Page	旧文書	新文書	備考
	(略)	(略)	
	出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回 <a href="#">平成30年2月公表</a> ）」	出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回 <a href="#">令和4年9月公表</a> ）」	
地-41	イ 火災危険度	イ 火災危険度	
	(略)	(略)	

Page	旧文書	新文書	備考
地-41			
	出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回 <del>平成30年2月</del> 公表）」	出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回 <u>令和4年9月</u> 公表）」	
地-42	ウ 総合危険度	ウ 総合危険度	
	(略)	(略)	



Page	旧文書	新文書	備考
地-42			
	出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第8回 平成30年2月公表）」	出典：東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回 令和4年9月公表）」	
地-43	<p><b>2 防災に関する市民の意識調査</b></p>	<p><b>2 防災に関する市民の意識調査</b></p>	
	<p>市は、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、平成13年以降定期的に市民意識調査を実施し、<del>これまで6回の調査を行</del>っている。</p>	<p>市は、社会状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、平成13年以降定期的に市民意識調査を実施している。</p>	
	<p><del>平成24年の防災対策に関する調査結果によると、震災発生時の心配事に関しては、「水道や電気等のライフラインの確保」、「家族の安否確認方法」、「食料品等の確保」について高い割合であった。</del></p>	<p><u>令和4年の防災対策に関する調査結果によると、震災発生時の心配事に関しては、「<u>発災時に避難すべき場所や実施事項</u>」、「<u>防災行政無線が聴き取れない不安</u>」、「<u>避難所となっている学校の老朽化への不安</u>」等についての意見が挙げられた。</u></p>	
	<p><del>また、市から得たい情報としては「食料等の備蓄について」「災害時に関する情報提供や広報について」が高い割合であった。</del></p>	<p><del>削除</del></p>	
	(略)	(略)	
地-44	<p><b>第2部 災害予防計画</b></p>	<p><b>第2部 災害予防計画</b></p>	
	1 (略)	1 (略)	

Page	旧文書	新文書	備考																
地-44	<b>2 現在の状況</b>	<b>2 現在の状況</b>																	
	首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成29年11月）においても、『まちづくり』分野の「大規模地震などへの災害対策」が最も重要度が高い施策となっている。市では、平成19年度に危機管理室（令和2年2月1日以降、組織改編により危機管理課へ）を設置し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、定期的な防災訓練の実施等により、市民の地域防災力の向上に取り組んできたところである。	首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（令和4年3月）においても、『まちづくり』分野の「大規模地震などへの災害対策」が最も重要度が高い施策となっている。市では、平成19年度に危機管理室（令和2年2月1日以降、組織改編により危機管理課へ）を設置し、災害に強いまちづくりを推進するとともに、定期的な防災訓練の実施等により、市民の地域防災力の向上に取り組んできたところである。																	
	<b>3 課題</b>	<b>3 課題</b>																	
	<del>市内には、耐震化されていない施設や建築物が現在も残っている。そのため、耐震化対策や防災基盤の整備等を引き続き進めていくことが求められている。</del>	<u>近年は建築物の耐震化が進み、大規模地震発生時の建物被害が軽減されると推測されているが、市域の一部の施設や住宅においては、引き続き耐震化への備えや防災基盤の整備等を進めていくことが求められている。</u>																	
	追加	<u>一方、令和4年5月に首都直下型地震等による「東京都の新たな被害想定」が10年ぶりに見直され、市内では大規模な延焼クラスターの発生により、火災による建物被害や死傷者等が増大することが懸念される。</u>																	
	追加	<u>そのため、木造密集地域等への火災抑止や地域住民による初期消火能力の向上など火災予防対策を推進することが喫緊の課題である。</u>																	
	<del>また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力を強化していくことが必要である。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る。</del>	<u>また、東日本大震災等の過去の教訓を活かし、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図るとともに、地域における多様な視点を反映し防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命及び防災の現場において、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点等に配慮した防災体制を確立することが必要である。</u>																	
	<del>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある方などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。また、感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</del>	削除																	
	<del><b>4 主な対策の方向性と到達目標</b></del>	削除																	
	<del>市は、市民の生命や財産を守ることを目的とし、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、以下の3つの指標とその目標値を定めている。</del>	削除																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標名</th> <th>平成31年度実績値</th> <th>令和5年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指標1</td> <td><del>「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度</del></td> <td><del>20.2%</del></td> <td><del>24.0%</del></td> </tr> <tr> <td>指標2</td> <td>防災市民組織の数</td> <td>97団体</td> <td>150団体</td> </tr> <tr> <td>指標3</td> <td>総合防災訓練等への参加者延べ人数 (年間)</td> <td>5,460人</td> <td>10,000人</td> </tr> </tbody> </table>		指標名	平成31年度実績値	令和5年度目標値	指標1	<del>「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度</del>	<del>20.2%</del>	<del>24.0%</del>	指標2	防災市民組織の数	97団体	150団体	指標3	総合防災訓練等への参加者延べ人数 (年間)	5,460人	10,000人	削除	
	指標名	平成31年度実績値	令和5年度目標値																
指標1	<del>「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度</del>	<del>20.2%</del>	<del>24.0%</del>																
指標2	防災市民組織の数	97団体	150団体																
指標3	総合防災訓練等への参加者延べ人数 (年間)	5,460人	10,000人																

Page	旧文書	新文書	備考								
	出典：西東京市第2次総合計画（後期基本計画）（計画年次：平成31年（令和元年）度～令和5年度）	削除									
地-45	第1章 市民と地域の防災力向上	第1章 市民と地域の防災力向上									
	第1節 自助による市民の防災活動	第1節 自助による市民の防災活動									
	予 防 対 策	予 防 対 策									
	1 震災対策における市民の役割と備え 市民	1 震災対策における市民の役割と備え 市民									
	(2) 市民の備え【市民】	(2) 市民の備え【市民】									
	ア～オ（略）	ア～オ（略）									
	カ 水（1日1人34目安）や食料（最低3日、推奨1週間分） <sup>*1</sup> 、医薬品、携帯ラジオ、貴重品など非常持出用品や簡易トイレの準備、自動車へのこまめな満タン給油	カ 水（1日1人3L目安）や食料（最低3日、推奨1週間分） <sup>*1</sup> 、医薬品、携帯ラジオ、貴重品など非常持出用品や簡易トイレの準備、自動車へのこまめな満タン給油									
	サ 避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」及び「災害時要援護者名簿」情報の避難支援等関係者（警察署、消防署及び防災市民組織等）への事前情報提供を行っていることについての認識及び円滑かつ迅速な避難への備え	サ 避難行動要支援者名簿、災害時要援護者名簿を事前に避難支援等関係者へ提供することについての同意や避難行動要支援者個別避難計画の作成等、避難行動要支援者や災害時要援護者がいる家庭における円滑かつ迅速な避難のための備え									
地-46	セ 「西東京市安全・安心いーなメール」 <sup>*2</sup> の登録	セ 「西東京市安全・安心いーなメール（以下、「安全・安心いーなメール」という。）」 <sup>*2</sup> の登録									
	2 市民・事業者等への防災意識の啓発 市、警察署、消防署、防災関係機関	2 市民・事業者等への防災意識の啓発 市、警察署、消防署、防災関係機関									
	(1) 防災情報の定期広報【危機管理課、警察署、消防署】	(1) 防災情報の定期広報【危機管理課、警察署、消防署】									
地-46	<table border="1"> <tr> <td>【情報の例】</td> <td>【パンフレットの例】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画のあらましの解説</li> <li>大規模災害時における行動基準</li> <li>各家庭における対応の指針等</li> <li>地域の防災対策に関する情報の提供</li> <li>地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対する10の備え</li> <li>職場の地震対策</li> <li>地震その時10のポイント</li> <li>地震のときはこうしよう</li> <li>地震から命を守る「7つの問いかけ」</li> <li>防災ブック「東京防災」</li> </ul> </td> </tr> </table>	【情報の例】	【パンフレットの例】	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画のあらましの解説</li> <li>大規模災害時における行動基準</li> <li>各家庭における対応の指針等</li> <li>地域の防災対策に関する情報の提供</li> <li>地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対する10の備え</li> <li>職場の地震対策</li> <li>地震その時10のポイント</li> <li>地震のときはこうしよう</li> <li>地震から命を守る「7つの問いかけ」</li> <li>防災ブック「東京防災」</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>【情報の例】</td> <td>【パンフレットの例】</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画のあらましの解説</li> <li>大規模災害時における行動基準</li> <li>各家庭における対応の指針等</li> <li>地域の防災対策に関する情報の提供</li> <li>地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対する10の備え</li> <li>職場の地震対策</li> <li>地震その時10のポイント</li> <li>地震のときはこうしよう</li> <li>地震から命を守る「7つの問いかけ」</li> <li>防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等</li> <li>家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック</li> </ul> </td> </tr> </table>	【情報の例】	【パンフレットの例】	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画のあらましの解説</li> <li>大規模災害時における行動基準</li> <li>各家庭における対応の指針等</li> <li>地域の防災対策に関する情報の提供</li> <li>地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対する10の備え</li> <li>職場の地震対策</li> <li>地震その時10のポイント</li> <li>地震のときはこうしよう</li> <li>地震から命を守る「7つの問いかけ」</li> <li>防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等</li> <li>家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック</li> </ul>	
【情報の例】	【パンフレットの例】										
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画のあらましの解説</li> <li>大規模災害時における行動基準</li> <li>各家庭における対応の指針等</li> <li>地域の防災対策に関する情報の提供</li> <li>地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対する10の備え</li> <li>職場の地震対策</li> <li>地震その時10のポイント</li> <li>地震のときはこうしよう</li> <li>地震から命を守る「7つの問いかけ」</li> <li>防災ブック「東京防災」</li> </ul>										
【情報の例】	【パンフレットの例】										
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画のあらましの解説</li> <li>大規模災害時における行動基準</li> <li>各家庭における対応の指針等</li> <li>地域の防災対策に関する情報の提供</li> <li>地域の防火防災功労賞制度等への応募や表彰事例の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に対する10の備え</li> <li>職場の地震対策</li> <li>地震その時10のポイント</li> <li>地震のときはこうしよう</li> <li>地震から命を守る「7つの問いかけ」</li> <li>防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等</li> <li>家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック</li> </ul>										
	(4) 要配慮者対策【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、関係機関】	(4) 要配慮者対策【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、消防署、関係機関】									
	市は、要配慮者利用施設等と連携し、要配慮者を支援するための講習会や訓練の実施に努める。	ア 市は、要配慮者利用施設等と連携し、要配慮者を支援するための講習会や訓練の実施に努める。									
		イ 消防署は、各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施									
地-48	3 学校等における防災教育の推進 市、教育委員会、消防署	3 学校等における防災教育の推進 市、教育委員会、消防署									



Page	旧文書	新文書	備考
	コ 都立高校で行われる宿泊防災訓練における総合防災教育の実施	コ 都立高校における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練の実施	
	サ～シ (略)	サ～シ (略)	
		ス 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施	
		セ デジタルコンテンツを活用した防災訓練	
地-48	4 防災訓練の充実 市、都、警察署、消防署、消防団	4 防災訓練の充実 市、都、警察署、消防署、消防団	
	(1) 市総合防災訓練【危機管理課、 <del>警察署、消防署</del> 】	(1) 市総合防災訓練【危機管理課、 <u>防災関係機関</u> 】	
	(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理課、 <del>教育企画課</del> 、警察署、消防署、消防団】	(2) 防災市民組織等の訓練【危機管理課、 <u>関係各課</u> 、警察署、消防署、消防団】	
	防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や、要配慮者・家族・地域市民、NPO法人・ボランティア等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下、 <del>期目を定めて</del> 世帯数や規模等、 <del>それぞれの</del> 実態に応じた訓練とともに、 <del>軽可搬消防ポンプ</del> やスタンドパイプ等を活用した実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。	防災市民組織、避難所運営協議会及び自治会・町内会を単位とした防災訓練や、要配慮者・家族・地域市民、NPO法人・ボランティア等による合同避難訓練を実施する。実施時には、消防署及び消防団の指導の下、世帯数や規模等に応じた訓練を実施するとともに、 <u>住宅街にて火災が発生した想定で、地域に設置される消火器</u> やスタンドパイプ等を活用した <u>住民参加型の「防災型対応訓練」</u> 等の実践的な訓練指導により共助体制の強化を推進する。	
	また、市は必要に応じて <del>消火器等</del> 資器材の貸出等、防災訓練を支援するほか、訓練を通じて各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を行う。	また、市は必要に応じて <u>防災</u> 資器材の貸出等、防災訓練を支援するほか、訓練を通じて各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進を行う。	
	(3) 都総合防災訓練【危機管理課、各課、都（総務局）】	(3) 都総合防災訓練【危機管理課、各課、都（総務局）】	
	都が実施する、震度6弱以上の大地震を想定した総合防災訓練への参加推進を行う <del>ほか、消防署は、都、防災関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結団体等が参加して年1回、全庁的に総合震災訓練を実施する。</del>	都が実施する、震度6弱以上の大地震を想定した総合防災訓練への参加推進を行う。	
	(4) その他訓練【危機管理課、各課、 <del>警察署、消防署</del> 】	(4) その他訓練【危機管理課、各課、 <u>防災関係機関</u> 】	
	各避難所の運営主体による避難所運営訓練、社会福祉施設における要配慮者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援する。	各避難所の運営主体による避難所運営訓練、社会福祉施設における要配慮者の避難訓練、情報伝達機器の使用訓練、夜間作業時の訓練や停電時の訓練等を支援する <del>ほか、</del> <u>地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を教育企画課と連携して実施するなど、防災訓練・防災講座等の充実を図る。また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。</u>	
	<del>また、</del> 訓練を通じて検証を実施し、新たな課題を発見するよう努める。	訓練を通じて検証を実施し、新たな課題を発見するよう努める。 <u>消防署は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結団体等が参加して年1回、総合震災訓練を実施する。</u>	
地-49	<u>追加</u>	5 外国人支援対策 市、警察署、消防署、防災関係機関	
	<u>追加</u>	<u>市は、外国籍市民及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
	追加	<u>ア NPO法人等と連携し、外国籍市民参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国籍市民が共助の担い手にもなり得ることに留意する。</u>	
	追加	<u>イ 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国籍市民が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</u>	
	追加	<u>ウ 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。</u>	
	追加	<u>エ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを通して、東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国籍市民への支援を推進する。</u>	
地-50	<b>第2節 地域による共助の防災活動</b>	<b>第2節 地域による共助の防災活動</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 地域防災の担い手の育成 市、警察署、消防署	1 地域防災の担い手の育成 市、警察署、消防署	
	(2) 人材の育成【危機管理課、教育委員会、警察署、消防署】	(2) 人材の育成【危機管理課、教育委員会、警察署、消防署】	
	<p>市は、防災市民組織や避難所運営協議会等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。</p> <p>また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。</p> <p>さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成を推進する。</p> <p>消防署は、<del>学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。</del></p>	<p>市は、防災市民組織や避難所運営協議会等に対し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催、各種防災訓練の技術指導等を通じて、地域の防災を担う人材を育成するとともに、組織の活性化を図る。</p> <p>また、災害は昼夜を問わずいつ発生するか分からないものであり、消防少年団等の育成など、多様な人材の防災への参画を推進する。特に、昨今の大規模地震の教訓から女性の参画について推進する。</p> <p>さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成を推進する。</p> <p>消防署は、<u>スタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進する。</u></p>	
	(3) 活動環境の整備【危機管理課】	(3) 活動環境の整備【危機管理課】	
	市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境整備に努める。	市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、活動に使用する資器材等の整備をはじめ、各種訓練を行うための広場、資器材、消防水利の確保等、環境整備に努める。 <u>なお、火災発生時の地域住民の対応強化方策として、初期消火資器材の普及促進を図る。</u>	
	2 地域の連携力の強化 市、消防署、市民	2 地域の連携力の強化 市、消防署、市民	
	(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理課、関係課、消防署】	(1) 地域における防災連携体制の整備【危機管理課、関係各課、消防署】	
	市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難所単位等の運営協議会の設置（「第3部第8章 避難者対策」に詳述）を進めるほか、地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。	市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校などの地域で活動する団体や、ボランティア等が相互に連携するため、避難所単位等の運営協議会の設置（「第3部第8章 避難者対策」に詳述）を進めるほか、 <u>地域協力ネットワーク</u> など地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組みづくりや人材の活躍の場の設置に努める。	

Page	旧文書	新文書	備考
地-51	(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【関係課、消防署】	(2) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【関係各課、消防署】	
	(3) 地域ぐるみの支援体制づくり【関係課】	(3) 地域ぐるみの支援体制づくり【関係各課】	
	市は、 <del>防災市民組織や民生委員・児童委員、消防署、警察署、在宅ケアチーム、ボランティア組織及び社会福祉施設等</del> と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、 <del>避難支援プラン</del> の策定を推進する。	市は、警察署、 <u>消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会・町内会、防災市民組織</u> と連携し、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、 <u>避難行動要支援者個別避難計画</u> の策定を推進する。	
	(4) 地区防災計画の作成【関係課、市民】	(4) 地区防災計画の作成【 <u>危機管理課、関係各課、市民</u> 】	
	4 日常的な地域活動と防災活動の融合促進 市、 <del>消防署、警察署</del>	4 日常的な地域活動と防災活動の融合促進 市、警察署、 <u>消防署</u>	
	(1) 従来型の防災訓練や、地域で活動する団体等への意識付け強化	(1) 従来型の防災訓練や、地域で活動する団体等への意識付け強化	
	【 <del>危機管理課、関係課、消防署、警察署</del> 】	【 <u>危機管理課、関係各課、警察署、消防署</u> 】	
地-52	(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化	(2) 地域の受援力を強化するための柔軟な地域環境づくりの強化	
	【 <del>危機管理課、協働コミュニティ課</del> 】	【 <u>危機管理課、協働コミュニティ課</u> 】	
	市は、防災市民組織への助言・支援をはじめ、避難行動要支援者個別計画、避難所管理運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平時及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。	市は、防災市民組織への助言・支援をはじめ、避難行動要支援者個別 <u>避難</u> 計画、避難所管理運営マニュアル等に基づく防災市民組織の活動内容の明確化を図り、平時及び震災時の防災行動力の向上に結び付ける。	
	(略)	(略)	
地-53	<b>第3節 消防団の防災活動</b>	<b>第3節 <u>マンション防災における自助・共助</u></b>	
	■■■■ 予 防 対 策 ■■■■	■■■■ 予 防 対 策 ■■■■	
	<u>追加</u>	<u>1 居住者による自助・共助の備え</u> 市、市民	
	<u>追加</u>	<u>マンション居住者は、マンション特有の課題に対応するため、自助・共助の取組を行うとともに、市は、都と連携して、防災意識の啓発、防災教育等を実施する。</u>	
	<u>追加</u>		
	<u>追加</u>	<u>(1) マンション居住者による自助・共助の構築【市民、防災市民組織】</u>	
	<u>追加</u>	<u>マンション居住者は、次に掲げる自助・共助の取組を行う。</u>	
地-53	<u>追加</u>	<u>ア エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施</u>	
	<u>追加</u>	<u>イ 排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備</u>	
	<u>追加</u>	<u>ウ 防災市民組織の結成</u>	
	<u>追加</u>	<u>(2) 防災意識の啓発【危機管理課、住宅課、市民、不動産関係団体、</u>	
	<u>追加</u>	<u>マンション管理組合等】</u>	
	<u>追加</u>	<u>ア 市は、都や関係機関と連携して、マンション居住者がマンション特有の課題に取り</u>	



Page	旧文書	新文書	備考
		<u>組むよう、耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等の情報発信・啓発を行う。</u>	
	<u>追加</u>	<u>イ 不動産会社等は、マンションを販売した際に、購入者に対する（賃貸の場合は、賃借人に対する）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。</u>	
	<u>追加</u>	<u>ウ マンション管理組合等は、マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。</u>	
地-54	<u>追加</u>	<b>第4節 消防団の防災活動</b>	
		<b>予 防 対 策</b>	
	1 消防団の活動体制の充実 市、消防署、消防団	1 消防団の活動体制の充実 市、消防署、消防団	
	(1) 人員の強化【危機管理課、消防団】	(1) 人員の強化【危機管理課、消防団】	
	市及び消防団は、広く市民へ消防団入団を呼びかけるとともに、事業所職員や市職員、学生、女性等にも入団を促すことで消防団員の安定確保に努める。	市及び消防団は、 <u>防災訓練や各種イベント等の機会を捉えて</u> 、広く市民へ消防団入団を呼びかけるとともに、 <u>広報ツールの充実を図り</u> 、事業所職員や市職員、学生、女性等にも入団を促すことで消防団員の安定確保に努める。	
	(2) 資器材の整備・強化【危機管理課】	(2) 資器材の整備・強化【危機管理課】	
	市は、消防団の応急救護・救助資器材（ <del>担架・救急カバン・エンジンカッター等</del> ）の増強を図るほか、老朽化した分団詰所の建替え、消防ポンプ車の買替え、消防資器材・救助資器材の整備、車載用自動体外式除細動器（AED）の整備、携帯通信機器の充実等を計画的に進める。	市は、消防団の応急救護・救助資器材の増強を図るほか、老朽化した分団詰所の建替え、消防ポンプ車の買替え、消防資器材・救助資器材の整備、車載用自動体外式除細動器（AED）の整備、携帯通信機器の充実等を計画的に進める。	
	(3) 活動能力の向上【危機管理課、消防署】	(3) 活動能力の向上【危機管理課、消防署】	
	(略)	(略)	
	また、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。さらに、各消防団員が自らの業務上有する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。	また、無線通信訓練や東京都消防訓練所及び消防署との連携により、 <u>各種資機材やマニュアル等を活用して</u> 教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。さらに、各消防団員が自らの業務上有する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制を整備する。	
地-55	<b>第4節 事業所の防災活動</b>	<b>第5節 事業所の防災活動</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 事業所による自助・共助の強化 市、消防署、事業所	1 事業所による自助・共助の強化 市、消防署、事業所	
地-55	(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】	(2) 自衛消防隊の編成と活動能力強化【消防署】	
地-56	<b>エ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所</b>	<b>エ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所</b>	
	(ア) 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。	(ア) 多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者 <u>のうちから自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）</u> を配置することが義務付け	

Page	旧文書	新文書	備考
		られている。	
	(イ) 震災時には、 <del>これら一定</del> の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。	(イ) 震災時には、 <u>自衛消防活動</u> の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中核となつて活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。	
地-57	<b>第5節 ボランティアとの連携</b>	<b>第6節 ボランティアとの連携</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 ボランティア活動の支援体制の整備 及び支援 市、市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の支援体制の整備 及び支援 市、市社会福祉協議会	
	(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	(2) 体制の整備【地域共生課、生活福祉課、 <u>協働コミュニティ課</u> 、市社会福祉協議会】	
	地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。	地域共生課、生活福祉課、 <u>協働コミュニティ課</u> 及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める <u>とともに、平常時から地域団体、NPO団体・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図る。</u>	
地-58	2 登録ボランティアとの連携及び人材育成 市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会	2 登録ボランティアとの連携及び人材育成 市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会	
	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	
地-58	地域共生課、生活福祉課及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。	地域共生課、生活福祉課、 <u>建築指導課、都市計画課</u> 及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。 <u>文化振興課は、東京都防災（語学）ボランティアの専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。</u>	
	(2) 人材育成【地域共生課、生活福祉課、都（都市整備局、生活文化局、建設局）】	(2) 人材育成【地域共生課、生活福祉課、都（都市整備局、生活文化 <u>スポーツ</u> 局、建設局）】	
地-59	<b>第2章 安全な都市づくりの実現</b>	<b>第2章 安全な都市づくりの実現</b>	
	<b>第1節 建築物等の災害対策</b>	<b>第1節 建築物等の災害対策</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 防災まちづくりの推進 市、都、警察署、消防署、消防団	1 防災まちづくりの推進 市、都、警察署、消防署、消防団	
	(2) 市街地の整備【都市計画課、住宅課、建築指導課、危機管理課、都（都市整備局）】	(2) 市街地の整備【都市計画課、住宅課、建築指導課、危機管理課、都（都市整備局）】	
	<del>また、建築物の用途・形態の制限など地区計画制度の活用をはじめ、</del> 西東京市にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）、建築基準法（昭和25年法律	<u>また、建築物の敷地面積の最低限度規制など都市計画制度の活用をはじめ、</u> 西東京市にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号）、建築基準法（昭和25	



Page	旧文書	新文書	備考
	第201号)における許可基準の制定により、ミニ開発・スプロール化の防止、道路幅員の確保、公共空地の確保、消防水利の確保、消防・防災関係施設の用地確保等に努める。さらに、密集市街地における空き家の延焼防止のため、空き家等の発生抑制・適正管理に係る対策に努める。	年法律第201号)に基づく審査及び指導により、ミニ開発・無秩序な市街化の防止、道路幅員の確保、公共空地の確保、消防水利の確保、消防・防災関係施設の用地確保等に努める。さらに、密集市街地における延焼防止のため、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業等の実施や空き家等の発生抑制・適正管理に係る対策に努める。	
	(3) 消火活動困難地域の解消【都市計画課、建築指導課、道路課】	(3) 消火活動困難地域の解消【都市計画課、建築指導課、道路課】	
	市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、無電柱化、道路交差部等の隅きり整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。 また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場からの意見を反映し、消火活動が困難な地域の解消に努める。	市は、消防活動路を確保するため幹線道路の整備、道路ネットワークの整備、狭幅員道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、無電柱化、道路交差部等の隅切り整備、消防水利の確保、延焼遮断路等焼け止まり線の確保、部隊集結等を考慮したオープンスペースの確保、消防・防災関係施設の設置などについて、消防署の意見を参考にまちづくりを検討する。 また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災まちづくり事業等に対して消防活動の立場からの意見を反映し、消火活動が困難な地域の解消に努める。	
地-60	(5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、都市計画課、産業振興課、危機管理課】	(5) 緑地・農地の保全【みどり公園課、都市計画課、産業振興課、危機管理課】	
	市は、延焼遮断帯等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。	市は、延焼遮断機能などとして重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。	
	(7) オープンスペースの把握と活用【危機管理課、みどり公園課、都市計画課、スポーツ振興課、産業振興課、都(都市整備局)】	(7) オープンスペースの把握と活用【危機管理課、みどり公園課、都市計画課、スポーツ振興課、産業振興課、都(都市整備局)】	
	市は、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター一時離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースの把握に努める。	市は、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター一時離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースの把握や保全に努める。	
地-61	2 高層建築物の安全対策 市、都、警察署、消防署、市民	2 高層建築物の安全対策 市、都、警察署、消防署、市民	
	(1) 高層建築物の安全化【建築指導課、住宅課、都(都市整備局)、市民】	(1) 高層建築物の安全化【建築指導課、住宅課、都(都市整備局)、市民】	
	また、市、都、市民、防災関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉込防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。	また、市、都、市民、防災関係機関等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進める。	
	(3) 高層建築物の火災予防等対策【消防署】	(3) 高層建築物の火災予防等対策【消防署】	
	イ 関係事業所に対する火災予防対策等	イ 関係事業所に対する火災予防対策等	
	消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。	消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。	
	イ 関係事業所に対する火災予防対策等 消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。 (略) 【避難(混乱防止)対策】	イ 関係事業所に対する火災予防対策等 消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。 (略) 【避難(混乱防止)対策】	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>① 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保</p> <p>② ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備</p> <p>③ ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止</p> <p>④ <del>事前指定した</del>避難誘導員の周知や訓練指導員の育成 (略)</p>	<p>① 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保</p> <p>② ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備</p> <p>③ ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止</p> <p>④ 避難誘導員の事前指定や訓練指導員の育成 (略)</p>	
地-62	3 がけ・ <del>よう</del> 壁、ブロック塀等の崩壊防止   市、都建設事務所、都	3 がけ・ <del>擁</del> 壁、ブロック塀等の崩壊防止   市、都建設事務所、都	
	(1) がけ・ <del>よう</del> 壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】	(1) がけ・ <del>擁</del> 壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】	
	市は、がけ地に建築物や <del>よう</del> 壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づき、指導を行う。	市は、がけ地に建築物や <del>擁</del> 壁等を設ける場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び東京都建築安全条例（昭和 25 年東京都条例第 89 号）に基づき、指導を行う。	
	(2) ブロック塀等の安全化【都市計画課、建築指導課、 <del>建築営繕課</del> 、住宅課、 みどり公園課、教育企画課、学務課、都（都市整備局）】	(2) ブロック塀等の安全化【都市計画課、建築指導課、住宅課、みどり公園課 、教育企画課、学務課、都（都市整備局）】	
	市は、既存ブロック塀の安全な維持管理の周知を行うとともに、地区計画などを活用したブロック塀の <del>設置</del> 制限を推進する。	市は、既存ブロック塀の安全な維持管理の周知を行うとともに、地区計画などを活用したブロック塀の <del>構造</del> 制限を推進する。	
	また、接道部の既存ブロック塀の生垣化、建築物の新 <del>設</del> の際の生垣等設置推進のため、西東京市 <del>生垣造成</del> 補助金交付要綱の活用を図り、災害発生時の避難路の安全性の向上、緑の保全・育成に努める。	また、接道部の既存ブロック塀の生垣化、建築物の新 <del>築</del> の際の生垣等設置推進のため、西東京市 <del>緑と花の沿道推進事業</del> 補助金交付要綱の活用を図り、災害発生時の避難路の安全性の向上、緑の保全・育成に努める。	
地-63	4 建築物の耐震化及び安全対策の促進   市、都	4 建築物の耐震化及び安全対策の促進   市、都	
	(1) 耐震改修促進計画の推進【住宅課、建築指導課】	(1) 耐震改修促進計画の推進【住宅課、建築指導課、 <del>都（都市整備局）</del> 】	
	<del>また</del> 、建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、市民が安心して建築物を利用することができるよう、「耐震マーク表示制度」の普及を図る。	<del>都は</del> 、建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、市民が安心して建築物を利用することができるよう、「耐震マーク表示制度」の普及を図る。	
	(2) 公共建築物の耐震化・不燃化【建築営繕課、施設を管理する課】 <del>—</del>	(2) 公共建築物の耐震化・不燃化【建築営繕課、 <del>公共施設マネジメント課</del> 、施設を管理する課】	
	市は、 <del>防災上重要な</del> 公共建築物について、 <del>非構造部材の耐震化を促進する</del> 。新築や改修を行うに当たっては、免震や制震工法など、新しい補強技術の採用も検討する。	市は、公共建築物について、新築や改修を行うに当たっては、免震や制震工法など、新しい補強技術の採用の検討 <del>などを通じて</del> 、耐震化・不燃化を図る。	
	<del>また、その他の公共建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行う。さらに、市営住宅について、建替え等により住環境の改善と併せ、耐震化・不燃化を図る。</del>	削除	
	(3) 民間建築物の耐震化【住宅課、 <del>建築指導課</del> 】	(3) 民間建築物の耐震化【住宅課】	
	(4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【住宅課、建築指導課、都（都市整備局）】	(4) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化【住宅課、建築指導課、都（都市整備局）】	
	都は平成 23 年 4 月に施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充し、耐震化を <del>推</del> 進する。市は、都や関係機関と連携する。	都は平成 23 年 4 月に施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度を拡充し、耐震化を <del>促</del> 進する。市は、都や関係機関と連携する。	
	<del>追加</del>	<del>また、都は、一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アド</del>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>パイザーの活用などにより、耐震化を推進し、市は、都や関係機関と連携する。</u>	
	(5) エレベーターの対策【建築営繕課、建築指導課、都（都市整備局）】	(5) エレベーターの対策【建築営繕課、 <u>公共施設マネジメント課</u> 、建築指導課、都（都市整備局）】	
	ア 要配慮者を受け入れる社会福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉込防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。	ア 要配慮者を受け入れる社会福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設について、優先的にエレベーターの閉 <u>じ込め</u> 防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。	
地-64	イ 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉込防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。	イ 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉 <u>じ込め</u> 防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。	
	ウ～オ（略）	ウ～オ（略）	
	<u>追加</u>	<u>カ 日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、都と連携して、体制の強化を図る。</u>	
	<b>5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</b>   市、都、消防署	<b>5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止</b>   市、都、消防署	
	(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策【高齢者支援課、障害福祉課、 危機管理課、 <u>建築営繕課</u> 、消防署】	(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策【高齢者支援課、障害福祉課、 危機管理課、 <u>関係各課</u> 、消防署】	
	庁舎を含む市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の <u>実施状況調査を行い、家具類の転倒・落下・移動防止対策</u> を推進する。	庁舎を含む市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。	
	関係機関、関係団体等と連携し、家庭や事業所に対して家具類転倒・落下防止対策の必要性、方法、効果などの普及・啓発を図る。	関係機関、関係団体等と連携し、家庭や事業所に対して家具類転倒・落下・ <u>移動</u> 防止対策の必要性、方法、効果などの普及・啓発を図る。 <u>消防署は、家具類の転倒・落下・移動防止対策普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、都民や事業所に対する防災指導を実施する。</u>	
	<b>6 文化財施設の安全対策</b>   市、警察署、消防署、消防団	<b>6 文化財施設の安全対策</b>   市、警察署、消防署、消防団	
	文化財に被害が発生した場合はその所有者又は管理者は、直ちに消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被害状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。	文化財に被害が発生した場合はその所有者又は管理者は、直ちに消防署 <u>や市</u> 等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被害状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。	
	<b>7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備</b>   市、都	<b>7 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備</b>   市、都	
	市は東京都防災ボランティア事務局が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、人員の確保に努める。	市は、 <u>東京都防災ボランティア事務局</u> が行う講習会等に市職員を参加させ、応急危険度判定の意義及び判定基準についての習熟を図り、人員の確保に努める。	
	<b>8 液状化、長周期地震動への対策の強化</b>   市、都、消防署	<b>8 液状化、長周期地震動への対策の強化</b>   市、都、消防署	
	(1) 水道施設の液状化対策【都（水道局）】	(1) 水道施設の液状化対策【都（水道局）】	
	<u>東日本大震災を踏まえ、被害率</u> の高い地域においては優先的に水道管を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。	<u>都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される</u> 地域においては優先的に水道管を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。	
	(2) 下水道施設の液状化対策【下水道課】	(2) 下水道施設の液状化対策【下水道課】	



Page	旧文書	新文書	備考
	追加	<u>液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。</u>	
	(3) 道路の液状化対策【道路課、都建設事務所】	(3) 道路の液状化対策【道路課、 <u>下水道課</u> 、都建設事務所】	
地-67	<b>第2節 二次災害（出火、延焼等）対策</b>	<b>第2節 二次災害（出火、延焼等）対策</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 消防水利の整備、防火安全対策 市、消防署、消防団	1 消防水利の整備、防火安全対策 市、消防署、消防団	
地-67	(2) 火気設備等の安全化【建築指導課、消防署】	(2) 火気設備等の安全化【建築指導課、消防署】	
	<u>電気</u> 設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。	<u>住宅</u> 設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、 <u>都和連携した継続的な支援対策として感震ブレーカー等の</u> 出火防止対策の強化を図る。	
	(3) その他の出火防止のための査察・指導【消防署】	(3) その他の出火防止のための査察・指導【消防署】	
	追加	<u>発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。</u> <u>また、木造密集地域等については、個別訪問による「住まいの防火防災診断」を推進し、火災予防上の危険箇所を指摘するなど出火防止対策について具体的に指導を行うほか、住民、事業所に対し、火災予防週間、防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や初期消火の重要性について周知を図る。</u>	
地-68	(4) 初期消火体制の強化【危機管理課、建築指導課、消防署、消防団】	(4) 初期消火体制の強化【危機管理課、建築指導課、 <u>住宅課</u> 、消防署、消防団】	
地-69	2 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 市、都、消防署、教育委員会、都教育委員会、保健所、国、事業者	2 石油等危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 市、都、消防署、教育委員会、都教育委員会、保健所、国、事業者	
	(1) 石油等危険物施設の安全化【消防署、 <del>建築指導課</del> 、都（環境局）】	(1) 石油等危険物施設の安全化【消防署、都（環境局）】	
	都は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。	<u>移動</u>	
	消防署は、施設に対して立入検査等を実施し、自主防災体制の整備及び出火防止や流出防止対策の推進を図り、適正な貯蔵、取扱い及び安全対策について指導する。	消防署は、 <u>危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。</u> <u>製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。</u> 施設に対して立入検査等を実施し、自主防災体制の整備及び出火防止や流出防止対策の推進を図り、適正な貯蔵、取扱い及び安全対策について指導する。	
	東京消防庁は、消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応	東京消防庁は、消防法等に基づき、自衛消防隊の編成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応	

Page	旧文書	新文書	備考
	援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。	援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。	
	<u>移動</u>	都は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。	
	(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【 <del>建築指導課、都</del> （環境局）】	(2) 液化石油ガス消費施設の安全化【都（環境局）】	
	都は、安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置をはじめ、販売事業者への立入検査、容器の転倒防止や配管の被害最小化など、液化石油ガスの漏えい等による二次災害防止の指導を継続する。	都は、安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置をはじめ、販売事業者への立入検査、容器の転倒防止や <u>流出防止、配管の破損等</u> の被害最小化など、液化石油ガスの漏えい等による二次災害防止の指導を継続する。	
	(3) 火薬類保管施設の安全化【 <del>建築指導課、都</del> （環境局）】	(3) 火薬類保管施設の安全化【都（環境局）】	
	(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【 <del>建築指導課、都</del> （環境局）、消防署】	(4) 高圧ガス取扱事業所の安全化【都（環境局）、消防署】	
	(略)	(略)	
	<u>追加</u>	<u>都は、高圧ガス取扱事業所等との連携を強化（防災訓練の充実、緊急収納容器の配備、業務用 MCA 無線機を配備）する。</u>	
	(略)	(略)	
地-70	(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化【保健所、消防署、都教育委員会、教育委員会】	(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化【保健所、消防署、都教育委員会、教育委員会】	
	(略)	(略)	
	都教育委員会は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「 <u>学校における理科系</u> 実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。	都教育委員会は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「 <u>実験・実習</u> 用薬品類の <u>保管・管理の徹底</u> について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。	
地-71	<u>追加</u>	<u>(9) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築【都環境局】</u>	
	<u>追加</u>	<u>都環境局は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。さらに、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。また、都、協定締結団体、市は協力して災害訓練を実施する。</u>	
	<b>3 危険物等の輸送の安全化</b> 都、保健所、消防署、警察署	<b>3 危険物等の輸送の安全化</b> 都、保健所、消防署、警察署	
	都 <u>福祉保健局</u> 及び保健所は、毒物・劇物積載車両について常置場所の立入検査を行い、構造、設備等の保安・管理の徹底を図る。 警察署は、危険物等運搬車両の通行路線を検討し整備するとともに、路上点検による指導取締りを推進する。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。 <del>消防署は、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。</del> 消防署は、タンクローリー <u>の</u> 立入検査を適宜実施し、構造、設備等 <u>の</u> 法令基準が維持されるよう指導を強化する <u>ほか、トラック等の危険物輸送車両についても、タンクローリーと同様の安全対策を進める。</u> また、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認 <u>及び活用を推進し、輸送時の安全性を高める。</u>	都 <u>保健医療局</u> 及び保健所は、毒物・劇物積載車両について常置場所の立入検査を行い、構造、設備等の保安・管理の徹底を図る。 警察署は、危険物等運搬車両の通行路線を検討し整備するとともに、路上点検による指導取締りを推進する。また、関係機関等の連絡通報体制を確立する。 消防署は、タンクローリー、 <u>トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。</u> また、「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認 <u>し、活用を推進を図る。</u>	



Page	旧文書	新文書	備考
地-72	第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	
	第1節 道路・橋梁、河川施設等	第1節 道路・橋梁、河川施設等	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 道路・橋梁の整備 市、都	1 道路・橋梁の整備 市、都	
地-72	(1) 道路の整備【道路課、都市計画課】	(1) 道路の整備【道路課、都市計画課】	
	道路は、避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすとともに、沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとしての役割も大きい。そのため、防災上の観点から幹線道路網の整備を促進し、救援・消防活動にも有効かつ生活に密着した道路の整備に努める。	道路は、避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすとともに、沿道の不燃化を促し、延焼を防止するオープンスペースとしての役割も大きい。そのため、防災上の観点から幹線道路網の整備を促進し、救援・消防活動にも有効な道路の整備に努める。	
	(3) 道路施設の安全化【道路課、都（建設局）】	(3) 道路施設の安全化【道路課、都（建設局）】	
	また、一定規模以上のとう道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出が義務付けられている。届出については、非常用施設の設置、出火防止に関すること等について添付しなければならない。	また、共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出が義務付けられている。届出については、非常用施設の設置、出火防止に関すること等について添付しなければならない。	
	追加	被災時における円滑な交通の確保に向け、面的な無電柱化を推進する。都建設局はこの取組を支援する。	
地-74	第2節 鉄道施設（略）	第2節 鉄道施設（略）	
	第3節 水道施設	第3節 水道施設	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 水道施設の安全化 市、都	1 水道施設の安全化 市、都	
	(1) 水道施設の耐震性強化【都（水道局）】	(1) 水道施設の耐震性強化【都（水道局）】	
	また、管路については、「耐震継手化10カ年事業」の取組を着実に推進していくとともに、優先的に整備を進めている首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等のほか避難所等についても供給ルート <del>の</del> 耐震継手化を優先的に推進していく。	また、管路については、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めていく。	
	(略)	(略)	
	追加	大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。	
地-75	第4節 下水道施設	第4節 下水道施設	
	予 防 対 策	予 防 対 策	

Page	旧文書		新文書		備考
	1 下水道施設の安全化	市	1 下水道施設の安全化	市	
	(1) 下水道施設の整備【下水道課】		(1) 下水道施設の整備【下水道課】		
	下水道課は、建物や、管 <del>きよ</del> 、マンホール等の建造物の重要度に応じて必要な耐震性の確保を図る。		下水道課は、建物や、 <u>下水道管</u> 、マンホール等の建造物の重要度に応じて必要な耐震性の確保を図る。		
	また、被害箇所の的確な把握のため、管 <del>きよ</del> の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を含む地図情報の整備、活用を図る。		また、被害箇所の的確な把握のため、 <u>下水道管</u> の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を含む地図情報の整備、活用を図る。		
	その他、停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設への早期導入を推進するとともに、燃料の事前確保に努める。		その他、停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用発電設備が設置されていない施設への早期導入を推進するとともに、燃料の事前確保に努める。		
			<u>また、避難所や災害復旧拠点などにおいて下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進する。</u>		
	(2) 下水道BCPの作成【下水道課】		(2) 下水道BCPの作成【下水道課】		
	大規模地震により下水道施設が被災した場合に、速やかに下水道機能を維持・回復させるため、国が <del>令和2年4月に</del> 作成した「下水道BCP策定マニュアル <del>2019</del> 年版（ <del>地震・津波、水害編</del> ）」を基に下水道BCPを作成する。		大規模地震により下水道施設が被災した場合に、速やかに下水道機能を維持・回復させるため、国が作成した「下水道BCP策定マニュアル <del>2019</del> 年版（ <u>自然災害編</u> ）」を基に下水道BCPを作成する。		
	<u>追加</u>		<u>(3) 災害時の復旧体制の整備【都、下水道課】</u>		
	<u>追加</u>		<u>都は、市町村の下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入れを円滑に行うための体制を充実させる。また、市町村との協定等に基づき、訓練を実施する。</u>		
地-76	<b>第5節 電気・ガス・通信施設</b>		<b>第5節 電気・ガス・通信施設</b>		
	<b>予 防 対 策</b>		<b>予 防 対 策</b>		
	1 電気・ガス・通信等の安全化	東京電力 <del>(株)</del> 、東京ガス <del>(株)</del> 、 NTT東日本、日本郵便株式会社	1 電気・ガス・通信等の安全化	東京電力、東京ガス <u>グループ</u> 、 NTT東日本、日本郵便株式会社、 <u>都</u>	
	(1) 電気施設の安全化【東京電力 <del>(株)</del> 】		(1) 電気施設の安全化【東京電力、 <u>都</u> 】		
	東京電力 <del>(株)</del> は、電気施設を、耐震設計基準に基づき設置し、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工する。		東京電力は、電気施設を、耐震設計基準に基づき設置し、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工する。		
	(略)		(略)		
	<u>追加</u>		<u>オ 都は、停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源確保（ハード対策）や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組（ソフト対策）によって、災害時でも生活継続しやすいマンション（東京とどまるマンション）の普及を促進する。</u>		
	<u>追加</u>		<u>カ 都は、災害時に停電が発生し、復旧が長引くおそれがあるときに、東京電力グループに対し円滑に電源車の派遣を要請できるよう、災害対策上重要な施設に関する情報をリスト化し、平時から共有するとともに、所管消防署への危険物取扱に関する事前申請を行う。</u>		

Page	旧文書	新文書	備考												
	(2) ガス施設の安全化【東京ガス <del>(株)</del> 】	(2) ガス施設の安全化【東京ガス <del>グループ</del> 】													
	ウ 施設別安全化対策	ウ 施設別安全化対策													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>都市ガス関連の安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の安全設備</td> <td>           1 地震計の設置            LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置            2 安全装置付ガスメーターの設置            建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置         </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	都市ガス関連の安全化対策	(略)	(略)	その他の安全設備	1 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>都市ガス関連の安全化対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の安全設備</td> <td>           1 地震計の設置            LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置            2 安全装置付ガスメーターの設置            建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置            3 <u>コージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進</u> </td> </tr> </tbody> </table>	施設名	都市ガス関連の安全化対策	(略)	(略)	その他の安全設備	1 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置 3 <u>コージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進</u>	
施設名	都市ガス関連の安全化対策														
(略)	(略)														
その他の安全設備	1 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置														
施設名	都市ガス関連の安全化対策														
(略)	(略)														
その他の安全設備	1 地震計の設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ(整圧器)には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置 3 <u>コージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進</u>														
地-78	(3) 通信施設の安全化【NTT東日本】	(3) 通信施設の安全化【NTT東日本、 <u>各通信事業者</u> 】													
	電気通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信設備が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。	<u>NTT東日本は</u> 、電気通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信設備が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。													
	(表略)	(表略)													
	<u>追加</u>	<u>各通信事業者は、市役所等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。</u>													
地-79	第4章 応急対応力の強化	第4章 応急対応力の強化													
	第1節 災害活動体制	第1節 災害活動体制													
	■■■■ 予 防 対 策 ■■■■	■■■■ 予 防 対 策 ■■■■													
	1 市の動員体制等の整備・充実 市、教育委員会	1 市の動員体制等の整備・充実 市、教育委員会													
	(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)													
	(3) 初動態勢の整備【関係各課、危機管理課、職員課】	(3) 初動態勢の整備【関係各課、危機管理課、職員課】													
	<p>なお、<del>勤務時間外に</del>初動活動に従事する初動要員については、危機管理課と職員課が連携して選定する。</p> <p><del>また、危機管理課及び職員課は、参集指示及び安否確認等に係る仕組みを活用し、定期的に訓練を実施する。</del></p>	<p>なお、初動活動に従事する初動要員については、危機管理課と職員課が連携して選定する<u>ほか、危機管理課及び職員課は、参集指示及び安否確認等に係る仕組みを活用し、定期的に訓練を実施する。</u></p>													
	(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理課、保育課、教育委員会】	(4) 災害対応職員用物資の備蓄【危機管理課、 <u>幼児教育</u> ・保育課、教育委員会】													

Page	旧文書		新文書		備考
地-80	3 事業継続計画の作成	市	3 事業継続計画の作成	市	
	(1) 市政の事業継続計画の作成及び修正【全課】		(1) 市政の事業継続計画の作成及び修正【全課】		
	<u>追加</u>		<u>また、災害規模に応じた非常時優先業務の見直し、近年のテレワークや Web 会議等を踏まえた態勢の構築など、市政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に改善を図っていく。</u>		
地-82	<b>第 2 節 消火・救助・救急活動</b>		<b>第 2 節 消火・救助・救急活動</b>		
	<b>予 防 対 策</b>		<b>予 防 対 策</b>		
	1 消防体制の充実	市、消防署、消防団	1 消防体制の充実	市、消防署、消防団	
	(1) 情報通信体制の整備強化【危機管理課、消防署、消防団】		(1) 情報通信体制の整備強化【危機管理課、消防署、消防団】		
	危機管理課、消防署及び消防団は、 <del>市防災行政無線(地域防災系)</del> における消防署(出張所)の固定無線機、消防団消防ポンプ車等の車載型無線機及び携帯無線機により通信体制の強化を図る。		危機管理課、消防署及び消防団は、消防署(出張所)の固定無線機、消防団消防ポンプ車等の車載型無線機及び携帯無線機 <u>など市防災行政無線等</u> により通信体制の強化を図る。		
	(2) 消火活動困難地域への対策【危機管理課、都市計画課、建築指導課、道路課、都(都市整備局)】		(2) 消火活動困難地域への対策【危機管理課、都市計画課、建築指導課、道路課、都(都市整備局)】		
	市は、用途地域や地区計画など都市計画により、まちづくりを誘導する中で、消火活動困難地域の解消を図る。		市は、用途地域 <u>等の見直し</u> や地区計画の <u>策定</u> など都市計画 <u>手法</u> により、まちづくりを誘導する中で、消火活動困難地域の解消を図る。		
	また、接道に対する許可や道路整備の際に、消火活動の際にポンプ車 <u>など</u> 救助車両等の緊急自動車等が通行可能であることや木造住宅密集地域としての指定などを含め総合的に確認する。		また、接道に対する許可や道路整備の際に、消火活動に <u>出場する</u> ポンプ車 <u>及び</u> 救助車両等の緊急自動車等が通行可能であることや木造住宅密集地域としての指定などを含め総合的に確認する。		
	危機管理課は、消火活動困難地域を考慮し、 <del>消防水利及び消防団体制</del> の充実等を進める。		危機管理課は、消火活動困難地域を考慮した消防水利の <u>整備、地域住民の共助による初期消火能力の向上を目的とした地域配備消火器</u> の充実等を進める。		
地-84	<b>第 3 節 応援協力</b>		<b>第 3 節 応援協力</b>		
	<b>予 防 対 策</b>		<b>予 防 対 策</b>		
	1 関係機関等との連携強化	市	1 関係機関等との連携強化	市	
	(2) 協定等の運用の準備【危機管理課、各課】		(2) 協定等の運用の準備【危機管理課、各課】		
	(略)		(略)		
	<u>追加</u>		<u>市の区域内の公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。また、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。</u>		
地-86	<b>第 4 節 防災活動拠点の確保</b>		<b>第 4 節 防災活動拠点の確保</b>		



Page	旧文書	新文書	備考
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 防災活動拠点の充実 市	1 防災活動拠点の充実 市	
	(4) 施設の停電対策【施設を管理する課、危機管理課】	(4) 施設の停電対策【施設を管理する課、危機管理課】	
	非常用発電設備用など各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。自家発電施設を定期的に整備するとともに、ポータブル発電機の導入を検討する。自家発電設備施設以外は、非常用電源の確保を促進する。	非常用発電設備用など <del>の</del> 各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定の締結などを行う。自家発電施設を定期的に整備するとともに、ポータブル発電機の導入を検討する。自家発電設備施設以外は、非常用電源の確保を促進する。	
地-87	第5章 情報通信の確保	第5章 情報通信の確保	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 防災関係機関との情報通信連絡体制の整備 市	1 防災関係機関との情報通信連絡体制の整備 市、各通信事業者	
	(1) 市防災行政無線の整備【危機管理課】	(1) 市防災行政無線の整備【危機管理課】	
地-87		市防災行政無線により、市の区域内の関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。	
	(略)	(略)	
	(2) 市防災行政無線 <del>(同報系)</del> の音声到達地域改善【危機管理課】	(2) 市防災行政無線の音声到達地域改善【危機管理課】	
	追加	(5) 通信事業者による通信設備及び回線の確保【各通信事業者】	
	追加	各通信事業者は、通信設備及び通信回線の耐震化、基幹の通信回線の冗長化、電気通信設備の非常用電源の長時間化を推進する。	
地-88	2 市民等への情報提供体制の整備 市、消防署	2 市民等への情報提供体制の整備 市、消防署	
	(1) 市ホームページによる情報発信【秘書広報課、危機管理課】	(1) 市ホームページによる情報発信【秘書広報課、危機管理課】	
	災害発生時には、市ホームページへのアクセスが集中することから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化 <del>での</del> 負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載に加え、 <del>西</del> 東京市安全・安心いーなメールと市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。	災害発生時には、市ホームページへのアクセスが集中することから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化 <del>による</del> 負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載に加え、安全・安心いーなメールと市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。	
	(2) 新たな情報提供手段の活用【秘書広報課、危機管理課、消防署】	(2) 新たな情報提供手段の活用【秘書広報課、危機管理課、消防署】	
	既存の情報提供手段である市防災行政無線 <del>(同報系)</del> 、同自動電話応答サービス、緊急速報メール、 <del>西</del> 東京市安全・安心いーなメールや、 <del>ソ</del> シャルメディア、スマートフォン用アプリ( <del>いこい</del> な <del>西</del> 東京ナビ、 <del>東京</del> 消防庁公式アプリ)等の情報提供ツールを活用する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどのICTを活用した新たな情報提供手段、効果的な運用方法等につ	既存の情報提供手段である市防災行政無線、同自動電話応答サービス、 <del>戸別受信機</del> 、緊急速報メール、安全・安心いーなメールや、 <del>SNS</del> 、スマートフォン用アプリ(東京消防庁公式アプリ)等の情報提供ツールを活用する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどのICTを活用した新たな情報提供手段、効果的な運用方法等について検討し、迅速な災害時の情報提供体	



Page	旧文書	新文書	備考
	いて検討し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。	制を構築する。	
	<del>災害時に特に配慮が必要となる市民を対象に戸別受信機の配備に努める。</del>	削除	
地-89	4 その他情報収集方法の構築 市	4 その他情報収集方法の構築 市	
	(1) 多様な情報収集方法の構築【危機管理課】	(1) 多様な情報収集方法の構築【危機管理課】	
	被害情報や災害情報の収集について、テレビ、ラジオ、インターネット、 <del>ソーシャルメディア</del> 等の様々な手段を用いた多様な情報収集方法の構築に努める。	被害情報や災害情報の収集について、テレビ、ラジオ、インターネット、 <u>SNS</u> 等の様々な手段を用いた多様な情報収集方法の構築に努める。	
地-90	第6章 医療救護等対策	第6章 医療救護等対策	
	第1節 医療救護	第1節 医療救護	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 医療体制の整備 市	1 医療体制の整備 市	
	(4) 緊急医療救護所開設訓練【健康課、危機管理課、関係団体】	(4) 緊急医療救護所開設訓練【健康課、危機管理課、関係団体】	
	災害発生に備え、多数の傷病者への対応や連携体制など、市災害医療コーディネーターを中心に、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会等とともに、緊急医療救護所開設訓練を実施する。	災害発生に備え、多数の傷病者への対応や連携体制など、市災害医療コーディネーターを中心に、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会等とともに、緊急医療救護所開設訓練を実施するほか、 <u>地域災害医療コーディネーター及び災害医療拠点病院等と連携した訓練に参加する。</u>	
地-92	第2節 防疫	第2節 防疫	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 防疫体制の整備 市	1 防疫体制の整備 市	
	(1) 防疫対策の普及啓発【危機管理課】	(1) 防疫対策の普及啓発【危機管理課、健康課】	
	感染症予防のため、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及啓発を目的とした広報紙の発行及び講演会の開催を行う。	感染症予防のため、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及啓発を行う。	
	第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い	第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	追加	1 安否不明者等の情報収集 市	
	追加	都が発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、都と連携の上、あらかじめ一連の手続き等の整理、明確化に努める。	
	+ 遺体の取扱い 市	2 遺体の取扱い 市	

Page	旧文書	新文書	備考
	(2) 関係機関との連携確保【危機管理課、市民課、市民税課、資産税課】	(2) 関係機関との連携確保【危機管理課、市民課、市民税課、資産税課、 <u>スポーツ振興課</u> 】	
	<u>追加</u>	<u>遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。</u>	
	<u>追加</u>	<u>・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項</u>	
	<u>追加</u>	<u>・行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項</u>	
地-93	<u>追加</u>	<u>・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項</u>	
	葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に 必要な資器材の確保に努める。	<u>また</u> 、葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬 儀等に必要な資器材の確保に努める。	
	<b>第7章 帰宅困難者対策</b>	<b>第7章 帰宅困難者対策</b>	
地-93	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 帰宅困難者対策の推進 市、都、西武鉄道(株)、警察署、消防署、 学校、教育委員会	1 帰宅困難者対策の推進 市、都、西武鉄道(株)、警察署、消防署、 学校、教育委員会	
	(2) 事業者への啓発【危機管理課、消防署】	(2) 事業者への啓発【危機管理課、消防署】	
	市は、事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）において、「事業所における帰宅困 難者対策ガイドライン」を参考に従業員等の施設内待機に係る計画や、「大規模な集客 施設や駅等における <b>帰宅困難者対策</b> ガイドライン」を参考に利用者の保護に係る計画を あらかじめ定めるよう事業所に対し啓発に努める。また、災害時の情報収集手段として、 <u>西東京市安全・安心いーなメール</u> の利用を広報する。	市は、事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）において、「事業所における帰宅困 難者対策ガイドライン」を参考に従業員等の施設内待機に係る計画や、「大規模な集客 施設や駅等における <b>利用者保護</b> ガイドライン」を参考に利用者の保護に係る計画をあら かじめ定めるよう事業所に対し啓発に努める。また、災害時の情報収集手段として、安 全・安心いーなメールの利用を広報する <u>とともに、都の事業所防災リーダー制度を活用 した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化について普及・啓発に努める。</u>	
	<u>追加</u>	<u>このほか、都総務局が実施する企業防災アドバイザーの派遣を推進し、一時滞在施設 以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者 自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。</u>	
地-94	(5) 市民による準備の啓発【危機管理課】	(5) 市民による準備の啓発【危機管理課】	
	(略)	(略)	
	また、災害時の情報収集手段として、 <u>西東京市安全・安心いーなメール</u> の利用を広報 する。	また、災害時の情報収集手段として、安全・安心いーなメールの利用を広報する。	
	(6) 帰宅困難者への情報伝達体制の整備【危機管理課、都（総務局）】	(6) 帰宅困難者への情報伝達体制の整備【危機管理課、都（総務局）】	
	震災時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通 信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を 構築する。	震災時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信 事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構 築する。	
	<u>追加</u>	<u>都総務局は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用するとともに、事 業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備を行う。また、一時滞在施設の情</u>	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>報通信体制強化を支援する。</u>	
	(7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保【危機管理課、都（総務局）】	(7) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保 <u>及び運営の支援</u> 【危機管理課、都（総務局）】	
	屋外で被災した外出者のうち、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難な者を一時的に受け入れる施設として、公民館等を一時滞在施設として充当するとともに、その他の公共施設に対しても一時滞在施設の <u>確保を要請</u> する。	<u>市は</u> 、屋外で被災した外出者のうち、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難な者を一時的に受け入れる施設として、公民館等を一時滞在施設として充当するとともに、その他の公共施設に対しても <u>帰宅困難者の受け入れを要請</u> する。また、 <u>民間事業所に対して災害時における一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れに関する協定の締結に努める。</u>	
地-94	<del>また、民間事業所に対して災害時における一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受け入れに関する協定の締結に努める。</del>	<del>削除</del>	
	都総務局は、備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策を実施する。	都総務局は、備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策を実施する <u>とともに、民間一時滞在施設向けのマニュアルの整備やアドバイザー派遣等により、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための支援を行う。</u>	
	(8) 帰宅困難者の帰宅支援の準備【危機管理課】	(8) 帰宅困難者の帰宅支援の準備【危機管理課】	
	混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報 <del>の</del> 提供の方法や、徒歩帰宅者に対する帰宅支援道路等の沿道における帰宅支援体制を整備する。	混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報提供の方法や、徒歩帰宅者に対する帰宅支援道路等の沿道における帰宅支援体制を整備する。	
地-95	(9) 学校・事業者による帰宅ルールの策定支援【危機管理課、教育委員会】	(9) 学校・事業者による帰宅ルールの策定支援【危機管理課、教育委員会】	
	(略)	(略)	
	<u>追加</u>	<u>【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】（同条例）</u>	
	<u>追加</u>	<u>1 対象となる従業員等</u> <u>雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員</u> <u>2 3日分の備蓄量の目安</u> <u>(1) 水については、1人当たり1日3L、計9L</u> <u>(2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食</u> <u>(3) 毛布については、1人当たり1枚</u> <u>(4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定</u> <u>(備考)</u> <u>①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。</u> <u>②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。</u>	
	<u>追加</u>	<u>また、事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。</u>	
	<u>追加</u>	<u>ア 帰宅時間が集中しないための対応（方面に応じた帰宅順序等）</u>	
	<u>追加</u>	<u>イ 帰宅状況の把握（帰宅確認の方法等）</u>	

Page	旧文書	新文書	備考																																																																								
地-96	<b>第8章 避難者対策</b>	<b>第8章 避難者対策</b>																																																																									
	<b>第1節 避難体制の整備</b>	<b>第1節 避難体制の整備</b>																																																																									
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>																																																																									
	1 避難体制の整備   市	1 避難体制の整備   市																																																																									
地-96	市は、必要に応じた市民の迅速な避難を実現するために、以下の対策による避難体制の整備に努める。	市は、必要に応じた市民の迅速な避難を実現するために、以下の対策による避難体制の整備に努める。																																																																									
	(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <b>子育て支援課、児童青少年課、協働コミュニティ課</b> 】	(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <b>幼児教育・保育課、児童青少年課、協働コミュニティ課</b> 】																																																																									
	(3) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <b>子育て支援課、児童青少年課</b> 】	(3) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】																																																																									
	ア 避難行動要支援者の把握 <b>及び</b> 避難行動要支援者名簿の作成	ア 避難行動要支援者の把握、 <u>避難行動要支援者名簿<b>及び個別避難計画</b></u> の作成																																																																									
	<del>イ 避難行動要支援者個別計画の作成</del>	<u>イ 災害時要援護者の把握及び災害時要援護者名簿の作成</u>																																																																									
	追加	<b>(4) 在宅避難に向けた環境整備</b>																																																																									
	追加	<u>災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を促進する。</u>																																																																									
地-97	<b>第2節 避難所・避難広場等</b>	<b>第2節 避難所・避難広場等</b>																																																																									
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>																																																																									
	1 避難所等の整備   市、教育委員会	1 避難所等の整備   市、教育委員会																																																																									
	(1) 避難広場等の指定及び整備【危機管理課】	(1) 避難広場等の指定及び整備【危機管理課】																																																																									
	ア 避難広場	ア 避難広場																																																																									
	<避難広場>	<避難広場>																																																																									
	(令和 <b>3</b> 年 <b>9</b> 月現在)	(令和 <b>6</b> 年 <b>1</b> 月現在)																																																																									
地-97	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難場所面積 (㎡)</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>収容人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド</td> <td>東伏見 2-7</td> <td>101,714</td> <td>101,714</td> <td>101,714</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><del>三菱UFJ銀行 武蔵野運動場</del></td> <td>柳沢 4-4</td> <td>61,680</td> <td>61,680</td> <td>61,680</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ひばりが丘総合運動場</td> <td>ひばりが丘 3-1</td> <td>13,080</td> <td>13,080</td> <td>13,080</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>岩倉高等学校総合運動場</td> <td>新町 2-3-27</td> <td>21,678</td> <td>21,678</td> <td>21,678</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東京都立田無高等学校</td> <td>向台町 5-4-34</td> <td>12,200</td> <td>8,133</td> <td>8,133</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)	1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714	2	<del>三菱UFJ銀行 武蔵野運動場</del>	柳沢 4-4	61,680	61,680	61,680	3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080	4	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	21,678	21,678	21,678	5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>避難場所面積 (㎡)</th> <th>有効面積 (㎡)</th> <th>収容人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド</td> <td>東伏見 2-7</td> <td>101,714</td> <td>101,714</td> <td>101,714</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>MUFG PARK</u></td> <td>柳沢 4-4-1</td> <td>61,680</td> <td>61,680</td> <td>61,680</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ひばりが丘総合運動場</td> <td>ひばりが丘 3-1</td> <td>13,080</td> <td>13,080</td> <td>13,080</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>岩倉高等学校総合運動場</td> <td>新町 2-3-27</td> <td>21,678</td> <td>21,678</td> <td>21,678</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東京都立田無高等学校</td> <td>向台町 5-4-34</td> <td>12,200</td> <td>8,133</td> <td>8,133</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)	1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714	2	<u>MUFG PARK</u>	柳沢 4-4-1	61,680	61,680	61,680	3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080	4	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	21,678	21,678	21,678	5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133	
番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)																																																																						
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714																																																																						
2	<del>三菱UFJ銀行 武蔵野運動場</del>	柳沢 4-4	61,680	61,680	61,680																																																																						
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080																																																																						
4	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	21,678	21,678	21,678																																																																						
5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133																																																																						
番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)																																																																						
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714																																																																						
2	<u>MUFG PARK</u>	柳沢 4-4-1	61,680	61,680	61,680																																																																						
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080																																																																						
4	岩倉高等学校総合運動場	新町 2-3-27	21,678	21,678	21,678																																																																						
5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133																																																																						



Page	旧文書					新文書					備考	
6	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	19,460	12,973	12,973	6	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	19,460	12,973	12,973	
7	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	8,109	5,406	5,406	7	東京都立田無工科高等学校	向台町 1-9-1	8,109	5,406	5,406	
8	武蔵野大学	新町 1-1-20	15,611	9,589	9,589	8	武蔵野大学	新町 1-1-20	15,611	9,589	9,589	
9	日本文華学園	西原町 4-5-85	5,977	3,984	3,984	9	日本文華学園	西原町 4-5-85	5,977	3,984	3,984	
10	田無小学校	田無町 4-5-21	6,916	4,611	4,611	10	田無小学校	田無町 4-5-21	6,916	4,611	4,611	
11	保谷小学校	保谷町 1-3-35	<del>9,098</del>	<del>6,065</del>	<del>6,065</del>	11	保谷小学校	保谷町 1-3-35	<u>9,131</u>	<u>6,087</u>	<u>6,087</u>	
12	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	4,815	3,210	3,210	12	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	4,815	3,210	3,210	
13	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	5,202	3,468	3,468	13	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	5,202	3,468	3,468	
14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	7,526	5,017	5,017	14	谷戸小学校	緑町 3-1-1	7,526	5,017	5,017	
15	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	7,259	4,839	4,839	15	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	7,259	4,839	4,839	
16	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	4,930	3,287	3,287	16	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	4,930	3,287	3,287	
17	向台小学校	向台町 2-1-1	5,915	3,943	3,943	17	向台小学校	向台町 2-1-1	5,915	3,943	3,943	
18	碧山小学校	中町 5-11-4	6,541	4,360	4,360	18	碧山小学校	中町 5-11-4	6,541	4,360	4,360	
19	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	9,488	6,325	6,325	19	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	9,488	6,325	6,325	
20	栄小学校	栄町 2-10-9	4,499	2,999	2,999	20	栄小学校	栄町 2-10-9	4,499	2,999	2,999	
21	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	5,339	3,559	3,559	21	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	5,339	3,559	3,559	
22	東小学校	東町 6-2-33	5,294	3,529	3,529	22	東小学校	東町 6-2-33	5,294	3,529	3,529	
23	柳沢小学校	南町 2-12-37	5,343	3,562	3,562	23	柳沢小学校	南町 2-12-37	5,343	3,562	3,562	
24	上向台小学校	向台町 6-7-28	4,094	2,729	2,729	24	上向台小学校	向台町 6-7-28	4,094	2,729	2,729	
25	本町小学校	保谷町 1-14-23	4,338	2,892	2,892	25	本町小学校	保谷町 1-14-23	4,338	2,892	2,892	
26	住吉小学校	住吉町 5-2-1	5,075	3,383	3,383	26	住吉小学校	住吉町 5-2-1	5,075	3,383	3,383	
27	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	12,025	8,016	8,016	27	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	12,025	8,016	8,016	
28	田無第一中学校	南町 6-9-37	4,000	2,666	2,666	28	田無第一中学校	南町 6-9-37	4,000	2,666	2,666	
29	保谷中学校	保谷町 1-17-4	7,283	4,855	4,855	29	保谷中学校	保谷町 1-17-4	7,283	4,855	4,855	
30	田無第二中学校	北原町 2-9-1	14,384	9,589	9,589	30	田無第二中学校	北原町 2-9-1	14,384	9,589	9,589	
31	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	6,426	4,284	4,284	31	ひばりが丘中学校	ひばりが丘 3-2-42	6,426	4,284	4,284	
32	田無第三中学校	西原町 3-4-1	9,494	6,329	6,329	32	田無第三中学校	西原町 3-4-1	9,494	6,329	6,329	
33	青嵐中学校	北町 2-13-17	<del>7,277</del>	<del>4,851</del>	<del>4,851</del>	33	青嵐中学校	北町 2-13-17	<u>8,510</u>	<u>5,673</u>	<u>5,673</u>	
34	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	7,602	5,068	5,068	34	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	7,602	5,068	5,068	
35	田無第四中学校	向台町 2-14-9	7,400	4,933	4,933	35	田無第四中学校	向台町 2-14-9	7,400	4,933	4,933	
36	明保中学校	東町 1-1-24	5,720	3,813	3,813	36	明保中学校	東町 1-1-24	5,720	3,813	3,813	
37	向台公園	向台町 2-5	7,080	2,360	2,360	37	向台公園	向台町 2-5	7,080	2,360	2,360	
38	西原自然公園	西原町 4-5	20,013	6,671	6,671	38	西原自然公園	西原町 4-5	20,013	6,671	6,671	
39	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	4,137	1,379	1,379	39	谷戸イチョウ公園	谷戸町 2-12	4,137	1,379	1,379	
40	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	7,810	2,603	2,603	40	谷戸せせらぎ公園	谷戸町 1-22	7,810	2,603	2,603	
41	芝久保調節池	芝久保町 1-18	8,969	2,989	2,989	41	芝久保調節池	芝久保町 1-18	8,969	2,989	2,989	
<del>42</del>	<del>南町調節池</del>	<del>南町 1-3</del>	<del>4,610</del>	<del>1,536</del>	<del>1,536</del>	<del>42</del>	向台調節池	向台町 5-4	29,388	29,388	29,388	
<del>43</del>	向台調節池	向台町 5-4	29,388	29,388	29,388	<del>43</del>	泉小わくわく公園	泉町 3-6	5,157	1,719	1,719	
<del>44</del>	泉小わくわく公園	泉町 3-6	5,157	1,719	1,719	合計 (43箇所)			<u>525,346</u>	<u>407,528</u>	<u>407,528</u>	

Page	旧文書					新文書					備考	
	合計 (44箇所)			529,956	409,064	409,064						
地-98	イ 広域避難場所					イ 広域避難場所						
地-99	<広域避難場所>					<広域避難場所>						
	(令和3年9月現在)					(令和6年1月現在)						
	番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)	番号	施設名	所在地	避難場所面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
	1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町1-1-1	183,080	122,053	122,053	1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町1-1-1	192,844	128,562	128,562
	2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町1-1-8	83,300	8,371	8,371	2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町1-1-8	83,300	8,371	8,371
	3	西東京いこいの森公園	緑町3-2	44,183	29,455	29,455	3	西東京いこいの森公園	緑町3-2	44,183	29,455	29,455
	4	都立小金井公園	向台町6-4	34,358	22,905	22,905	4	都立小金井公園	向台町6-4	34,358	22,905	22,905
	5	文理台公園	東町1-4	16,671	16,671	16,671	5	文理台公園	東町1-4	16,671	16,671	16,671
	6	都立東伏見公園	東伏見1	26,800	17,866	17,866	6	都立東伏見公園	東伏見1	26,800	17,866	17,866
	合計 (6箇所)			388,392	217,321	217,321	合計 (6箇所)			388,392	217,321	217,321
	(表略)					(表略)						
	(2) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】					(2) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】						
	市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難所を指定する。					市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難所を指定する。						
	ア～イ (略)					ア～イ (略)						
	<u>追加</u>					<u>ウ 避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保に努める。</u>						
	<u>追加</u>					<u>また、新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、ホテルや旅館等の活用等も検討するよう努める。</u>						
地-100	<避難所>					<避難所>						
	(令和3年9月現在)					(令和6年1月現在)						
	番号	施設名	所在地	収容人数 (人)		番号	施設名	所在地	収容人数 (人)			
	1	田無小学校	田無町4-5-21	1,261		1	田無小学校	田無町4-5-21	1,558			
	2	保谷小学校	保谷町1-3-35	952		2	保谷小学校	保谷町1-3-35	966			
	3	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	877		3	保谷第一小学校	下保谷1-4-4	987			
	4	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	1,134		4	保谷第二小学校	柳沢4-2-11	1,053			
	5	谷戸小学校	緑町3-1-1	1,162		5	谷戸小学校	緑町3-1-1	949			

Page	旧文書				新文書				備考		
地-100	6	東伏見小学校	東伏見6-1-28	1,018	6	東伏見小学校	東伏見6-1-28	966			
	7	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	1,535	7	中原小学校	ひばりが丘2-6-25	1,532			
	8	向台小学校	向台町2-1-1	1,221	8	向台小学校	向台町2-1-1	1,133			
	9	碧山小学校	中町5-11-4	1,102	9	碧山小学校	中町5-11-4	975			
	10	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	956	10	芝久保小学校	芝久保町3-7-1	864			
	11	栄小学校	栄町2-10-9	1,098	11	栄小学校	栄町2-10-9	1,060			
	12	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	1,087	12	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27	1,042			
	13	東小学校	東町6-2-33	879	13	東小学校	東町6-2-33	1,024			
	14	柳沢小学校	南町2-12-37	924	14	柳沢小学校	南町2-12-37	1,041			
	15	上向台小学校	向台町6-7-28	1,536	15	上向台小学校	向台町6-7-28	1,315			
	16	本町小学校	保谷町1-14-23	945	16	本町小学校	保谷町1-14-23	840			
	17	住吉小学校	住吉町5-2-1	929	17	住吉小学校	住吉町5-2-1	838			
	18	けやき小学校	芝久保町5-7-1	1,399	18	けやき小学校	芝久保町5-7-1	1,483			
	19	田無第一中学校	南町6-9-37	1,270	19	田無第一中学校	南町6-9-37	1,166			
	20	保谷中学校	保谷町1-17-4	1,758	20	保谷中学校	保谷町1-17-4	1,377			
	21	田無第二中学校	北原町2-9-1	970	21	田無第二中学校	北原町2-9-1	959			
	22	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	1,938	22	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42	1,515			
	23	田無第三中学校	西原町3-4-1	988	23	田無第三中学校	西原町3-4-1	978			
	24	青嵐中学校	北町2-13-17	1,905	24	青嵐中学校	北町2-13-17	1,742			
	25	柳沢中学校	柳沢3-8-22	1,064	25	柳沢中学校	柳沢3-8-22	970			
	26	田無第四中学校	向台町2-14-9	1,399	26	田無第四中学校	向台町2-14-9	1,063			
	27	明保中学校	東町1-1-24	1,201	27	明保中学校	東町1-1-24	1,005			
	28	東京都立田無高等学校	向台町5-4-34	995	28	東京都立田無高等学校	向台町5-4-34	995			
	29	東京都立保谷高等学校	住吉町5-8-23	1,023	29	東京都立保谷高等学校	住吉町5-8-23	986			
	30	東京都立田無工業高等学校	向台町1-9-1	920	30	東京都立田無工科高等学校	向台町1-9-1	920			
	31	武蔵野大学	新町1-1-20	1,985	31	武蔵野大学	新町1-1-20	1,985			
	32	日本文華学園	西原町4-5-85	168	32	日本文華学園	西原町4-5-85	168			
		合計(32箇所)			37,589	合計(32箇所)				35,455	
	地-101	(3) 福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】				(3) 福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <u>幼児教育</u> ・保育課、子ども家庭支援センター】					
		<福祉避難所>				<福祉避難所>					
		(令和3年9月現在)				(令和6年4月現在)					
		番号	施設名	所在地		番号	施設名	所在地			
	1	田無総合福祉センター	田無町5-5-12		1	田無総合福祉センター	田無町5-5-12				
	2	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町3-23-8		2	谷戸高齢者在宅サービスセンター*1	谷戸町3-23-8				
	3	保谷障害者福祉センター	保谷町1-6-20		3	保谷障害者福祉センター	保谷町1-6-20				
	4	老人憩いの家「おあしす」	南町3-18-40		4	老人憩いの家「おあしす」	南町3-18-40				

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																																																																												
	<table border="1"> <tr><td>5</td><td>東京都立田無特別支援学校</td><td>南町5-15-5</td></tr> <tr><td>6</td><td>住吉会館（ルピナス）</td><td>住吉町6-15-6</td></tr> <tr><td>7</td><td>下保谷福祉会館</td><td>下保谷4-3-20</td></tr> <tr><td>8</td><td>新町福祉会館</td><td>新町5-2-7</td></tr> <tr><td>9</td><td>富士町福祉会館</td><td>富士町6-6-13</td></tr> <tr><td>10</td><td>ひばりが丘福祉会館</td><td>ひばりが丘2-8-27</td></tr> <tr><td>11</td><td>田無保育園</td><td>緑町1-2-26</td></tr> <tr><td>12</td><td>そよかぜ保育園</td><td>ひばりが丘3-1-25</td></tr> <tr><td>13</td><td>はこべら保育園</td><td>富士町1-7-2</td></tr> <tr><td>14</td><td>向台保育園</td><td>南町3-23-1</td></tr> <tr><td>15</td><td>西原保育園</td><td>芝久保町5-4-2</td></tr> <tr><td>16</td><td>みどり保育園</td><td>緑町2-15-12</td></tr> <tr><td>17</td><td>芝久保保育園</td><td>芝久保町1-14-32</td></tr> <tr><td>18</td><td>すみよし保育園</td><td>住吉町3-14-14</td></tr> <tr><td>19</td><td>なかまち保育園</td><td>中町4-4-16</td></tr> <tr><td>20</td><td>ひがし保育園</td><td>東町2-4-13</td></tr> <tr><td>21</td><td>しもほうや保育園</td><td>下保谷3-8-15</td></tr> <tr><td>22</td><td>やぎさわ保育園</td><td>柳沢5-8-2</td></tr> <tr><td>23</td><td>けやき保育園</td><td>西原町4-5-96</td></tr> <tr><td>24</td><td><del>ほうやちょう保育園</del></td><td>保谷町3-13-1</td></tr> <tr><td>25</td><td>ひばりが丘保育園</td><td>ひばりが丘2-3-5</td></tr> <tr><td>26</td><td><del>ひがしふしみ保育園</del></td><td>東伏見2-11-11</td></tr> <tr><td>27</td><td>こまどり保育園</td><td>下保谷2-4-2</td></tr> <tr><td>28</td><td>高齢者センター「きらら」</td><td>富士町1-7-69</td></tr> <tr><td>29</td><td>障害者総合支援センター「フレンドリー」</td><td>田無町4-17-14</td></tr> <tr><td colspan="3">合計(29箇所)</td></tr> </table>	5	東京都立田無特別支援学校	南町5-15-5	6	住吉会館（ルピナス）	住吉町6-15-6	7	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20	8	新町福祉会館	新町5-2-7	9	富士町福祉会館	富士町6-6-13	10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27	11	田無保育園	緑町1-2-26	12	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25	13	はこべら保育園	富士町1-7-2	14	向台保育園	南町3-23-1	15	西原保育園	芝久保町5-4-2	16	みどり保育園	緑町2-15-12	17	芝久保保育園	芝久保町1-14-32	18	すみよし保育園	住吉町3-14-14	19	なかまち保育園	中町4-4-16	20	ひがし保育園	東町2-4-13	21	しもほうや保育園	下保谷3-8-15	22	やぎさわ保育園	柳沢5-8-2	23	けやき保育園	西原町4-5-96	24	<del>ほうやちょう保育園</del>	保谷町3-13-1	25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-3-5	26	<del>ひがしふしみ保育園</del>	東伏見2-11-11	27	こまどり保育園	下保谷2-4-2	28	高齢者センター「きらら」	富士町1-7-69	29	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町4-17-14	合計(29箇所)			<table border="1"> <tr><td>5</td><td>東京都立田無特別支援学校</td><td>南町5-15-5</td></tr> <tr><td>6</td><td>住吉会館（ルピナス）</td><td>住吉町6-15-6</td></tr> <tr><td>7</td><td>下保谷福祉会館</td><td>下保谷4-3-20</td></tr> <tr><td>8</td><td>新町福祉会館</td><td>新町5-2-7</td></tr> <tr><td>9</td><td>富士町福祉会館</td><td>富士町6-6-13</td></tr> <tr><td>10</td><td>ひばりが丘福祉会館</td><td>ひばりが丘2-8-27</td></tr> <tr><td>11</td><td>田無保育園</td><td>緑町1-2-26</td></tr> <tr><td>12</td><td>そよかぜ保育園</td><td>ひばりが丘3-1-25</td></tr> <tr><td>13</td><td>はこべら保育園</td><td>富士町1-7-2</td></tr> <tr><td>14</td><td>向台保育園</td><td>南町3-23-1</td></tr> <tr><td>15</td><td>西原保育園</td><td>芝久保町5-4-2</td></tr> <tr><td>16</td><td><del>社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園</del></td><td>緑町2-15-12</td></tr> <tr><td>17</td><td>芝久保保育園</td><td>芝久保町1-14-32</td></tr> <tr><td>18</td><td>すみよし保育園</td><td>住吉町3-14-14</td></tr> <tr><td>19</td><td>なかまち保育園</td><td>中町4-4-16</td></tr> <tr><td>20</td><td>ひがし保育園</td><td>東町2-4-13</td></tr> <tr><td>21</td><td><del>社会福祉法人至誠学舎東京 しもほうや保育園</del></td><td>下保谷3-8-15</td></tr> <tr><td>22</td><td>やぎさわ保育園</td><td>柳沢5-8-2</td></tr> <tr><td>23</td><td>けやき保育園</td><td>西原町4-5-96</td></tr> <tr><td>24</td><td><del>社会福祉法人ナオミの会ほうやちょう保育園</del></td><td>保谷町3-13-1</td></tr> <tr><td>25</td><td>ひばりが丘保育園</td><td>ひばりが丘2-3-5</td></tr> <tr><td>26</td><td><del>社会福祉法人青柳保育会東伏見にしだ保育園</del></td><td>東伏見2-11-11</td></tr> <tr><td>27</td><td>こまどり保育園</td><td>下保谷2-4-2</td></tr> <tr><td>28</td><td>高齢者センター「きらら」</td><td>富士町1-7-69</td></tr> <tr><td>29</td><td>障害者総合支援センター「フレンドリー」</td><td>田無町4-17-14</td></tr> <tr><td colspan="3">合計(29箇所)</td></tr> </table>	5	東京都立田無特別支援学校	南町5-15-5	6	住吉会館（ルピナス）	住吉町6-15-6	7	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20	8	新町福祉会館	新町5-2-7	9	富士町福祉会館	富士町6-6-13	10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27	11	田無保育園	緑町1-2-26	12	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25	13	はこべら保育園	富士町1-7-2	14	向台保育園	南町3-23-1	15	西原保育園	芝久保町5-4-2	16	<del>社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園</del>	緑町2-15-12	17	芝久保保育園	芝久保町1-14-32	18	すみよし保育園	住吉町3-14-14	19	なかまち保育園	中町4-4-16	20	ひがし保育園	東町2-4-13	21	<del>社会福祉法人至誠学舎東京 しもほうや保育園</del>	下保谷3-8-15	22	やぎさわ保育園	柳沢5-8-2	23	けやき保育園	西原町4-5-96	24	<del>社会福祉法人ナオミの会ほうやちょう保育園</del>	保谷町3-13-1	25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-3-5	26	<del>社会福祉法人青柳保育会東伏見にしだ保育園</del>	東伏見2-11-11	27	こまどり保育園	下保谷2-4-2	28	高齢者センター「きらら」	富士町1-7-69	29	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町4-17-14	合計(29箇所)			
5	東京都立田無特別支援学校	南町5-15-5																																																																																																																																																													
6	住吉会館（ルピナス）	住吉町6-15-6																																																																																																																																																													
7	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20																																																																																																																																																													
8	新町福祉会館	新町5-2-7																																																																																																																																																													
9	富士町福祉会館	富士町6-6-13																																																																																																																																																													
10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27																																																																																																																																																													
11	田無保育園	緑町1-2-26																																																																																																																																																													
12	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25																																																																																																																																																													
13	はこべら保育園	富士町1-7-2																																																																																																																																																													
14	向台保育園	南町3-23-1																																																																																																																																																													
15	西原保育園	芝久保町5-4-2																																																																																																																																																													
16	みどり保育園	緑町2-15-12																																																																																																																																																													
17	芝久保保育園	芝久保町1-14-32																																																																																																																																																													
18	すみよし保育園	住吉町3-14-14																																																																																																																																																													
19	なかまち保育園	中町4-4-16																																																																																																																																																													
20	ひがし保育園	東町2-4-13																																																																																																																																																													
21	しもほうや保育園	下保谷3-8-15																																																																																																																																																													
22	やぎさわ保育園	柳沢5-8-2																																																																																																																																																													
23	けやき保育園	西原町4-5-96																																																																																																																																																													
24	<del>ほうやちょう保育園</del>	保谷町3-13-1																																																																																																																																																													
25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-3-5																																																																																																																																																													
26	<del>ひがしふしみ保育園</del>	東伏見2-11-11																																																																																																																																																													
27	こまどり保育園	下保谷2-4-2																																																																																																																																																													
28	高齢者センター「きらら」	富士町1-7-69																																																																																																																																																													
29	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町4-17-14																																																																																																																																																													
合計(29箇所)																																																																																																																																																															
5	東京都立田無特別支援学校	南町5-15-5																																																																																																																																																													
6	住吉会館（ルピナス）	住吉町6-15-6																																																																																																																																																													
7	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20																																																																																																																																																													
8	新町福祉会館	新町5-2-7																																																																																																																																																													
9	富士町福祉会館	富士町6-6-13																																																																																																																																																													
10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘2-8-27																																																																																																																																																													
11	田無保育園	緑町1-2-26																																																																																																																																																													
12	そよかぜ保育園	ひばりが丘3-1-25																																																																																																																																																													
13	はこべら保育園	富士町1-7-2																																																																																																																																																													
14	向台保育園	南町3-23-1																																																																																																																																																													
15	西原保育園	芝久保町5-4-2																																																																																																																																																													
16	<del>社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園</del>	緑町2-15-12																																																																																																																																																													
17	芝久保保育園	芝久保町1-14-32																																																																																																																																																													
18	すみよし保育園	住吉町3-14-14																																																																																																																																																													
19	なかまち保育園	中町4-4-16																																																																																																																																																													
20	ひがし保育園	東町2-4-13																																																																																																																																																													
21	<del>社会福祉法人至誠学舎東京 しもほうや保育園</del>	下保谷3-8-15																																																																																																																																																													
22	やぎさわ保育園	柳沢5-8-2																																																																																																																																																													
23	けやき保育園	西原町4-5-96																																																																																																																																																													
24	<del>社会福祉法人ナオミの会ほうやちょう保育園</del>	保谷町3-13-1																																																																																																																																																													
25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-3-5																																																																																																																																																													
26	<del>社会福祉法人青柳保育会東伏見にしだ保育園</del>	東伏見2-11-11																																																																																																																																																													
27	こまどり保育園	下保谷2-4-2																																																																																																																																																													
28	高齢者センター「きらら」	富士町1-7-69																																																																																																																																																													
29	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町4-17-14																																																																																																																																																													
合計(29箇所)																																																																																																																																																															
地-102	(5) 避難所等の周知【危機管理課】	(5) 避難所等の周知【危機管理課】																																																																																																																																																													
	避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。	避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が違うこと、 <u>福祉避難所は受入対象者が特定されていることなど</u> について、日頃から住民等への周知徹底に努める。																																																																																																																																																													
	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定																																																																																																																																																													
	市	市																																																																																																																																																													
	(略)	(略)																																																																																																																																																													

※1 令和6年9月30日で事業終了予定



Page	旧文書	新文書	備考
	<del>※指定緊急避難場所・指定避難所一覧については、資料編を参照</del>	削除	
地-103	3 避難所等の管理運営体制の整備等 市、都、教育委員会、各施設管理者	3 避難所等の管理運営体制の整備等 市、都、教育委員会、各施設管理者	
	(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】	(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <u>幼児教育・保育課</u> 、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】	
	避難所運営協議会等は、避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成する。 <del>また、市は、その作成を支援する。</del>	避難所運営協議会等は、避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（区市町村向け）」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成する。	
	<u>追加</u>	<u>(2) アクションカードの作成【危機管理課、教育委員会、市民】</u>	
	<u>追加</u>	<u>避難所運営協議会と市は、発災時に避難所の開設を円滑に進めるため、各校において避難所開設にかかわるアクションカードを作成し、適宜修正する。</u>	
地-103	(2) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】	(3) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、 <u>幼児教育・保育課</u> 、教育委員会、子ども家庭支援センター】	
	避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、モバイル用蓄電池、無線等の通信機器、ブルーシート、医薬品、衛生用品等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。	避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、モバイル用蓄電池、無線等の通信機器、ブルーシート、医薬品、衛生用品等のほか、空調、簡易ベッド、洋式トイレなど要配慮者のニーズや <u>感染症対策</u> にも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。	
	<u>追加</u>	<u>避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。</u>	
	また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るとともに、必要に応じて避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るとともに、 <u>再生可能エネルギーやEVの活用を含め</u> 、必要に応じて避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	
	(3) <u>女性</u> への配慮【危機管理課、教育委員会、避難所管理者】	(4) <u>多様な視点</u> への配慮【危機管理課、教育委員会、避難所管理者】	
	避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、 <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等</u> に配慮する。物資の配布方法、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制を整備する。	避難所の運営において、女性の参画を推進するとともに、 <u>年齢や性別、障害の有無等、多様な視点</u> に配慮する。物資の配布方法、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営体制を整備する。	
地-104	(4) 避難所におけるボランティア受入体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	(5) 避難所におけるボランティア受入体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	
	(略)	(略)	
	(5) 福祉関連のボランティア派遣体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】	(6) 福祉関連のボランティア派遣体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課】	
	(略)	(略)	
	(6) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【危機管理課、各施設管理者】	(7) 衛生管理担当者・防火担当責任者の設置準備【危機管理課、各施設管理者】	
	(略)	(略)	

Page	旧文書	新文書	備考
	(7) 避難所等の環境衛生の確保【 <del>都(福祉保健局)、健康課</del> 】	(8) 避難所等の環境衛生の確保【 <u>環境保全課、危機管理課</u> 】	
	(略)	(略)	
	(8) 避難所における飼育動物の受入体制の整備【環境保全課】	(9) 避難所における飼育動物の受入体制の整備【環境保全課】	
	都・市獣医師会等と連携し、飼育動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 また、必要に応じ、避難所における飼育動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、市獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	都・市獣医師会等と連携し、飼育動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 また、必要に応じ、避難所における飼育動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、 <u>平時から</u> 市獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。	
地-105	(9) 車中泊者発生抑制に向けた取組【危機管理課】	(10) 車中泊者発生抑制に向けた取組【危機管理課】	
	東京都震災対策条例により、車両での避難は禁止されている。そのため、発災時の混乱防止に向け、ホームページや <del>ツイッター</del> 、其他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努める。	東京都震災対策条例により、車両での避難は禁止されている。そのため、発災時の混乱防止に向け、ホームページや <u>SNS</u> 、其他媒体等で、あらかじめ市民に普及啓発し意識の醸成に努める。	
	(10) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成【危機管理課】	(11) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成【危機管理課、 <u>ごみ減量推進課</u> 】	
	(略)	(略)	
地-106	<b>第3節 要配慮者対策</b>	<b>第3節 要配慮者対策</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 要配慮者等の安全確保対策の推進   市、都、警察署、消防署	1 要配慮者等の安全確保対策の推進   市、都、警察署、消防署	
	(1) 地域における安全体制の確保【危機管理課、 <del>地域共生課</del> 、高齢者支援課、障害福祉課、 <del>子育て支援課</del> 、協働コミュニティ課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】	(1) 地域における安全体制の確保【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、協働コミュニティ課、 <u>地域共生課</u> 、警察署、消防署、市社会福祉協議会】	
	ウ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。	ウ 「地震その時 10 のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断 <u>及び住まいの防火防災診断</u> を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。	
	<del>ハ</del> 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。	<u>カ</u> 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。	
	<del>ニ</del> 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。	<u>キ</u> 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。	
	<del>ヒ</del> 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。	<u>ク</u> 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。	
	(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、 <del>地域共生課</del> 、市民課】	(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、市民課】	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>災害時の安否確認や避難支援を行うための体制を整備するため、避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿を作成する。</p>	<p>災害時の安否確認や避難支援を行うための体制を整備するため、避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿を作成する。<u>名簿作成においては、デジタル技術を活用した体制強化に努める。</u></p>	
地-107	<p><b>ア 名簿に掲載する者の範囲</b></p>	<p>ア 名簿に掲載する者の範囲</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>避難行動要支援者</b> (災害対策基本法第49条の10、 <b>西東京市避難行動要支援者名簿に関する要綱</b>)</p> <p>市内に<b>在</b>住し、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護度3以上の認定を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者 視覚障害：1級又は2級 聴覚障害：2級 肢体不自由：1級又は2級</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</li> <li>・愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持する者</li> </ul> <p>市長は、避難について特に支援が必要な<b>住</b>民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難の<b>所</b>活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>災害時要援護者</b> (西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱)</p> <p>市内に<b>在</b>住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者</li> <li>・介護保険の要介護の認定を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳を交付された者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳を交付された者</li> <li>・愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者</li> <li>・難病（国及び都の難病等医療費助成認定）の患者</li> <li>・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>避難行動要支援者</b> (災害対策基本法第49条の10、 <b>西東京市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例、西東京市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則</b>)</p> <p>市内に<b>居</b>住し、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護度3以上の認定を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者 視覚障害：1級又は2級 聴覚障害：2級 肢体不自由：1級又は2級</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</li> <li>・愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持する者</li> </ul> <p>市長は、避難について特に支援が必要な<b>市</b>民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難<b>所</b>の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>災害時要援護者</b> (西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱)</p> <p>市内に<b>在</b>住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者（施設入所者及び長期入院患者を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者</li> <li>・介護保険の要介護の認定を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳を交付された者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳を交付された者</li> <li>・愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者</li> <li>・難病（国及び都の難病等医療費助成認定）の患者</li> <li>・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者</li> </ul> </div>	
地-108	<p><b>イ～エ（略）</b></p>	<p><b>イ～エ（略）</b></p>	
	<p><b>オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置</b></p>	<p><b>オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置</b></p>	
	<p>市は、名簿提供者を警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織に限定し、<u>法令等において守秘義務のない者とは、</u>名簿の管理・運用に関する協定を締結する。</p>	<p>市は、名簿提供者を警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織に限定し、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。</p>	
地-109	<p><b>(3) 避難行動要支援者個別計画の作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】</b></p>	<p><b>(3) 避難行動要支援者個別<b>避難</b>計画の作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課】</b></p>	
	<p>「避難行動要支援者個別計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p>	<p>「避難行動要支援者個別<b>避難</b>計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。</p>	



Page	旧文書	新文書	備考
	(4) 社会福祉施設等との連携【危機管理課、各課、都（ <b>福祉保健局</b> ）、警察署、消防署】	(4) 社会福祉施設等との連携【危機管理課、各課、都（ <b>福祉局</b> ）、警察署、消防署】	
	(5) 災害時におけるサービス確保【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、 <del>子育て支援課</del> 、子ども家庭支援センター、保育課、児童青少年課、都（ <b>福祉保健局</b> ）、市内医療機関】	(5) 災害時におけるサービス確保【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子ども家庭支援センター、 <b>幼児教育・保育課</b> 、児童青少年課、都（ <b>福祉局及び保健医療局</b> ）、市内医療機関】	
	2 外国人の支援対策   市、都、消防署	2 外国人の支援対策   市、都、消防署	市
	(3) 各種防災関連行事や訓練参加の呼びかけ【危機管理課、消防署】	(3) 各種防災関連行事や訓練参加の呼びかけ【危機管理課、消防署】	
	外国人に対し、多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進とホームページや印刷物による防火防災知識の普及を図る。 在住外国人に対しては、各種防災関連行事や訓練への参加を呼びかけ、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。 また、 <b>在来外国人</b> に対する専門訓練等の実施を計画する。	外国人に対し、多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進とホームページや印刷物による防火防災知識の普及を図る。 <b>外国籍市民</b> に対しては、各種防災関連行事や訓練への参加を呼びかけ、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。 また、 <b>外国籍市民</b> に対する専門訓練等の実施を計画する。	
地-111	<b>第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b>	<b>第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b>	
	<b>第1節 食料及び生活必需品等</b>	<b>第1節 食料及び生活必需品等</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 食料及び生活必需品等の確保   市	1 食料及び生活必需品等の確保   市	
	(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達【危機管理課】	(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達【危機管理課】	
	ア 食料の備蓄目標は、避難所 <b>生活者の予想人口</b> の2日分（約2万7千人×6食）及び帰宅困難者の <b>予想人数</b> の1食分（約 <b>3万1</b> 千人×1食）とする。 また、弁当、おにぎりなど加工食品、野菜等の調達体制を整備する。	ア 食料の備蓄目標は、 <b>想定避難所避難者数</b> の2日分（約2万7千人×6食）及び <b>想定</b> 帰宅困難者数の1食分（約 <b>8千5百</b> 人×1食）とする。 また、弁当、おにぎりなど加工食品、野菜等の調達体制を整備する。	
	イ 毛布、カーペット等の備蓄を進めるとともに、生活必需品等の調達計画をあらかじめ定め、大規模小売店やスーパーなど <b>と</b> 生活必需品に関する協定締結を進める。	イ 毛布、カーペット等の備蓄を進めるとともに、生活必需品等の調達計画をあらかじめ定め、大規模小売店やスーパーなど生活必需品に関する協定締結を進める。 <b>毛布、カーペットについては、洗淨・リパック等により、状態の保全や保管方法の改善を図る。</b>	
地-111	ウ～エ（略）	ウ～エ（略）	
	<b>追加</b>	<b>オ マスク、消毒液、簡易ベッド、屋内テント、パーテーション等、各種感染症対策物資の備蓄に努める。</b>	
	<b>ホ</b> 各家庭における備蓄品の確保について啓発を行う。	<b>カ</b> 各家庭における備蓄品の確保について啓発を行う。	
	<b>ニ</b> 事業所における物資の確保について周知を行う。	<b>キ</b> 事業所における物資の確保について周知を行う。	
	<b>ヒ</b> 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	<b>ク</b> 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	
	(2) 多様なニーズへの対応【危機管理課】	(2) 多様なニーズへの対応【危機管理課】	



Page	旧文書	新文書	備考
	要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。 <del>また</del> 、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。	要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。 <del>また</del> 、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。	
地-112	<b>2 備蓄倉庫の整備及び輸送拠点の整備</b>   市	<b>2 備蓄倉庫の整備・<u>保全</u>及び輸送拠点の整備</b>   市	
	(1) 備蓄倉庫の整備【危機管理課】	(1) 備蓄倉庫の整備・ <u>保全</u> 【危機管理課】	
	食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域、人口集中地域等の地域特性を考慮した整備を行う。	食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。広域的な物資輸送道路に面した地域、人口集中地域等の地域特性を考慮した整備・ <u>保全</u> を行う。	
	(2) 地域内輸送拠点【危機管理課、生活文化スポーツ部】	(2) 地域内輸送拠点【危機管理課、生活文化スポーツ部】	
	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都 <del>福祉保健</del> <u>局</u> に報告する。	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都 <del>福祉保健</del> <u>局</u> に報告する。	
	(3) 緊急物資・支援物資の集積場所【危機管理課、生活文化スポーツ部】	(3) 緊急物資・支援物資の集積場所 <u>(広域輸送基地)</u> 【危機管理課、生活文化スポーツ部】	
	市は、調達した緊急物資、又は都や他自治体等からの支援物資を集積する場所を、 <del>保谷庁舎駐車場と</del> <u>する</u> 。	市は、調達した緊急物資、又は都や他自治体等からの支援物資を集積する場所を保谷庁舎駐車場と <u>し、運営の円滑化を図るため、物資輸送車両の待機場所の確保も進める</u> 。	
地-113	<b>第2節 飲料水及び生活用水</b>	<b>第2節 飲料水及び生活用水</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	<b>1 飲料水の供給対策</b>   市、都	<b>1 飲料水の供給対策</b>   市、都	
	(2) 応急給水の準備【危機管理課、都（水道局）】	(2) 応急給水の準備【危機管理課、都（水道局）】	
	市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、給水拠点として、3箇所（ <del>保谷町給水所</del> 、西東京栄町配水所、芝久保給水所）が指定されている。給水拠点では、常設給水栓や仮設給水栓、応急給水用資器材等が整備されている。これら給水拠点について、市民への周知に努める。	市や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、給水拠点として、3箇所（西東京栄町配水所、 <u>保谷町給水所</u> 、芝久保給水所）が指定されている。給水拠点では、常設給水栓や仮設給水栓、応急給水用資器材等が整備されている。これら給水拠点について、市民への周知に努める。	
地-113	(3) 給水に関する訓練【下水道課、用地課、危機管理課】	(3) 給水に関する訓練【下水道課、用地課、危機管理課】	
	災害時の給水について、西東京市水友会との連携 <del>態勢</del> <u>体制</u> を確立し、平時から連絡方法の確認及び合同訓練を実施する。	災害時の給水について、西東京市水友会との連携 <del>態勢</del> <u>体制</u> を確立し、平時から連絡方法の確認及び合同訓練を実施する。	
地-114	<b>第3節 物資の輸送</b>	<b>第3節 物資の輸送</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	<b>1 輸送体制の整備</b>   市	<b>1 輸送体制の整備</b>   市	
	(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】	(1) 地域内輸送拠点（再掲）【危機管理課、生活文化スポーツ部】	

Page	旧文書	新文書	備考
	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉局に報告する。	
	2 輸送車両の確保 市	2 輸送車両の確保 市	
	(1) 災害時の車両調達について【総務課、危機管理課】	(1) 災害時の車両調達について【総務課、危機管理課】	
	協定に基づき、事前に東京都トラック協会等との連携体制を構築する。	協定に基づき、事前に東京都トラック協会、民間物流事業者等との連携体制を構築する。	
	(3) 災害応急対策に要する緊急通行車両等について【総務課、危機管理課】	(3) 災害応急対策に要する緊急通行車両等について【総務課、危機管理課】	
	警察署を窓口として東京都公安委員会に事前届出を行う。	警察署を窓口として東京都公安委員会に対し、緊急通行車両であることの確認を受け、標章等の交付を受ける。	
地-116	第10章 放射性物質対策	第10章 放射性物質対策	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
地-116	2 市民への情報提供等 市、都、教育委員会	2 市民への情報提供等 市、都、教育委員会	
	(2) 原子力防災教育の充実【都、教育委員会】	(2) 原子力防災知識の普及・啓発等【都、教育委員会】	
	追加	防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、乳幼児その他の要配慮者に十分配慮する。	
	都及び市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。	都及び市の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。	
	3 放射線等使用施設の安全化（再掲） 国	3 放射線等使用施設の安全化（再掲） 国	
	放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。	放射線同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講ずる。	
地-117	第11章 市民の生活の早期再建	第11章 市民の生活の早期再建	
	第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理	第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	2 トイレの確保及びし尿処理 市	2 トイレの確保及びし尿処理 市	
	(1) トイレの備蓄・整備【危機管理課】	(1) トイレの備蓄・整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、幼児教育・保育課、子ども家庭支援センター、教育企画課】	

Page	旧文書	新文書	備考
	<del>携帯トイレ、組立てトイレ(マンホール用)など災害用トイレを確保する。</del>	削除	
	<del>また、要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に努める。</del>	ア 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。	
	追加	イ 要配慮者の利用を想定し、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、車いす利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共有トイレ等の設置など、 <u>強固な構造や防犯性、利用者の利便性、バリアフリー化に配慮する。</u>	
地-118	(2) マンホールの整備【施設を管理する課】	(2) マンホールの整備【施設を管理する課】	
	避難所などにおいて <del>仮設</del> トイレが設置可能なマンホールの整備に努める。	<u>発災から3日間程度は、し尿収集車による収集や運搬が困難な状況が予想されることから、</u> 避難所などにおいて <del>仮設</del> トイレが設置可能なマンホールの整備に努める。	
	(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理課】	(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理課】	
	<del>仮設</del> トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、 <del>災害用トイレに関する</del> 知識の普及啓発に努める。	ア <del>仮設</del> 災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、知識の普及啓発に努める。	
	<del>また、災害用トイレ(簡易トイレ)の備蓄の必要性を周知し、各家庭における備蓄の推進を行う。</del>	イ 簡易トイレの備蓄の必要性を周知し、各家庭における備蓄の推進を行う。	
	<del>災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、</del> 各機関は災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施する。	ウ 各機関は災害用トイレを利用した各種訓練(設置訓練・利用訓練等)を実施する。	
	3 ごみ処理 市、都	3 ごみ処理 市、都	
	(1) 窓口の設置【環境保全課、ごみ減量推進課】	(1) 窓口の設置【環境保全課、ごみ減量推進課】	
	災害時のごみ処理に関する窓口設置のための <del>体制</del> を整備する。	災害時のごみ処理に関する窓口設置のための <del>体制</del> を整備する。	
	4 災害廃棄物処理 市、都建設事務所、市社会福祉協議会、関係機関	4 災害廃棄物処理 市、都建設事務所、市社会福祉協議会、関係機関	
	(1) <del>集積場所</del> 候補地の指定【ごみ減量推進課、都市計画課、総務課、みどり公園課、スポーツ振興課、危機管理課、都建設事務所】	(1) <del>仮置場</del> 候補地の指定【ごみ減量推進課、都市計画課、総務課、みどり公園課、スポーツ振興課、危機管理課、都建設事務所】	
	ごみ減量推進課は、関係各課と調整の上、 <del>集積場所</del> 候補地について、接道及び用地、周囲の状況等を考慮し、災害廃棄物処理計画において定める。	ごみ減量推進課は、関係各課と調整の上、 <del>仮置場</del> 候補地について、接道及び用地、周囲の状況等を考慮し、災害廃棄物処理計画において定める。	
地-119	(3) 災害廃棄物処理に関するマニュアルの作成【ごみ減量推進課】	(3) 災害廃棄物処理に関するマニュアルの作成【ごみ減量推進課】	
	災害廃棄物処理に関するマニュアルを <del>災害廃棄物処理計画</del> に定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正し、 <del>災害廃棄物の処理を実施</del> する。	<u>災害廃棄物処理計画を踏まえ、</u> 災害廃棄物処理に関する <u>手順等</u> をマニュアルに定めるとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正する。	
地-120	第3節 教育・保育の安全対策	第3節 教育・保育の安全対策	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 学校の予防対策 学校長、教育委員会	1 学校の予防対策 学校長、教育委員会	



Page	旧文書	新文書	備考
	(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【学校長、教育委員会】	(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【学校長、教育委員会】	
	メールでの配信やSNS・西東京市安全・安心いーなメール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。	メールでの配信やSNS・安全・安心いーなメール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。	
	2 保育園・児童館・学童クラブ等の予防対策   市、保育園・児童館・学童クラブ	2 保育園・児童館・学童クラブ等の予防対策   市、保育園・児童館・学童クラブ	
	(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【 <del>保育園・児童館・学童クラブ</del> 】	(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【 <u>幼児教育・保育課</u> 】	
	(4) 幼稚園への支援【 <del>子育て支援課</del> 】	(4) 幼稚園への支援【 <u>幼児教育・保育課</u> 】	
地-121	第4節 災害救助法等	第4節 災害救助法等	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 災害救助法等   市長、市	1 災害救助法等   市長、市	
	(2) 激甚災害法の適用準備【市長、危機管理課】	(2) 激甚災害法の適用準備【市長、危機管理課】	
	市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は <u>激甚災害指定</u> 手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。	市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。	
	(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備【危機管理課】	(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備【危機管理課】	
	救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が <u>義務付けられている</u> 。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。	救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が <u>必要となる</u> 。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。	
	第5節 被災者の生活再建対策	第5節 被災者の生活再建対策	
	予 防 対 策	予 防 対 策	
	1 生活再建のための事前準備   市、消防署	1 生活再建のための事前準備   市、消防署	
	(1) 罹災証明の事前準備【市民課、市民税課、資産税課、危機管理課、消防署】	(1) 罹災証明書の事前準備【市民課、市民税課、資産税課、危機管理課、消防署】	
	都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明発行体制等の庁内体制を整備すると <u>ともに</u> 、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて職員研修及び定期的な訓練を実施する。	都が作成するガイドラインに基づき、被災者生活再建支援 <u>業務に係る</u> システムを活用した住家被害認定調査の手法や、罹災証明 <u>書交付</u> 体制等の庁内体制を整備する <u>など、都と連携しながら、デジタル技術を活用した業務迅速化を進めていく。併せて、業務</u> のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて職員研修及び定期的な訓練を実施する。 <u>関係各課は、罹災証明書交付の基準をあらかじめ理解しておくとともに、市民へも基準や写真の撮影による証拠保存方法を周知する。</u>	
	—市は消防署と <u>事前協議等</u> を行い、 <u>火災</u> の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。また、被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、シス	市は、消防署と <u>協定締結や事前協議等</u> を行い、罹災証明書交付に係る <u>火災被害の情報共有等</u> 、連携体制を確立する。また、被災者生活再建支援 <u>業務に係る</u> システムに最新の	



Page	旧文書	新文書	備考
	テム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。	住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。	
	<u>追加</u>	<u>住家被害認定調査における調査対象や被害区分等については、市と都総務局とで調整を行う。</u>	
地-123	<b>第3部 災害応急・復旧対策計画</b>	<b>第3部 災害応急・復旧計画</b>	
	<b>第1章 初動態勢</b>	<b>第1章 初動態勢</b>	
	<b>第1節 災害活動体制</b>	<b>第1節 災害活動体制</b>	
	<b>■ 応 急 対 策 ■</b>	<b>■ 応 急 対 策 ■</b>	
	(略)	(略)	
地-124	1 災害対策本部の設置 全班	1 災害対策本部の設置 全班	
	(1) 災害対策本部の設置【全班】	(1) 災害対策本部の設置【全班】	
	ア～エ (略)	ア～エ (略)	
	<b>【災害対策本部の設置基準】</b> 次の基準のうち、1つ以上を満たす場合 ① 市域で震度 <del>5</del> 弱以上の地震が発生したとき ② 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、震災非常配備態勢を発令する必要があると市長が認めたとき ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき	<b>【災害対策本部の設置基準】</b> 次の基準のうち、1つ以上を満たす場合 ① 市域で震度 <del>5</del> 6弱以上の地震が発生したとき ② 市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、震災非常配備態勢を発令する必要があると市長が認めたとき ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき	
	(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)	
	(4) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【危機管理班】	(4) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【危機管理班】	
	(略)	(略)	
	<b>【通知・公表先】</b> ① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。） ② 災害対策本部員（市長の事務局に属する部長、教育委員会に属する部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。） ③ 都知事（総務局災害対策本部） ④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関 ⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関	<b>【通知・公表先】</b> ① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。） ② 災害対策本部員（市長の事務 <del>部</del> 局に属する部長、教育委員会に属する部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。） ③ 都知事（総務局災害対策本部） ④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関 ⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関	
地-125	(略)	(略)	
	2 初動本部の設置（勤務時間外） 全班	2 初動本部の設置（勤務時間外） 全班	

Page	旧文書	新文書	備考
	(1) 初動本部の設置【全班】	(1) 初動本部の設置【全班】	
	ア 夜間休日等の勤務時間外に市域で震度 <del>5弱</del> 以上の地震が発生した場合等、初動本部の設置基準に基づき初動本部を自動設置する。	ア 夜間休日等の勤務時間外に市域で震度 <del>5弱</del> <u>6弱</u> 以上の地震が発生した場合等、初動本部の設置基準に基づき初動本部を自動設置する。	
地-125	イ 初動本部の態勢及び災害応急対策の実施については、「7 職員の活動態勢」に基づくものとする。	イ 初動本部の態勢及び災害応急対策の実施については、「7 職員の活動態勢」に基づくものとする。	
	【初動本部の設置基準】 勤務時間外（夜間・休日等）において、次の基準のうち、1つ以上を満たす場合 ① 市域で震度 <del>5弱</del> 以上の地震が発生したとき ② その他の状況により市長が必要と認めたとき	【初動本部の設置基準】 勤務時間外（夜間・休日等）において、次の基準のうち、1つ以上を満たす場合 ① 市域で震度 <del>5弱</del> <u>6弱</u> 以上の地震が発生したとき ② その他の状況により市長が必要と認めたとき	
	3 災害対策本部の組織 全班	3 災害対策本部の組織 全班	
	(1) 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム部及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。	(1) 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム、 <u>部</u> 及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。	
	(2) 震災発生時の初動において <del>は</del> 、参集職員が少なく班 <del>態勢</del> がとれない場合は、部 <del>態勢</del> で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。	(2) 震災発生時の初動において参集職員が少なく班 <del>態勢</del> <u>体制</u> がとれない場合は、部 <del>態勢</del> <u>体制</u> で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。	
地-126	4 災害対策本部の運営 全班	4 災害対策本部の運営 全班	
	庁内各 <del>対策</del> チーム、部及び班は、関係者間のもとより、各 <del>対策</del> チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。 また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、防災関係機関、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。	庁内各チーム、部及び班は、関係者間のもとより、各チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。 また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、防災関係機関、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。	
	(1) 本部長室の開設	(1) 本部長室の開設【 <u>危機管理班</u> 】	
地-128	(10) 部内・班会議の開催	(10) 部内・班会議の開催	
	(略)	(略)	
	ウ 対応職員が不足し、部 <del>態勢</del> で対応する場合	ウ 対応職員が不足し、部 <del>態勢</del> <u>体制</u> で対応する場合	
地-129	(11)～(12) (略)	(11)～(12) (略)	
	<del>(13) マニュアル【全班】</del>	<del>削除</del>	
	<del>その他、災害対策本部の設置・運営に関する詳細は、「西東京市災害対策本部設置・運営マニュアル」による。</del>	<del>削除</del>	
	5 現地災害対策本部の運営 市	5 現地災害対策本部の運営 市	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 現地本部の構成 <del>【危機管理班】</del>	(2) 現地本部の構成	

Page	旧文書		新文書		備考
地-129	(略)		(略)		
	(3) 現地本部の分掌事務【 <del>危機管理班</del> 】		(3) 現地本部の分掌事務		
	(略)		(略)		
	(4) 現地本部の廃止【 <del>危機管理班</del> 】		(4) 現地本部の廃止【 <del>本部長(市長)</del> 】		
	(略)		(略)		
地-131	6 市の防災業務の事務分掌	全職員	6 市の防災業務の事務分掌	全職員	
	市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。		市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。		
	(1) 組織体系図【全職員】		(1) 組織体系図【全職員】		

Page	旧文書	新文書	備考
地-131	<p>【総務部】 危機管理担当部長 危機管理班(危機管理課)</p> <p>本部長室</p> <p>支援対策チーム チーム長 総務部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【企画部】 企画部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>調整班(企画政策課、財政課、公共施設マネジメント課)</li> <li>秘書班(秘書広報課秘書係)</li> <li>広報班(秘書広報課広報広聴係)</li> <li>情報推進班(情報推進課)</li> </ul> </li> <li>【総務部】 総務部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>記録班(総務課(庶務調査係・法規文書係))</li> <li>施設・車両班(総務課(田無庁舎管理係・保谷庁舎管理係)、建築営繕課、契約課)</li> <li>職員班(職員課)</li> <li>会計班(会計課)</li> </ul> </li> <li>【協力部】 議会事務局長       <ul style="list-style-type: none"> <li>議会事務局班(議会事務局)</li> <li>選挙管理委員会事務局班(選挙管理委員会事務局)</li> <li>監査委員事務局班(監査委員事務局)</li> </ul> </li> <li>【市民部】 市民部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>救出支援班(市民課、市民税課、資産税課)</li> <li>救命救護保険班(保険年金課)</li> <li>物資調整班(納税課)</li> </ul> </li> <li>【健康福祉部】 健康福祉部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア班(地域共生課、生活福祉課)</li> <li>福祉避難所班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課)</li> <li>安否確認班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課)</li> <li>安否確認班(生活福祉課、高齢者支援課)</li> </ul> </li> <li>被災市民対策チーム チーム長 市民部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>【子育て支援部】 子育て支援部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援班(子育て支援課、児童青少年課)</li> <li>保育班(保育課)</li> <li>子ども家庭支援班(子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課男女平等推進係)</li> </ul> </li> <li>【生活文化スポーツ部】 生活文化スポーツ部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>物資輸送班(文化振興課、スポーツ振興課、産業振興課、協働コミュニティ課)</li> </ul> </li> <li>【教育部】 教育部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>学校連絡調整班(教育指導課、教育支援課)</li> <li>学校避難所班(教育企画課、学務課)</li> <li>一時滞在施設班(社会教育課、公民館、図書館)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>【みどり環境部】 みどり環境部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>環境班(みどり公園課、環境保全課、ごみ減量推進課)</li> </ul> </li> <li>【まちづくり部】 まちづくり部長 【都市基盤部】 都市基盤部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画班(都市計画課、住宅課、建築指導課)</li> <li>道路班(道路課、交通課、みどり公園課)</li> <li>上下水道班(下水道課、用地課)</li> </ul> </li> </ul> <p>まち対策チーム チーム長 都市基盤部長</p>	<p>【総務部】 危機管理担当部長 危機管理班(危機管理課)</p> <p>本部長室</p> <p>支援対策チーム チーム長 総務部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【企画部】 企画部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>調整班(企画政策課、財政課、公共施設マネジメント課)</li> <li>秘書班(秘書広報課秘書係)</li> <li>広報班(秘書広報課広報広聴係)</li> <li>情報推進班(情報推進課)</li> </ul> </li> <li>【総務部】 総務部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>記録班(総務課(庶務調査係・法規文書係))</li> <li>施設・車両班(総務課(田無庁舎管理係)、建築営繕課、契約課)</li> <li>職員班(職員課)</li> <li>会計班(会計課)</li> </ul> </li> <li>【協力部】 議会事務局長       <ul style="list-style-type: none"> <li>議会事務局班(議会事務局)</li> <li>補助班(監査委員事務局、選挙管理委員会事務局)</li> </ul> </li> <li>【市民部】 市民部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>救出支援班(市民課、市民税課、資産税課)</li> <li>救命救護保険班(保険年金課)</li> <li>物資調整班(納税課)</li> </ul> </li> <li>【健康福祉部】 健康福祉部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア班(地域共生課、生活福祉課)</li> <li>福祉避難所班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課)</li> <li>安否確認班(生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課)</li> <li>救命救護健康班(健康課)</li> </ul> </li> <li>被災市民対策チーム チーム長 市民部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>【子育て支援部】 子育て支援部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援班(子育て支援課、児童青少年課)</li> <li>保育班(幼児教育・保育課)</li> <li>子ども家庭支援班(子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課男女平等推進係)</li> </ul> </li> <li>【生活文化スポーツ部】 生活文化スポーツ部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>物資輸送班(文化振興課、スポーツ振興課、産業振興課、協働コミュニティ課)</li> </ul> </li> <li>【教育部】 教育部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>学校連絡調整班(教育指導課、教育支援課)</li> <li>学校避難所班(教育企画課、学務課)</li> <li>一時滞在施設班(社会教育課、公民館、図書館)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>【みどり環境部】 みどり環境部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>環境班(みどり公園課、環境保全課、ごみ減量推進課)</li> </ul> </li> <li>【まちづくり部】 まちづくり部長 【都市基盤部】 都市基盤部長       <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画班(都市計画課、住宅課、建築指導課)</li> <li>道路班(道路課、交通課、みどり公園課)</li> <li>上下水道班(下水道課、用地課)</li> </ul> </li> </ul> <p>まち対策チーム チーム長 都市基盤部長</p>	
地-133	支援対策チーム	支援対策チーム	
	【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】	【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】	



Page	旧文書					新文書					備考
地-133	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関すること 5 危機管理班の応援に関すること 6 災害対策予算及び資金に関すること 7 義援金の受領に関すること 8 <del>部内他班の応援に関すること</del> 9 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 10 部内他班の所管に属しない事務に関すること	企画政策課  財政課  公共施設マネジメント課			調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関すること 5 危機管理班の応援に関すること 6 災害対策予算及び資金に関すること 7 義援金の受領に関すること 8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 9 <u>部内他班の応援に関すること</u> 10 部内他班の所管に属しない事務に関すること	企画政策課  財政課  公共施設マネジメント課	
			秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関すること	秘書広報課 秘書係			秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関すること	秘書広報課 秘書係	
			広報班 【班長】 広報広聴担当課長	1 災害情報の広報及び広聴に関すること 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関すること 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口	秘書広報課 広報広聴係			広報班 【班長】 広報広聴担当課長	1 災害情報の広報及び広聴に関すること 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関すること 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口 5 <u>部内他班への応援に関すること</u>	秘書広報課 広報広聴係	
			情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関すること 2 情報システムの復旧に関すること 3 部内他班の応援に関すること	情報推進課			情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関すること 2 情報システムの復旧に関すること 3 部内他班への応援に関すること	情報推進課	

Page	旧文書					新文書					備考
地-134	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
地-134	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 法規文書担当課長	1 会議録、災害の記録作成に関すること 2 広報班との連携及び支援に関すること 3 他班の所管に属しない事務に関すること	総務課 (庶務調査係・法規文書係)	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 法規文書担当課長	1 会議録、災害の記録作成に関すること 2 広報班との連携及び支援に関すること 3 他班の所管に属しない事務に関すること	総務課 (庶務調査係・法規文書係)	
			施設・車両班 【班長】 総務課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急通行車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査(応急危険度判定の実施を含む。)整備及び復旧に関すること 6 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関すること 7 災害対策用資材購入等に係る契約に関すること 8 他の部班への応援に関すること	総務課 (田無庁舎管理係・保谷庁舎管理係) 建築営繕課 契約課			施設・車両班 【班長】 総務課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急通行車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査(応急危険度判定の実施を含む。)整備及び復旧に関すること 6 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関すること 7 災害対策用資材購入等に係る契約に関すること 8 他の部班への応援に関すること	総務課 (田無庁舎管理係) 建築営繕課 契約課	
			職員班 【班長】 職員課長	(略)	職員課			職員班 【班長】 職員課長	(略)	職員課	
			会計班 【班長】 会計課長	(略)	会計課			会計班 【班長】 会計課長	(略)	会計課	
地-135	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	協力部【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	協力部【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局	
			<del>選挙管理委員会事務局班</del> 【班長】 <del>選挙管理委員会事務局長</del>	人員不足の各部・班の補助	<del>選挙管理委員会事務局</del>						

Page	旧文書					新文書					備考
			監査委員事務局 班 【班長】 監査委員事務局 長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局			補助班 【班長】 監査委員事務局 長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
地-136	被災市民対策チーム					被災市民対策チーム					
	【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】					【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】					
	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	市民部【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	(略) 8 被災者の市税の減免に関する事 9 罹災証明の発行に関する事 10 応急危険度判定の応援に関する事 (略)	市民課 市民税課 資産税課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	市民部【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	(略) 8 被災者の市税の減免に関する事 9 罹災証明の交付に関する事 10 応急危険度判定の応援に関する事 (略)	市民課 市民税課 資産税課	
救命救護保険班 【班長】 保険年金課長			(略)	保険年金課	救命救護保険班 【班長】 保険年金課長			(略)	保険年金課		
物資調整班 【班長】 納税課長			(略)	納税課	物資調整班 【班長】 納税課長			(略)	納税課		
	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 地域共生課長	(略)	地域共生課 生活福祉課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 地域共生課長	(略)	地域共生課 生活福祉課	
福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長			(略) 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班の応援に関する事	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長			(略) 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班の応援に関する事	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課		

Page	旧文書					新文書					備考
地-138	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	
地-138	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	安否確認班 【班長】 障害福祉課長	(略) 12 部内他班の応援に関する事	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	安否確認班 【班長】 障害福祉課長	(略) 12 部内他班△の応援に関する事	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課	
			救命救護健康班 【班長】 健康課長	(略) 8 部内他班の応援に関する事	健康課			救命救護健康班 【班長】 健康課長	(略) 8 部内他班△の応援に関する事	健康課	
地-139	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関する事 5 市内私立幼稚園との連絡 <del>6</del> 他部班への応援に関する事 <del>7</del> 部内他班の所管に属しない事務に関する事	子育て支援課 児童青少年課	被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関する事 5 他部班への応援に関する事 <u>6</u> 部内他班の所管に属しない事務に関する事	子育て支援課 児童青少年課	
			保育班 【班長】 保育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事 5 応急保育に関する事 6 市内私立保育園等との連絡 7 他部班への応援に関する事	保育課			保育班 【班長】 幼児教育・保育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事 5 応急保育に関する事 6 市内私立幼稚園・保育園等との連絡 7 他部班への応援に関する事	幼児教育・保育課	
			子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	(略)	子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課男女平等推進係			子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	(略)	子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課男女平等推進係	



Page	旧文書				新文書				備考	
地-142	まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】				まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】					
	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
	まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	環境班【班長】 ごみ減量推進課長	(略) 8 他の部班の応援に関すること	みどり公園課 環境保全課 ごみ減量推進課	まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	環境班【班長】 ごみ減量推進課長	(略) 8 他の部班への応援に関すること	みどり公園課 環境保全課 ごみ減量推進課
地-145	7 職員の活動態勢				全職員	7 職員の活動態勢				全職員
	(略)					(略)				
	(1) 発災時における配備態勢【全職員】					(1) 発災時における配備態勢【全職員】				
	種類	発令基準	災害対策組織名	配備人員	種類	発令基準	災害対策組織名	配備職員		
	情報連絡態勢	1 震度4の地震が発生したとき。 2 危機管理担当部長が必要と認めたとき。	/	危機管理課に所属する職員、状況により必要と思われる部の職員	情報連絡態勢	1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 危機管理担当部長が必要と認めたとき。	/	危機管理課に所属する職員、状況により必要と思われる部の職員		
	震災非常配備態勢	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部 （勤務時間外は初動本部→災害対策本部）	全職員	震災非常配備態勢	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき。	災害対策本部 （勤務時間外は初動本部→災害対策本部）	全職員		
	(2) 情報連絡態勢【全職員】					(2) 情報連絡態勢【一部職員】				
	災害対策本部又は初動本部を設置する前の段階（震度4の地震発生等）は、主に危機管理課により情報連絡態勢を確立する。					災害対策本部又は初動本部を設置する前の段階（震度5弱の地震発生等）は、主に危機管理課により情報連絡態勢を確立する。				
	(略)					(略)				
	(3) 震災非常配備態勢【全職員】					(3) 震災非常配備態勢【全職員】				
	地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右することから、市域で震度5弱以上の地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策本部を設置し震災非常配備態勢をとる。					地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右することから、市域で震度6弱以上の地震が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策本部を設置し震災非常配備態勢をとる。				

Page	旧文書				新文書				備考
	(略)				(略)				
地-146	組織名	発令の時期	参集場所・配備要員	担当事項	組織名	発令の時期	参集場所・配備職員	担当事項	
	初動本部	1 震度 <del>5</del> 弱以上の地震が発生したとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたととき。	参集場所 防災センター  配備要員 1 危機管理担当部長 2 危機管理課に属する職員その他必要と思われる部の職員	1 初動 <del>対応</del> に関する事。 2 都及び防災関係機関との連絡に関する事。 3 初動支部との連絡に関する事。 4 初動支部への指揮に関する事。 5 災害対策本部設置の準備に関する事。 6 その他災害応急対策に必要なこと。	初動本部	1 震度 <del>6</del> 弱以上の地震が発生したとき。 2 災害の発生その他の状況により本部長(市長)が必要と認めたととき。	参集場所 防災センター  配備職員 1 危機管理担当部長 2 危機管理課に属する職員その他必要と思われる部の職員	1 <u>緊急初動態勢及び初動本部の庶務</u> に関する事。 2 都及び防災関係機関との連絡に関する事。 3 初動支部との連絡に関する事。 4 初動支部への指揮に関する事。 5 災害対策本部設置の準備に関する事。 6 その他災害応急対策に必要なこと。	
	初動支部		参集場所 各小・中学校(27箇所)  配備要員 初動要員 (小・中学校に各5名)	1 避難所開設及び運営支援のための活動に関する事。 <del>2</del> 情報収集連絡活動に関する事。 <del>3</del> 初動本部との連絡に関する事。 <del>4</del> その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関する事。	初動支部		参集場所 各小・中学校(27箇所)  配備職員 初動要員 (小・中学校に各5名)	1 <u>避難広場の解放及び維持のための活動</u> に関する事。 <u>2</u> <u>避難所開設及び運営支援のための活動</u> に関する事。 <u>3</u> 情報収集連絡活動に関する事。 <u>4</u> 初動本部との連絡に関する事。 <u>5</u> その他市民の安全確保を図るために必要な活動に関する事。	
	【災害対策本部及び初動本部の関係】				【災害対策本部及び初動本部の関係】				
地-147	9 職員の基本的責務		全職員		9 職員の基本的責務		全職員		

Page	旧文書	新文書	備考																																																		
	(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】	(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】																																																			
	各部長は、 <b>あらかじめ震災非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに</b> 、所属職員の非常招集の連絡方法を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。	各部長は、所属職員の非常招集の連絡方法を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。																																																			
地-149	<b>第2節 消火・救助・救急活動</b>	<b>第2節 消火・救助・救急活動</b>																																																			
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>																																																			
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 (市災害対策本部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令</li> <li>○避難広場への誘導</li> <li>○広域避難所への誘導</li> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○福祉避難所の開設・運営</li> <li>○都に報告(他地区への移送要請等)</li> <li>○隣接協定都市への避難所対応の要請</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○職員の召集</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止の呼びかけ</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> <li>○避難場所の防護、避難誘導実施</li> <li>○災害時支援協力員への協力依頼</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場警備本部の設置</li> <li>○職員の参集</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○警備活動の実施</li> <li>○<b>災害時支援協力員</b>への協力依頼</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令</li> <li>○避難広場への誘導</li> <li>○広域避難所への誘導</li> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○福祉避難所の開設・運営</li> <li>○都に報告(他地区への移送要請等)</li> <li>○隣接協定都市への避難所対応の要請</li> </ul>				消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○職員の召集</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> </ul>				消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止の呼びかけ</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> <li>○避難場所の防護、避難誘導実施</li> <li>○災害時支援協力員への協力依頼</li> </ul>				警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場警備本部の設置</li> <li>○職員の参集</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○警備活動の実施</li> <li>○<b>災害時支援協力員</b>への協力依頼</li> </ul>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 (市災害対策本部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令</li> <li>○避難広場への誘導</li> <li>○広域避難所への誘導</li> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○福祉避難所の開設・運営</li> <li>○都に報告(他地区への移送要請等)</li> <li>○隣接協定都市への避難所対応の要請</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○職員の召集</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止の呼びかけ</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> <li>○避難場所の防護、避難誘導実施</li> <li>○災害時支援協力員への協力依頼</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現場警備本部の設置</li> <li>○職員の参集</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○警備活動の実施</li> <li>○<b>防犯活動団体等</b>への協力依頼</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令</li> <li>○避難広場への誘導</li> <li>○広域避難所への誘導</li> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○福祉避難所の開設・運営</li> <li>○都に報告(他地区への移送要請等)</li> <li>○隣接協定都市への避難所対応の要請</li> </ul>				消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○職員の召集</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> </ul>				消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止の呼びかけ</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> <li>○避難場所の防護、避難誘導実施</li> <li>○災害時支援協力員への協力依頼</li> </ul>				警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場警備本部の設置</li> <li>○職員の参集</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○警備活動の実施</li> <li>○<b>防犯活動団体等</b>への協力依頼</li> </ul>				
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																																	
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令</li> <li>○避難広場への誘導</li> <li>○広域避難所への誘導</li> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○福祉避難所の開設・運営</li> <li>○都に報告(他地区への移送要請等)</li> <li>○隣接協定都市への避難所対応の要請</li> </ul>																																																				
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○職員の召集</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> </ul>																																																				
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止の呼びかけ</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> <li>○避難場所の防護、避難誘導実施</li> <li>○災害時支援協力員への協力依頼</li> </ul>																																																				
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場警備本部の設置</li> <li>○職員の参集</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○警備活動の実施</li> <li>○<b>災害時支援協力員</b>への協力依頼</li> </ul>																																																				
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																																	
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難情報の発令</li> <li>○避難広場への誘導</li> <li>○広域避難所への誘導</li> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○福祉避難所の開設・運営</li> <li>○都に報告(他地区への移送要請等)</li> <li>○隣接協定都市への避難所対応の要請</li> </ul>																																																				
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○職員の召集</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> </ul>																																																				
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出火防止の呼びかけ</li> <li>○消防活動の実施</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○情報収集</li> <li>○避難場所の防護、避難誘導実施</li> <li>○災害時支援協力員への協力依頼</li> </ul>																																																				
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場警備本部の設置</li> <li>○職員の参集</li> <li>○救助・救出活動の実施</li> <li>○警備活動の実施</li> <li>○<b>防犯活動団体等</b>への協力依頼</li> </ul>																																																				
地-150	(1) 震災消防活動【消防署】	(1) 震災消防活動【消防署】																																																			
	<b>ア 震災配備態勢等</b>	<b>ア 震災配備態勢等</b>																																																			
	消防署は、23区、多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5 <b>弱</b> の地震が発生した場合、又は当該地震による被害状況等により必要と認めるとき「震災配備態勢」を発令する。消防署は、所要の人員の招集を行うとともに、事前計画に基づく活動を	消防署は、23区、多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5 <b>強</b> の地震が発生した場合、又は当該地震による被害状況等により必要と認めるとき「震災 <b>第一非常</b> 配備態勢」を発令する。消防署は、所要の人員の招集を行うとともに、事前計画に基づ																																																			

Page	旧文書	新文書	備考
	開始する。 <del>(震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令し、全消防職員を招集する。)</del>	く活動を開始する。	
地-150	<u>追加</u>	<u>震度6弱以上の場合には、「震災第二非常配備態勢」を発令し、全消防職員を招集するとともに、事前計画に基づく活動を開始する。</u>	
	<b>イ 活動方針</b>	<b>イ 活動方針</b>	
	消防署は活動に当たり、震災消防活動体制を <u>早期に</u> 確立し、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。 また、警察署との連携及び重機等の活用により、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。	消防署は活動に当たり、 <u>延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。</u> 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。 また、警察署との連携及び重機等の活用により、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。	
	ウ (略)	ウ (略)	
	<b>エ 情報収集</b>	<b>エ 情報収集</b>	
	消防署は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張、情報活動隊、 <del>参集職員等から積極的に</del> 災害情報収集を行う。	消防署は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張 <u>情報</u> 、情報活動隊 <u>及び</u> 参集職員 <u>情報による早期災害情報システム等により</u> 積極的に災害情報収集を行う。	
	また、「震災情報収集システム」により、円滑な情報伝達、管理を行う。 <del>その他、防災関係機関(市等)へ職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報交換を行う。</del>	また、「震災情報収集システム」により、円滑な情報伝達、管理を行う。	
	<u>追加</u>	<b>オ 市災害対策本部への職員派遣</b>	
	<u>追加</u>	<u>西東京市災害対策本部条例施行規則第6条に基づき、市長より職員の派遣要請があった場合は、消防署から災害対策本部に消防職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報共有を行う。</u>	
地-151	(2) (略)	(2) (略)	
	<b>2 救助・救出活動</b>   消防署、消防団、警察署	<b>2 救助・救出活動</b>   消防署、消防団、警察署	
地-152	(2) 活動の要領【消防署、消防団】	(2) 活動の要領【消防署、消防団】	
	消防署及び消防団は連携し、救助・救急資器材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、 <u>実効性のある活動を行う。</u>	消防署及び消防団は連携し、救助・救急資器材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施するとともに、救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足が生じた場合は、 <u>市と関係事業者が締結している</u> 協定等に基づく迅速な調達を図る。	
	<b>4 警備活動</b>   警察署	<b>4 警備活動</b>   警察署	
	(略)	(略)	
	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
地-153	(3) 任務【警察署】	(3) 任務【警察署】	
	カ 交通規制、信号機滅灯対策等 <del>総合的な交通対策</del>	カ 交通規制、信号機滅灯対策等 <u>総合的な交通対策</u>	
地-154	<b>第3節 応援協力</b>	<b>第3節 応援協力</b>	



Page	旧文書	新文書	備考
	■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■	■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■	
	(略)	(略)	
	1 応援協力（受援） 市	1 応援協力（受援） 市	
地-155	(2) <u>総務省への派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】</u>	(2) <u>応急対策職員派遣制度による派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】</u>	
	<u>被災市区町村応援職員確保システム</u> とは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。	<u>応急対策職員派遣制度</u> とは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。	
	市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は市からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。	市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は市からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。	
	<u>追加</u>	<u>また、市は、被災し自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。</u>	
	(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】	(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】	
	(略)	(略)	
	また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。都総務局に対し、次に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。	また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。都本部（総務局総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。	
	【要請の概要】	【要請の概要】	
	① 災害の状況及び応援を <u>求める理由</u> 、又は <u>災害の状況及び</u> 応援のあつせんを求める理由 ② 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援を必要とする場所、期間 ④ 応援を必要とする活動内容 ⑤ その他必要な事項	① 災害の状況及び応援又は応援のあつせんを求める理由 ② <u>応援を希望する機関名</u> ③ 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所、期間 ⑤ 応援を必要とする活動内容 ⑥ その他必要な事項	
地-156	(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】	(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】	
	他の市区町村に応援を要請する場合は、「災害時における相互応援に関する協定」等の <u>協定</u> に基づき実施する。	他の市区町村に応援を要請する場合は、「災害時における相互応援に関する協定」等に基づき実施する。	
	ア 応援の要請	ア 応援の要請	
	【要請の概要】	【要請の概要】	
	① 災害の状況及び応援を <u>求める理由</u> 、又は <u>災害の状況及び</u> 応援のあつせんを求める理由 ② 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援を必要とする場所、期間 ④ 応援を必要とする活動内容	① 災害の状況及び応援又は応援のあつせんを求める理由 ② 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③ 応援を必要とする場所、期間 ④ 応援を必要とする活動内容	

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																										
	⑤ その他必要な事項	⑤ その他必要な事項																																																																																																											
地-157	(6) 自衛隊に対する災害派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】	(6) 自衛隊に対する災害派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】																																																																																																											
	(略)	(略)																																																																																																											
	ア 災害派遣要請の手続き	ア 災害派遣要請の手続き																																																																																																											
	(略)	(略)																																																																																																											
	※患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、医師の有無、 収容先、気象状況、使用飛行機（ヘリポート）	※患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、医師の有無、 収容先、気象状況、使用する緊急離着陸場（ヘリポート）																																																																																																											
地-158	【ヘリコプター緊急離着陸場】	【ヘリコプター緊急離着陸場】																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">着陸 展開面 (m)</th> <th colspan="3">適否</th> </tr> <tr> <th><del>OH-6D</del> (小型ヘリ)</th> <th><del>UH-1H</del> (J) (中型ヘリ)</th> <th><del>CH-47</del> (J) (大型ヘリ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>向台運動場</td><td>100×150</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>文理台公園</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>谷戸小学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>西東京いこいの森公園</td><td>100×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>保谷第一小学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>田無小学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>田無第一中学校</td><td>40×60</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>田無第四中学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>保谷中学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table>	施設名	着陸 展開面 (m)	適否			<del>OH-6D</del> (小型ヘリ)	<del>UH-1H</del> (J) (中型ヘリ)	<del>CH-47</del> (J) (大型ヘリ)	向台運動場	100×150	○	○	○	文理台公園	50×50	○	○	×	谷戸小学校	50×50	○	○	×	西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×	保谷第一小学校	50×50	○	○	×	田無小学校	50×50	○	○	×	田無第一中学校	40×60	○	○	×	田無第四中学校	50×50	○	○	×	保谷中学校	50×50	○	○	×	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">着陸 展開面 (m)</th> <th colspan="3">適否</th> </tr> <tr> <th>小型ヘリ</th> <th>中型ヘリ</th> <th>大型ヘリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>向台運動場</td><td>100×150</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>文理台公園</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>谷戸小学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>西東京いこいの森公園</td><td>100×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>保谷第一小学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>田無小学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>田無第一中学校</td><td>40×60</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>田無第四中学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> <tr><td>保谷中学校</td><td>50×50</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </tbody> </table>	施設名	着陸 展開面 (m)	適否			小型ヘリ	中型ヘリ	大型ヘリ	向台運動場	100×150	○	○	○	文理台公園	50×50	○	○	×	谷戸小学校	50×50	○	○	×	西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×	保谷第一小学校	50×50	○	○	×	田無小学校	50×50	○	○	×	田無第一中学校	40×60	○	○	×	田無第四中学校	50×50	○	○	×	保谷中学校	50×50	○	○	×	
施設名	着陸 展開面 (m)			適否																																																																																																									
		<del>OH-6D</del> (小型ヘリ)	<del>UH-1H</del> (J) (中型ヘリ)	<del>CH-47</del> (J) (大型ヘリ)																																																																																																									
向台運動場	100×150	○	○	○																																																																																																									
文理台公園	50×50	○	○	×																																																																																																									
谷戸小学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×																																																																																																									
保谷第一小学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
田無小学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
田無第一中学校	40×60	○	○	×																																																																																																									
田無第四中学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
保谷中学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
施設名	着陸 展開面 (m)	適否																																																																																																											
		小型ヘリ	中型ヘリ	大型ヘリ																																																																																																									
向台運動場	100×150	○	○	○																																																																																																									
文理台公園	50×50	○	○	×																																																																																																									
谷戸小学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×																																																																																																									
保谷第一小学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
田無小学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
田無第一中学校	40×60	○	○	×																																																																																																									
田無第四中学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
保谷中学校	50×50	○	○	×																																																																																																									
地-159	エ 災害派遣部隊の活動内容	エ 災害派遣部隊の活動内容																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難情報が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>避難者等の捜索援助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>河川の氾濫等に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>火災に対しては、空中消火が必要な場合は航空機をもって、消防</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。	避難の援助	避難情報が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	水防活動	河川の氾濫等に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。	消防活動	火災に対しては、空中消火が必要な場合は航空機をもって、消防	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>避難者等の捜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火</td> </tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火																																																																																			
区分	活動内容																																																																																																												
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。																																																																																																												
避難の援助	避難情報が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																																																																																																												
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。																																																																																																												
水防活動	河川の氾濫等に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。																																																																																																												
消防活動	火災に対しては、空中消火が必要な場合は航空機をもって、消防																																																																																																												
区分	活動内容																																																																																																												
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。																																																																																																												
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																																																																																																												
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。																																																																																																												
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。																																																																																																												
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火																																																																																																												

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。</p> <p>道路又は水路の<del>障</del> <del>害物除去</del></p> <p>道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの<del>障</del> <del>害物</del>除去に当たる。</p> <p>応急医療、救護及び防疫</p> <p>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。</p> <p>人員及び物資の緊急輸送</p> <p>緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</p> <p><del>被災者</del> <del>生活</del>支援</p> <p>被災者に対し、<del>炊飯</del>、給水、<del>入浴</del>及び<del>宿泊等</del>の支援を実施する。</p> <p><del>救援物資の</del> 無償貸付又は譲与</p> <p>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、<del>救援物資</del>を無償貸付又は譲与する。</p> <p>危険物の保安及び除去</p> <p>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物<del>及び有毒ガス</del>等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>その他<del>臨機の措置</del> <del>等</del></p> <p>その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 本部長（市長）、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。</p>	<p>が必要な場合は航空機<del>）</del>をもって、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。</p> <p>道路又は水路の<del>啓</del> <del>開</del></p> <p>道路若しくは水路が損壊し、又は障害<del>物</del>がある場合は、それらの<del>啓</del> <del>開又は</del>除去に当たる。</p> <p>応急医療、救護及び防疫</p> <p>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。</p> <p>人員及び物資の緊急輸送</p> <p>緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</p> <p><del>給食、給水及び入</del> <del>浴</del>支援</p> <p>被災者に対し、<del>給食</del>、給水及び<del>入浴</del>支援を実施する。</p> <p>物資の無償貸付又は譲与</p> <p>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、<del>生活必需品等</del>を無償貸付<del>し、又は救じゅ</del> <del>つ品を</del>譲与する。</p> <p>危険物の保安及び除去</p> <p>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</p> <p>その他</p> <p>その他<del>臨機の必要</del>に<del>対し</del>、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 本部長（市長）、警察官がその場にはない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。</p>	
地-161	<b>第4節 防災活動拠点の確保</b>	<b>第4節 防災活動拠点の確保</b>	
	<b>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</b>	<b>■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■</b>	
	1 応急活動拠点の調整要請   市	1 応急活動拠点の調整要請   市	
	危機管理班は、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、 <del>オープンスペース</del> の利用要望を都災害対策本部に提出 <del>し、都に対し、オープンスペースの利用調整を要望</del> する。	危機管理班は、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、利用要望を都災害対策本部に提出する。	
	2 システム復旧   市	2 システム復旧   市	
	(略)	(略)	
	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
	<del>(3) パソコンやプリンタなどの入・出力機器の電源確保等</del>		
地-162	<b>第2章 情報の収集・伝達</b>	<b>第2章 情報の収集・伝達</b>	
	<b>第1節 情報収集・伝達体制</b>	<b>第1節 情報収集・伝達体制</b>	



Page	旧文書	新文書	備考																				
地-162	■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■	■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■																					
	1 通信体制の確立   市、通信事業者	1 通信体制の確立   市、通信事業者																					
地-163	(1) 通信連絡系統【危機管理班】	(1) 通信連絡系統【危機管理班】																					
	震災時の通信連絡の系統図及び各防災関係機関の体制は、次のとおりとする。	震災時の通信連絡の系統図及び各防災関係機関の体制は、次のとおりとする。																					
地-164	【各防災関係機関の <b>態勢</b> 】	【各防災関係機関の <b>体制</b> 】																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>           1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。            2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。            3 市防災行政無線（<del>地域防災系</del>）等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。            4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。            5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。         </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>警察無線、警察電話及び市防災行政無線（<del>地域防災系</del>）を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>           消防救急無線、消防電話、市防災行政無線（<del>地域防災系</del>）及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。            また、<del>西東京市</del>及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。         </td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	市	1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3 市防災行政無線（ <del>地域防災系</del> ）等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。	警察署	警察無線、警察電話及び市防災行政無線（ <del>地域防災系</del> ）を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。	消防署	消防救急無線、消防電話、市防災行政無線（ <del>地域防災系</del> ）及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。 また、 <del>西東京市</del> 及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。	その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>           1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。            2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。            3 市防災行政無線等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。            4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。            5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。         </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>警察無線、警察電話及び市防災行政無線を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>           消防・救急<b>デジタル</b>無線、消防電話、市防災行政無線及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。            また、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。         </td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	市	1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3 市防災行政無線等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。	警察署	警察無線、警察電話及び市防災行政無線を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。	消防署	消防・救急 <b>デジタル</b> 無線、消防電話、市防災行政無線及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。 また、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。	その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。	
区分	内容																						
市	1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3 市防災行政無線（ <del>地域防災系</del> ）等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。																						
警察署	警察無線、警察電話及び市防災行政無線（ <del>地域防災系</del> ）を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。																						
消防署	消防救急無線、消防電話、市防災行政無線（ <del>地域防災系</del> ）及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。 また、 <del>西東京市</del> 及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。																						
その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。																						
区分	内容																						
市	1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国（総務省消防庁）に対し、直接情報連絡を行う。 3 市防災行政無線等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部（出先機関を含む。）、都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、警察署、消防署、ライフライン機関等の協力を求める。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信若しくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用する。																						
警察署	警察無線、警察電話及び市防災行政無線を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との情報連絡を行う。																						
消防署	消防・救急 <b>デジタル</b> 無線、消防電話、市防災行政無線及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部、消防団、危機管理班及び防災関係機関と情報連絡を行う。 また、市及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。																						
その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統の基、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。																						
	(2) 通信連絡 <b>態勢</b> の確立【危機管理班、通信事業者】	(2) 通信連絡 <b>体制</b> の確立【危機管理班、通信事業者】																					
	市防災行政無線（地域防災系）を中心とした通信連絡 <b>態勢</b> を次のとおり確立する。	市防災行政無線（地域防災系）を中心とした通信連絡 <b>体制</b> を次のとおり確立する。																					
	ア 災害対策本部設置前の通信連絡窓口	ア 災害対策本部設置前の通信連絡窓口																					
	危機管理課が担当する。夜間・休日等の勤務時間外において、危機管理課職員が参集するまでは、 <del>宿直室（総務課）</del> が担当する。	危機管理課が担当する。夜間・休日等の勤務時間外において、危機管理課職員が参集するまでは、 <u>田無庁舎宿直室（総務課）</u> が担当する。																					
地-165	エ 都との通信連絡	エ 都との通信連絡																					
	都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り都災害情報システム（D I S）のデータ端末で災害情報の入出	都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り <u>東京都災害情報システム（D I S）</u> （以下、「 <u>D I S</u> 」という。）																					



Page	旧文書	新文書	備考
	力を行う。	のデータ端末で災害情報の入出力を行う。	
	(3) (略)	(3) (略)	
地-167	2 被害情報等の収集・伝達 市、消防署、消防団、 <del>警察署</del> 、防災関係機関	2 被害情報等の収集・伝達 市、 <del>警察署</del> 、消防署、消防団、防災関係機関	
	(1) 被害状況等の緊急調査【各部、消防署、消防団、 <del>警察署</del> 、防災関係機関】	(1) 被害状況等の緊急調査【各部、 <del>警察署</del> 、消防署、消防団、防災関係機関】	
	各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。消防署、消防団、 <del>警察署</del> 、防災関係機関は、被害情報等を市に情報提供する。	各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。 <del>警察署</del> 、消防署、消防団、防災関係機関は、被害情報等を市に情報提供する。	
	[市]	[市]	
	ア 危機管理班	ア 危機管理班	
	<del>追加</del>	<del>(7) 気象庁が発表する防災気象情報等や震度、長周期地震動階級を確認する。</del>	
	(7) 防災関係機関から概括的な被害情報収集を行う。	(7) 防災関係機関から概括的な被害情報収集を行う。	
	(4) 初動支部・参集職員から現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。	(7) 初動支部・参集職員から現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。	
	(4) <del>都災害情報システム(D I S)</del> から情報収集を行う。	(7) D I Sから情報収集を行う。	
	イ～ウ (略)	イ～ウ (略)	
	エ 教育部	エ 教育部	
	避難所の開設状況、避難者概数	避難所の開設状況、避難者概数及び混雑状況	
	オ (略)	オ (略)	
	カ 健康福祉部、子育て支援部	カ 健康福祉部、子育て支援部	
	内医療機関の稼働状況、医療救護状況、福祉避難所での保護状況、要配慮者の安否の状況	内医療機関の受入状況、医療救護状況、福祉避難所での保護状況、要配慮者の安否の状況	
	キ～ク (略)	キ～ク (略)	
地-168	ケ まちづくり部、都市基盤部	ケ まちづくり部、都市基盤部	
	道路被害状況の集約、 <del>住宅等全半壊</del> 被害状況、土砂災害警戒区域等二次災害危険状況、下水道施設の被害状況	道路及び建築物の被害状況、土砂災害警戒区域等の危険箇所、下水道施設の被害状況	
	コ (略)	コ (略)	
	[防災関係機関]	[防災関係機関]	
	ア (略)	ア (略)	
	イ 警察署	イ 警察署	
	(7)～(エ) (略)	(7)～(エ) (略)	
地-168	<del>(7) 火災の拡大状況</del>	削除	

Page	旧文書	新文書	備考																														
	(#) 堤防・護岸等の破損状況	削除																															
	(*) 電気・水道・ガス・通信施設の状況	(イ) 電気・水道・ガス・通信施設の状況																															
	(ク) 救出救助活動の状況	(ロ) 救出救助活動の状況																															
	(ケ) その他警察活動上必要な情報	(キ) その他警察活動上必要な情報																															
	ウ (略)	ウ (略)																															
	(2) 被害状況の把握【危機管理班】	(2) 被害状況等の把握【危機管理班】																															
	危機管理班は、被害状況の緊急情報収集に基づき、概括的な被害状況を把握する。	危機管理班は、被害状況等の緊急調査により、概括的な被害状況を把握する。																															
	ア～カ (略)	ア～カ (略)																															
地-169	(3) 被害状況の集約【危機管理班】	(3) 被害状況等の集約【危機管理班】																															
	(略)	(略)																															
	(4) 都への被害情報の概括的報告【危機管理班】	(4) 都への被害情報の概括的報告【危機管理班】																															
	(略)	(略)																															
	ア 地震発生直後の報告	ア 地震発生直後の報告																															
	<table border="1"> <tr> <td>報告すべき事項</td> <td>1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>即時報告の種類等</td> <td>発災通知 被害措置概況速報 要請通知</td> </tr> <tr> <td>報告の方法</td> <td><del>都災害情報システム（DIS）のデータ端末</del>、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地震発生直後に都に報告する内容</td> <td>人的被害</td> <td>死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数</td> </tr> <tr> <td>災害対策上必要と認められる事項の概要</td> <td>避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等</td> </tr> <tr> <td>本部設置の報告</td> <td>本部を設置した場合は、設置した旨の報告</td> </tr> </table>	報告すべき事項	1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項	即時報告の種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知	報告の方法	<del>都災害情報システム（DIS）のデータ端末</del> 、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）	住家被害	全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告	<table border="1"> <tr> <td>報告すべき事項</td> <td>1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>即時報告の種類等</td> <td>発災通知 被害措置概況速報 要請通知</td> </tr> <tr> <td>報告の方法</td> <td>DIS、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地震発生直後に都に報告する内容</td> <td>人的被害</td> <td>死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数</td> </tr> <tr> <td>災害対策上必要と認められる事項の概要</td> <td>避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等</td> </tr> <tr> <td>本部設置の報告</td> <td>本部を設置した場合は、設置した旨の報告</td> </tr> </table>	報告すべき事項	1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項	即時報告の種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知	報告の方法	DIS、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）	住家被害	全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告	
報告すべき事項	1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項																																
即時報告の種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知																																
報告の方法	<del>都災害情報システム（DIS）のデータ端末</del> 、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。																																
地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）																															
	住家被害	全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数																															
	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等																															
	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告																															
報告すべき事項	1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況（被害状況等報告基準に基づき認定） 5 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項																																
即時報告の種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知																																
報告の方法	DIS、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。																																
地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）																															
	住家被害	全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数																															
	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難・救護の必要性、災害拡大のおそれ等																															
	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告																															
	イ (略)	イ (略)																															
	3 地震発生後の広報	3 地震発生後の広報																															
	(略)	(略)																															
	(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																															
地-170	(4) 被害状況・応急対策に関する広報【広報班】	(4) 被害状況・応急対策に関する広報【広報班】																															

Page	旧文書	新文書	備考
地-171	ア～カ (略)	ア～カ (略)	
	<u>追加</u>	<u>キ 水道施設の被害状況や復旧状況、応急給水の実施状況、住民への協力要請等</u>	
	<u>追加</u>	<u>ク 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等</u>	
	<u>追加</u>	<u>ケ 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等</u>	
	(5) 支援情報等の広報【広報班】	(5) 支援情報等の広報【広報班】	
	ア～イ (略)	ア～イ (略)	
	ウ <del>デ</del> 情報の防止、警戒状況の情報	ウ <u>誤った</u> 情報の抑制、警戒状況の情報	
	エ～ケ (略)	エ～ケ (略)	
	(6) (略)	(6) (略)	
地-172	(7) 要配慮者への広報【広報班】	(7) 要配慮者への広報【広報班】	
	要配慮者には、消防団・地域の防災市民組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供する。	要配慮者には、消防団・地域の防災市民組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供する。	
		<u>また、都の支援を得て、被災外国人に対して、外国人が必要とする情報の提供を行う。</u>	
地-173	<b>5 被災者相談窓口の設置</b> 市、関係機関	<b>5 被災者相談窓口の設置</b> 市、関係機関	
	(略)	(略)	
	(1) 相談窓口の開設【広報班、関係機関】	(1) 相談窓口の開設【広報班、関係機関】	
	(略)	(略)	
	なお、相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。	なお、相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を考慮して決定する。	
	(2) 相談内容【広報班、各班、関係機関】	(2) 相談内容【広報班、各班、関係機関】	
	(略)	(略)	
	① 上水道・下水道の修理に関すること。 ② 要配慮者対策等の福祉に関すること。 ③ 罹災証明の発行に関すること。 ④ 災害弔慰金等の支給に関すること。 ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。 ⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関すること。 ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること。 ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。 ⑨ その他生活再建に関すること。	① 上水道・下水道の修理に関すること。 ② 要配慮者対策等の福祉に関すること。 ③ 罹災証明書 <u>の交付</u> に関すること。 ④ 災害弔慰金等の支給に関すること。 ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。 ⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関すること。 ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること。 ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。 ⑨ その他生活再建に関すること。	
地-174	<b>7 市民相互の情報連絡等</b> 市、都、通信事業者、報道機関、市民	<b>7 市民相互の情報連絡等</b> 市、都、通信事業者、報道機関、市民	
	(略)	(略)	

Page	旧文書	新文書	備考												
	<b>【各機関の役割】</b>	<b>【各機関の役割】</b>													
	<table border="1"> <tr> <td>市及び都（総務局）</td> <td>個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。</td> </tr> <tr> <td>通信事業者</td> <td>行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。</td> </tr> </table>	市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。	通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。	報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。	<table border="1"> <tr> <td>市及び都（総務局）</td> <td>個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。</td> </tr> <tr> <td>通信事業者</td> <td>行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。 <u>NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料W I - F I サービス（00000JAPAN）を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。</u> <u>NTT東日本は、市の要請に基づき、避難所等へ、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。</td> </tr> </table>	市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。	通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。 <u>NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料W I - F I サービス（00000JAPAN）を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。</u> <u>NTT東日本は、市の要請に基づき、避難所等へ、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。</u>	報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。	
市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。														
通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。														
報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。														
市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。														
通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。 <u>NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料W I - F I サービス（00000JAPAN）を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。</u> <u>NTT東日本は、市の要請に基づき、避難所等へ、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。</u>														
報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。														
地-175	<b>第3章 市民と地域の防災活動</b>	<b>第3章 市民と地域の防災活動</b>													
	<b>第1節～第2節（略）</b>	<b>第1節～第2節（略）</b>													
地-177	<u>追加</u>	<b>第3節 マンション防災における自助・共助</b>													
	<u>追加</u>	■■■■■ 応 急 対 策 ■■■■■													
	<u>追加</u>	<発災後の活動の流れ>													
	<u>追加</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">マンション管理組合等</td> <td colspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マンション居住者の安否確認</li> <li>○マンション共有の資器材を用いた救出活動支援</li> <li>○集会室等を利用した避難所運営</li> <li>○建物被害調査と二次被害防止</li> <li>○ライフライン復旧状況の確認</li> <li>○在宅避難継続のための支援</li> <li>○マンションの復旧に向けた調査、診断等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	マンション管理組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マンション居住者の安否確認</li> <li>○マンション共有の資器材を用いた救出活動支援</li> <li>○集会室等を利用した避難所運営</li> <li>○建物被害調査と二次被害防止</li> <li>○ライフライン復旧状況の確認</li> <li>○在宅避難継続のための支援</li> <li>○マンションの復旧に向けた調査、診断等</li> </ul>						
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降											
マンション管理組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マンション居住者の安否確認</li> <li>○マンション共有の資器材を用いた救出活動支援</li> <li>○集会室等を利用した避難所運営</li> <li>○建物被害調査と二次被害防止</li> <li>○ライフライン復旧状況の確認</li> <li>○在宅避難継続のための支援</li> <li>○マンションの復旧に向けた調査、診断等</li> </ul>														
地-177	<u>追加</u>	<table border="1"> <tr> <td><b>1 マンション防災における応急対策の実施</b></td> <td>市、市民（マンション管理組合、マンションに係る自治会等）</td> </tr> </table>	<b>1 マンション防災における応急対策の実施</b>	市、市民（マンション管理組合、マンションに係る自治会等）											
<b>1 マンション防災における応急対策の実施</b>	市、市民（マンション管理組合、マンションに係る自治会等）														
	<u>追加</u>	<u>マンション管理組合、マンションに係る自治会、防災市民組織等は、前節の「1 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。</u>													
	<u>追加</u>	<u>ア マンション居住者の安否確認</u>													
	<u>追加</u>	<u>イ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援</u>													



Page	旧文書	新文書	備考
	<a href="#">追加</a>	<a href="#">ウ 集会室等を利用した避難所運営</a>	
	<a href="#">追加</a>	<a href="#">エ 建物被害調査と二次被害防止</a>	
	<a href="#">追加</a>	<a href="#">オ ライフライン復旧状況の確認</a>	
	<a href="#">追加</a>	<a href="#">カ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援</a>	
	<a href="#">追加</a>	<a href="#">キ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配</a>	
地-178	<b>第3節 消防団の防災活動</b>	<b>第4節 消防団の防災活動</b>	
	(略)	(略)	
地-179	<b>第4節 事業所の防災活動</b>	<b>第5節 事業所の防災活動</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	
	(略)	(略)	
	1 事業所による応急対策の実施   事業所	1 事業所による応急対策の実施   事業所	
	(略)	(略)	
	ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、 <b>初期救出、初期救護</b> を行う。	ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、 <b>救助活動、救護活動</b> を行う。	
	イ 出火防止を実施する。	イ 出火防止 <b>措置</b> を実施する。	
	ウ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。	ウ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。	
	エ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に <b>提供</b> する。	エ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に <b>伝達</b> する。	
	オ 施設の安全を確認した上で、従業員等の一斉帰宅を抑制する。	オ 施設の安全を確認した上で、従業員等の一斉帰宅を抑制する。	
地-179	カ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、 <b>救出・救助活動</b> を実施する。	カ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、 <b>救助活動、救護活動</b> を実施する。	
	キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。	キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。	
地-180	<b>第4章 二次災害（出火、延焼等）対策</b>	<b>第4章 二次災害（出火、延焼等）対策</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>	

Page	旧文書				新文書				備考		
	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	
	市 (市災害対策本部)	○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	市 (市災害対策本部)	○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 <b>○石綿含有建築物等の応急対策の実施</b> ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	
	都	○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	都	○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 <b>○石綿含有建築物等の応急対策の実施</b> ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	
	消防署	○消火活動 ○救助・救急活動 ○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	消防署	○消火活動 ○救助・救急活動 ○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	
	消防団	○消火活動 ○救助・救急活動	→	→		消防団	○消火活動 ○救助・救急活動	→	→		
	警察署	○消火活動 ○救助・救急活動 ○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	警察署	○消火活動 ○救助・救急活動 ○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施 ○流出油の応急対策の実施 ○危険動物の逸走時対策の実施	→	→	→	
	事業所	○消火活動 ○救助・救急活動 ○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施	→	→	→	事業所	○消火活動 ○救助・救急活動 ○危険物保管施設等の応急措置による危険防止対策の実施 ○危険物等輸送車両の応急対策の実施	→	→	→	
地-181	2 危険物等の応急措置による危険防止				市、都、 <del>消防署</del> 、警察署、事業者	2 危険物等の応急措置による危険防止				市、都、警察署、 <del>消防署</del> 、事業者	
	(略)					(略)					
	(1)～(3) (略)					(1)～(3) (略)					
地-183	(4) 高圧ガス保管施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（総務局、環境局）、警察署、消防署、事業者】					(4) 高圧ガス保管施設の応急措置【都市計画班、危機管理班、都（総務局、環境局）、警察署、消防署、事業者】					
	ア～イ (略)					ア～イ (略)					
	ウ 消防署					ウ 消防署					
	消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。					消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。					

Page	旧文書	新文書	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の<b>関係機関と連携した</b>避難指示及び市へのその内容の通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の<b>災害対策基本法第 50 条に掲げる</b>避難指示等及び市へのその内容の通報</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との間に情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、第4章 第2節 【応急対策】 1の(1)の「震災消防活動」により対処する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との間に情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、第3部第1章 第2節 【応急対策】 1の(1)の「震災消防活動」により対処する。</li> </ul>	
地-183	<b>エ 市</b>	<b>エ 市</b>	
	市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	
	[上下水道班]	[上下水道班]	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。</li> </ul>	
	(略)	(略)	
地-184	(5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【上下水道班、危機管理班、 都（福祉保健局、下水道局、教育委員会）、警察署、消防署、事業者】	(5) 毒劇物取扱施設等の応急措置【上下水道班、危機管理班、 都（保健医療局、下水道局、教育委員会）、警察署、消防署、事業者】	
	<b>ア 都</b>	<b>ア 都</b>	
	都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	
	[都福祉保健局]	[都保健医療局]	
	(略)	(略)	
	<b>イ (略)</b>	<b>イ (略)</b>	
	<b>ウ 消防署</b>	<b>ウ 消防署</b>	
	消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の進展等により市民を避難させる必要がある場合の市への通報</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の<b>関係機関と連携した</b>避難指示及び市へのその内容の通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の<b>災害対策基本法第 50 条に掲げる</b>避難指示等及び市へのその内容の通報</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との間に情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、第4章 第2節 【応急対策】 1の(1)の「震災消防活動」により対処する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との間に情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、第3部第1章 第2節 【応急対策】 1の(1)の「震災消防活動」により対処する。</li> </ul>	
地-185	<b>エ～オ (略)</b>	<b>エ～オ (略)</b>	
	(6) 化学物質関連施設の応急対策【都市計画班、危機管理班、都（各局）、事業者】	(6) 化学物質関連施設の応急対策【都市計画班、危機管理班、都（各局）、事業者】	

Page	旧文書	新文書	備考
	ア 都	ア 都	
	都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	
	・ 化学物質対策は、市区町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供する。	・ 化学物質対策は、市区町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供する。	
	・ PCB対策は、市区町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省 <del>廃棄物・リサイクル対策部</del> へ報告する。	・ PCB対策は、市区町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省 <u>環境再生・資源循環局</u> へ報告する。	
	イ～ウ（略）	イ～ウ（略）	
地-186	<u>追加</u>	<u>(7) 石綿含有建築物等の応急対策【環境班、都（環境局）、建物所有者】</u>	
	<u>追加</u>	<u>ア 都</u>	
	<u>追加</u>	<u>都は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</u>	
	<u>追加</u>	<u>・ 都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起</u>	
	<u>追加</u>	<u>・ 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施</u>	
	<u>追加</u>	<u>・ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援</u>	
	<u>追加</u>	<u>イ 市</u>	
		<u>市は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</u>	
	<u>追加</u>	<u>・ 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施</u>	
	<u>追加</u>	<u>・ 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起</u>	
	<u>追加</u>	<u>・ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施</u>	
	<u>追加</u>	<u>ウ 建築物所有者等</u>	
	<u>追加</u>	<u>建築物所有者等は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</u>	
	<u>追加</u>	<u>・ 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施</u>	
	<u>(7) 危険物等輸送車両の応急対策【危機管理班、都（各局）、警察署、消防署、事業者】</u>	<u>(8) 危険物等輸送車両の応急対策【危機管理班、都（各局）、警察署、消防署、事業者】</u>	
	ウ 消防署	ウ 消防署	
	消防署は、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。	消防署は、事故時には必要に応じ、 <u>関係機関と密接な情報連絡</u> を行う。	
	・ 危険物輸送車両等については、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。災害応急対策は、第4章 第2節 <del>【応急対策】</del> 1の(1)の「震災消防活動」により対処する。	災害応急対策は、 <u>第3部 第1章 第2節1</u> の(1)の「震災消防活動」により対処する。	
地-187	<u>(8) 流出油の応急対策【都（総務局、都建設局、都港湾局）、警察署、消防署】</u>	<u>(9) 流出油の応急対策【都（総務局、都建設局、都港湾局）、警察署、消防署】</u>	
	ア 都	ア 都	
	(略)	(略)	
	[都総務局、都建設局、都港湾局]	[都総務局、都建設局、都港湾局]	



Page	旧文書	新文書	備考																		
	・ 関係機関との情報連絡体制の確立	・ 関係機関との情報連絡体制の確立																			
	・ 救助活動の推進	・ 救助活動の推進																			
	・ オイルフェンスの展張	・ オイルフェンスの展張																			
	<del>・ 集油船及び清掃船等による流出油の回収</del>																				
地-187	<del>・ 監視艇による油処理剤等の散布</del>																				
	(略)	(略)																			
	イ (略)	イ (略)																			
地-188	(9) 危険動物の逸走時対策【環境班、危機管理班、都（総務局、 <b>福祉保健局</b> 、産業労働局、建設局）、警察署、消防署】	(10) 危険動物の逸走時対策【環境班、危機管理班、都（総務局、 <b>保健医療局</b> 、産業労働局、建設局）、警察署、消防署】																			
	(略)	(略)																			
	ア 都	ア 都																			
	(略)	(略)																			
	[都 <b>福祉保健局</b> ]	[都 <b>保健医療局</b> ]																			
	(略)	(略)																			
地-189	<b>第5章 警備・交通規制</b>	<b>第5章 警備・交通規制</b>																			
	<u>追加</u>	<u>災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり及びに交通秩序の維持を行う。</u>																			
	<u>追加</u>	<u>&lt;発災後の活動の流れ&gt;</u>																			
	<u>追加</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間の目安</th> <th>発災直後</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市(災害対策本部)</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">○交通の妨害になる障害物に関する関係機関への連絡</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"> ○道路障害物の除去 →  ○警備活動の実施 →  ○警戒区域の設定 →  ○市に対する協力 →  ○交通規制 → </td> </tr> </tbody> </table>	時間の目安	発災直後	1時間	1日	3日	1週間以降	市(災害対策本部)			○交通の妨害になる障害物に関する関係機関への連絡			警察署			○道路障害物の除去 → ○警備活動の実施 → ○警戒区域の設定 → ○市に対する協力 → ○交通規制 →			
時間の目安	発災直後	1時間	1日	3日	1週間以降																
市(災害対策本部)			○交通の妨害になる障害物に関する関係機関への連絡																		
警察署			○道路障害物の除去 → ○警備活動の実施 → ○警戒区域の設定 → ○市に対する協力 → ○交通規制 →																		
	<u>追加</u>	<b>第1節 警備活動</b>																			

Page	旧文書	新文書	備考
	追加	<b>応急対策</b>	
	追加	<b>1 警備態勢</b> 警察署	
	追加	警察署は、防災関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、防災関係機関の活動に協力する。	
地-190	追加	<b>2 警備活動</b> 警察署	
	追加	警察署は災害が発生した場合、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。	
	追加	地震発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。	
	追加	ア 危険箇所の警戒	
	追加	イ 災害地における災害関係の情報収集	
	追加	ウ 警戒区域の設定	
	追加	エ 被災者の救出、救護	
	追加	オ 避難者の誘導	
	追加	カ 危険物の保安	
	追加	キ 交通秩序の確保	
	追加	ク 犯罪の予防及び取締り	
	追加	ケ 行方不明者の調査	
	追加	コ 遺体の調査等及び検視	
	追加	<b>3 その他</b> 警察署	
	追加	<b>(1) 警戒区域の設定【警察署】</b>	
	追加	災害現場において、本部長（市長）若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を本部長（市長）に通知する。	
	追加	<b>(2) 市に対する協力【警察署】</b>	
	追加	ア 本部長（市長）から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。	
	追加	なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。	
	追加	イ 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。	

Page	旧文書	新文書	備考
	追加	<u>ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。</u>	
地-191	追加	<b>第2節 交通規制</b>	
	追加	<b>応急対策</b>	
	<del>(1) 交通規制【警察署、道路管理者】</del>	削除	
	<del>警察署は、災害応急活動に必要な交通規制・管制を次のとおり実施する。</del>	削除	
	<del>ア 道路の破損等によって交通が危険な場合、又は被災道路の応急復旧等の必要がある場合には、道路管理者は道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項の規定により、警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止又は制限する。</del>	削除	
	<del>イ 交通規制を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識、う回路等の標示を設置する。</del>	削除	
	<del>ウ 人命救助、避難路確保、緊急輸送路確保のための交通規制のため、地震発生直後において、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限等の交通規制を実施する。</del>	削除	
	追加	<b>1 交通規制等</b> 警察署	
	追加	<u>警察署は、交通の確保のため以下の処置を講じる。</u>	
	追加	<u>ア 交通情報の収集と交通統制</u>	
	追加	<u>イ 交通規制</u>	
	追加	<u>ウ 車両検問</u>	
	追加	<b>2 その他</b> 市、防災関係機関	
	追加	<u>市及び防災関係機関は、交通の妨げとなっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。</u>	
地-192	<b>第6章 医療救護等対策</b>	<b>第6章 医療救護等対策</b>	
	<b>第1節 医療救護</b>	<b>第1節 医療救護</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	
	(略)	(略)	
地-193	<b>1 医療救護</b> 市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、消防署、防災関係機関	<b>1 医療救護</b> 市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、消防署、防災関係機関	
	(略)	(略)	

Page	旧文書		新文書		備考
	【医療救護活動におけるフェーズ区分】		【医療救護活動におけるフェーズ区分】		
	フェーズ区分	想定される状況	フェーズ区分	想定される状況	
	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	
	1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	
	2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入態勢が確立されている状況	
	3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	
	4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	
	5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況	5 中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況	
地-193	(1) (略)		(1) (略)		
地-194	(2) 医療救護活動【救命救護健康班】		(2) 医療救護活動【救命救護健康班】		
	救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともにEMIS等を用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。		救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握するとともにEMIS等を用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。		
	(略)		(略)		
	【発災後の連携体制】		【発災後の連携体制】		



Page	旧文書	新文書	備考
	※公社：公益財団法人東京都保健医療公社	削除	
	(3) 災害医療コーディネーター【救命救護健康班、都（ <b>福祉保健局</b> ）、市薬剤師会、医療機関】	(3) 災害医療コーディネーター【救命救護健康班、都（ <b>保健医療局</b> ）、市薬剤師会、医療機関】	
地-197	(6) 医療救護班等の業務【医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、救命救護健康班】	(6) 医療救護班等の業務【医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、救命救護健康班】	
	医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。	医療救護班は、市災害医療コーディネーターが一元化した医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。	
	救命救護健康班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。	救命救護健康班は、医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。	
地-198	(7) 応援要請【救命救護健康班、都（ <b>福祉保健局</b> ）】	(7) 応援要請【救命救護健康班、都（ <b>保健医療局</b> ）】	
	イ 災害医療派遣チーム（「東京DMAT」※）応援要請 多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）の派遣を、消防署が警防本部を通じて都 <b>福祉保健局</b> へ要請する。	イ 災害医療派遣チーム（「東京DMAT」※）応援要請 多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）の派遣を、消防署が警防本部を通じて都 <b>保健医療局</b> へ要請する。	
地-199	2 後方医療活動   市、都、医療機関、消防署	2 後方医療活動   市、都、医療機関、消防署	
	救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都 <b>福祉保健局</b> と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。	救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都 <b>保健医療局</b> と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。	
	【東京都災害拠点病院】	【東京都災害拠点病院】	

Page	旧文書							新文書							備考	
	二次医療圏	名称	所在地	電話番号	病床数(床)	へリ	三次	二次医療圏	名称	所在地	電話番号	病床数(床)	へリ	三次		
	北多摩北部	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461- 0052	<del>518</del>		○	北多摩北部	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461- 0052	<u>485</u>		○		
		東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396- 3811	<del>344</del>					東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396- 3811	<u>337</u>			
		佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461- 1535	183					佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461- 1535	183			
		国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491- 2111	522					国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491- 2111	522			
地-200	3 医薬品等の調達・確保			市、都、市薬剤師会、医療機関				3 医薬品等の調達・確保			市、都、市薬剤師会、医療機関					
	(3) 市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（ <b>福祉保健局</b> ）、市薬剤師会、医療機関】							(3) 市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（ <b>保健医療局</b> ）、市薬剤師会、医療機関】								
地-201	【市が使用する医薬品等の調達手順】							【市が使用する医薬品等の調達手順】								
	<p>市の備蓄品を使用する。 災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応できない場合は、市災害薬事センターや薬局等へ<b>調達</b>を依頼する。</p>							<p>市の備蓄品を使用する。 災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応できない場合は、市災害薬事センターや薬局等へ<b>提供</b>を依頼する。</p>								
新:202	(4) 血液製剤の確保【都（ <b>福祉保健局</b> ）、医療機関】							(4) 血液製剤の確保【都（ <b>保健医療局</b> ）、医療機関】								
	(略)							(略)								
	(5) 血液製剤の供給体制							(5) 血液製剤の供給体制								

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																																						
	<p>         市 (災害対策本部)         都 (災害対策本部) 福祉保健局         他道府県         各医療機関         献血供給事業団         東京都赤十字血液センター (日赤東京都支部)         他道府県血液センター (他道府県日赤支部)         献血         国民         血液製剤要請の流れ         血液製剤供給の流れ       </p>	<p>         市 (災害対策本部)         都 (災害対策本部) 保健医療局         他道府県         各医療機関         献血供給事業団         東京都赤十字血液センター (日赤東京都支部)         他道府県血液センター (他道府県日赤支部)         献血         国民         血液製剤要請の流れ         血液製剤供給の流れ       </p>																																																																																																							
地-203	第2節 防疫	第2節 防疫																																																																																																							
	■■■■ 応急対策 ■■■■	■■■■ 応急対策 ■■■■																																																																																																							
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市 (市災害対策本部) ・ 保健所</td> <td></td> <td></td> <td>○透析患者・在宅難病患者への対応</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○食品の衛生管理</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○飲料水の衛生管理</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○避難施設の衛生管理</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○公衆浴場等の確保</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○被災者の健康維持活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○保健活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○メンタルヘルスケア</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○放射線使用施設の応急措置</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○毒劇物対策</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○被災動物の保護</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部) ・ 保健所			○透析患者・在宅難病患者への対応	→			○食品の衛生管理	→			○飲料水の衛生管理	→			○避難施設の衛生管理	→			○公衆浴場等の確保	→			○被災者の健康維持活動	→			○保健活動	→			○メンタルヘルスケア	→			○放射線使用施設の応急措置	→			○毒劇物対策	→				○被災動物の保護	→	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市 (市災害対策本部) ・ 保健所</td> <td></td> <td></td> <td>○透析患者・在宅難病患者への対応</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○避難所の衛生管理</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○飲料水の衛生管理</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○避難施設の衛生管理</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○公衆浴場等の確保</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○被災者の健康維持活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○保健活動</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○メンタルヘルスケア</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○放射線使用施設の応急措置</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○毒劇物対策</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○被災動物の保護</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市 (市災害対策本部) ・ 保健所			○透析患者・在宅難病患者への対応	→			○避難所の衛生管理	→			○飲料水の衛生管理	→			○避難施設の衛生管理	→			○公衆浴場等の確保	→			○被災者の健康維持活動	→			○保健活動	→			○メンタルヘルスケア	→			○放射線使用施設の応急措置	→			○毒劇物対策	→				○被災動物の保護	→	
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																																																																																					
市 (市災害対策本部) ・ 保健所			○透析患者・在宅難病患者への対応	→																																																																																																					
			○食品の衛生管理	→																																																																																																					
			○飲料水の衛生管理	→																																																																																																					
			○避難施設の衛生管理	→																																																																																																					
			○公衆浴場等の確保	→																																																																																																					
			○被災者の健康維持活動	→																																																																																																					
			○保健活動	→																																																																																																					
			○メンタルヘルスケア	→																																																																																																					
			○放射線使用施設の応急措置	→																																																																																																					
			○毒劇物対策	→																																																																																																					
			○被災動物の保護	→																																																																																																					
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																																																																																					
市 (市災害対策本部) ・ 保健所			○透析患者・在宅難病患者への対応	→																																																																																																					
			○避難所の衛生管理	→																																																																																																					
			○飲料水の衛生管理	→																																																																																																					
			○避難施設の衛生管理	→																																																																																																					
			○公衆浴場等の確保	→																																																																																																					
			○被災者の健康維持活動	→																																																																																																					
			○保健活動	→																																																																																																					
			○メンタルヘルスケア	→																																																																																																					
			○放射線使用施設の応急措置	→																																																																																																					
			○毒劇物対策	→																																																																																																					
			○被災動物の保護	→																																																																																																					
地-203	1 保健衛生活動	市、都、保健所、医療機関	1 保健衛生活動	市、都、保健所、医療機関																																																																																																					
	(1) 被災者の健康維持活動【救命救護健康班、医療機関】		(1) 被災者の健康維持活動【救命救護健康班、医療機関】																																																																																																						
	都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するととも		都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するととも																																																																																																						

Page	旧文書	新文書	備考
	に、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。	に、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難所生活環境において、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。	
	(2) 保健活動【救命救護健康班、学校避難所班、福祉避難所班、保健所】	(2) 保健活動【救命救護健康班、学校避難所班、福祉避難所班、保健所】	
	救命救護健康班は、保健師・管理栄養士その他必要な職種を避難所等に派遣し、震災時における避難所での健康相談や指導等の健康対策を実施する。また、必要に応じて保健所に支援を要請する。避難所内の個人スペースの確保や地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。	救命救護健康班は、保健師・管理栄養士その他必要な職種を避難所等に派遣し、健康相談や指導等の健康対策を実施する。また、必要に応じて保健所に支援を要請し、避難所内の個人スペースの確保や地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。	
	避難所を管理運営する学校避難所班、福祉避難所班等は、避難所における衛生管理を行い、感染症発生時には、避難所等からの発生の報告により保健所が疫学調査及び感染拡大防止対策の指導・支援を行う。市単独では対応が困難な場合は、保健活動班の派遣を保健所と検討し、都に応援要請を行う。	避難所を管理運営する学校避難所班、福祉避難所班等は、避難所における衛生管理を行い、感染症発生時には、避難所等からの報告により保健所が疫学調査及び感染拡大防止対策の指導・支援を行う。市単独では対応が困難な場合は、保健活動班の派遣を保健所と検討し、都に応援要請を行う。	
地-204	(3) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（福祉保健局）】	(3) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（保健医療局）】	
	(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応【救命救護健康班、都（福祉保健局）】	(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応【救命救護健康班、都（保健医療局）】	
	災害時個別支援計画で定めた安否確認を行う機関は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、災害時個別支援計画で定めた方法により、人工呼吸器使用者及び家族の安否を確認し、市に報告する。 (略)	災害時個別支援計画で定めた安否確認を行う機関は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、災害時個別支援計画で定めた方法により、人工呼吸器使用者及び家族の安否を確認し、市に報告する。 (略)	
	なお、在宅療養の継続や避難等に際し災害時個別支援計画による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。	なお、在宅療養の継続や避難等に際し災害時個別支援計画による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。	
	(6) 透析患者等への対応【救命救護健康班、都（福祉保健局）】	(6) 透析患者等への対応【救命救護健康班、都（保健医療局）】	
	救命救護健康班は、透析医療機関の稼働状況等の情報を都（福祉保健局）から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。	救命救護健康班は、透析医療機関の稼働状況等の情報を都保健医療局から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢をとる。	
地-205	(8) 避難所の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班】	(8) 避難所の衛生管理【学校避難所班、福祉避難所班】	
	学校避難所班及び福祉避難所班は、必要に応じ、都福祉保健局等と協力し、次のとおり避難所の衛生管理指導を実施する。 イ 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域を設定する。	学校避難所班及び福祉避難所班は、必要に応じ、都保健医療局等と協力し、次のとおり避難所の衛生管理指導を実施する。 イ 土足禁止区域を設定する。	
	(9) 公衆浴場等の確保【物資輸送班、広報班】	(9) 公衆浴場等の確保【危機管理班、物資輸送班、広報班】	
地-205	(10) 放射線使用施設の応急措置【救命救護健康班】	(10) 放射線使用施設の応急措置【救命救護健康班、環境班】	
	医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、都（福祉保健局）、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。	医療施設の管理者から、放射線障害の発生又は発生のおそれについて通報があった場合は、都保健医療局、保健所、警察署及び消防署と連携して危険拡大の防止に努める。	
	(11) 毒劇物対策【環境班】	(11) 毒劇物対策【環境班】	
	環境班は、建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、保健所	環境班は、建物倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏えい等が発生した場合に、保健所	



Page	旧文書	新文書	備考
	が <del>消防署</del> 、警察署、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び被災住民等への立入禁止措置に係る情報提供等の安全管理に協力する。	が警察署、 <u>消防署</u> 、関係機関等と連携して行う事業者への指導、中和剤による除毒作業（除外作業）の指示及び被災住民等への立入禁止措置に係る情報提供等の安全管理に協力する。	
地-206	<b>復旧対策</b>	<b>復旧対策</b>	
	1 防疫活動 市、都	1 防疫活動 市、都	
	健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都 <del>福祉保健局</del> と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。	健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都 <u>保健医療局</u> と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。	
	(2) 都への連絡【 <del>環境保全課、健康課</del> 】	(2) 都への連絡【 <u>健康課、環境保全課</u> 】	
	健康課及び環境保全課は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、保健所及び都 <del>福祉保健局</del> に対し、迅速に連絡する。	健康課及び環境保全課は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、保健所及び都 <u>保健医療局</u> に対し、迅速に連絡する。	
	(3) 協力要請【健康課、環境保全課】	(3) 協力要請【健康課、環境保全課】	
	環境保全課及び <del>健康課</del> は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力が十分でない場合は、都 <del>福祉保健局</del> 又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。	<u>健康課</u> 及び環境保全課は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力が十分でない場合は、都 <u>保健医療局</u> 又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。	
	(4) 飲料水等の安全確保【環境保全課、健康課、都（ <del>福祉保健局</del> ）】	(4) 飲料水等の安全確保【環境保全課、健康課、都（ <u>保健医療局</u> ）】	
地-207	(6) 感染症対策【健康課、各課】	(6) 感染症対策【健康課、各課】	
	健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・ <del>感</del> 染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。	健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療 <u>等</u> の感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。	
	<del>また、市は、感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施する。</del>	削除	
地-208	<b>第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い</b>	<b>第3節 行方不明者の捜索と遺体の取扱い</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	

Page	旧文書					新文書					備考		
	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	
	市 (市災害対策本部)				○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請	○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容	市 (市災害対策本部)				○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請	○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容	
	都 (福祉保健局)				○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施	○火葬の実施	都 (保健医療局)				○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施	○火葬の実施	
	警察署				○行方不明者の検索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施		警察署				○行方不明者の検索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施		
	1 行方不明者の搜索					市	1 行方不明者の搜索					市	
	(略) 搜索期間は災害発生日から10日以内とする。この期間を超えて搜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。 <del>なお、搜索に要した経費については、国庫負担となる。</del>						(略) 搜索期間は災害発生日から10日以内とする。この期間を超えて搜索を要する場合には、本部長(市長)の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。						
	2 遺体の収容及び検視・検案					市、都、警察署、市医師会、市歯科医師会	2 遺体の収容及び検視・検案					市、都、警察署、市医師会、市歯科医師会	
地-209	(2) 遺体の搬送【救出支援班、都(総務局)】						(2) 遺体の搬送【救出支援班、都(総務局)】						
	遺族等による搬送が困難な遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて <del>作業員の雇上げや、</del> 都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。						遺族等による搬送が困難な遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。						
	(3) 遺体の収容【救出支援班、都(福祉保健局)】						(3) 遺体の収容【救出支援班、都(保健医療局)】						
	ア 遺体収容所 遺体の収容所は、総合体育館に開設するとともに、都福祉保健局及び警察署へ開設状況を報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。						ア 遺体収容所 遺体の収容所は、総合体育館に開設するとともに、都保健医療局及び警察署へ開設状況を報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。						
地-210	(5) 検視・検案【救出支援班、都(福祉保健局)、警察署】						(5) 検視・検案【救出支援班、都(保健医療局)、警察署】						
	ア 都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案						ア 都保健医療局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案						

Page	旧文書	新文書	備考
	を行う。検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。	を行う。検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。	
	(6) 遺体の身元確認【警察署】	(6) 遺体の身元確認【警察署】	
	警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。	警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。 <u>警察署は、市に引き継いだ後も身元調査は継続する。</u>	
	3 遺体の引渡し及び火葬等 市	3 遺体の引渡し及び火葬等 市	
	遺体の引渡し及び火葬等については、市が都、関係機関等の協力を得て行う。	遺体の引渡し及び火葬等については、市が警察署や関係機関等の協力を得て行う。	
地-211	(3) 火葬【救出支援班、安否確認班】	(3) 火葬【救出支援班、安否確認班】	
	<del>警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は救出支援班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。</del> 遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。	遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。	
地-212	<b>第7章 帰宅困難者対策</b>	<b>第7章 帰宅困難者対策</b>	
	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■	
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>	

Page	旧文書	新文書	備考																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定される外出者の行動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留</li> <li>○安全な場所を求めて移動</li> <li>○被害状況の確認、安否の確認</li> <li>○一時的に落ち着ける場所にとどまる</li> <li>○一時滞在施設で待機</li> <li>○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）</li> <li>○徒歩帰宅の開始</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○帰宅</td> </tr> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td></td> <td>○事業所等で待機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○安否確認実施の呼びかけ</li> <li>○一時滞在施設の開設</li> <li>○一時滞在施設への誘導</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○徒歩帰宅者の支援</td> </tr> <tr> <td>交通機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○乗客・施設の安全確保</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○代替輸送の実施 ○復旧作業の実施</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の保護</li> <li>○施設の安全確認の実施</li> <li>○従業員等へ施設内待機指示または一時滞在施設へ誘導</li> <li>○情報提供体制の確保</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○防災活動への参加 ○徒歩帰宅者の支援</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等の保護</li> <li>○保護者へ連絡</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○徒歩帰宅者の支援</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	想定される外出者の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留</li> <li>○安全な場所を求めて移動</li> <li>○被害状況の確認、安否の確認</li> <li>○一時的に落ち着ける場所にとどまる</li> <li>○一時滞在施設で待機</li> <li>○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）</li> <li>○徒歩帰宅の開始</li> </ul>			○帰宅	市（市災害対策本部）		○事業所等で待機			市（市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○安否確認実施の呼びかけ</li> <li>○一時滞在施設の開設</li> <li>○一時滞在施設への誘導</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援	交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○乗客・施設の安全確保</li> </ul>			○代替輸送の実施 ○復旧作業の実施	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の保護</li> <li>○施設の安全確認の実施</li> <li>○従業員等へ施設内待機指示または一時滞在施設へ誘導</li> <li>○情報提供体制の確保</li> </ul>			○防災活動への参加 ○徒歩帰宅者の支援	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等の保護</li> <li>○保護者へ連絡</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定される外出者の行動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留</li> <li>○安全な場所を求めて移動</li> <li>○被害状況の確認、安否の確認</li> <li>○一時的に落ち着ける場所にとどまる</li> <li>○一時滞在施設で待機</li> <li>○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）</li> <li>○徒歩帰宅の開始</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○帰宅</td> </tr> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td></td> <td>○事業所等で待機</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集と一斉帰宅抑制や一時滞在施設開設の可否を判断</li> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○安否確認実施の呼びかけ</li> <li>○一時滞在施設の開設</li> <li>○一時滞在施設への誘導</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○徒歩帰宅者の支援</td> </tr> <tr> <td>交通機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○乗客・施設の安全確保</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○代替輸送の実施 ○復旧作業の実施</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の保護</li> <li>○施設の安全確認の実施</li> <li>○従業員等へ施設内待機指示または一時滞在施設へ誘導</li> <li>○情報提供体制の確保</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○防災活動への参加 ○徒歩帰宅者の支援</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等の保護</li> <li>○保護者へ連絡</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td>○徒歩帰宅者の支援</td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	想定される外出者の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留</li> <li>○安全な場所を求めて移動</li> <li>○被害状況の確認、安否の確認</li> <li>○一時的に落ち着ける場所にとどまる</li> <li>○一時滞在施設で待機</li> <li>○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）</li> <li>○徒歩帰宅の開始</li> </ul>			○帰宅	市（市災害対策本部）		○事業所等で待機			市（市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集と一斉帰宅抑制や一時滞在施設開設の可否を判断</li> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○安否確認実施の呼びかけ</li> <li>○一時滞在施設の開設</li> <li>○一時滞在施設への誘導</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援	交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○乗客・施設の安全確保</li> </ul>			○代替輸送の実施 ○復旧作業の実施	事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の保護</li> <li>○施設の安全確認の実施</li> <li>○従業員等へ施設内待機指示または一時滞在施設へ誘導</li> <li>○情報提供体制の確保</li> </ul>			○防災活動への参加 ○徒歩帰宅者の支援	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等の保護</li> <li>○保護者へ連絡</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援	
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																																																					
想定される外出者の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留</li> <li>○安全な場所を求めて移動</li> <li>○被害状況の確認、安否の確認</li> <li>○一時的に落ち着ける場所にとどまる</li> <li>○一時滞在施設で待機</li> <li>○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）</li> <li>○徒歩帰宅の開始</li> </ul>			○帰宅																																																																					
市（市災害対策本部）		○事業所等で待機																																																																							
市（市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○安否確認実施の呼びかけ</li> <li>○一時滞在施設の開設</li> <li>○一時滞在施設への誘導</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援																																																																					
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○乗客・施設の安全確保</li> </ul>			○代替輸送の実施 ○復旧作業の実施																																																																					
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の保護</li> <li>○施設の安全確認の実施</li> <li>○従業員等へ施設内待機指示または一時滞在施設へ誘導</li> <li>○情報提供体制の確保</li> </ul>			○防災活動への参加 ○徒歩帰宅者の支援																																																																					
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等の保護</li> <li>○保護者へ連絡</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援																																																																					
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																																																					
想定される外出者の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ターミナル駅周辺や繁華街等で滞留</li> <li>○安全な場所を求めて移動</li> <li>○被害状況の確認、安否の確認</li> <li>○一時的に落ち着ける場所にとどまる</li> <li>○一時滞在施設で待機</li> <li>○帰宅の準備（情報の入手、飲料水等の調達）</li> <li>○徒歩帰宅の開始</li> </ul>			○帰宅																																																																					
市（市災害対策本部）		○事業所等で待機																																																																							
市（市災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集と一斉帰宅抑制や一時滞在施設開設の可否を判断</li> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○安否確認実施の呼びかけ</li> <li>○一時滞在施設の開設</li> <li>○一時滞在施設への誘導</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援																																																																					
交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の混乱防止対策の実施</li> <li>○駅前滞留者、帰宅困難者等への情報提供</li> <li>○乗客・施設の安全確保</li> </ul>			○代替輸送の実施 ○復旧作業の実施																																																																					
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者の保護</li> <li>○施設の安全確認の実施</li> <li>○従業員等へ施設内待機指示または一時滞在施設へ誘導</li> <li>○情報提供体制の確保</li> </ul>			○防災活動への参加 ○徒歩帰宅者の支援																																																																					
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒等の保護</li> <li>○保護者へ連絡</li> </ul>			○徒歩帰宅者の支援																																																																					
地-213	1 帰宅困難者対策	市、都、警察署、 <del>消防署</del> 、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者、学校	1 帰宅困難者対策に関する初動対応	市、都、警察署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者、学校																																																																					
			(1) 情報収集と判断【一時滞在施設班、都、交通事業者】																																																																						
			市及び都は、発災直後から、滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。また、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の可否等を判断する。																																																																						
			公共交通機関の運行状況については、都、市、交通事業者が連携して情報を共有し、滞留者へ適切に発信する。																																																																						
			(2) 一時滞在施設の開設【一時滞在施設班、都、一時滞在施設となる施設】																																																																						
			市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や市立の一時滞在施設に対し開設要請を行う。																																																																						



Page	旧文書	新文書	備考
		<u>都は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、市に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や市立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。</u>	
		<u>(3) 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供【一時滞在施設班、都】</u>	
		<u>市及び都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。</u>	
		<u>2 駅周辺での混乱防止</u>	<u>市、都、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者、学校</u>
		<u>地震発生直後は、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定される。大規模災害発生時には、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図るものとする。</u>	
	(1) <u>駅等の混乱防止対策【一時滞在施設班、危機管理班、都（総務局）、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者】</u>	(1) <u>駅周辺の混乱防止【一時滞在施設班、危機管理班、都（総務局）、警察署、消防署、通信事業者、報道機関、交通事業者、事業者】</u>	
	<del>地震発生直後は、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺に多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定される。大規模災害発生時には、行政の「公助」には限界があることから、駅周辺の事業者等が行政と連携して、混乱防止を図るものとする。</del>		
地-214	<b>ア 情報提供</b>	<b>ア 情報提供</b>	
	市、交通事業者、報道機関は、災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を駅前滞留者、帰宅困難者等にホームページ、 <u>西東京市安全・安心いーなメール</u> 、掲示板、放送設備等を活用して情報提供を行う。	市、交通事業者、報道機関は、災害情報、鉄道運行状況、道路交通情報等を駅前滞留者、帰宅困難者等にホームページ、安全・安心いーなメール、掲示板、放送設備等を活用して情報提供を行う。	
	<b>ウ 救護体制の確保</b>	<b>ウ 救護体制の確保</b>	
	(ア) 集客施設、駅等の事業者は、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」に基づき利用者及び自らが管理する施設の安全確認等を行う。	(ア) 集客施設、駅等の事業者は、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」に基づき利用者及び自らが管理する施設の安全確認等を行う。	
	(イ) 一時滞在施設班は、鉄道等の運行状況を確認した上で、必要に応じて、交通事業者等と協力し、駅構内の乗降客及び駅前の滞留者等を一時滞在施設に誘導する。 <del>(ウ)</del> 発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できず、余震などから二次災害のおそれがあり、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に受け入れる。 <del>(エ)</del> 一時滞在施設の運営については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づき対応する。	(イ) 一時滞在施設班は、鉄道等の運行状況を確認した上で、必要に応じて、交通事業者等と協力し、駅構内の乗降客及び駅前の滞留者等を一時滞在施設に誘導する。発災直後は、道路の通行や代替交通手段も確保できず、余震などから二次災害のおそれがあり、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に受け入れる。一時滞在施設の運営については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に基づき対応する。	
地-214	(2) <u>事業者等における帰宅困難者対策【学校等、事業者】</u>	(2) <u>集客施設及び駅等における利用者保護【危機管理班、調整班、都（総務局）、交通事業者、事業者】</u>	

Page	旧文書	新文書		備考
		機関名	対策内容	
		集客施設及び駅等の事業者	<u>1 施設及び周囲の安全を確認する。</u> <u>2 集客施設及び駅等において、利用者を保護する。</u> <u>3 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導する。</u> <u>4 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。</u> <u>5 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。</u> <u>6 利用者保護に当たって、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。</u> <u>7 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。</u>	
		鉄道事業者	<u>駅利用者に、駅から誘導場所までの情報、列車や代替輸送などの運行情報など必要な情報を提供する。</u>	
		都	<u>1 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備する。</u> <u>2 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。</u>	
		市	<u>1 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築する。</u>	
地-215		<u>3 事業所等における帰宅困難者対策</u>		<u>市、事業者、学校長、教育委員会、保育園・児童館・学童クラブ</u>
	発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図るため、 <del>事前に次の項目について事業所防災計画に定め、対応する。</del>	発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図る。		
		<u>(1) 事業所防災リーダーの活用【都、事業所】</u>		
		<u>都総務局は、事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供する。各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。</u>		
	<del>ア</del> 事業者による従業員等の施設内待機	<u>(2) 事業者による従業員等の施設内待機【事業所】</u>		
	<del>(ア)</del> 発災直後に施設内に留まることができるよう、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施しておく。	<u>ア</u> 発災直後に施設内に留まることができるよう、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施しておく。		
	<del>(イ)</del> 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。	<u>イ</u> 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。		

Page	旧文書	新文書	備考
	<del>(ウ)</del> 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。	<u>ウ</u> 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。	
	<del>(エ)</del> 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。	<u>エ</u> 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。	
	<del>イ</del> 施設内に待機できない場合の対応	<u>(3)</u> 施設内に待機できない場合の対応【事業所】	
	建物や周辺が安全でない場合は、事業者は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。	建物や周辺が安全でない場合は、事業者は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。	
	<del>ウ</del> 防災活動への参加	<u>(4)</u> 防災活動への参加【事業所】	
	<del>エ</del> 情報提供体制の確保	<u>(5)</u> 情報提供体制の確保【事業所】	
	<del>オ</del> 学校等の対応	<u>(6)</u> 学校等の対応【教育委員会】	
地-217	■■■■■ 復旧対策 ■■■■■	■■■■■ 復旧対策 ■■■■■	
	1 <del>徒歩帰宅者の代替輸送等</del> 市、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)	1 <u>帰宅ルール等による安全な帰宅の推進</u> 市、 <u>事業者</u> 、西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)	
	<del>(1) 実施事項【西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)】</del>		
	職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。 <del>しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道などの公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となることから、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段を確保する。</del>	職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。 <u>一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。</u>	
		<u>こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。</u>	
		<u>(1) 帰宅ルールの周知・運用【都、事業所】</u>	
		<u>事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。また、事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。</u>	
		<u>都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。</u>	
	(2) 各機関の対策【秘書広報課、社会教育課、公民館、図書館、西武鉄道(株)、西武バ	(2) 各機関の対策【秘書広報課、社会教育課、公民館、図書館、西武鉄道(株)、西武バス	

Page	旧文書		新文書		備考
	ス(株)、関東バス(株)】		(株)、関東バス(株)】		
地-218	2 徒歩帰宅者の支援	市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校	2 徒歩帰宅者の支援	市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校	
	(2) 各機関の対策等【社会教育課、公民館、図書館、都(総務局)、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校】		(2) 各機関の対策等【社会教育課、公民館、図書館、都(総務局)、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校】		
	機関名	対策内容	機関名	対策内容	
	市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。	市	事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。	
	都	交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。	都	1 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 2 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供する。 3 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施する。	
	警察署	1 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 2 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。	警察署	1 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 2 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供する。	
	日赤東京都支部	(略)	日赤東京都支部	(略)	
	事業者学校	(略)	事業者学校	(略)	
地-219	<一時滞在施設> (令和3年1月現在)		<一時滞在施設> (令和6年1月現在)		
	(表略)		(表略)		
	※有効面積は各施設の延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した(「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)を参考)。なお、図書館は3.3㎡当たり1人とした。		※有効面積は各施設の延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した(「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」(首都直下地震帰宅困難者等対策協議会)を参考)。なお、図書館は3.3㎡当たり1人とした。		
			※一時滞在施設は、施設の安全性や利用状況、被害状況等を確認した上で開設可否を決定するため、全ての施設が開設されない場合がある。		
地-220	第8章 避難者対策		第8章 避難者対策		
	第1節 避難体制の整備		第1節 避難体制の整備		
	■■■■ 応急対策 ■■■■		■■■■ 応急対策 ■■■■		
	1 避難	本部長(市長)、市、警察署、消防署、事業所等	1 避難	本部長(市長)、市、警察署、消防署、事業所等	
	(1) 避難情報の発令【本部長(市長)、危機管理班】		(1) 避難情報の発令【本部長(市長)、危機管理班】		
	市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署、消防署等防災関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに避難情報の発令を		市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対し、警察署、消防署等防災関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに対象地域、対象者、		



Page	旧文書	新文書	備考																
	行う。	<u>及び避難先を定めて避難情報の発令を行う。</u>																	
		<table border="1"> <tr> <td>高齢者等 避難</td> <td><u>災害が発生するおそれがある状況において、災害リスクのある区域に住む高齢者等や避難に時間を要する高齢者等及びその支援者が、危険な場所から立退き避難を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td><u>災害が発生するおそれが高いとされる状況において、危険な場所から全員立退き避難を行う。</u></td> </tr> </table>	高齢者等 避難	<u>災害が発生するおそれがある状況において、災害リスクのある区域に住む高齢者等や避難に時間を要する高齢者等及びその支援者が、危険な場所から立退き避難を行う。</u>	避難指示	<u>災害が発生するおそれが高いとされる状況において、危険な場所から全員立退き避難を行う。</u>													
高齢者等 避難	<u>災害が発生するおそれがある状況において、災害リスクのある区域に住む高齢者等や避難に時間を要する高齢者等及びその支援者が、危険な場所から立退き避難を行う。</u>																		
避難指示	<u>災害が発生するおそれが高いとされる状況において、危険な場所から全員立退き避難を行う。</u>																		
地-221	<del>ア 避難指示の種別等</del>	<u>ア 避難指示の連絡系統</u>																	
	<table border="1"> <tr> <td>避難指示</td> <td><del>著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きや屋内での退避等の安全確保措置を「指示」し、速やかに安全な場所へ避難させる。</del></td> </tr> </table>	避難指示	<del>著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きや屋内での退避等の安全確保措置を「指示」し、速やかに安全な場所へ避難させる。</del>																
避難指示	<del>著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きや屋内での退避等の安全確保措置を「指示」し、速やかに安全な場所へ避難させる。</del>																		
地-222	(2) 避難・誘導【危機管理班、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、 学校避難所班、保育班、警察署、消防署、事業所等】	(2) 避難・誘導【危機管理班、 <u>広報班</u> 、救出支援班、安否確認班、子育て支援班、 学校避難所班、保育班、 <u>環境班</u> 、警察署、消防署、事業所等】																	
	<u>イ 避難誘導</u>	<u>イ 避難誘導</u>																	
	(ウ) 避難広場等が火災等で危険と判断された場合、別に指定する広域避難場所へ移動する。各機関は相互に協力をしながら、次の避難誘導に努める。	(ウ) 避難広場等が火災等で危険と判断された場合、別に指定する広域避難場所へ移動する。各機関は相互に協力をしながら、次の避難誘導に努める。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班</td> <td>(略) 3 環境班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、必要に応じて避難者を避難所へ<u>移動</u>する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td><del>1</del> 避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。 <del>2</del> 避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	(略) 3 環境班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、必要に応じて避難者を避難所へ <u>移動</u> する。 (略)	警察署	(略)	消防署	<del>1</del> 避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。 <del>2</del> 避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班</td> <td>(略) 3 環境班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、必要に応じて避難者を避難所へ<u>誘導</u>する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td><u>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。</u> <u>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合、避難等の指示を実施し、その後市へ通報する。</u> 3 避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。 <u>4 避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</u> <u>5 避難情報が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	(略) 3 環境班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、必要に応じて避難者を避難所へ <u>誘導</u> する。 (略)	警察署	(略)	消防署	<u>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。</u> <u>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合、避難等の指示を実施し、その後市へ通報する。</u> 3 避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。 <u>4 避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</u> <u>5 避難情報が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</u>	
機関名	内容																		
危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	(略) 3 環境班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、必要に応じて避難者を避難所へ <u>移動</u> する。 (略)																		
警察署	(略)																		
消防署	<del>1</del> 避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。 <del>2</del> 避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。																		
機関名	内容																		
危機管理班 広報班 救出支援班 安否確認班 子育て支援班 学校避難所班 環境班	(略) 3 環境班等は、発災後速やかに避難広場に職員を派遣する態勢を整えとともに、公共施設管理者の協力を得て、必要に応じて避難者を避難所へ <u>誘導</u> する。 (略)																		
警察署	(略)																		
消防署	<u>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。</u> <u>2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまがない場合、避難等の指示を実施し、その後市へ通報する。</u> 3 避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を市災害対策本部、警察署等に情報提供する。 <u>4 避難情報が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難情報、災害発生の状況、出火防止及び初期消火の呼びかけを行いながら、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</u> <u>5 避難情報が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</u>																		

Page	旧文書	新文書	備考												
地-224	<p><b>ウ 避難情報の広報</b></p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社</td> </tr> <tr> <td>伝達する情報</td> <td>1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保 4 警戒区域の設定</td> </tr> <tr> <td>情報伝達手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市防災行政無線（同報系）</li> <li>・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス</li> <li>・広報車</li> <li>・エリアメール、緊急速報メール</li> <li>・<del>西東京市</del>安全・安心いーなメール</li> <li>・FM西東京（84.2MHz）</li> <li>・<del>Twitter</del>や<del>Facebook</del></li> <li>・Lアラート</li> <li>・<del>スマートフォン用アプリ（いこいーな西東京ナビ）</del></li> </ul> </td> </tr> </table>	実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社	伝達する情報	1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保 4 警戒区域の設定	情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市防災行政無線（同報系）</li> <li>・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス</li> <li>・広報車</li> <li>・エリアメール、緊急速報メール</li> <li>・<del>西東京市</del>安全・安心いーなメール</li> <li>・FM西東京（84.2MHz）</li> <li>・<del>Twitter</del>や<del>Facebook</del></li> <li>・Lアラート</li> <li>・<del>スマートフォン用アプリ（いこいーな西東京ナビ）</del></li> </ul>	<p><b>ウ 避難情報の広報</b></p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社</td> </tr> <tr> <td>伝達する情報</td> <td>1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保 4 警戒区域の設定</td> </tr> <tr> <td>情報伝達手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市防災行政無線（同報系）</li> <li>・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス</li> <li>・広報車</li> <li>・エリアメール、緊急速報メール</li> <li>・安全・安心いーなメール</li> <li>・FM西東京（84.2MHz）</li> <li>・<u>市SNS</u></li> <li>・Lアラート</li> </ul> </td> </tr> </table>	実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社	伝達する情報	1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保 4 警戒区域の設定	情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市防災行政無線（同報系）</li> <li>・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス</li> <li>・広報車</li> <li>・エリアメール、緊急速報メール</li> <li>・安全・安心いーなメール</li> <li>・FM西東京（84.2MHz）</li> <li>・<u>市SNS</u></li> <li>・Lアラート</li> </ul>	
実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社														
伝達する情報	1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保 4 警戒区域の設定														
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市防災行政無線（同報系）</li> <li>・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス</li> <li>・広報車</li> <li>・エリアメール、緊急速報メール</li> <li>・<del>西東京市</del>安全・安心いーなメール</li> <li>・FM西東京（84.2MHz）</li> <li>・<del>Twitter</del>や<del>Facebook</del></li> <li>・Lアラート</li> <li>・<del>スマートフォン用アプリ（いこいーな西東京ナビ）</del></li> </ul>														
実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社														
伝達する情報	1 高齢者等避難 2 避難指示 3 緊急安全確保 4 警戒区域の設定														
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ</li> <li>・市防災行政無線（同報系）</li> <li>・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス</li> <li>・広報車</li> <li>・エリアメール、緊急速報メール</li> <li>・安全・安心いーなメール</li> <li>・FM西東京（84.2MHz）</li> <li>・<u>市SNS</u></li> <li>・Lアラート</li> </ul>														
地-225	<table border="1"> <tr> <td><b>2 警戒区域の設定</b></td> <td>本部長（市長）、市、警察署</td> </tr> </table>	<b>2 警戒区域の設定</b>	本部長（市長）、市、警察署	<table border="1"> <tr> <td><b>2 警戒区域の設定</b></td> <td>本部長（市長）、市、警察署</td> </tr> </table>	<b>2 警戒区域の設定</b>	本部長（市長）、市、警察署									
<b>2 警戒区域の設定</b>	本部長（市長）、市、警察署														
<b>2 警戒区域の設定</b>	本部長（市長）、市、警察署														
	(3) 規制の実施【危機管理班、都市計画班、警察署】	(3) 規制の実施【危機管理班、都市計画班、警察署】													
	危機管理班は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。警戒区域を設定した場合、都市計画班、消防署、その他関係 <del>部課</del> が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。	危機管理班は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。警戒区域を設定した場合、都市計画班、消防署、その他関係 <del>部課</del> <u>班</u> と連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。													
地-226	<b>第2節 避難所・避難広場等</b>	<b>第2節 避難所・避難広場等</b>													
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>													
	<table border="1"> <tr> <td><b>1 避難所の開設</b></td> <td>市</td> </tr> </table>	<b>1 避難所の開設</b>	市	<table border="1"> <tr> <td><b>1 避難所の開設</b></td> <td>市</td> </tr> </table>	<b>1 避難所の開設</b>	市									
<b>1 避難所の開設</b>	市														
<b>1 避難所の開設</b>	市														
	市は、災害等の状況により開設する避難所を選定する。 <del>学校避難所班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。なお、勤務時間外にあっては初動要員が実施する。</del>	市は、災害等の状況により開設する避難所を選定する <u>とともに、避難所運営協議会等と連携を図り</u> 、速やかに施設の安全を確認し受入態勢を整える。													
	<del>※初動要員については、第2部第4章第1節を参照</del>														
	(1) 避難所の開設基準【学校避難所班、学校連絡調整班】	(1) 避難所の開設基準【 <u>危機管理班</u> 、学校避難所班、学校連絡調整班】													
	以下の開設基準に応じ、速やかに避難所を開設する。	以下の開設基準に応じ、速やかに避難所を開設する。													
	ア 震度 <del>5</del> 強以上の地震（気象庁発表）が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。	ア 震度 <del>5</del> <u>6</u> 強以上の地震（気象庁発表）が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。													
	イ <del>同様に</del> 、震度 <del>5</del> 弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。	イ 震度 <del>5</del> <u>6</u> 弱以下の場合は、避難状況 <u>や災害対策本部の指示</u> に応じて開設する。													

Page	旧文書	新文書	備考									
	(2) 避難所の開設方法【学校避難所班、学校連絡調整班】	(2) 避難所の開設方法【 <u>危機管理班</u> 、学校避難所班、学校連絡調整班】										
	<del>学校避難所班を中心に被災市民対策チームからあらかじめ指定された職員(避難所配置職員)は、施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。</del>	<u>初動要員は、あらかじめ指定される学校へ参集し、施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。</u>										
地-227	(4) 避難者の把握・誘導【学校避難所班】	(4) 避難者の把握・誘導【学校避難所班】										
	<del>避難所配置職員は、避難者数の把握、負傷者等への対応、要配慮者用エリアの確保等を実施するとともに、避難者が教室等の立入禁止場所に立ち入ることの無いよう適切な規制措置を講じ、施設内に誘導する。</del>	<u>初動要員は、避難者数の把握、負傷者等への対応、要配慮者用エリアの確保等を実施するとともに、避難者が教室等の立入禁止場所に立ち入ることの無いよう適切な規制措置を講じ、施設内に誘導する。</u>										
	(9) 避難所の開設期間【学校避難所班】	(9) 避難所の開設期間【 <u>危機管理班</u> 、学校避難所班】										
	2 避難所の運営	2 避難所の運営										
	市、市民	市、市民										
		<u>避難所は、市と避難してきた市民等の避難者との協働により運営を行う。以下に避難所における役割を示す。</u>										
	<del>(1) 運営主体【市民】</del>											
	<del>避難所は、避難所運営組織(防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など、平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会や避難者による組織をいう。)により運営する。</del>											
	<del>また、避難所でボランティア活動に従事する者は、避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</del>											
	<del>避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、女性や要配慮者の視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。</del>											
		<table border="1"> <tr> <td><u>避難所運営組織(避難者)</u></td> <td><u>運営代表者、運営主体</u></td> <td> <u>1 避難所運営組織は、防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織をいう。</u>  <u>2 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員(市の職員以外の者をいう。)から選出する。</u>  <u>3 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>学校避難所班</u></td> <td><u>運営支援</u></td> <td><u>食料や生活必需品の調達等を行う。</u></td> </tr> <tr> <td><u>ボランティア従事者</u></td> <td><u>運営補助</u></td> <td><u>避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</u></td> </tr> </table>	<u>避難所運営組織(避難者)</u>	<u>運営代表者、運営主体</u>	<u>1 避難所運営組織は、防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織をいう。</u> <u>2 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員(市の職員以外の者をいう。)から選出する。</u> <u>3 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。</u>	<u>学校避難所班</u>	<u>運営支援</u>	<u>食料や生活必需品の調達等を行う。</u>	<u>ボランティア従事者</u>	<u>運営補助</u>	<u>避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</u>	
<u>避難所運営組織(避難者)</u>	<u>運営代表者、運営主体</u>	<u>1 避難所運営組織は、防災市民組織の構成員、自治会・町内会長等の地域住民など平時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織をいう。</u> <u>2 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員(市の職員以外の者をいう。)から選出する。</u> <u>3 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。</u>										
<u>学校避難所班</u>	<u>運営支援</u>	<u>食料や生活必需品の調達等を行う。</u>										
<u>ボランティア従事者</u>	<u>運営補助</u>	<u>避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。</u>										

Page	旧文書	新文書	備考
	<del>(2) 運営代表者【市民】</del>		
	<del>避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織の構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出されるものとする。</del>		
地-228	(3) 避難所の運営【市民、学校避難所班】	(1) 避難所の運営【市民、学校避難所班】	
	イ 食料、生活必需品の調達・供給	イ 食料、生活必需品の調達・供給	
	学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品その他物資の必要数を物資調整班に報告し、必要物資を調達する。 <del>到着した食料や物資を受け取った場合、運営代表者はその都度、避難所物品受払簿に記入の上、配布する。</del>	学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品その他物資の必要数を物資調整班に報告し、必要物資を調達する。	
地-229	キ プライバシーの保護	キ プライバシーの保護	
	運営代表者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の性別等も踏まえ、プライバシー確保に留意する。 <del>(更衣室や授乳室等の確保)。</del>	運営代表者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の性別等も踏まえ、 <u>更衣室や授乳室等を確保するなど</u> プライバシー確保に留意する。	
	<del>ケ ボランティアの受入</del>		
	市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを受け入れる。		
	<del>コ 避難者の移動</del>		
	<del>災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</del>		
	カ 避難者の把握	ケ 避難者の把握	
	避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮する。	避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮する。	
	ク 安否情報の提供	コ 安否情報の提供	
	被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。	被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。	
		カ ボランティアの受け入れ	
		市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを受け入れる。	
		ク 避難者の移動	
		災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、 <u>旅館、ホテル、都立施設、国施設や民間施設等の活用を検討し、それらへの移動を避難者に促す。</u>	



Page	旧文書	新文書	備考
	<b>(4) 要配慮者への配慮【学校避難所班、市民】</b>	<b>(2) 要配慮者への配慮【学校避難所班、市民】</b>	
	要配慮者に対し以下の点に留意し、配慮に努める。	要配慮者に対し以下の点に留意し、配慮に努める。	
		<u>ア 障害者の意思疎通が行えるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立するよう努める。</u>	
	<del>子</del> 市は、避難所を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。	<u>イ</u> 市は、避難所を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。	
地-230	<del>イ</del> 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。	<u>ウ</u> 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。	
	また、必要に応じて、避難所から福祉避難所への <u>移動</u> を検討する。	また、必要に応じて、避難所から福祉避難所への <u>移送</u> を検討する。	
	<del>ウ</del> 市は、上記調査等を実施する場合、運営代表者等と協議を行う。	<u>エ</u> 市は、上記調査等を実施する場合、運営代表者等と協議を行う。	
	<b>(5) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】</b>	<b>(3) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】</b>	
	<b>ウ 保健・衛生対策</b>	<b>ウ 保健・衛生対策</b>	
	(キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難所 <u>の利用</u> や避難所内に個別スペースを設置）	(キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難所 <u>への移送検討</u> や避難所内に個別スペースを設置）	
	<b>エ 避難所の統廃合</b>	<b>エ 避難所の<u>移転等</u></b>	
	施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。	施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。 <u>また、状況によって公共施設等を避難所として開設することを検討する。</u>	
地-231	<b>3 福祉避難所の開設</b> 市	<b>3 福祉避難所の開設</b> 市	
	<b>(2) 福祉避難所の開設方法【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】</b>	<b>(2) 福祉避難所の開設方法【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】</b>	
	福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し <u>相談員を手配した上で各福祉避難所を開設する。</u> 施設利用者の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉避難所を開設する。	福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し、 <u>施設利用者の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉避難所を開設する。</u>	
	<b>(5) 関係機関への通知【危機管理班】</b>	<b>(5) 関係機関への通知【危機管理班】</b>	
	危機管理班は、福祉避難所を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都 <u>福祉保健局</u> 及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。	危機管理班は、福祉避難所を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都 <u>福祉局</u> 及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。	
地-232	<b>6 避難者の移送等</b> 市、本部長（市長）、都	<b>6 避難者の移送等</b> 市、本部長（市長）、都	
	<b>(1) 移送の実施【物資輸送班】</b>	<b>(1) 移送の実施【物資輸送班】</b>	
	物資輸送班は、次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用 <u>及び</u> 協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。	物資輸送班は、次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用 <u>又は</u> 協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。	
	<b>(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】</b>	<b>(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】</b>	

Page	旧文書	新文書	備考
	ア 本部長（市長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。なお、隣接協定都市の長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。	ア 本部長（市長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請する。なお、隣接協定都市の長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。	
地-233	<b>【移送先の決定】</b>	<b>【移送先の決定】</b>	
	7 動物救護 市、都、関係機関	7 動物救護 市、都、関係機関	
	(1) 動物の保護【都（福祉保健局）、関係機関】	(1) 動物の保護【都（保健医療局）、関係機関】	
	(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、都（福祉保健局）】	(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、都（保健医療局）】	
地-235	第3節 要配慮者対策	第3節 要配慮者対策	
	■■■■ 応急対策 ■■■■	■■■■ 応急対策 ■■■■	
	1 要配慮者の安全確保 市、避難支援等関係者	1 要配慮者の安全確保 市、避難支援等関係者	
	(1) 要配慮者への避難情報等の伝達【安否確認班、福祉避難所班、子育て支援班】	(1) 要配慮者への避難情報等の伝達【安否確認班、福祉避難所班、子育て支援班】	
	イ 情報伝達手段	イ 情報伝達手段	
	(ア) 聴覚障害者	(ア) 聴覚障害者	
地-236	市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、西東京市安全・安心いーなメール、 <del>スマートフォン用アプリ（いこいーな西東京ナビ）</del> 、ケーブルテレビ放送（J-COM）等	市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、安全・安心いーなメール、ケーブルテレビ放送（J-COM）等	
	(4) 被災した要配慮者への支援活動【福祉避難所班、子育て支援班】	(4) 被災した要配慮者への支援活動【福祉避難所班、安否確認班、子育て支援班】	

Page	旧文書	新文書	備考
地-237	(5) 医療等の体制【救命救護健康班、都（ <b>福祉保健局</b> ）】	(5) 医療等の体制【救命救護健康班、都（ <b>保健医療局</b> ）】	
	(6) 食料等の確保【物資調整班】	(6) 食料等の確保【物資調整班】	
	物資調整班は、 <del>タラッカー、即席めん、アルファ化米のほか、</del> アレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。	物資調整班は、アレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。	
地-238	<b>2 社会福祉施設等との連携</b>   市、消防署	<b>2 社会福祉施設等との連携</b>   市、消防署	
	(3) 福祉避難所の応急対策【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】	(3) 福祉避難所の応急対策【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】	
	イ 施設利用に支障 <b>がある</b> 場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。	イ 施設利用に支障 <b>を来す</b> 場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。	
	<b>3 外国人支援対策</b>   市、都	<b>3 外国人支援対策</b>   市、都	
	物資輸送班、ボランティア班は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び市災害ボランティアセンター等と協力的な情報提供に努める。	物資輸送班、ボランティア班は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び市災害ボランティアセンター等と協力的な情報提供に努める。	
	また、都（生活文化局）が開設する外国人災害時情報センター、東京都防災（語学）ボランティア等との協力も併せて行う。	また、都（生活文化 <b>スポーツ</b> 局）が開設する外国人災害時情報センター、東京都防災（語学）ボランティア等との協力も併せて行う。	
地-239	<b>【外国人災害時情報センターの主な業務】</b>	<b>【外国人災害時情報センターの主な業務】</b>	
	① 外国人が必要とする情報の収集・提供 ② 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ③ 東京都防災（語学） <del>ボランティア</del> の派遣	① 外国人が必要とする情報の収集・提供 ② 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ③ 東京都防災（語学） <u>ボランティアシステムを活用した東京都防災（語学）ボランティア</u> の派遣	
	<b>【外国人災害時情報センター】</b>	<b>【外国人災害時情報センター】</b>	

Page	旧文書	新文書	備考								
	<p>旧文書のフローチャート概要:      在京大使館等 ↔ 都政策企画局 ↔ 東京都災害対策本部 (情報)      東京都災害対策本部 ↔ 外国人災害時情報センター (情報)      外国人災害時情報センター (外国人が必要とする情報の収集・提供、行政情報等の翻訳)      外国人災害時情報センター ↔ 東京都防災(語学)ボランティア (派遣要請/派遣)      東京都防災(語学)ボランティア ↔ 市又は市災害ボランティアセンター (派遣要請/派遣)      市又は市災害ボランティアセンター ↔ 外国人 (情報提供/派遣要請) 避難所等 (情報提供/派遣要請) 通訳・翻訳 (派遣)</p>	<p>新文書のフローチャート概要:      (旧文書と同様)      赤い点線枠: 東京都防災(語学)ボランティアとの派遣要請と派遣の範囲</p>									
		<p style="color: red; border: 1px dashed red; padding: 2px;">東京都防災(語学)ボランティアシステム導入の影響範囲</p>									
地-240	<p><b>第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b></p>	<p><b>第9章 物流・備蓄・輸送対策</b></p>									
	<p><b>第1節 食料及び生活必需品等</b></p>	<p><b>第1節 食料及び生活必需品等</b></p>									
	<p><b>応急対策</b></p>	<p><b>応急対策</b></p>									
	<p>1 食料の調達・供給等 市</p>	<p>1 食料の調達・供給等 市</p>									
	<p>(1) 食料の調達【物資調整班】</p>	<p>(1) 食料の調達【物資調整班】</p>									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">米穀等の調達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国・都への調達要請</td> <td>1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、<u>都災害情報システム(D-I-S)</u>への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</td> </tr> </table>	米穀等の調達	(略)	国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、 <u>都災害情報システム(D-I-S)</u> への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">米穀等の調達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国・都への調達要請</td> <td>1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</td> </tr> </table>	米穀等の調達	(略)	国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	
米穀等の調達	(略)										
国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、 <u>都災害情報システム(D-I-S)</u> への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。										
米穀等の調達	(略)										
国・都への調達要請	1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。										



Page	旧文書		新文書		備考
		2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により都災害情報システム(D-I-S)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。		2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	
	調整粉乳等の備蓄	被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調整粉乳は、市(3日分)及び都(4日分)で確保する。	調整粉乳等の備蓄	被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調整粉乳は、市(3日分)及び都(4日分)で確保する。	
地-241	(2) 食料の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】		(2) 食料の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】		
	供給計画	物資調整班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握の上、調達・供給計画の作成を行う。	供給計画	物資調整班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握し、調達・供給計画の作成を行う。	
	食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 1 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。 2 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難所等へ輸送する。 3 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定事業者等によって避難所等へ直接輸送する。	食料の輸送	物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。 1 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。 2 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難所等へ輸送する。 3 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定事業者等によって避難所等へ直接輸送する。	
	炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 2 避難所担当職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。	炊き出し方法	1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て円滑に実施するよう努める。 2 市職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。	
	食料供給の対象者	1 避難者 2 自宅残留者(炊事が不可能な者) 3 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 4 帰宅困難者等で食料が必要な者	食料供給の対象者	1 避難者 2 自宅残留者(炊事が不可能な者) 3 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 4 帰宅困難者等で食料が必要な者	
	供給留意点	1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。	供給留意点	1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。 3 炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。	
	※災害救助法及び災害救助法施行細則については、資料編を参照				
地-242	2 生活必需品の調達・供給等	市、都	2 生活必需品の調達・供給等	市、都	
	市は、都福祉保健局及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。		市は、都福祉局及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。		
	(1) 生活必需品の調達【物資調整班】		(1) 生活必需品の調達【物資調整班】		

Page	旧文書		新文書		備考
	生活必需品の調達	<p>1 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。</p> <p>2 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。</p> <p>3 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、<del>都災害情報システム(D-I-S)</del>への入力等により、<u>都福祉保健局</u>に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p> <p>4 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。</p>	生活必需品の調達	<p>1 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。</p> <p>2 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。</p> <p>3 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、<u>物資調達・輸送調整等支援</u>システムへの入力等により、<u>都福祉局</u>に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p> <p>4 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。</p>	
	(2) 生活必需品の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】		(2) 生活必需品の供給・輸送【物資調整班、物資輸送班、学校避難所班】		
	供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、 <del>供給計画</del> の作成を行う。	供給計画	物資調整班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量を把握し、調達、 <u>供給計画</u> の作成を行う。	
	生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難所等へ輸送する。	生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を <u>備蓄倉庫</u> から <u>搬出して</u> 避難所等へ輸送する。	
	生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。 <del>被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。</del>	生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。	
	生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、 <del>ちり紙</del> 、歯ブラシ、歯磨き粉）	生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、 <u>ティッシュペーパー</u> 、歯ブラシ、歯磨き粉）	
	供給留意点	<p>1 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。</p> <p><del>2 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。</del></p> <p><del>3 生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。</del></p>	供給留意点	<p>1 <u>被災世帯に対する生活必需品の供給・配布は、原則として災害救助法及び災害救助法施行規則に定める基準にしたがって行う。</u></p> <p>2 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。</p> <p>3 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。</p>	
	※災害救助法及び災害救助法施行細則については、資料編を参照				
地-243	3 支援物資の取扱い	市	3 支援物資の取扱い	市	
	(略) 調整班は、支援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。		(略) <u>物資</u> 調整班は、支援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。		
	4 多様なニーズへの対応	市	4 多様なニーズへの対応	市	
	(略) 物資調整班、学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保に努めるとともに、要配慮者、女性		(略) 物資調整班、学校避難所班、福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、 <u>ボランティア・市民活動団体等と連携しながら</u> 、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応		

Page	旧文書	新文書	備考																																																
	等への物資の配布方法についても配慮する。	した物資の確保に努めるとともに、要配慮者、女性等への物資の配布方法についても配慮する。																																																	
地-244	<b>第2節 飲料水及び生活用水</b>	<b>第2節 飲料水及び生活用水</b>																																																	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>																																																	
	1 飲料水等の供給 市、都	1 飲料水等の供給 市、都																																																	
	(1) 都水道局と市の役割分担【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】	(1) 都水道局と市の役割分担【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都水道局（給水管理事務所）の役割</td> <td>1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（<del>保谷町給水所、</del>西東京栄町配水所、芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。</td> </tr> <tr> <td>市の役割</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	都水道局（給水管理事務所）の役割	1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（ <del>保谷町給水所、</del> 西東京栄町配水所、芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。	市の役割	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都水道局（給水管理事務所）の役割</td> <td>1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（西東京栄町配水所、<u>保谷町給水所、</u>芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。</td> </tr> <tr> <td>市の役割</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	都水道局（給水管理事務所）の役割	1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（西東京栄町配水所、 <u>保谷町給水所、</u> 芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。	市の役割	(略)																																					
項目	内容																																																		
都水道局（給水管理事務所）の役割	1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（ <del>保谷町給水所、</del> 西東京栄町配水所、芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。																																																		
市の役割	(略)																																																		
項目	内容																																																		
都水道局（給水管理事務所）の役割	1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 1次給水拠点である市内3箇所の給水拠点（西東京栄町配水所、 <u>保谷町給水所、</u> 芝久保給水所）において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の1次給水拠点施設において、市へ引き継ぐまで、応急給水を行う。																																																		
市の役割	(略)																																																		
地-245	(2) 応急給水の量（目標水量）【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】	(2) 応急給水の量（目標水量）【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】																																																	
	被災初期の段階で目標とする応急給水量（以下「目標水量」という。）は、1日1人当たり3 <del>リットル</del> としており、復旧経過により目標水量は下記のとおり増加していく。	被災初期の段階で目標とする応急給水量（以下「目標水量」という。）は、1日1人当たり3 <u>L</u> としており、復旧経過により目標水量は下記のとおり増加していく。																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動時期</th> <th>経過日数</th> <th>1日1人当たりの目標水量（用途）</th> <th>主な給水方法</th> <th>住民の運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動活動期</td> <td rowspan="2">発災直後 (3日後まで)</td> <td rowspan="2">3 <del>リットル</del> (飲料水)</td> <td rowspan="2">・拠点給水 ・車両輸送</td> <td rowspan="2">おおむね 2 km</td> </tr> <tr> <td>応急活動期</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">復旧活動期</td> <td>復旧初期 (おおむね 10日後まで)</td> <td>3～20 <del>リットル</del> (炊事・洗濯等の最低生活用水)</td> <td>・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等</td> <td>250m ～2 km</td> </tr> <tr> <td>復旧中期 (おおむね 20日後まで)</td> <td>20～100 <del>リットル</del> (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)</td> <td>・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等</td> <td>100 ～250m</td> </tr> <tr> <td>復旧後期 (おおむね 30日後まで)</td> <td>100～250 <del>リットル</del> (震災前のレベルまで限りなく近づける)</td> <td></td> <td>宅地内設置の 仮設給水栓～ 100m</td> </tr> </tbody> </table>	活動時期	経過日数	1日1人当たりの目標水量（用途）	主な給水方法	住民の運搬距離	初動活動期	発災直後 (3日後まで)	3 <del>リットル</del> (飲料水)	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2 km	応急活動期	復旧活動期	復旧初期 (おおむね 10日後まで)	3～20 <del>リットル</del> (炊事・洗濯等の最低生活用水)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	250m ～2 km	復旧中期 (おおむね 20日後まで)	20～100 <del>リットル</del> (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	100 ～250m	復旧後期 (おおむね 30日後まで)	100～250 <del>リットル</del> (震災前のレベルまで限りなく近づける)		宅地内設置の 仮設給水栓～ 100m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動時期</th> <th>経過日数</th> <th>1日1人当たりの目標水量（用途）</th> <th>主な給水方法</th> <th>住民の運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動活動期</td> <td rowspan="2">発災直後 (3日後まで)</td> <td rowspan="2">3 <u>L</u> (飲料水)</td> <td rowspan="2">・拠点給水 ・車両輸送</td> <td rowspan="2">おおむね 2 km</td> </tr> <tr> <td>応急活動期</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">復旧活動期</td> <td>復旧初期 (おおむね 10日後まで)</td> <td>3～20 <u>L</u> (炊事・洗濯等の最低生活用水)</td> <td>・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等</td> <td>250m ～2 km</td> </tr> <tr> <td>復旧中期 (おおむね 20日後まで)</td> <td>20～100 <u>L</u> (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)</td> <td>・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等</td> <td>100 ～250m</td> </tr> <tr> <td>復旧後期 (おおむね 30日後まで)</td> <td>100～250 <u>L</u> (震災前のレベルまで限りなく近づける)</td> <td></td> <td>宅地内設置の 仮設給水栓～ 100m</td> </tr> </tbody> </table>	活動時期	経過日数	1日1人当たりの目標水量（用途）	主な給水方法	住民の運搬距離	初動活動期	発災直後 (3日後まで)	3 <u>L</u> (飲料水)	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2 km	応急活動期	復旧活動期	復旧初期 (おおむね 10日後まで)	3～20 <u>L</u> (炊事・洗濯等の最低生活用水)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	250m ～2 km	復旧中期 (おおむね 20日後まで)	20～100 <u>L</u> (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	100 ～250m	復旧後期 (おおむね 30日後まで)	100～250 <u>L</u> (震災前のレベルまで限りなく近づける)		宅地内設置の 仮設給水栓～ 100m	
活動時期	経過日数	1日1人当たりの目標水量（用途）	主な給水方法	住民の運搬距離																																															
初動活動期	発災直後 (3日後まで)	3 <del>リットル</del> (飲料水)	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2 km																																															
応急活動期																																																			
復旧活動期	復旧初期 (おおむね 10日後まで)	3～20 <del>リットル</del> (炊事・洗濯等の最低生活用水)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	250m ～2 km																																															
	復旧中期 (おおむね 20日後まで)	20～100 <del>リットル</del> (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	100 ～250m																																															
	復旧後期 (おおむね 30日後まで)	100～250 <del>リットル</del> (震災前のレベルまで限りなく近づける)		宅地内設置の 仮設給水栓～ 100m																																															
活動時期	経過日数	1日1人当たりの目標水量（用途）	主な給水方法	住民の運搬距離																																															
初動活動期	発災直後 (3日後まで)	3 <u>L</u> (飲料水)	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2 km																																															
応急活動期																																																			
復旧活動期	復旧初期 (おおむね 10日後まで)	3～20 <u>L</u> (炊事・洗濯等の最低生活用水)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	250m ～2 km																																															
	復旧中期 (おおむね 20日後まで)	20～100 <u>L</u> (3日に1回の風呂・洗濯・トイレ1日1回)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓等	100 ～250m																																															
	復旧後期 (おおむね 30日後まで)	100～250 <u>L</u> (震災前のレベルまで限りなく近づける)		宅地内設置の 仮設給水栓～ 100m																																															



Page	旧文書	新文書	備考																																										
	※3 <del>リットル</del> /人・日とは、生命維持に必要な最低水量	※3 <u>L</u> /人・日とは、生命維持に必要な最低水量																																											
地-246	(3) 応急給水方法【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】	(3) 応急給水方法【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>備蓄ペットボトル飲料水の配布</td> <td>即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><del>芝久保</del>給水所、保谷町給水所、<del>西東京栄町配</del>水所から直接給水（1次給水拠点）</td> <td>給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6</td> <td rowspan="4">運搬給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1次給水拠点</td> <td><del>芝久保</del>給水所、保谷町給水所、<del>西東京栄町配</del>水所</td> </tr> <tr> <td>2次給水拠点</td> <td>災害対策用受水槽、市施設の受水槽</td> </tr> <tr> <td>3次給水拠点</td> <td>避難所</td> </tr> </tbody> </table>		方法	備考	1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。	2	<del>芝久保</del> 給水所、保谷町給水所、 <del>西東京栄町配</del> 水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。		(略)		6	運搬給水	(略)	1次給水拠点	<del>芝久保</del> 給水所、保谷町給水所、 <del>西東京栄町配</del> 水所	2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽	3次給水拠点	避難所	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>備蓄ペットボトル飲料水の配布</td> <td>即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>西東京栄町配</u>水所、保谷町給水所、<u>芝久保</u>給水所から直接給水（1次給水拠点）</td> <td>給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">6</td> <td rowspan="4">運搬給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1次給水拠点</td> <td><u>西東京栄町配</u>水所、保谷町給水所、<u>芝久保</u>給水所</td> </tr> <tr> <td>2次給水拠点</td> <td>災害対策用受水槽、市施設の受水槽</td> </tr> <tr> <td>3次給水拠点</td> <td>避難所</td> </tr> </tbody> </table>		方法	備考	1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。	2	<u>西東京栄町配</u> 水所、保谷町給水所、 <u>芝久保</u> 給水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。		(略)		6	運搬給水	(略)	1次給水拠点	<u>西東京栄町配</u> 水所、保谷町給水所、 <u>芝久保</u> 給水所	2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽	3次給水拠点	避難所	
	方法	備考																																											
1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。																																											
2	<del>芝久保</del> 給水所、保谷町給水所、 <del>西東京栄町配</del> 水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。																																											
	(略)																																												
6	運搬給水	(略)																																											
		1次給水拠点	<del>芝久保</del> 給水所、保谷町給水所、 <del>西東京栄町配</del> 水所																																										
		2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽																																										
		3次給水拠点	避難所																																										
	方法	備考																																											
1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。																																											
2	<u>西東京栄町配</u> 水所、保谷町給水所、 <u>芝久保</u> 給水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。																																											
	(略)																																												
6	運搬給水	(略)																																											
		1次給水拠点	<u>西東京栄町配</u> 水所、保谷町給水所、 <u>芝久保</u> 給水所																																										
		2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽																																										
		3次給水拠点	避難所																																										
地-247	(5) 水の安全確保【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）、都（ <del>福祉保健局</del> ）】	(5) 水の安全確保【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）、都（ <u>保健医療局</u> ）】																																											
地-248	<b>第3節 物資の輸送</b>	<b>第3節 物資の輸送</b>																																											
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>																																											
	1 輸送手段の確保   市	1 輸送手段の確保   市																																											
	(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班、警察署】	(3) 緊急通行車両の確認【施設・車両班、警察署】																																											
	ア <del>事前</del> 届出済の車両	ア 届出済 <u>証の交付を受けている</u> 車両の確認手続																																											
	<del>事前</del> 届出済 <u>証の交付を受けている</u> 車両については、 <del>直ちに</del> 緊急通行車両の確認を行い、標章及び <u>緊急通行車両確認</u> 証明書の交付を受ける。	<u>施設・車両班は、警察に届出済証を提示するとともに、緊急通行車両等確認申出書を提出し</u> 、標章及び証明書の交付を受ける。																																											
		イ <u>届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続</u>																																											
		<u>施設・車両班は、警察に対して、緊急通行車両等確認申出書のほか添付書類を提出する。</u>																																											
	イ 地震発生後の届出	ウ 地震発生後の届出																																											
	<del>民間借上げ等によって調達した</del> 車両については、 <del>直ちに</del> 自動車検査証等の必要書類を警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。	<u>災害時の協定・契約締結している</u> 車両については、 <u>緊急通行車両等確認申出書、協定書・契約書の写しのほか添付書類</u> を警察署に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。																																											
		(4) <u>輸送体制の確立【物資輸送班】</u>																																											
		<u>災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制</u>																																											



Page	旧文書	新文書	備考																																								
		<u>を確立する。</u>																																									
地-249	(4) 車両の運用【施設・車両班】	(5) 車両の運用【施設・車両班】																																									
	3 航空輸送の確保 市	3 航空輸送の確保 市																																									
	(1) 輸送活動の確立【危機管理班】	(1) 輸送活動の確立【危機管理班】																																									
	危機管理班は、都と連携するとともに、 <del>消防署</del> 、警察署、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動の確立を図る。	危機管理班は、都と連携するとともに、警察署、 <u>消防署</u> 、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動の確立を図る。																																									
	(2) 輸送基地の確保【危機管理班】	(2) 輸送基地の確保【危機管理班】																																									
	あらかじめ設定している災害時用ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、 <del>消防署</del> 、警察署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。	あらかじめ設定している災害時用ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、警察署、 <u>消防署</u> 、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。																																									
地-251	第10章 放射性物質対策	第10章 放射性物質対策																																									
	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■	■■■■ 応 急 対 策 ■■■■																																									
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市(市災害対策本部)</td> <td>○放射線量の測定・検査の実施 ○広報の実施</td> <td></td> <td>○健康相談窓口の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>○放射線対策チームまたは放射性物質対策連絡調整会議の設置 ○被害情報の共有化・連絡調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署・消防署</td> <td>○核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市(市災害対策本部)	○放射線量の測定・検査の実施 ○広報の実施		○健康相談窓口の設置		都	○放射線対策チームまたは放射性物質対策連絡調整会議の設置 ○被害情報の共有化・連絡調整				警察署・消防署	○核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市(市災害対策本部)</td> <td>○放射線量の測定・検査の実施 ○広報の実施</td> <td></td> <td>○健康相談窓口の設置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>○放射能対策チームまたは放射性物質対策連絡調整会議の設置 ○被害情報の共有化・連絡調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察署・消防署</td> <td>○核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市(市災害対策本部)	○放射線量の測定・検査の実施 ○広報の実施		○健康相談窓口の設置		都	○放射能対策チームまたは放射性物質対策連絡調整会議の設置 ○被害情報の共有化・連絡調整				警察署・消防署	○核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施				
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																							
市(市災害対策本部)	○放射線量の測定・検査の実施 ○広報の実施		○健康相談窓口の設置																																								
都	○放射線対策チームまたは放射性物質対策連絡調整会議の設置 ○被害情報の共有化・連絡調整																																										
警察署・消防署	○核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施																																										
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																																							
市(市災害対策本部)	○放射線量の測定・検査の実施 ○広報の実施		○健康相談窓口の設置																																								
都	○放射能対策チームまたは放射性物質対策連絡調整会議の設置 ○被害情報の共有化・連絡調整																																										
警察署・消防署	○核燃料物質輸送車両等の応急対策の実施																																										
	1 情報連絡体制 都	1 情報連絡体制 都																																									
	(1) 都災害対策本部を設置した場合【都】	(1) 都災害対策本部を設置した場合【都】																																									
	都災害対策本部の下に、都関係各都で構成する放射能対策チームを設置する。	都災害対策本部の下に、都関係各都で構成する放射能対策チームを設置する。																																									
	放射能対策チームでは、都各都が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報	放射能対策チームでは、都各都が連携した対応策を実施するため、被害情報等の共有																																									

Page	旧文書	新文書	備考																														
	の共有化や必要な連絡調整を行う。連携チームの事務は都総務局が掌理する。	化や必要な連絡調整を行う。連携チームの事務は都総務局が掌理する。																															
	(2) 都災害対策本部を設置しない場合【都】	(2) 都災害対策本部を設置しない場合【都】																															
	放射性対策連絡調整会議を設置する。機能は放射能対策チームと同様とする。	放射性物質対策連絡調整会議を設置する。機能は放射線対策チームと同様とする。																															
地-253	<b>第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理</b>	<b>第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理</b>																															
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>																															
	<発災後の活動の流れ>	<発災後の活動の流れ>																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td>○生活水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置</td> <td>○仮設トイレの管理・し尿処理</td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td>○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td>○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）	○生活水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理	○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施	関係機関		○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災 1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td>○生活水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置</td> <td>○仮設トイレの管理・し尿処理</td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td>○災害廃棄物処理<b>実行</b>計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td></td> <td>○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施</td> <td>○災害廃棄物処理<b>実行</b>計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）	○生活水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理	○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 <b>実行</b> 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施	関係機関		○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 <b>実行</b> 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施		
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																													
市（市災害対策本部）	○生活水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理	○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																													
関係機関		○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																														
機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降																													
市（市災害対策本部）	○生活水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理	○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 <b>実行</b> 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																													
関係機関		○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○災害廃棄物処理 <b>実行</b> 計画の策定 ○災害廃棄物の除去・処理の実施																														
	<b>第1節 ごみ処理</b>	<b>第1節 ごみ処理</b>																															
	<b>4</b> ごみ処理   市、都、柳泉園組合	<b>1</b> ごみ処理   市、都、柳泉園組合																															
	(2) ごみ処理対策【環境班、都（環境局、総務局）、柳泉園組合】	(2) ごみ処理対策【環境班、都（環境局、総務局）、柳泉園組合】																															
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理する。																															
	また、柳泉園組合（処理施設）は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとるとともに、市は必要に応じて調整・支援を都へ要請する。	また、柳泉園組合（処理施設）は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとる。																															
		さらに、市は必要に応じて、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体、自衛隊、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による調整・支援を都へ要請する。																															
地-254	イ 廃棄物の仮置き	イ 廃棄物の仮置き																															

Page	旧文書	新文書	備考
	粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は柳泉園での中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時集積地として利用し、一時的にストックする。	粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は柳泉園での中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時仮置場として利用し、一時的にストックする。	
	<b>第2節 トイレの確保及びし尿処理</b>	<b>第2節 トイレの確保及びし尿処理</b>	
	1 トイレの確保及びし尿処理 市、事業所、事業者、市民	1 トイレの確保及びし尿処理 市、事業所、事業者、市民	
	(1) 初期対応【環境班、上下水道班】	(1) 初期対応【環境班、上下水道班】	
	生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。	生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。	
	なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。	なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。	
	各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（清瀬水再生センター）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。	各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿処理計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（清瀬水再生センター）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。	
		<u>確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合、都に応援を要請する。都は、市からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整・応援要請を行う。</u>	
	(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】	(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】	
	ア 避難所等	ア 避難所等	
	(ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。	(ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、 <u>マンホールトイレ</u> や便槽付きの仮設トイレ等を用意する。	
地-255	イ 事業所・家庭等	イ 事業所・家庭等	
	(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、 <u>汲み置き</u> 、井戸、 <del>河川水</del> 等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。	(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、 <u>排水設備に異常がないか確認した上で、非常災害用井戸</u> や河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。	
	(3) 仮設トイレの設置【環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班】	(3) 仮設トイレの設置【環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班】	
	ア 仮設トイレの設置	ア 仮設トイレの設置	
	(エ) また、仮設トイレ等を設置する際には、 <u>高齢者、障害のある方</u> 、女性、 <u>子ども</u> 等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。	(エ) また、仮設トイレ等を設置する際には、女性、 <u>要配慮者</u> 等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。	
地-257	<b>第3節 災害廃棄物処理</b>	<b>第3節 災害廃棄物処理</b>	
	2 ボランティア等との連携による廃棄物処理 市	2 ボランティア等との連携による廃棄物処理 市	
	環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、関係機関等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>また、市が収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請を行った場合、都は地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) 等への応援要請及び調整を行う。市が対応できない場合に市の支援要請に応じて、自衛隊の支援を求める。</u>	
	<del>5</del> 災害廃棄物処理   市、都、都建設事務所、関係機関	3 災害廃棄物処理   市、都、都建設事務所、関係機関	
	(1) 初期対応【環境班、上下水道班、都（環境局）、関係機関】	(1) 初期対応【環境班、上下水道班、都（環境局）、関係機関】	
		<u>市の関係各部署は、以下の事項に対応する。</u>	
	関係各部署は、 <del>関係</del> 機関と協力し、災害廃棄物処理に必要となる情報を把握し、災害廃棄物処理計画を策定する。	・関係機関と協力し、災害廃棄物処理に必要となる情報を把握し、災害廃棄物処理 <u>実</u> 行計画を策定する。	
		<u>・解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場候補地の確認及び確保、受付窓口の設置箇所等の検討を行い、都や関係機関等と調整のうえ決定する。</u>	
	ア 臨時集積地への仮置き	ア 臨時集積地への仮置き	
	多量の災害廃棄物が発生した場合は、公園等の集積場所候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。	多量の災害廃棄物が発生した場合は、公園等の仮置場候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。	
地-258	(2) 災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、都（環境局）、 都建設事務所、関係機関】	(2) 災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、都（環境局）、 都建設事務所、関係機関】	
	イ 災害廃棄物処理	イ 災害廃棄物処理	
	(オ) 再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、できるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ最終処分場に搬入する。	(オ) 再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、できるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ最終処分場に搬入する。	
地-259	【災害廃棄物処理の基本的流れ】	【災害廃棄物の <u>分別、選別、減量化、再資源化</u> の流れ】	



Page	旧文書	新文書	備考				
地-260	<b>第12章 ライフライン施設の応急・復旧対策</b>	<b>第12章 ライフライン施設の応急・復旧対策</b>					
	<b>第1節 水道施設</b>	<b>第1節 水道施設</b>					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="243 1547 750 1591">1 応急復旧対策</td> <td data-bbox="750 1547 1356 1591">市、都</td> </tr> </table>	1 応急復旧対策	市、都	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1380 1547 1887 1591">1 応急復旧対策</td> <td data-bbox="1887 1547 2493 1591">市、都</td> </tr> </table>	1 応急復旧対策	市、都	
1 応急復旧対策	市、都						
1 応急復旧対策	市、都						
	<b>(3) 管路の復旧計画【都（水道局）】</b>	<b>(3) 管路の復旧計画【都（水道局）】</b>					
	<p>ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。</p>	<p>ア 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所・<b>配水所</b>の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。</p>					
地-262	<b>(6) 広報の実施【秘書広報課、<del>危機管理課</del>】</b>	<b>(6) 広報の実施【秘書広報課】</b>					
	<del>危機管理課は、秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。</del>						

Page	旧文書	新文書	備考
	秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。	
地-263	<b>第2節 下水道施設</b>	<b>第2節 下水道施設</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	
	1 下水道施設の応急対策   市	1 下水道施設の応急対策   市	
	上下水道班は、発災後速やかに初動 <b>体制</b> を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。	上下水道班は、発災後速やかに初動 <b>態勢</b> を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。	
	<b>復旧対策</b>	<b>復旧対策</b>	
	1 下水道施設の復旧対策   市	1 下水道施設の復旧対策   市	
	下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。	下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。	
	ア 応急復旧に必要な人材、資器材等を確保する。	ア 応急復旧に必要な人材、資器材等を確保する。	
	イ 下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置をとるとともに、管 <b>きよ</b> の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。	イ 下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置をとるとともに、 <b>下水道管</b> の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。	
	オ 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管 <b>きよ</b> 等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管 <b>きよ</b> 、榭・取付管の復旧を行う。	オ 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管 <b>きよ</b> 等の主要施設の復旧に努め、その後枝線 <b>下水道管</b> 、榭・取付管の復旧を行う。	
	<del>また、危機管理課、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。</del>		
	<del>さらに、被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。</del>	<b>カ</b> 被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。	
		<del>秘書広報課は、市民に対して被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。</del>	
地-264		<u>都は、市の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。</u>	
地-265	<b>第3節 電気・ガス・通信施設</b>	<b>第3節 電気・ガス・通信施設</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	

Page	旧文書	新文書	備考																																																												
	<p style="text-align: center;">&lt;発災後の活動の流れ&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td colspan="5">○被害状況、復旧状況の把握</td> </tr> <tr> <td>東京電力</td> <td>○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握</td> <td>○市への情報提供の実施</td> <td>○危険防止措置等緊急措置の実施</td> <td>○広報の実施</td> <td>○復旧活動の実施</td> </tr> <tr> <td>東京ガス</td> <td>○被害推定の実施</td> <td>○応急措置の実施</td> <td>○広報の実施</td> <td>○復旧活動の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握</td> <td>○応急措置の実施</td> <td>○復旧活動の実施</td> <td>○広報の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）	○被害状況、復旧状況の把握					東京電力	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○市への情報提供の実施	○危険防止措置等緊急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施	東京ガス	○被害推定の実施	○応急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施		NTT東日本	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○応急措置の実施	○復旧活動の実施	○広報の実施		<p style="text-align: center;">&lt;発災後の活動の流れ&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td colspan="5">○被害状況、復旧状況の把握</td> </tr> <tr> <td>東京電力</td> <td>○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握</td> <td>○市への情報提供の実施</td> <td>○危険防止措置等緊急措置の実施</td> <td>○広報の実施</td> <td>○復旧活動の実施</td> </tr> <tr> <td>東京ガスグループ</td> <td>○被害推定の実施</td> <td>○応急措置の実施</td> <td>○広報の実施</td> <td>○復旧活動の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握</td> <td>○応急措置の実施</td> <td>○復旧活動の実施</td> <td>○広報の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）	○被害状況、復旧状況の把握					東京電力	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○市への情報提供の実施	○危険防止措置等緊急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施	東京ガスグループ	○被害推定の実施	○応急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施		NTT東日本	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○応急措置の実施	○復旧活動の実施	○広報の実施		
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																																										
市（市災害対策本部）	○被害状況、復旧状況の把握																																																														
東京電力	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○市への情報提供の実施	○危険防止措置等緊急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施																																																										
東京ガス	○被害推定の実施	○応急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施																																																											
NTT東日本	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○応急措置の実施	○復旧活動の実施	○広報の実施																																																											
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																																										
市（市災害対策本部）	○被害状況、復旧状況の把握																																																														
東京電力	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○市への情報提供の実施	○危険防止措置等緊急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施																																																										
東京ガスグループ	○被害推定の実施	○応急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施																																																											
NTT東日本	○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握	○応急措置の実施	○復旧活動の実施	○広報の実施																																																											
	<table border="1"> <tr> <td>1 電気・ガス・通信等の応急対策</td> <td>市、東京電力(株)、東京ガス(株)、 NTT東日本</td> </tr> </table>	1 電気・ガス・通信等の応急対策	市、東京電力(株)、東京ガス(株)、 NTT東日本	<table border="1"> <tr> <td>1 電気・ガス・通信等の応急対策</td> <td>市、東京電力、東京ガスグループ、 NTT東日本</td> </tr> </table>	1 電気・ガス・通信等の応急対策	市、東京電力、東京ガスグループ、 NTT東日本																																																									
1 電気・ガス・通信等の応急対策	市、東京電力(株)、東京ガス(株)、 NTT東日本																																																														
1 電気・ガス・通信等の応急対策	市、東京電力、東京ガスグループ、 NTT東日本																																																														
地-266	(2) 各事業者における対応【東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本】	(2) 各事業者における対応【東京電力、東京ガスグループ、NTT東日本】																																																													
	各事業者は、震災後速やかに各事業者の初動体制を確立し、緊急措置をとる。	各事業者は、震災後速やかに各事業者の初動態勢を確立し、緊急措置をとる。																																																													
	<table border="1"> <tr> <td>電力供給施設（東京電力(株)）</td> <td>5 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。</td> </tr> <tr> <td>ガス供給施設（東京ガス）</td> <td>1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）。</td> </tr> </table>	電力供給施設（東京電力(株)）	5 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。	ガス供給施設（東京ガス）	1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）。	<table border="1"> <tr> <td>電力供給施設（東京電力）</td> <td>5 電力供給については電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者（東京ガス）</td> <td>1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）。</td> </tr> </table>	電力供給施設（東京電力）	5 電力供給については電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。	ガス事業者（東京ガス）	1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）。																																																					
電力供給施設（東京電力(株)）	5 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。																																																														
ガス供給施設（東京ガス）	1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガス以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）。																																																														
電力供給施設（東京電力）	5 電力供給については電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。																																																														
ガス事業者（東京ガス）	1 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。）。																																																														

Page	旧文書	新文書	備考								
	<table border="1"> <tr> <td>ス(株)</td> <td>2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、<del>復旧</del>業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 (略) 追加</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	ス(株)	2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、 <del>復旧</del> 業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 (略) 追加	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>スグループ</td> <td>2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、<u>災害対応</u>業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 (略) <u>9 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	スグループ	2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、 <u>災害対応</u> 業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 (略) <u>9 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。</u>	(略)	(略)	
ス(株)	2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、 <del>復旧</del> 業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 (略) 追加										
(略)	(略)										
スグループ	2 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、 <u>災害対応</u> 業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 (略) <u>9 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。</u>										
(略)	(略)										
地-272	<b>復旧対策</b>	<b>復旧対策</b>									
	1 電気・ガス・通信等の復旧対策   東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本	1 電気・ガス・通信等の復旧対策   東京電力、東京ガスグループ、NTT東日本									
	(2) ガス【東京ガス(株)】	(2) ガス【東京ガスグループ】									
	(エ) ガスメーター近くのメーターガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。	(エ) <u>被害が一定以上の場合には</u> 、ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。									
	(オ) (略)	(オ) (略)									
	(カ) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理する。 <del>被害が大き</del> い場合は仮配管を行う。	(カ) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所を修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。									
	(略)	(略)									
地-274	<b>第13章 公共施設等の応急・復旧対策</b>	<b>第13章 公共施設等の応急・復旧対策</b>									
	<b>第1節 道路・橋梁施設等</b>	<b>第1節 道路・橋梁施設等</b>									
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>									
地-275	1 道路・橋梁等の応急対策   市、都建設事務所、警察署	1 道路・橋梁等の応急対策   市、都建設事務所、警察署									
	(1) 道路・橋梁の応急対策【道路班、都建設事務所、警察署】	(1) 道路・橋梁の応急対策【道路班、都建設事務所、警察署】									
	<b>【市の対応】</b> ① 区域内の道路が被害を受けた場合、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都（災害対策本部及び建設局）に報告する。 また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。 ② 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合、当該施設の管理者及び道路管理者へ通報する。緊急のため、通報するいとまがない場合、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置をとり、事後連絡する。 <b>【都建設事務所の対応】</b> ① 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、あらかじめ緊急時の作業協	<b>【市の対応】</b> ① 区域内の道路が被害を受けた場合、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都（災害対策本部及び建設局）に報告する。 また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等 <u>防災</u> 関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。 ② 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合、当該施設の管理者及び道路管理者へ通報する。緊急のため、通報するいとまがない場合、現場付近の立入禁止、避難誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置をとり、事後連絡する。 <b>【都建設事務所の対応】</b> ① 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、あらかじめ緊急時の作業協									



Page	旧文書	新文書	備考																																												
	<p>力承諾を得た建設業者や、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。</p> <p>② 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき協力業者が実施する。</p> <p>③ <u>逐次</u>道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。</p>	<p>力承諾を得た建設業者や、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。</p> <p>② 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき協力業者が実施する。</p> <p>③ 道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を<u>逐次</u>行う。</p>																																													
	(2) 道路交通規制等【警察署】	(2) 道路交通規制等【警察署】																																													
	警視庁は、災害時、次の道路について交通規制を実施する。	警視庁は、災害時、次の道路について交通規制を実施する。																																													
地-275, 276	<p>震度6弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。</p> <p>2 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。</p> <p>3 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」*として一般車両の通行を禁止する。</p> <p>※緊急自動車専用路</p> <table border="1"> <tr> <td>国道4号(日光街道ほか)</td> <td>国道17号(中山道、白山通りほか)</td> </tr> <tr> <td>国道20号(甲州街道ほか)</td> <td>国道246号(青山・玉川通り)</td> </tr> <tr> <td>都道8号目白・新目白通り</td> <td>都道405号外堀通り</td> </tr> <tr> <td colspan="2">首都高速道路・高速自動車国道</td> </tr> </table>	国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道、白山通りほか)	国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山・玉川通り)	都道8号目白・新目白通り	都道405号外堀通り	首都高速道路・高速自動車国道		<p>震度6弱以上の地震が発生した際は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。</p> <p>2 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。</p> <p>3 首都高速道路・高速自動車国道等及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」*として<u>指定し</u>、一般車両の通行を禁止する。</p> <p>※緊急自動車専用路<u>指定予定路線</u></p> <table border="1"> <tr> <td>国道4号(日光街道ほか)</td> <td>国道17号(中山道、白山通りほか)</td> </tr> <tr> <td>国道20号(甲州街道ほか)</td> <td>国道246号(青山・玉川通り)</td> </tr> <tr> <td>都道8号(目白・新目白通り)</td> <td>都道405号(外堀通りほか)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">首都高速道路・高速自動車国道・<u>東京高速道路株式会社線・自動車専用道路</u></td> </tr> </table>	国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道、白山通りほか)	国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山・玉川通り)	都道8号(目白・新目白通り)	都道405号(外堀通りほか)	首都高速道路・高速自動車国道・ <u>東京高速道路株式会社線・自動車専用道路</u>																														
国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道、白山通りほか)																																														
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山・玉川通り)																																														
都道8号目白・新目白通り	都道405号外堀通り																																														
首都高速道路・高速自動車国道																																															
国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道、白山通りほか)																																														
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山・玉川通り)																																														
都道8号(目白・新目白通り)	都道405号(外堀通りほか)																																														
首都高速道路・高速自動車国道・ <u>東京高速道路株式会社線・自動車専用道路</u>																																															
	<p>震度6弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。</p> <p>1 「緊急交通路」の指定</p> <p>2 その他の「緊急交通路」の指定</p> <p>被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>第二京浜ほか (国道1号)</td> <td>水戸街道ほか (国道6号)</td> <td>京葉道路 (国道14号)</td> <td>第一京浜ほか (国道15号)</td> </tr> <tr> <td>新大宮バイパス (国道17号)</td> <td>北本通りほか (国道122号)</td> <td>川越街道ほか (国道254号)</td> <td>湾岸道路 (国道357号)</td> </tr> <tr> <td>中原街道 (都道2号)</td> <td>青梅・新青梅街道 (都道4号ほか)</td> <td>井の頭通り・五日市街道・睦橋通り (都道7号ほか)</td> <td>目黒通り (都道312号)</td> </tr> <tr> <td>蔵前橋通りほか (都道315号)</td> <td>東京環状ほか (国道16号)</td> <td>日野バイパスほか (国道20号)</td> <td>旧青梅街道 (国道139号)</td> </tr> <tr> <td>大和厚木バイパス (国道246号)</td> <td>稲城大橋通りほか (都道9号)</td> <td>東八道路 (都道14号)</td> <td>小金井街道 (都道15号ほか)</td> </tr> <tr> <td>府中街道ほか</td> <td>鎌倉街道ほか</td> <td>川崎街道</td> <td>新奥多摩街道ほか</td> </tr> </table>	第二京浜ほか (国道1号)	水戸街道ほか (国道6号)	京葉道路 (国道14号)	第一京浜ほか (国道15号)	新大宮バイパス (国道17号)	北本通りほか (国道122号)	川越街道ほか (国道254号)	湾岸道路 (国道357号)	中原街道 (都道2号)	青梅・新青梅街道 (都道4号ほか)	井の頭通り・五日市街道・睦橋通り (都道7号ほか)	目黒通り (都道312号)	蔵前橋通りほか (都道315号)	東京環状ほか (国道16号)	日野バイパスほか (国道20号)	旧青梅街道 (国道139号)	大和厚木バイパス (国道246号)	稲城大橋通りほか (都道9号)	東八道路 (都道14号)	小金井街道 (都道15号ほか)	府中街道ほか	鎌倉街道ほか	川崎街道	新奥多摩街道ほか	<p>震度6弱以上の地震発生後、復旧活動に必要な車両の通行を確保するため、以下のとおり実施する。</p> <p>1 <u>前記緊急自動車専用路指定予定路線*</u>を「緊急交通路」に指定</p> <p>2 その他の「緊急交通路」の指定</p> <p>被害状況を踏まえ、必要に応じ次のような路線を緊急交通路として指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>国道1号 (第二京浜・永代通りほか)</td> <td>国道6号 (水戸街道ほか)</td> <td>国道14号 (京葉道路)</td> <td>国道15号 (第一京浜ほか)</td> </tr> <tr> <td>国道17号 (新大宮バイパス)</td> <td>国道122号 (北本通りほか)</td> <td>国道254号 (川越街道ほか)</td> <td>国道357号 (湾岸道路)</td> </tr> <tr> <td>都道2号 (中原街道)</td> <td>都道4号ほか (青梅・新青梅街道)</td> <td>都道7号ほか (井の頭通り・五日市街道・睦橋通り)</td> <td>都道312号 (目黒通り)</td> </tr> <tr> <td>都道315号 (蔵前橋通りほか)</td> <td>国道16号 (東京環状ほか)</td> <td>国道20号 (日野バイパスほか)</td> <td>国道139号 (旧青梅街道)</td> </tr> <tr> <td>国道246号 (大和厚木バイパス)</td> <td>都道9号 (稲城大橋通りほか)</td> <td>都道14号 (東八道路)</td> <td>都道15号ほか (小金井街道)</td> </tr> </table>	国道1号 (第二京浜・永代通りほか)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)	国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)	都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅・新青梅街道)	都道7号ほか (井の頭通り・五日市街道・睦橋通り)	都道312号 (目黒通り)	都道315号 (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)	国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)	
第二京浜ほか (国道1号)	水戸街道ほか (国道6号)	京葉道路 (国道14号)	第一京浜ほか (国道15号)																																												
新大宮バイパス (国道17号)	北本通りほか (国道122号)	川越街道ほか (国道254号)	湾岸道路 (国道357号)																																												
中原街道 (都道2号)	青梅・新青梅街道 (都道4号ほか)	井の頭通り・五日市街道・睦橋通り (都道7号ほか)	目黒通り (都道312号)																																												
蔵前橋通りほか (都道315号)	東京環状ほか (国道16号)	日野バイパスほか (国道20号)	旧青梅街道 (国道139号)																																												
大和厚木バイパス (国道246号)	稲城大橋通りほか (都道9号)	東八道路 (都道14号)	小金井街道 (都道15号ほか)																																												
府中街道ほか	鎌倉街道ほか	川崎街道	新奥多摩街道ほか																																												
国道1号 (第二京浜・永代通りほか)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)																																												
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)																																												
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅・新青梅街道)	都道7号ほか (井の頭通り・五日市街道・睦橋通り)	都道312号 (目黒通り)																																												
都道315号 (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)																																												
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)																																												

Page	旧文書				新文書				備考															
	<p><del>法</del></p> <table border="1"> <tr> <td><del>(都道 17 号ほか)</del></td> <td><del>(都道 18 号ほか)</del></td> <td><del>(都道 20 号ほか)</del></td> <td>か <del>(都道 29 号ほか)</del></td> </tr> <tr> <td>芋窪街道ほか <del>(都道 43 号ほか)</del></td> <td>町田街道 <del>(都道 47 号ほか)</del></td> <td>町田厚木線 <del>(都道 51 号)</del></td> <td>八王子武蔵村山線 <del>(都道 59 号)</del></td> </tr> <tr> <td>三鷹通り <del>(都道 121 号)</del></td> <td>中央南北線ほか <del>(都道 153 号ほか)</del></td> <td>多摩ニュータウン通り <del>(都道 158 号)</del></td> <td>新滝山街道ほか <del>(都道 169 号ほか)</del></td> </tr> <tr> <td>北野街道 <del>(都道 173 号)</del></td> <td>新小金井街道 <del>(都道 248 号ほか)</del></td> <td>甲州街道 <del>(都道 256 号)</del></td> <td></td> </tr> </table> <p>網掛けは市内を通る路線</p>	<del>(都道 17 号ほか)</del>	<del>(都道 18 号ほか)</del>	<del>(都道 20 号ほか)</del>	か <del>(都道 29 号ほか)</del>	芋窪街道ほか <del>(都道 43 号ほか)</del>	町田街道 <del>(都道 47 号ほか)</del>	町田厚木線 <del>(都道 51 号)</del>	八王子武蔵村山線 <del>(都道 59 号)</del>	三鷹通り <del>(都道 121 号)</del>	中央南北線ほか <del>(都道 153 号ほか)</del>	多摩ニュータウン通り <del>(都道 158 号)</del>	新滝山街道ほか <del>(都道 169 号ほか)</del>	北野街道 <del>(都道 173 号)</del>	新小金井街道 <del>(都道 248 号ほか)</del>	甲州街道 <del>(都道 256 号)</del>								
<del>(都道 17 号ほか)</del>	<del>(都道 18 号ほか)</del>	<del>(都道 20 号ほか)</del>	か <del>(都道 29 号ほか)</del>																					
芋窪街道ほか <del>(都道 43 号ほか)</del>	町田街道 <del>(都道 47 号ほか)</del>	町田厚木線 <del>(都道 51 号)</del>	八王子武蔵村山線 <del>(都道 59 号)</del>																					
三鷹通り <del>(都道 121 号)</del>	中央南北線ほか <del>(都道 153 号ほか)</del>	多摩ニュータウン通り <del>(都道 158 号)</del>	新滝山街道ほか <del>(都道 169 号ほか)</del>																					
北野街道 <del>(都道 173 号)</del>	新小金井街道 <del>(都道 248 号ほか)</del>	甲州街道 <del>(都道 256 号)</del>																						
	震度 5 強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)	都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて環状 7 号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状 8 号線内側への一般車両の流入を抑制する。																						
地-282	<b>第 3 節 社会公共施設等</b>				<b>第 3 節 社会公共施設等</b>																			
	<b>応急対策</b>				<b>応急対策</b>																			
	1 鉄道施設の応急対策		西武鉄道(株)		1 鉄道施設の応急対策		西武鉄道(株)																	
地-283	(4) 事故発生時の救護活動【西武鉄道(株)】				(4) 事故発生時の救護活動【西武鉄道(株)】																			
	西武鉄道(株)は、震災時に事故が発生した場合、市災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施する。				西武鉄道(株)は、震災時に事故が発生した場合、市災害対策本部及び関係機関と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。																			
地-284	<b>第14章 応急生活対策</b>				<b>第14章 応急生活対策</b>																			
	<b>第 1 節 建築物等の災害対策</b>				<b>第 1 節 建築物等の災害対策</b>																			
	<b>応急対策</b>				<b>応急対策</b>																			
	1 公共施設等の応急対策		市、医療機関、都建設事務所		1 公共施設等の応急対策		市、医療機関、都建設事務所																	
地-285	(2) 避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施【都市計画班、救出支援班、都(都市整備局)】 都市計画班及び救出支援班は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。				(2) 避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施【施設・車両班、救出支援班、都(都市整備局)】 都市計画班及び救出支援班は、二次災害防止のため、概括的被害情報等に基づき、避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。																			
地-285	(3) 社会公共施設等の応急対策【都市計画班、救出支援班、医療機関、				(3) 社会福祉施設等の応急対策【都市計画班、救出支援班、医療機関、																			

Page	旧文書	新文書	備考
	<b>社会福祉施設等】</b>	<b>社会福祉施設等】</b>	
	医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。	医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。	
		<u>事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、医療機関は患者の生命保護を最重点に対応し、社会福祉施設等は利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。</u>	
		<b>(5) 文化財施設【一時滞在施設班】</b>	
		<u>文化財に被害が発生した場合は、一時滞在施設班は、直ちに消防署や市等の防災関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。</u>	
		<u>防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。</u>	
		<b>(6) 学校施設【学校長、教育委員会】</b>	
		<u>学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとり、学校施設の応急修理を迅速に実施する。</u>	
		<u>被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て、速やかに復旧を行う。</u>	
		<b>(7) 避難所の安全確保【学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班】</b>	
		<u>学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班は、避難所及び福祉避難所、一時滞在施設となる施設の被害状況等の確認など安全確保を推進する。</u>	
地-286	<b>(5) 物資輸送ルート確保【物資輸送班】</b>	<b>(8) 物資輸送ルート確保【物資輸送班】</b>	
	物資輸送班は、都市計画班や道路班と連携し、安全な輸送ルートの確保に努める。	物資輸送班は、都市計画班や道路班と連携し、安全な輸送ルートの確保に努める。	
地-287	<b>第2節 応急仮設住宅の供給</b>	<b>第2節 応急仮設住宅の供給</b>	
	<b>応 急 対 策</b>	<b>応 急 対 策</b>	
	1 応急危険度判定等の実施   市、都	1 応急危険度判定等の実施   市、都	
	(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、 都（都市整備局）】	(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、 都（都市整備局）】	
	都市計画班及び救出支援班は、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。宅地については、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による応急危険度判定を実施する。	都市計画班及び救出支援班は、被害情報等に基づき、被災建築物応急危険度判定を実施する。宅地については、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による応急危険度判定を実施する。	
	応急危険度判   被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。	応急危険度判   被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。	



Page	旧文書		新文書		備考
	定作業の準備	1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配	定作業の準備	1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配	
	調査の体制	被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。	調査の体制	被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。	
	応援要請(建築物)	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「 <u>東京都防災ボランティアに関する要綱</u> 」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。	応援要請(建築物)	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に <u>応援判定員、応援判定コーディネーター及び応援職員の派遣要請</u> 等を行う。	
	応援要請(宅地)	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。	応援要請(宅地)	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。	
	判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。	判定結果の表示	調査結果は「 <b>危険</b> 」「 <b>要注意</b> 」「 <b>調査済</b> 」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。	
地-288	<b>2 住家の被害認定の実施</b> 市		<b>2 住家の被害認定の実施</b> 市		
	住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の <b>発行</b> や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。また、住家の被害認定に係る現地調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。		住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の <b>交付</b> や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。また、住家の被害認定に係る現地調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。		
	<b>(1) 現地調査の実施【救出支援班、都市計画班】</b>		<b>(1) 現地調査の実施【救出支援班、都市計画班】</b>		
	救出支援班及び都市計画班は、 <del>応急危険度判定の結果を参考に</del> 、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、住家被害認定調査を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、 <del>応急危険度判定の判定結果</del> 等を活用するなど、適切な手法により実施する。		救出支援班及び都市計画班は、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、住家被害認定調査を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。		
地-289			<u>【災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）による調査フロー】</u>		



Page	旧文書	新文書	備考																
		<p>&lt;被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）&gt;</p> <p><b>【第1次調査】</b></p> <p><b>(1) 外観による判定</b></p> <p>①一見して住家全部が倒壊 ②一見して住家の一部の層が全部倒壊 ③一見して住家全部が流出又ははずり落ち ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断</p> <p>いずれかに該当 → 全壊 (損害割合50%以上)</p> <p><b>(2) 傾斜による判定</b> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>外壁又は柱の傾斜が1/20以上 → 該当 → 全壊</p> <p><b>(3) 部位による判定</b> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>基礎の損傷率が75%以上 → 該当 → 全壊</p> <p>該当しない → 50%以上 → 全壊 40%以上50%未満 → 大規模半壊 30%以上40%未満 → 中規模半壊 20%以上30%未満 → 半壊 10%以上20%未満 → 準半壊 10%未満 → 準半壊に至らない (一部損壊)</p> <p>各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。 住家の損害割合</p> <p><b>【第2次調査】</b> 被災者から申請があった場合 ※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。</p> <p><b>(1) 外観による判定</b></p> <p>①一見して住家全部が倒壊 ②一見して住家の一部の層が全部倒壊 ③一見して住家全部が流出又ははずり落ち ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断</p> <p>いずれかに該当 → 全壊 (損害割合50%以上)</p> <p><b>(2) 傾斜による判定</b> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>外壁又は柱の傾斜が1/20以上 → 該当 → 全壊</p> <p><b>(3) 部位による判定</b> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿</p> <p>基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上 → 該当 → 全壊</p> <p>該当しない → 50%以上 → 全壊 40%以上50%未満 → 大規模半壊 30%以上40%未満 → 中規模半壊 20%以上30%未満 → 半壊 10%以上20%未満 → 準半壊 10%未満 → 準半壊に至らない (一部損壊)</p> <p>各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。 住家の損害割合</p> <p><b>【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】</b> 被災者から再調査の依頼があった場合 被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施</p>																	
地-290	復旧対策	復旧対策																	
	1 被災住宅の応急修理 市、都	1 被災住宅の応急修理 市、都																	
	市に災害救助法が適用され、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。	市に災害救助法が適用され、住宅が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。																	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 1346 439 1478">応急修理の対象者</td> <td data-bbox="439 1346 1362 1478">災害のため住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1478 439 1656">修理方法</td> <td data-bbox="439 1478 1362 1656">修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、(一社)東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1656 439 1747">修理の範囲</td> <td data-bbox="439 1656 1362 1747">災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1747 439 1883">修理の期間</td> <td data-bbox="439 1747 1362 1883">災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から4か月以内に完了する。</td> </tr> </table>	応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。	修理方法	修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、(一社)東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。	修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。	修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から4か月以内に完了する。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1374 1346 1573 1478">応急修理の対象者</td> <td data-bbox="1573 1346 2496 1478">災害のため住家が半壊し、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1478 1573 1656">修理方法</td> <td data-bbox="1573 1478 2496 1656">修理は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市が、そのリストから業者を指定する。また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1656 1573 1747">修理の範囲</td> <td data-bbox="1573 1656 2496 1747">災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 1747 1573 1883">修理の期間</td> <td data-bbox="1573 1747 2496 1883">災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から3か月(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月)以内に完了する。</td> </tr> </table>	応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。	修理方法	修理は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市が、そのリストから業者を指定する。また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。	修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。	修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から3か月(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月)以内に完了する。	
応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。																		
修理方法	修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、(一社)東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施し、場合によっては、市に事務を委任する。また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。																		
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。																		
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から4か月以内に完了する。																		
応急修理の対象者	災害のため住家が半壊し、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。																		
修理方法	修理は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市が、そのリストから業者を指定する。また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。																		
修理の範囲	災害救助法の基準に基づき都が定める基準により、居室、炊事場、トイレ等日常生活上欠くことのできない部分を対象とする。																		
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から3か月(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月)以内に完了する。																		
	2 応急仮設住宅の供給 市、都	2 応急仮設住宅の供給 市、都																	

Page	旧文書	新文書	備考
	市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。	市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。	
		<u>都の提供要請等により、被害状況に応じて仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び市営住宅等の公的住宅の活用を行い、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。</u>	
	(1) 建設型応急住宅【危機管理課、都（都市整備局）】	(1) 建設型応急住宅【危機管理課、都（都市整備局）】	
	イ 建設地	イ 建設地	
	(ア) 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。	(ア) 都は市から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。	
地-291	ウ 構造及び規模等	ウ 構造及び規模等	
	(イ) 必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。	(イ) 必要に応じ、 <u>バリアフリー対応など、被災者コミュニティ</u> や高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。	
		<u>(オ) 国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置について検討する。</u>	
	(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅【住宅課、都（都市整備局）】	(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅【住宅課、都（都市整備局）】	
	都は都営住宅等の空き家 <del>を</del> 確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。	都は都営住宅等の空き住戸 <del>を</del> 確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き住戸 <del>の</del> 提供を求め、被災者に供給する。	
		<u>(3) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅【住宅課、都（都市整備局）】</u>	
		<u>都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。</u>	
	(3) 入居資格【都（都市整備局）】	(4) 入居資格【都（都市整備局）】	
地-292	(4) 入居者の募集・選定【住宅課、都（都市整備局）】	(5) 入居者の募集・選定【住宅課、都（都市整備局）】	
	ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てる <del>とともに</del> 入居者の募集及び選定を依頼する。	ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てる。 <u>住宅の割り当てを受けた市は、市内被災者に対し</u> 入居者の募集及び選定を行う。	
	イ 割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村間で融通し合う。	イ 割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村間で融通し合う。	
	<del>ウ 住宅の割り当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。</del>		
	エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。	ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、 <u>当該応急仮設住宅等が存する市区町村</u> が入居者の選定を行う。	
		<u>エ 応急仮設住宅等の管理・運営にあたり、市区町村が適宜入居者に対して防火安全対策について指導する。</u>	
	(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間【住宅課、都（都市整備局）】	(6) 応急仮設住宅の管理及び入居期間【住宅課、都（都市整備局）】	
	ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。	ア 応急仮設住宅等の管理は原則として、供給主体が行う。	
	ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事	ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、 <u>2年以内</u> であらか	

Page	旧文書	新文書	備考																																				
	が定める。	じめ都知事が定める。																																					
地-293	<b>第3節 被災者の生活再建対策</b>	<b>第3節 被災者の生活再建対策</b>																																					
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>																																					
	＜発災後の活動の流れ＞	＜発災後の活動の流れ＞																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災証明の発行準備</li> <li>○被災者生活再建支援金の申請受付</li> <li>○雇用対策の実施</li> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○税等負担の軽減</li> <li>○被災者の生活相談等の支援</li> <li>○中小企業への融資の広報</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>都</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○中小企業への融資</li> <li>○農林漁業関係者への融資</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）				<ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災証明の発行準備</li> <li>○被災者生活再建支援金の申請受付</li> <li>○雇用対策の実施</li> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○税等負担の軽減</li> <li>○被災者の生活相談等の支援</li> <li>○中小企業への融資の広報</li> </ul>		都				<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○中小企業への融資</li> <li>○農林漁業関係者への融資</li> </ul>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>発災</th> <th>1時間</th> <th>1日</th> <th>3日</th> <th>1週間以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市（市災害対策本部）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災証明書の交付準備</li> <li>○被災者生活再建支援金の申請受付</li> <li>○雇用対策の実施</li> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○税等負担の軽減</li> <li>○被災者の生活相談等の支援</li> <li>○中小企業への融資の広報</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>都</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○中小企業への融資</li> <li>○農林漁業関係者への融資</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降	市（市災害対策本部）				<ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災証明書の交付準備</li> <li>○被災者生活再建支援金の申請受付</li> <li>○雇用対策の実施</li> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○税等負担の軽減</li> <li>○被災者の生活相談等の支援</li> <li>○中小企業への融資の広報</li> </ul>		都				<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○中小企業への融資</li> <li>○農林漁業関係者への融資</li> </ul>		
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																		
市（市災害対策本部）				<ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災証明の発行準備</li> <li>○被災者生活再建支援金の申請受付</li> <li>○雇用対策の実施</li> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○税等負担の軽減</li> <li>○被災者の生活相談等の支援</li> <li>○中小企業への融資の広報</li> </ul>																																			
都				<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○中小企業への融資</li> <li>○農林漁業関係者への融資</li> </ul>																																			
機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降																																		
市（市災害対策本部）				<ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災証明書の交付準備</li> <li>○被災者生活再建支援金の申請受付</li> <li>○雇用対策の実施</li> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○税等負担の軽減</li> <li>○被災者の生活相談等の支援</li> <li>○中小企業への融資の広報</li> </ul>																																			
都				<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金の募集・受入れ・配分</li> <li>○中小企業への融資</li> <li>○農林漁業関係者への融資</li> </ul>																																			
	1 罹災証明の発行準備	市、消防署																																					
	また、調査の結果に基づき、速やかに庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築し、罹災証明の発行手続を実施する。	また、調査の結果に基づき、速やかに庁内連携及び応援職員の確保も含めて態勢を構築し、罹災証明書の交付手続を実施する。																																					
	<p>① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。</p> <p>② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、発行日程について庁内調整するとともに、発行場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。</p> <p>③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を発行し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。</p> <p>④ 罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。</p> <p>⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、消防署と連携を図る。</p>	<p>① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。</p> <p>② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。</p> <p>③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。</p> <p>④ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。</p> <p>⑤ 消防署は、火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、市と連携を図り、必要に応じて交付手続きの支援を行う。</p>																																					



Page	旧文書	新文書	備考				
地-294	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>市</b></p> <p>罹災証明書の<b>発行</b>手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集</li> <li>被害状況調査を実施（火災による被害状況調査は、消防署と調整し実施）</li> <li>消防署と<b>発行</b>窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、罹災証明書の<b>発行</b>手続の窓口を開設</li> <li>要員の確保</li> </ul> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p><b>都</b></p> <p>被災状況の報告</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>市民</b></p> <p>罹災証明書の申請手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書、印鑑、身分証明書等必要な資料の準備</li> <li>被災住宅の写真撮影（全景、表札等が見えるよう）</li> </ul> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↓</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>罹災証明書の<b>発行</b>窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口開設の市民への広報等</li> <li>窓口受付時間内の要員確保</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>【罹災証明の発行手続】</b></p> <p style="text-align: center;">現地被災家屋調査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">罹災証明申請書提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">証明書<b>発行</b></p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">罹災証明申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">判定に不服の場合 第2次調査の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">証明書<b>発行</b></p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>市</b></p> <p>罹災証明書の<b>交付</b>手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災家屋等の現地調査の調査態勢の準備、現地情報の収集</li> <li>被害認定調査を実施（火災による被害状況調査は、消防署と調整し実施）</li> <li>消防署と<b>交付</b>窓口の開設時期・場所及び必要な人員等について連携、調整し、罹災証明書の<b>交付</b>手続の窓口を開設</li> <li>要員の確保</li> </ul> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> <p><b>都</b></p> <p>被災状況の報告</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>市民</b></p> <p>罹災証明書の申請手続準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書、印鑑、身分証明書等必要な資料の準備</li> <li>被災住宅の写真撮影（全景、表札等が見えるよう）</li> </ul> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↓</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>罹災証明書の<b>交付</b>窓口の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>窓口開設の市民への広報等</li> <li>窓口受付時間内の要員確保</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>【罹災証明書の交付手続】</b></p> <p style="text-align: center;">現地被災家屋調査</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">罹災証明申請書提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">証明書<b>交付</b></p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>マイナポータルや窓口において、罹災証明書申請</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">判定に不服の場合 第2次調査の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">証明書<b>交付</b></p> </div> </div>					
地-295	<b>復旧対策</b>						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 被災者の生活相談等の支援</td> <td>市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部</td> </tr> </table>	1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 被災者の生活相談等の支援</td> <td>市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部</td> </tr> </table>	1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部	
1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部						
1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部						
	<b>(1) 市の主な実施事項【各課】</b>						
	<p>災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。<del>支援状況等は被災者台帳に記録する。</del></p>						
	<p><u>ア 都福祉局・都都市整備局・都住宅政策本部と連携して、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。</u></p>						
	<p><u>イ 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要</u></p>						



Page	旧文書	新文書	備考																
		<u>な情報を提供する。</u>																	
		<u>ウ 設置した相談所で、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。</u>																	
		<u>エ 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。</u>																	
		<u>オ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。</u>																	
	<b>(4) 生活相談【各課、警察署、消防署】</b>	<b>(2) 生活相談【各課、警察署、消防署】</b>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>相談の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に<del>消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施する。また、都民からの電子メールによる問合せ</del>に対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	相談の取扱い	市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。	警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。	消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に <del>消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施する。また、都民からの電子メールによる問合せ</del> に対応する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>相談の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td>警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。</td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td>災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所<del>で</del>各種相談等に対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	相談の取扱い	市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。	警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。	消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所 <del>で</del> 各種相談等に対応する。	
機関名	相談の取扱い																		
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。																		
警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。																		
消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に <del>消防相談所を設置し、各種相談及び指導等を実施する。また、都民からの電子メールによる問合せ</del> に対応する。																		
機関名	相談の取扱い																		
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。																		
警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。																		
消防署	災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所 <del>で</del> 各種相談等に対応する。																		
地-296	<b>(2) 災害弔慰金【地域共生課、生活福祉課】</b>	<b>(3) 災害弔慰金【地域共生課、生活福祉課】</b>																	
	<b>(3) 災害障害見舞金【地域共生課、生活福祉課】</b>	<b>(4) 災害障害見舞金【地域共生課、生活福祉課】</b>																	
地-297	<b>(4) 日赤東京都支部の災害救援物資【地域共生課、生活福祉課】</b>	<b>(5) 日赤東京都支部の災害救援物資【地域共生課、生活福祉課】</b>																	
	<b>(5) 災害援護資金【地域共生課、生活福祉課】</b>	<b>(6) 災害援護資金【地域共生課、生活福祉課】</b>																	
地-298	<b>(6) 罹災証明書の発行【市民課、市民税課、資産税課】</b>	<b>(7) 罹災証明書の交付【市民課、市民税課、資産税課】</b>																	
	市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に罹災証明の発行体制を確立し、速やかに罹災証明書を発行する。罹災証明書発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。	市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに罹災証明書を交付する。罹災証明書交付時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。																	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 罹災証明書発行窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。なお、市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。</p> <p>② 窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が遅滞なく発行ができるよう設定する。</p> <p>③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他課の応援を得ながら配置する。 また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 罹災証明書交付窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。なお、市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。</p> <p>② 窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が遅滞なく交付ができるよう設定する。</p> <p>③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他課の応援を得ながら配置する。 また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。</p> </div>																	
地-300	<b>7 住宅支援</b> 市、都、関係機関	<b>6 住宅支援</b> 市、都、関係機関																	
	<b>(1) 住宅に関する支援制度【地域共生課、子育て支援課、住宅課、都、関係機関】</b>	<b>(1) 住宅に関する支援制度【地域共生課、子育て支援課、住宅課、都、関係機関】</b>																	

Page	旧文書	新文書	備考								
	市は、以下の支援制度の広報を行う。	市は、以下の支援制度の広報を行う。									
	<del>ア 登記事項証明書等の交付手数料免除（法務局）</del>										
	<del>イ 災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）</del>										
	ウ 生活福祉資金制度による貸付（市）	ア 生活福祉資金制度による貸付（市）									
	エ 母子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（市福祉事務所）	イ 母子 <u>父子</u> 寡婦福祉資金の住宅資金貸付（市福祉事務所）									
	オ 公営住宅への入居（市・都）	ウ 公営住宅への入居（市・都）									
	カ 特定優良賃貸住宅等への入居（市・都）	エ 特定優良賃貸住宅等への入居（市・都）									
		オ <u>登記事項証明書等の交付手数料免除（法務局）</u>									
		カ <u>災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）</u>									
	キ 災害復興宅地融資（独立行政法人住宅金融支援機構）	キ 災害復興宅地融資（独立行政法人住宅金融支援機構）									
	ク 宅地防災工事資金融資（独立行政法人住宅金融支援機構）	ク 宅地防災工事資金融資（独立行政法人住宅金融支援機構）									
	(2) 民間賃貸住宅の情報提供【住宅課】	(2) 民間賃貸住宅の情報提供【住宅課】									
	市は、不動産関係団体と協力して民間賃貸住宅の空き <u>家</u> 情報を収集し、市民への情報提供に努める。	市は、不動産関係団体と協力して民間賃貸住宅の空き <u>住戸</u> 情報を収集し、市民への情報提供に努める。									
地-301	<del>8 中小企業への融資</del> 市、都等	<u>7 中小企業への融資</u> 市、都等									
	<del>9 農林漁業関係者への融資</del> 都、関係機関	<u>8 農林漁業関係者への融資</u> 都、関係機関									
	都産業労働局は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 <del>30</del> 年法律第 136 号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。	都産業労働局は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 <u>38</u> 年法律第 136 号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通、 <u>特別対策資金の融通</u> 等の措置を講ずる。									
	株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の <u>貸付</u> を行う。	株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金 <u>について融資</u> を行う。									
地-302	<b>第 4 節 ボランティアとの連携</b>	<b>第 4 節 ボランティアとの連携</b>									
	<b>応 急 対 策</b>	<b>応 急 対 策</b>									
	<b>1 ボランティアセンターとの連携</b> 市、都	<b>1 ボランティアセンターとの連携</b> 市、都									
	<b>【東京都防災ボランティア等の活動内容】</b>	<b>【東京都防災ボランティア等の活動内容】</b>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ボランティア名</th> <th>出動要件及び活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災（語学）ボランティア</td> <td>外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援</td> </tr> </tbody> </table>	ボランティア名	出動要件及び活動内容	防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ボランティア名</th> <th>出動要件及び活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災（語学）ボランティア</td> <td>外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援</td> </tr> </tbody> </table>	ボランティア名	出動要件及び活動内容	防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援	
ボランティア名	出動要件及び活動内容										
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援										
ボランティア名	出動要件及び活動内容										
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援										

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>被災建築物 応急危険度判定員</p> <p>(略)</p>	<p>被災建築物 応急危険度判定員</p> <p>(略)</p>	
	<p>市区町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定</p> <p>(略)</p>	<p><b>都及び</b>市区町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定</p> <p>(略)</p>	
地-304	<p>【ボランティア受入れの流れ】</p>	<p>【ボランティア受入れの流れ】</p>	
地-305	<p>第5節 義援金の取扱い</p> <p>■■■■■ 応急対策 ■■■■■</p> <p>1 義援金の受入れ・管理 市、都、日赤東京都支部</p> <p>大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。</p>	<p>第5節 義援金の取扱い</p> <p>■■■■■ 応急対策 ■■■■■</p> <p>1 義援金の受入れ・管理 市、都、日赤東京都支部</p> <p>大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入態勢を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。</p>	

Page	旧文書	新文書	備考
	(1) 受入窓口の決定【調整班、ボランティア班、都（総務局、 <b>福祉保健局</b> ）、日赤東京都支部】	(1) 受入窓口の決定【調整班、ボランティア班、都（総務局、 <b>福祉局</b> ）、日赤東京都支部】	
	市は、都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。	市は、都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口等について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。	
	(2) 受入れ及び管理【調整班、ボランティア班】	(2) 受入れ及び管理【調整班、ボランティア班】	
	<b>市</b> に直接義援金が贈られた場合、市は贈られた義援金を受領し、配分が決定するまで保管する。	<b>義援金募集前</b> に直接 <b>市</b> に義援金が贈られた場合、市は贈られた義援金を受領し、配分が決定するまで保管する。	
	<b>復旧対策</b>	<b>復旧対策</b>	
	1 義援金の取扱い   市、都、日赤東京都支部	1 義援金の取扱い   市、都、日赤東京都支部	
	(1) 東京都義援金配分委員会の設置【地域共生課、生活福祉課、都（総務局、 <b>福祉保健局</b> ）、日赤東京都支部】	(1) 東京都義援金配分委員会の設置【地域共生課、生活福祉課、都（総務局、 <b>福祉局</b> ）、日赤東京都支部】	
地-306	(4) 市に寄せられた義援金の配分【地域共生課、生活福祉課】	(4) 市に寄せられた義援金の配分【地域共生課、生活福祉課】	
	イ 義援金の使途については、義援金募集・配分の事務や防災 <b>ボランティア</b> 活動に要する経費などの使途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。	イ 義援金の使途については、義援金募集・配分の事務や防災 <b>ボランティア</b> 活動に要する経費などの使途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。	
	(5) 義援金の配分【都（総務局、 <b>福祉保健局</b> ）】	(5) 義援金の配分【都（総務局、 <b>福祉局</b> ）】	
	(6) 義援金の広報【都（総務局、 <b>福祉保健局</b> ）】	(6) 義援金の広報【都（総務局、 <b>福祉局</b> ）】	
地-307	<b>第6節 教育・保育の安全対策</b>	<b>第6節 教育・保育の安全対策</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	
地-309	2 応急教育の実施   市、都教育委員会、学校長	2 応急教育の実施   市、都教育委員会、学校長	
	(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】	(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】	
	イ 学校連絡調整班は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。	イ 学校連絡調整班は、被災学校ごとに担当職員 <b>及び</b> 指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。	
地-312	<b>第15章 災害救助法の適用</b>	<b>第15章 災害救助法の適用</b>	
	<b>第1節 災害救助法の適用</b>	<b>第1節 災害救助法の適用</b>	
	<b>応急対策</b>	<b>応急対策</b>	
	1 災害救助法の適用   本部長（市長）、市	1 災害救助法の適用   本部長（市長）、市	
	(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】	(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】	
	イ 把握する内容	イ 把握する内容	

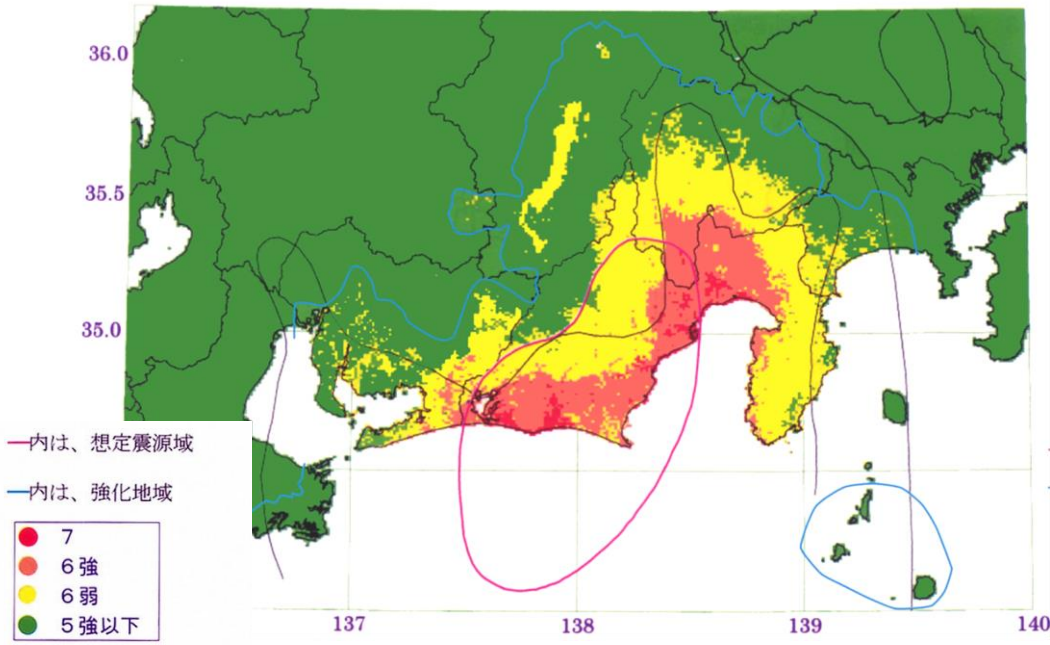
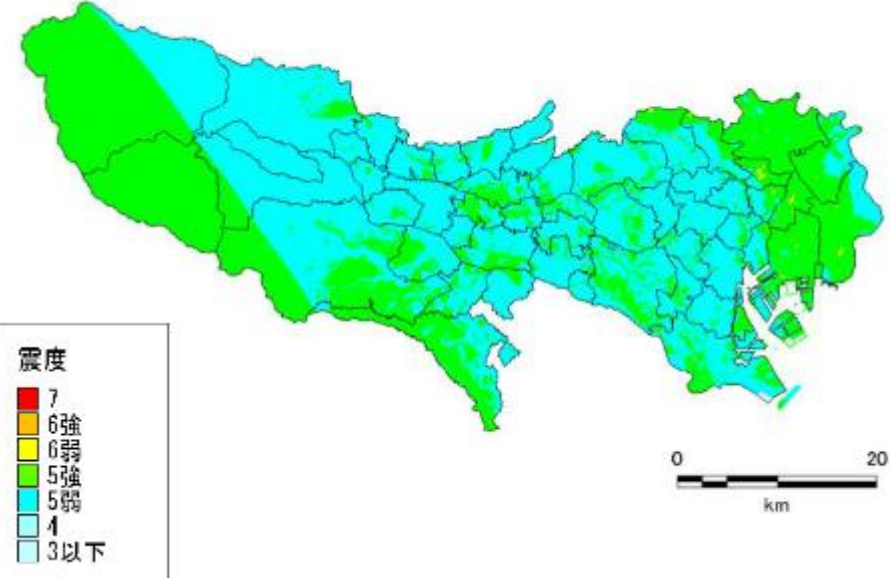


Page	旧文書	新文書	備考																
	各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。	各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。																	
地-313	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害種別</th> <th>把握する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td>1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>1 全壊・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害種別	把握する内容	人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況	住家被害	1 全壊・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害種別</th> <th>把握する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td> <td>1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況</td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td>1 全壊・<u>大規模半壊・中規模半壊</u>・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	被害種別	把握する内容	人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況	住家被害	1 全壊・ <u>大規模半壊・中規模半壊</u> ・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定	(略)	(略)	
被害種別	把握する内容																		
人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況																		
住家被害	1 全壊・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定																		
(略)	(略)																		
被害種別	把握する内容																		
人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況																		
住家被害	1 全壊・ <u>大規模半壊・中規模半壊</u> ・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定																		
(略)	(略)																		
	(2) 被害状況の報告【危機管理班】	(2) 被害状況の報告【危機管理班】																	
	ア 被害状況等報告	ア 被害状況等報告																	
	災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理班は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。	災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理班は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況等</th> <th>報告内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応</td> <td>地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。</td> </tr> <tr> <td>報告の方法</td> <td><del>都災害情報システム(D I S)</del>、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	状況等	報告内容	詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。	報告の方法	<del>都災害情報システム(D I S)</del> 、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況等</th> <th>報告内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応</td> <td>地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。</td> </tr> <tr> <td>報告の方法</td> <td>D I S、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	状況等	報告内容	詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。	報告の方法	D I S、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	(略)	(略)	
状況等	報告内容																		
詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。																		
報告の方法	<del>都災害情報システム(D I S)</del> 、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。																		
(略)	(略)																		
状況等	報告内容																		
詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。																		
報告の方法	D I S、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。																		
(略)	(略)																		
地-314	(3) 災害救助法の適用手続き【本部長（市長）、危機管理班】	(3) 災害救助法の適用手続き【本部長（市長）、危機管理班】																	
	ア 災害救助法の適用基準	ア 災害救助法の適用基準																	
	(ウ) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。	(ウ) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。																	
		<u>※滅失世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流失等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。</u>																	
	(エ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。	(エ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。																	
		<u>①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u>																	
		<u>②被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</u>																	
		<u>(オ) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内に</u>																	

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>おいて災害により被害を受けるおそれがある場合</u>	
	<del>※被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流失等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。</del>		
地-317	<b>第16章 震災復興</b>	<b>第16章 震災復興</b>	
	<b>第1節 復興の基本的考え方</b>	<b>第1節 復興の基本的考え方</b>	
	<p>大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。<del>そのような混乱状態を早期に解消し、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期す必要がある。</del></p> <p>(略)</p> <p>本市においても、復興計画策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」について、国・都と連携して対応を実施する。</p> <p><del>なお、復興計画は、市が策定する「西東京市震災復興マニュアル」に基づき作成を進める。</del></p>	<p>大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民を混乱と劣悪な生活環境、経済貧窮の中に陥れる。<u>この状態を早期に解消し、災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に、かつ早期に進めることが重要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>本市においても、復興計画策定から実施までの各過程で、「生活復興」と「都市復興」について、国・都と連携して対応していくため、「東京都震災復興マニュアル」の内容を踏まえ、災害対応マニュアルへの記載に努める。</p>	
	<b>第2節 復興の基本目標</b>	<b>第2節 復興の基本目標</b>	
	市民の <u>暮らし</u> を震災前の状態に復旧するとともに、その安定を図るため、次の復興の基本目標を定める。	市民の <u>暮らし</u> を震災前の状態に復旧するとともに、その安定を図るため、次の復興の基本目標を定める。	
	(1) 人々の <u>暮らし</u> のいち早い再建と安定	(1) 人々の <u>暮らし</u> のいち早い再建と安定	
	(5) 政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復	(5) <u>わが国</u> の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復	
	<b>第3節 震災復興計画等の策定</b>	<b>第3節 震災復興計画等の策定</b>	
地-318	<b>2 震災復興計画の策定</b>   市、都	<b>2 震災復興計画の策定</b>   市、都	
	震災後の復興に関して、市長は速やかに、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「西東京市震災復興基本方針」を策定し、公表する。この基本方針に基づき、復興本部は、震災復興計画及び特定分野復興計画を策定する。	震災後の復興に関して、市長は速やかに、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「西東京市震災復興方針」を策定し、公表する。この方針に基づき、復興本部は、震災復興計画及び特定分野復興計画を策定する。	
	(1) <b>震災復興基本方針の策定【企画政策課、都（総務局）】</b>	(1) <b>震災復興方針の策定【企画政策課、都（総務局）】</b>	
	市は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災復興基本方針」を踏まえ、都と協議しながら、「市震災復興基本方針」を定め、公表する。	市は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災復興方針」を踏まえ、都と協議しながら、「市震災復興方針」を定め、公表する。	
	(2) <b>震災復興計画の策定【企画政策課】</b>	(2) <b>震災復興計画の策定【企画政策課】</b>	
	市は、基本方針に基づき震災復興計画原案を作成し、市民等に提示して意見を求める。意見について調整の上、震災復興計画を決定し、公表する。	市は、 <u>震災復興方針</u> に基づき震災復興計画原案を作成し、市民等に提示して意見を求める。意見について調整の上、震災復興計画を決定し、公表する。	
	<b>3 都市復興基本計画の策定</b>   市、都	<b>3 都市復興基本計画の策定</b>   市、都	

Page	旧文書	新文書	備考
	(1) 家屋・住家被害調査の実施【市】	(1) 家屋・住家被害調査の実施【市】	
	市は、被災後1カ月以内に、復興整備条例に基づく復興地区区分の作成などの基礎資料として、家屋・住家被害 <del>状況</del> 調査を行い、被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。得られた情報は、市及び都において被害状況図及び家屋被害台帳として整理し、公表する。	市は、被災後1カ月以内に、復興整備条例に基づく復興地区区分の作成などの基礎資料として、家屋・住家被害 <del>状況</del> <u>認定</u> 調査を行い、被災市街地内の全建物の被害状況を把握する。得られた情報は、市及び都において被害状況図及び家屋被害台帳として整理し、公表する。	
	(2) 都市復興基本方針の策定【市、都】	(2) 都市復興基本方針の策定【市、都】	
	都市復興基本方針は、被災後速やかに都市復興の方向性を市民に示すためのものである。復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や、市街地復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。策定に当たっては都及び市の震災復興 <del>基本</del> 方針との整合性に留意する。	都市復興基本方針は、被災後速やかに都市復興の方向性を市民に示すためのものである。復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や、市街地復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示する。策定に当たっては都及び市の震災復興 <del>基本</del> 方針との整合性に留意する。	
地-319	(3) 都市復興基本計画（骨子案）の策定【市】	(3) 都市復興基本計画（骨子案）の策定【市】	
	市は、被災後2カ月以内に、都市復興基本方針の考え方をより具体化したものとして、「東京都 <del>都市</del> 復興基本計画（ <del>骨子案</del> ）」との整合を図りながら、地域特性を加味した都市復興基本計画（骨子案）を策定する。	市は、被災後2カ月以内に、都市復興基本方針の考え方をより具体化したものとして、「東京都復興基本計画（ <del>原案</del> ） <u>&lt;都市の復興&gt;</u> 」との整合を図りながら、地域特性を加味した都市復興基本計画（骨子案）を策定する。	
地-320	<b>第17章 南海トラフ地震等防災対策</b>	<b>第17章 南海トラフ地震等防災対策</b>	
	<b>第1節 対策の目的</b>	<b>第1節 対策の目的</b>	
	<b>1 策定の背景・方針</b>	<b>1 策定の背景・方針</b>	
	(略) また、気象庁では、平成29年11月から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始。東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行わないこととし、令和元年5月から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始したところである。	(略) また、気象庁では、平成29年11月から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始。東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行わないこととし、令和元年5月から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始したところである。	
		<u>令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」では、想定地震の一つとして南海トラフ地震による各種被害の想定がまとめられた。</u>	



Page	旧文書	新文書	備考
地-321	<p style="text-align: center;"><del>参考：東海地震に係る想定される震度分布（最大値）</del></p> 	 <p style="text-align: center;">参考図：南海トラフ巨大地震の震度分布  <u>（「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月））</u></p>	
2	<p>2 基本的な考え方</p>	<p>2 基本的な考え方</p>	
(1)	<p><del>本市は、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」によると、最大震度5強と予測されており、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい。そのため、南海トラフ地震等の影響により市内で震度4以上の地震が発生した場合の防災対策等については、地震・火山編第2部第12章までに記載されている内容に準じた対策を講ずるものとする。</del></p>	<p>（1）「<u>首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）</u>」によると、<u>南海トラフ巨大地震による本市の最大震度は震度5強と予測されており、多摩東部直下地震の最大震度である震度6強</u>よりも小さい。そのため、南海トラフ地震等の影響により市内で震度4以上の地震が発生した場合の防災対策等については、地震・火山編第12章までに記載されている内容に準じた対策を講ずるものとする。</p>	
(4)	<p><del>第2部第13章の南海トラフ地震等防災対策は、原則として、気象庁が南海トラフ地震臨時情報等を発表したときから、国が後発地震に対して注意する措置を解除するまでの間における対策を定めたものとする。</del></p>	<p>（4）<u>本章は、原則として、気象庁が南海トラフ地震臨時情報等を発表したときから、国が後発地震に対して注意する措置を解除するまでの間における対策を定めたものとする。</u></p>	
地-323	<p>第2節 南海トラフ地震について</p>	<p>第2節 南海トラフ地震について</p>	
1	<p>1 概要</p>	<p>1 概要</p>	
	<p>南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。南海トラフ沿いの地域においては、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%（<del>平成31年1月1日</del>現在）とされており、大規模地震発生 の切迫性が指摘されている。</p>	<p>南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。南海トラフ沿いの地域においては、<u>「平時」においても</u>マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%（<u>令和5年11月8日</u>現在）とされており、大規模地震発生 の切迫性が指摘されている。</p>	
3	<p>3 気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について</p>	<p>3 気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表について</p>	
	<p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、<del>有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行</del></p>	<p>気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合と<u>平時において</u>、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催している。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生 の</p>	



Page	旧文書	新文書	備考																														
	<p>う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を公表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。</p>	<p>可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を公表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。</p>																															
地-327	<p><b>4 国からの呼びかけについて</b></p> <p>国は気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を受け、内閣総理大臣から国民に対して、以下のイメージのとおり周知等を実施する。</p>	<p><b>4 国からの呼びかけについて</b></p> <p>国は気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を受け、内閣総理大臣から国民に対して、以下のイメージのとおり周知等を実施する。</p>																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表された情報名（キーワード）</th> <th>周知等の時期</th> <th>周知等のイメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>発表後</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意する。</li> <li>2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認する。</li> <li>3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続する。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>後発地震が発生しないまま1週間が経過</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震発生から1週間経過し、大規模地震への警戒措置をとるべき期間が経過した。</li> <li>2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない。</li> <li>3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>後発地震が発生しないまま2週間が経過</td> <td> <p><del>1—地震発生から2週間経過し、大規模地震への注意する措置をとるべき期間が経過した。</del></p> <p><del>2—地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。</del></p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>発表後</td> <td>家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、<u>1週間は地震に備える。</u></td> </tr> <tr> <td>後発地震が発生しないまま1週間が経過</td> <td>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。</td> </tr> </tbody> </table>	発表された情報名（キーワード）	周知等の時期	周知等のイメージ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表後	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意する。</li> <li>2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認する。</li> <li>3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続する。</li> </ol>	後発地震が発生しないまま1週間が経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震発生から1週間経過し、大規模地震への警戒措置をとるべき期間が経過した。</li> <li>2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない。</li> <li>3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。</li> </ol>	後発地震が発生しないまま2週間が経過	<p><del>1—地震発生から2週間経過し、大規模地震への注意する措置をとるべき期間が経過した。</del></p> <p><del>2—地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。</del></p>	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表後	家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、 <u>1週間は地震に備える。</u>	後発地震が発生しないまま1週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表された情報名（キーワード）</th> <th>周知等の時期</th> <th>周知等のイメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td> <td>発表後</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意し、<u>地震が発生したらすぐに避難するための準備をする。</u></li> <li>2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認する。</li> <li>3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続する。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>後発地震が発生しないまま1週間が経過</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震が発生したら<u>すぐに避難するための準備は継続する。</u></li> <li>2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない。</li> <li>3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>後発地震が発生しないまま2週間が経過</td> <td>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td> <td>発表後</td> <td>家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、<u>すぐに避難するための準備をする。</u></td> </tr> <tr> <td>後発地震が発生しないまま1週間が経過</td> <td>地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。</td> </tr> </tbody> </table>	発表された情報名（キーワード）	周知等の時期	周知等のイメージ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表後	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意し、<u>地震が発生したらすぐに避難するための準備をする。</u></li> <li>2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認する。</li> <li>3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続する。</li> </ol>	後発地震が発生しないまま1週間が経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震が発生したら<u>すぐに避難するための準備は継続する。</u></li> <li>2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない。</li> <li>3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。</li> </ol>	後発地震が発生しないまま2週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表後	家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、 <u>すぐに避難するための準備をする。</u>	後発地震が発生しないまま1週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。	
発表された情報名（キーワード）	周知等の時期	周知等のイメージ																															
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表後	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意する。</li> <li>2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認する。</li> <li>3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続する。</li> </ol>																															
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震発生から1週間経過し、大規模地震への警戒措置をとるべき期間が経過した。</li> <li>2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない。</li> <li>3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。</li> </ol>																															
	後発地震が発生しないまま2週間が経過	<p><del>1—地震発生から2週間経過し、大規模地震への注意する措置をとるべき期間が経過した。</del></p> <p><del>2—地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。</del></p>																															
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表後	家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、 <u>1週間は地震に備える。</u>																															
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。																															
発表された情報名（キーワード）	周知等の時期	周知等のイメージ																															
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表後	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体から発令される避難情報等に注意し、<u>地震が発生したらすぐに避難するための準備をする。</u></li> <li>2 家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認する。</li> <li>3 津波の到達前に避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続する。</li> </ol>																															
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震が発生したら<u>すぐに避難するための準備は継続する。</u></li> <li>2 地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない。</li> <li>3 避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える。</li> </ol>																															
	後発地震が発生しないまま2週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。																															
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表後	家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、 <u>すぐに避難するための準備をする。</u>																															
	後発地震が発生しないまま1週間が経過	地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る（後発地震に対して注意する措置を解除）。																															
地-329	<p><b>第3節 事前の備え</b></p> <p><b>1 広報及び教育</b></p> <p>南海トラフ地震の発生の可能性が示唆される場合（臨時情報等の発表等）に適切に対</p>	<p><b>第3節 事前の備え</b></p> <p><b>1 広報及び教育</b></p> <p>南海トラフ地震の発生の可能性が示唆される場合（臨時情報等の発表等）に適切に対</p>																															

Page	旧文書	新文書	備考				
	<p>応するためには、市民が南海トラフ地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が適切な行動がとれるように地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導をする。</p>	<p>応するためには、市民が南海トラフ地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が適切な行動がとれるように<u>不断に</u>地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導をする。</p>					
	(1) 防災広報	(1) 防災広報					
	<p>平時から、<del>臨時情報等の内容・予想震度・発表時にとられる</del>防災対策の内容等を広報し、被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。</p>	<p>平時から、<u>津波の高さ・津波の到達時間</u>、防災対策の内容等を広報し、被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。</p>					
		<p><u>また、地域の防災市民組織の育成やその活用、各種商工団体、PTA、その他の公共的団体、事業所等の協力を得るなど多様な手段を用い、住民等の立場を考慮した広報を行う。</u></p>					
	<del>ア</del> 基本的流れ	<u>ア</u> 主な広報内容					
	<p><del>広報の基本的流れは、①平時、②気象庁が臨時情報等を発表した時（南海トラフ地震に関連する情報を覚知した時）、③国が後発地震に対して注意する措置を解除した時とする。</del></p>						
	<del>イ</del> 実施事項の例						
	<p><del>(ア) 平時の広報</del>  a 南海トラフ地震についての教育、啓発及び指導  (イ) 気象庁が臨時情報等を発表した時の広報  a 臨時情報等発表時の情報提供や防災措置・各種規制の内容  b 予想震度、被害程度  e 市域で南海トラフ地震に関連する地震が発生した際の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項  d 住民の不安解消のため、各防災関係機関が行う措置  (ウ) 国が後発地震に対して注意する措置を解除した場合の広報  a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報  b 道路交通の混乱防止のための広報  e 危険箇所の点検、家具の転倒防止等安全対策のための広報  d 電話の輻輳（ふくそう）による混乱防止のための広報（災害用伝言ダイヤル等）  e 買い急ぎによる混乱防止のための広報  f 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報</p>	<p><u>1 南海トラフ地震臨時情報の内容及び、これに基づきとられる措置の内容</u>  <u>2 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識</u>  <u>3 地震及び津波に関する一般的な知識</u>  <u>4 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u>  <u>5 正確な情報の入手方法</u>  <u>6 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</u>  <u>7 各地域における避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u>  <u>8 各地域における指定緊急避難場所、避難経路等に関する知識</u>  <u>9 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u>  <u>10 津波避難意識向上を図る内容</u></p>					
地-330	<del>ウ</del> 広報手段	<u>イ</u> 広報手段					
	<p>国や都が実施するテレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報のほか、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報、<del>広報車</del>パンフレット等による広報を実施する。</p>	<p>国や都が実施するテレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報のほか、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報、パンフレット等による広報を実施する。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・新聞等による広報</td> <td>各報道機関は、南海トラフ地震に関する番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて南海</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・新聞等による広報	各報道機関は、南海トラフ地震に関する番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて南海	<table border="1"> <tr> <td>テレビ・ラジオ・新聞等による広報</td> <td>各報道機関は、南海トラフ地震に関する番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて南海ト</td> </tr> </table>	テレビ・ラジオ・新聞等による広報	各報道機関は、南海トラフ地震に関する番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて南海ト	
テレビ・ラジオ・新聞等による広報	各報道機関は、南海トラフ地震に関する番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて南海						
テレビ・ラジオ・新聞等による広報	各報道機関は、南海トラフ地震に関する番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。 また、市及び各防災関係機関は、提供番組等を通じて南海ト						

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>トラフ地震対策の内容の周知に努める。</p> <p>インターネット等による広報 ホームページに<b>速報情報を掲載し、混乱防止を図る。</b></p> <p>印刷物による広報 市広報誌をはじめ、各防災関係機関が、<del>各種印刷物により</del>防災知識の普及を図る。</p> <p>イベントや講演会等による広報 防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。</p>	<p>トラフ地震対策の内容の周知に努める。</p> <p>インターネット等による広報 ホームページや「東京都防災アプリ」など、<b>様々な媒体を通じ、自助の必要性に係る意識啓発を行う。</b></p> <p>印刷物による広報 市広報誌をはじめ、「<b>東京防災</b>」「<b>東京くらし防災</b>」等、各防災関係機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。</p> <p>イベントや講演会等による広報 防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。</p> <p><b>旅館及びマーケットをはじめ不特定多数の者が立ち寄る施設による広報</b> <b>現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、指定緊急避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。</b></p> <p><b>電気事業者・ガス事業者による広報</b> <b>電気、ガス等の住民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。</b></p> <p><b>通信事業者による広報</b> <b>1 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言サービスの利用体験、防災パンフレット等の配布</b> <b>2 災害用伝言サービスの利用方法等の紹介</b> <b>3 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援</b> <b>4 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動</b></p>	
	(2) 教育指導	(2) 教育指導	
	ア 幼児、児童・生徒に対する教育	ア 幼児、児童・生徒に対する教育	
	市及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。	市及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。	
	<p>教育指導事項 都教育委員会「安全教育プログラム」にお<b>ける</b>必ず指導する基本的事項に基づき指導する。 1 地震発生時の安全行動 2 登下校（園）時等の安全行動等</p> <p>教育指導方法 児童・生徒に対しては、「防災ノート ～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。</p>	<p>教育指導事項 都教育委員会「安全教育プログラム」にお<b>いて</b>必ず指導する基本的事項に基づき指導する。 1 地震発生時の安全行動 2 登下校（園）時等の安全行動等</p> <p>教育指導方法 児童・生徒に対しては、「<b>防災教育デジタル教材</b>」「防災ノート ～災害と安全～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。</p>	
地-331	イ 自動車運転者に対する教育	イ 自動車運転者に対する教育	
	都公安委員会は、 <del>南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合</del> に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。	都公安委員会は、 <b>津波警報等が発せられた場合又は津波が発生した場合</b> に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。	
	<p>教育指導事項 1 南海トラフ地震<b>に関する</b>基本的事項 2 道路交通と交通規制の概況 3 自動車運転者のとるべき措置 4 その他の防災措置等</p> <p>教育指導方法 1 運転免許更新時の講習 2 安全運転管理者講習 3 自動車教習所における教育、指導</p>	<p>教育指導事項 1 南海トラフ地震<b>等での津波の</b>基本的事項 2 道路交通と交通規制の概況 3 自動車運転者のとるべき措置 4 その他の防災措置等</p> <p>教育指導方法 1 運転免許更新時の講習 2 安全運転管理者講習 3 自動車教習所における教育、指導</p>	



Page	旧文書	新文書	備考																								
		<b>ウ 職員への教育</b>																									
		<u>市は、下記のような、発災時に職員が果たすべき役割に相応した防災教育を実施する。</u>																									
		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>地震及び津波に関する一般的な知識</u></li> <li>2 <u>南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識</u></li> <li>3 <u>南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></li> <li>4 <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u></li> <li>5 <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割</u></li> <li>6 <u>南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u></li> <li>7 <u>南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題</u></li> </ul>																									
地-332	<b>2 事業所に対する指導等</b>	<b>2 事業所に対する指導等</b>																									
地-333	<b>(2) 事業所防災計画等の作成に係る指導</b>	<b>(2) 事業所防災計画等の作成に係る指導</b>																									
	事業所防災計画等の指導を行う機関と、指導を行う対象事業所や指導内容は以下のとおりである。	事業所防災計画等の指導を行う機関と、指導を行う対象事業所や指導内容は以下のとおりである。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>対象事業所</th> <th>指導内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所</li> <li>2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</li> <li>3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項</li> <li>2 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）</li> <li>3 <del>事業所防災計画に定める事項</del></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>都福祉保健局及び保健所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物取締法の適用事業所</li> <li>2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項</li> <li>2 R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	対象事業所	指導内容	消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所</li> <li>2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</li> <li>3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項</li> <li>2 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）</li> <li>3 <del>事業所防災計画に定める事項</del></li> </ul>	(略)	(略)	(略)	都福祉保健局及び保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物取締法の適用事業所</li> <li>2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項</li> <li>2 R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>対象事業所</th> <th>指導内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所</li> <li>2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</li> <li>3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項</li> <li>2 <u>事業所防災計画に定める事項</u></li> <li>3 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>都保健医療局及び保健所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物取締法の適用事業所</li> <li>2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項</li> <li>2 R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	対象事業所	指導内容	消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所</li> <li>2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</li> <li>3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項</li> <li>2 <u>事業所防災計画に定める事項</u></li> <li>3 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）</li> </ul>	(略)	(略)	(略)	都保健医療局及び保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物取締法の適用事業所</li> <li>2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項</li> <li>2 R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項</li> </ul>	
機関	対象事業所	指導内容																									
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所</li> <li>2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</li> <li>3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項</li> <li>2 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）</li> <li>3 <del>事業所防災計画に定める事項</del></li> </ul>																									
(略)	(略)	(略)																									
都福祉保健局及び保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物取締法の適用事業所</li> <li>2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項</li> <li>2 R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項</li> </ul>																									
機関	対象事業所	指導内容																									
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防法（昭和23年法律第186号）及び東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所</li> <li>2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所</li> <li>3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防計画、全体についての消防計画等に定める事項</li> <li>2 <u>事業所防災計画に定める事項</u></li> <li>3 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。）</li> </ul>																									
(略)	(略)	(略)																									
都保健医療局及び保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物取締法の適用事業所</li> <li>2 R I（ラジオアイソトープ）使用医療機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 毒物、劇物施設に係る対応措置に関する事項</li> <li>2 R I使用医療機関に係る対応措置に関する事項</li> </ul>																									
	<b>3 防災訓練</b>	<b>3 防災訓練の充実</b>																									
地-335	<b>第4節—配備態勢等</b>	<b>第4節 南海トラフ地震臨時情報の発表を受けた対応</b>																									
		<b>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合</b>																									
		<u>市、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努める。</u>																									




Page	旧文書	新文書	備考																		
	<del>臨時情報等が発表された場合、又は知り得た場合、市及び防災関係機関は、災害対策組織の設置準備等のため必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え配備態勢を確立する。</del>																				
		<b>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</b>																			
		<u>市、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して次の期間注意する措置をとる。</u>																			
		<u>(1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード 7.0以上 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く）が発生する場合：1週間</u>																			
		<u>(2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合：プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間</u>																			
		<b>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</b>																			
		<u>市、各機関等は必要な体制を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。</u>																			
		<u>また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。</u>																			
		<u>なお、機関ごとの情報の伝達体制は、次のとおりとする。</u>																			
	<del>1 市・警察署・消防署・消防団</del>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <del>1 配備態勢 気象庁による臨時情報等発表時（南海トラフ地震に関連する情報を覚知した時）は、必要に応じて、情報連絡態勢または震災非常配備態勢をとる。（「地震・火山編」第2部第4章「応急対応力の強化」に準じた配備態勢をとる。）</del>  <del>2 掌握事務 ア 市内の被害状況、気象庁による臨時情報等の内容、国による国民に対する周知等の内容等、防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 社会的混乱防止のための広報の実施 ウ 都及び防災関係機関との連絡調整</del> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <del>1 現場警備本部の設置 警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</del>  <del>2 警備要員の参集 警備要員は、自所属に参集する。</del> </td> </tr> <tr> <td>消防署</td> <td> <del>平時の活動を継続しつつ、情報の監視を行い、警防本部長の「震災警戒第2態勢」発令をもって、下記事項に移行する。</del>  <del>1 全消防職員の非常参集</del> </td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	市	<del>1 配備態勢 気象庁による臨時情報等発表時（南海トラフ地震に関連する情報を覚知した時）は、必要に応じて、情報連絡態勢または震災非常配備態勢をとる。（「地震・火山編」第2部第4章「応急対応力の強化」に準じた配備態勢をとる。）</del> <del>2 掌握事務 ア 市内の被害状況、気象庁による臨時情報等の内容、国による国民に対する周知等の内容等、防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 社会的混乱防止のための広報の実施 ウ 都及び防災関係機関との連絡調整</del>	警察署	<del>1 現場警備本部の設置 警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</del> <del>2 警備要員の参集 警備要員は、自所属に参集する。</del>	消防署	<del>平時の活動を継続しつつ、情報の監視を行い、警防本部長の「震災警戒第2態勢」発令をもって、下記事項に移行する。</del> <del>1 全消防職員の非常参集</del>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td><u>情報を受けたときは、必要に応じて防災行政無線等により住民等に周知する。</u></td> </tr> <tr> <td>都各局</td> <td> <u>1 都総務局は、情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を市区町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の各関係機関に伝達</u>  <u>2 都各局は、都総務局から情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知</u>  <u>3 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に伝達</u>  <u>4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び市区町村教育委員会に伝達</u> </td> </tr> <tr> <td>警視庁</td> <td><u>都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達</u></td> </tr> <tr> <td>東京消防庁</td> <td><u>都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	市	<u>情報を受けたときは、必要に応じて防災行政無線等により住民等に周知する。</u>	都各局	<u>1 都総務局は、情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を市区町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の各関係機関に伝達</u> <u>2 都各局は、都総務局から情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知</u> <u>3 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に伝達</u> <u>4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び市区町村教育委員会に伝達</u>	警視庁	<u>都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達</u>	東京消防庁	<u>都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達</u>	
機関	内容																				
市	<del>1 配備態勢 気象庁による臨時情報等発表時（南海トラフ地震に関連する情報を覚知した時）は、必要に応じて、情報連絡態勢または震災非常配備態勢をとる。（「地震・火山編」第2部第4章「応急対応力の強化」に準じた配備態勢をとる。）</del> <del>2 掌握事務 ア 市内の被害状況、気象庁による臨時情報等の内容、国による国民に対する周知等の内容等、防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 社会的混乱防止のための広報の実施 ウ 都及び防災関係機関との連絡調整</del>																				
警察署	<del>1 現場警備本部の設置 警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</del> <del>2 警備要員の参集 警備要員は、自所属に参集する。</del>																				
消防署	<del>平時の活動を継続しつつ、情報の監視を行い、警防本部長の「震災警戒第2態勢」発令をもって、下記事項に移行する。</del> <del>1 全消防職員の非常参集</del>																				
機関	内容																				
市	<u>情報を受けたときは、必要に応じて防災行政無線等により住民等に周知する。</u>																				
都各局	<u>1 都総務局は、情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を市区町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の各関係機関に伝達</u> <u>2 都各局は、都総務局から情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知</u> <u>3 都生活文化スポーツ局は、上記2のほか、私立学校に伝達</u> <u>4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び市区町村教育委員会に伝達</u>																				
警視庁	<u>都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達</u>																				
東京消防庁	<u>都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達</u>																				

Page	旧文書	新文書	備考																
	<p><del>2—震災消防活動部隊の編成</del>  <del>3—防災関係機関への職員の派遣</del>  <del>4—救急医療情報の収集体制の強化</del>  <del>5—救助・救急資器材の準備</del>  <del>6—情報受信体制の強化</del>  <del>7—高所見張員の派遣</del>  <del>8—出火防止、初期消火等の広報の準備</del>  <del>9—その他消防活動上必要な情報の収集</del></p> <p>消防団  1—全消防団員の非常参集準備  2—救助・救急資器材の準備  3—情報受信体制の強化  4—出火防止、初期消火等の広報の準備  5—その他消防活動上必要な情報の収集</p>	<p>第三管 区海上 保安本 部  <u>情報を受けたときは、船舶に対する伝達（航行警報、安全通報等による）及び関係事業者への周知を行う。</u>  <u>「災害時における放送要請に関する覚書」を締結している放送機関に対し、速やかな放送を依頼する。</u></p> <p>その他 の防災 機関  <u>都総務局から通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達</u></p>																	
地-336	<b>2 防災関係機関等</b>	<b>2 防災関係機関等</b>																	
	臨時情報等が発表された場合、又は知り得た場合、各防災関係機関は職員参集など、次のとおり実状に応じた配備態勢をとる。	臨時情報等が発表された場合、又は知り得た場合、各防災関係機関は職員参集など、次のとおり実状に応じた配備態勢をとる。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西武鉄道(株)</td> <td>1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等</td> </tr> <tr> <td>各防災関係機関</td> <td>担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	西武鉄道(株)	1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。	NTT東日本	次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等	各防災関係機関	担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西武鉄道(株)</td> <td>1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本</td> <td>次のとおり対策組織を設置し、関係者を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等</td> </tr> <tr> <td>各防災関係機関</td> <td>担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内容	西武鉄道(株)	1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。	NTT東日本	次のとおり対策組織を設置し、関係者を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等	各防災関係機関	担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。	
機関	内容																		
西武鉄道(株)	1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。																		
NTT東日本	次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等																		
各防災関係機関	担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。																		
機関	内容																		
西武鉄道(株)	1 地震防災対策本部を設置する。 2 各駅は、地震防災対策に関する要員及び応急対策従事員を非常参集する。																		
NTT東日本	次のとおり対策組織を設置し、関係者を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害が発生した場合） 4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等																		
各防災関係機関	担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。																		
地-337	<b>第5節 臨時情報等発表時の応急活動体制</b>	<b>第5節 臨時情報等発表時の応急活動体制</b>																	
地-338	<b>2 相互応援協力</b>	<b>2 相互応援協力</b>																	
	(1) 相互協力態勢の確立	(1) 相互協力体制の確立																	
	臨時情報等の発表時において、単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。	臨時情報等の発表時において、単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。																	
	<b>3 臨時情報等発表時の広報</b>	<b>3 臨時情報等発表時の広報</b>																	

Page	旧文書		新文書		備考
地-339	都の広報 (略)	都は、都政広報番組（テレビ、ラジオ）やインターネット、 <del>ツイッタ</del> 等を最大限に活用して広報活動を行う。 また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。 (略)	都の広報 (略)	都は、都政広報番組（テレビ、ラジオ）やインターネット、 <u>SNS</u> 等を最大限に活用して広報活動を行う。 また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。 (略)	
地-340	(1) 臨時情報等の伝達		(1) 臨時情報等の伝達		
	ア 伝達態勢		ア 伝達体制		
地-342	4 火災・危険物等の対策		4 火災・危険物等の対策		
	(2) 危険物対策		(2) 危険物対策		
地-343	機関 消防署 (略)	対策 <del>石油危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。</del> <del>タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については立入検査等を適宜実施し、構造、設備については、法令基準に適合させるとともに当該基準が維持されるよう指導を強化する。</del> (略)	機関 (削除) (略)	対策 (削除) (略)	
	都福祉保健局	毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 臨時情報等の内容の収集及び伝達	都保健医療局	毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、移替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5 臨時情報等の内容の収集及び伝達	
地-348	7 学校、病院、社会福祉施設等の対策		7 学校、病院、社会福祉施設等の対策		
	(1) 学校（幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校、各種学校）		(1) 学校（幼稚園、小・中学校、特別支援学校、高等学校、各種学校）		
	イ 児童・生徒等の保護及び帰宅対応		イ 児童・生徒等の保護及び帰宅対応		
	(エ) 電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線が繋がりにくい状況を想定し、 <del>ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）</del> 、 <del>西東京市</del> 安全・安心いーなメール、伝言板システム等、各種メディアを活用した児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。		(エ) 電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線が繋がりにくい状況を想定し、SNS、安全・安心いーなメール、伝言板システム等、各種メディアを活用した児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。		
	10 電気、ガス、上下水道対策		10 電気、ガス、上下水道対策		
	(1) 電気（東京電力 <del>（株）</del> ）		(1) 電気（東京電力）		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	電力の	非常災害対策本部は、各電力会社と <del>締結した</del> 全国融通	電力の	非常災害対策本部は、各電力会社と <u>連携し</u> 、電力の緊	

Page	旧文書	新文書	備考																
	<table border="1"> <tr> <td>緊急融通</td> <td><del>電力需給契約</del>及び隣接する電力会社と締結した「<del>二社融通電力需給契約</del>」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	緊急融通	<del>電力需給契約</del> 及び隣接する電力会社と締結した「 <del>二社融通電力需給契約</del> 」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>緊急融通</td> <td>急融通体制について確認する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	緊急融通	急融通体制について確認する。	(略)	(略)									
緊急融通	<del>電力需給契約</del> 及び隣接する電力会社と締結した「 <del>二社融通電力需給契約</del> 」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。																		
(略)	(略)																		
緊急融通	急融通体制について確認する。																		
(略)	(略)																		
	(2) ガス (東京ガス <del>(株)</del> )	(2) ガス (東京ガス <del>グループ</del> )																	
	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>臨時情報等発表時の需要家に対する広報の内容等</td> <td>           1 広報の内容            ア 不使用ガス栓の閉止の確認            イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保            ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作            2 広報の方法  <del>ア</del> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。  <del>イ</del> 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。         </td> </tr> </table>	(略)	(略)	臨時情報等発表時の需要家に対する広報の内容等	1 広報の内容 ア 不使用ガス栓の閉止の確認 イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作 2 広報の方法 <del>ア</del> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 <del>イ</del> 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>臨時情報等発表時の需要家に対する広報の内容等</td> <td>           1 広報の内容            ア 不使用ガス栓の閉止の確認            イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保            ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作            2 広報の方法  <del>ア</del> <u>広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。</u>  <del>イ</del> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。  <del>ウ</del> 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。         </td> </tr> </table>	(略)	(略)	臨時情報等発表時の需要家に対する広報の内容等	1 広報の内容 ア 不使用ガス栓の閉止の確認 イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作 2 広報の方法 <del>ア</del> <u>広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。</u> <del>イ</del> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 <del>ウ</del> 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。									
(略)	(略)																		
臨時情報等発表時の需要家に対する広報の内容等	1 広報の内容 ア 不使用ガス栓の閉止の確認 イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作 2 広報の方法 <del>ア</del> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 <del>イ</del> 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。																		
(略)	(略)																		
臨時情報等発表時の需要家に対する広報の内容等	1 広報の内容 ア 不使用ガス栓の閉止の確認 イ 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ウ 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作 2 広報の方法 <del>ア</del> <u>広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。</u> <del>イ</del> テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 <del>ウ</del> 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。																		
地-356	11 生活物資対策	11 生活物資対策																	
	(2) 物資の事前確保 ア 必要な物資の調達計画を策定 イ 状況により、物資の調達を都 <del>福祉保健局</del> に要請	(2) 物資の事前確保 ア 必要な物資の調達計画を策定 イ 状況により、物資の調達を都 <del>福祉局</del> に要請																	
地-357	13 避難対策	13 避難対策																	
	(2) 臨時情報等発表時における対応	(2) 臨時情報等発表時における対応																	
	<table border="1"> <tr> <td>避難情報の発令</td> <td>本部長（市長）は、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する。</td> </tr> <tr> <td>避難所開設に伴う対応措置</td> <td>           1 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都<del>福祉保健局</del>、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都<del>福祉保健局</del>への報告は、原則として、<del>都災害情報システム(D I S)</del>への入力により行う。            2 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出し、その他による食品の供給を行う。            3 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難生活の維持・運営</td> <td>           1 配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。            2 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都<del>福祉保健局</del>、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。         </td> </tr> </table>	避難情報の発令	本部長（市長）は、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する。	避難所開設に伴う対応措置	1 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都 <del>福祉保健局</del> 、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都 <del>福祉保健局</del> への報告は、原則として、 <del>都災害情報システム(D I S)</del> への入力により行う。 2 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出し、その他による食品の供給を行う。 3 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。	(略)	(略)	避難生活の維持・運営	1 配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。 2 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都 <del>福祉保健局</del> 、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。	<table border="1"> <tr> <td>避難情報の発令</td> <td>本部長（市長）は、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する。</td> </tr> <tr> <td>避難所開設に伴う対応措置</td> <td>           1 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都<del>福祉局</del>、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都<del>福祉局</del>への報告は、原則として、D I Sへの入力により行う。            2 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出し、その他による食品の供給を行う。            3 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難生活の維持・運営</td> <td>           1 配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。            2 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都<del>福祉局</del>、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。         </td> </tr> </table>	避難情報の発令	本部長（市長）は、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する。	避難所開設に伴う対応措置	1 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都 <del>福祉局</del> 、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都 <del>福祉局</del> への報告は、原則として、D I Sへの入力により行う。 2 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出し、その他による食品の供給を行う。 3 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。	(略)	(略)	避難生活の維持・運営	1 配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。 2 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都 <del>福祉局</del> 、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。	
避難情報の発令	本部長（市長）は、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する。																		
避難所開設に伴う対応措置	1 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都 <del>福祉保健局</del> 、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都 <del>福祉保健局</del> への報告は、原則として、 <del>都災害情報システム(D I S)</del> への入力により行う。 2 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出し、その他による食品の供給を行う。 3 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。																		
(略)	(略)																		
避難生活の維持・運営	1 配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。 2 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都 <del>福祉保健局</del> 、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。																		
避難情報の発令	本部長（市長）は、臨時情報等が発表された場合、必要に応じて関係機関と協力して迅速に避難情報を発令する。																		
避難所開設に伴う対応措置	1 本部長（市長）は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都 <del>福祉局</del> 、警察署、消防署、水道局及び保健所等関係機関に連絡する。都 <del>福祉局</del> への報告は、原則として、D I Sへの入力により行う。 2 避難所の運営に必要な調理・給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備する。食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出し、その他による食品の供給を行う。 3 情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。																		
(略)	(略)																		
避難生活の維持・運営	1 配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。 2 本部長（市長）は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などが必要な場合は、都 <del>福祉局</del> 、水道局等関係機関に要請又は連絡をする。																		



Page	旧文書	新文書	備考
地-358	<b>第6節 市民・事業所等のとるべき措置</b>	<b>第6節 市民・事業所等のとるべき措置</b>	
	1 市民のとるべき措置	1 市民のとるべき措置	
	(1) 平時	(1) 平時	
	<p>(略)</p> <p>エ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。</p> <p>オ 飲料水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及びローリングストックなどを活用し食料の3日分程度以上の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオ・モバイルバッテリーなど非常持出用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。</p> <p>カ 家族で対応措置を話し合っておく。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>エ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。</p> <p>オ 飲料水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及びローリングストックなどを活用し食料の3日分程度以上（推奨1週間分）の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオ・モバイルバッテリーなど非常持出用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。</p> <p>カ 家族で対応措置を話し合っておく。</p> <p>(略)</p>	
地-363	<b>第4部 火山編</b>	<b>第4部 富士山等噴火降灰対策</b>	
		<b>第1章 噴火による被害想定</b>	
		<u>本計画では、富士山ハザードマップ検討委員会報告書における被害想定及び大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループにおけるモデルケースを、降灰における対策計画の基礎とする。</u>	
		<u>平成16年(2004年)6月に「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」において、富士山噴火における被害想定が公表された。</u>	
		 <p style="text-align: center;">西東京市</p>	
		<u>図 降灰の可能性マップ</u>	

Page	旧文書	新文書	備考																										
		<p align="center"><u>＜富士山火山ハザードマップ検討委員会（改定版）報告書（令和3年3月）＞</u></p>																											
		<p><u>上記の報告書では、東京都は富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰による被害が想定されている。</u></p> <p><u>なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ・火口の出現位置・噴火規模・噴火の季節等の様々な条件によって変化する。</u></p>																											
地-364		<p><u>噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。</u></p>																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1386 1257 1605 1289">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1611 1257 2490 1289">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1386 1293 1605 1402" rowspan="3"><u>噴火の規模等</u></td> <td data-bbox="1611 1293 1860 1325"><u>規模</u></td> <td data-bbox="1866 1293 2490 1325">宝永噴火と同程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1329 1860 1360"><u>継続時間</u></td> <td data-bbox="1866 1329 2490 1360">16日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1365 1860 1402"><u>時期</u></td> <td data-bbox="1866 1365 2490 1402">①梅雨期 ②その他の時期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1407 1605 1438"><u>被害の原因</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1611 1407 2490 1438">降灰</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1442 1605 1474"><u>被害の範囲</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1611 1442 2490 1474">都内全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1478 1605 1545" rowspan="2"><u>被害の程度</u></td> <td colspan="2" data-bbox="1611 1478 2490 1512">八王子市及び町田市の一部 10 cm程度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1611 1516 2490 1545">その他の地域 2～10cm程度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1386 1549 1605 1688" rowspan="2"><u>被害の概要</u></td> <td data-bbox="1611 1549 1860 1617"><u>降灰に伴うもの</u></td> <td data-bbox="1866 1549 2490 1617">健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1621 1860 1688"><u>降灰後の降雨等に伴うもの</u></td> <td data-bbox="1866 1621 2490 1688">洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容		<u>噴火の規模等</u>	<u>規模</u>	宝永噴火と同程度	<u>継続時間</u>	16日間	<u>時期</u>	①梅雨期 ②その他の時期	<u>被害の原因</u>	降灰		<u>被害の範囲</u>	都内全域		<u>被害の程度</u>	八王子市及び町田市の一部 10 cm程度		その他の地域 2～10cm程度		<u>被害の概要</u>	<u>降灰に伴うもの</u>	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響	<u>降灰後の降雨等に伴うもの</u>	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害	
区分	内容																												
<u>噴火の規模等</u>	<u>規模</u>	宝永噴火と同程度																											
	<u>継続時間</u>	16日間																											
	<u>時期</u>	①梅雨期 ②その他の時期																											
<u>被害の原因</u>	降灰																												
<u>被害の範囲</u>	都内全域																												
<u>被害の程度</u>	八王子市及び町田市の一部 10 cm程度																												
	その他の地域 2～10cm程度																												
<u>被害の概要</u>	<u>降灰に伴うもの</u>	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響																											
	<u>降灰後の降雨等に伴うもの</u>	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害																											
地-365		<p><u>＜参考＞降灰による影響の模式図（1）</u></p>																											

Page	旧文書	新文書	備考																								
		<p style="text-align: center;"><b>人流・物流への影響</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">人の移動</th> <th style="width: 50%;">物資</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">火山灰の堆積厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わずかな降灰での鉄道停止や道路渋滞で、出勤や移動が困難に</td> <td>買い占めに走る人が現れ、食料や飲料水などが品薄に</td> <td rowspan="2">微塵</td> <td rowspan="2">0.3cm</td> </tr> <tr> <td>路面の火山灰0.3cmで道路が渋滞し、車の移動に時間がかかる</td> <td>道路の輸送力低下で物流が滞り、各店舗の商品が在庫切れに</td> </tr> <tr> <td>3cm</td> <td>3cm</td> <td rowspan="3">3cm</td> <td rowspan="3">10cm</td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>10cm</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>30cm</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>45cm</td> <td rowspan="2">45cm</td> <td rowspan="2">45cm</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>45cm</td> </tr> </tbody> </table> <p> <b>大規模降灰時の主な移動手段</b>  <b>物流麻痺で生活物資が不足</b> </p> <p> <b>参考</b>          野への影響を矢印で表示、雨の影を受けやすい場合、矢印の矢印も追加       </p>	人の移動	物資	種別	火山灰の堆積厚	わずかな降灰での鉄道停止や道路渋滞で、出勤や移動が困難に	買い占めに走る人が現れ、食料や飲料水などが品薄に	微塵	0.3cm	路面の火山灰0.3cmで道路が渋滞し、車の移動に時間がかかる	道路の輸送力低下で物流が滞り、各店舗の商品が在庫切れに	3cm	3cm	3cm	10cm	10cm	10cm	30cm	30cm	45cm	45cm	45cm	45cm	45cm	45cm	
人の移動	物資	種別	火山灰の堆積厚																								
わずかな降灰での鉄道停止や道路渋滞で、出勤や移動が困難に	買い占めに走る人が現れ、食料や飲料水などが品薄に	微塵	0.3cm																								
路面の火山灰0.3cmで道路が渋滞し、車の移動に時間がかかる	道路の輸送力低下で物流が滞り、各店舗の商品が在庫切れに																										
3cm	3cm	3cm	10cm																								
10cm	10cm																										
30cm	30cm																										
45cm	45cm	45cm	45cm																								
45cm	45cm																										
地-366		<p style="text-align: center;"><b>&lt;参考&gt;降灰による影響の模式図(2)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">交通</th> <th style="width: 10%;">種別</th> <th style="width: 10%;">火山灰の堆積厚</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">道路</th> <th style="width: 50%;">鉄道</th> <td rowspan="2">微塵</td> <td rowspan="2">0.3cm</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           鉄道停止の余波で道路交通量が激増            0.3cmの路面への降灰でスリップする車続出、速度低下や渋滞が発生         </td> <td>           微塵でも降灰が物になると、運行に影響が生じる         </td> </tr> <tr> <td>3cm</td> <td>3cm</td> <td rowspan="3">3cm</td> <td rowspan="3">10cm</td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>10cm</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>30cm</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>45cm</td> <td rowspan="2">45cm</td> <td rowspan="2">45cm</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>45cm</td> </tr> </tbody> </table> <p> <b>大部分で運行停止</b>  <b>信号や踏切の動作不良などで運行停止に</b> </p> <p> <b>参考</b>          野への影響を矢印で表示、雨の影を受けやすい場合、矢印の矢印も追加       </p>	交通		種別	火山灰の堆積厚	道路	鉄道	微塵	0.3cm	鉄道停止の余波で道路交通量が激増 0.3cmの路面への降灰でスリップする車続出、速度低下や渋滞が発生	微塵でも降灰が物になると、運行に影響が生じる	3cm	3cm	3cm	10cm	10cm	10cm	30cm	30cm	45cm	45cm	45cm	45cm	45cm	45cm	
交通		種別	火山灰の堆積厚																								
道路	鉄道	微塵	0.3cm																								
鉄道停止の余波で道路交通量が激増 0.3cmの路面への降灰でスリップする車続出、速度低下や渋滞が発生	微塵でも降灰が物になると、運行に影響が生じる																										
3cm	3cm	3cm	10cm																								
10cm	10cm																										
30cm	30cm																										
45cm	45cm	45cm	45cm																								
45cm	45cm																										
地-367		<p style="text-align: center;"><b>&lt;参考&gt;降灰による影響の模式図(3)</b></p>																									

参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月，富士山火山防災対策協議会）

Page	旧文書	新文書	備考																																																		
		<div data-bbox="1715 205 2148 940"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建 物</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <th>木造住宅</th> <th>体育館など (長スパンの建物)</th> <th>火山灰 の堆積厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>微塵</td> </tr> <tr> <td>30 〜 40cm 以上で 木造家屋倒壊 のリスクが発生する</td> <td>10cm前後で地域の積雪荷重を超える積雪量があると倒壊の危険あり。避難所や滞在施設で使用不可</td> <td>0.3cm</td> </tr> <tr> <td>降雨時1cm以上で土石流発生。建物が流される危険も</td> <td></td> <td>3cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>45cm</td> </tr> <tr> <td>木造建物の場合、30cm以上の火山灰が堆積し、さらに雨が降って重たくなると倒壊する可能性。ドライの場合は45cmの堆積厚で壊れることも。</td> <td>体育館など建物を支える支柱と支柱の間が長く、勾配の緩やかな屋根を持つ大型建物の場合は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると壊れる可能性大。</td> <td><b>参 考</b> 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。マークの矢印も追記。</td> </tr> <tr> <td><b>木造建物は30cm以上の降灰で注意</b></td> <td><b>体育館などは降灰の重みに弱い</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:電気を絶縁し、電線を支えるための器具。</p> </div> <p data-bbox="1368 989 2178 1016">参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月、富士山火山防災対策協議会）を基に作成</p>	建 物		種 別	木造住宅	体育館など (長スパンの建物)	火山灰 の堆積厚			微塵	30 〜 40cm 以上で 木造家屋倒壊 のリスクが発生する	10cm前後で地域の積雪荷重を超える積雪量があると倒壊の危険あり。避難所や滞在施設で使用不可	0.3cm	降雨時1cm以上で土石流発生。建物が流される危険も		3cm			10cm			30cm			45cm	木造建物の場合、30cm以上の火山灰が堆積し、さらに雨が降って重たくなると倒壊する可能性。ドライの場合は45cmの堆積厚で壊れることも。	体育館など建物を支える支柱と支柱の間が長く、勾配の緩やかな屋根を持つ大型建物の場合は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると壊れる可能性大。	<b>参 考</b> 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。マークの矢印も追記。	<b>木造建物は30cm以上の降灰で注意</b>	<b>体育館などは降灰の重みに弱い</b>																						
建 物		種 別																																																			
木造住宅	体育館など (長スパンの建物)	火山灰 の堆積厚																																																			
		微塵																																																			
30 〜 40cm 以上で 木造家屋倒壊 のリスクが発生する	10cm前後で地域の積雪荷重を超える積雪量があると倒壊の危険あり。避難所や滞在施設で使用不可	0.3cm																																																			
降雨時1cm以上で土石流発生。建物が流される危険も		3cm																																																			
		10cm																																																			
		30cm																																																			
		45cm																																																			
木造建物の場合、30cm以上の火山灰が堆積し、さらに雨が降って重たくなると倒壊する可能性。ドライの場合は45cmの堆積厚で壊れることも。	体育館など建物を支える支柱と支柱の間が長く、勾配の緩やかな屋根を持つ大型建物の場合は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると壊れる可能性大。	<b>参 考</b> 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。マークの矢印も追記。																																																			
<b>木造建物は30cm以上の降灰で注意</b>	<b>体育館などは降灰の重みに弱い</b>																																																				
地-368		<p data-bbox="1368 1045 1863 1073">&lt;参考&gt;降灰による影響の模式図（4）</p> <div data-bbox="1605 1100 2258 1730"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">ライフライン</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <th>下水道</th> <th>上水道</th> <th>通信</th> <th>電力</th> <th>火山灰 の堆積厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堆積厚に関わらず影響が発生</td> <td>堆積厚に関わらず影響が発生</td> <td>噴火直後、大量のアクセスにより電圧が下がりにくくなる</td> <td>堆積厚6cm程度から火力発電所の発電量が低下</td> <td>微塵</td> </tr> <tr> <td>下水道の汚染池の火山灰堆積による汚染の目撃事例などで、下水道の使用が制限される可能性が</td> <td>川などの流水に火山灰が混入し、水質が悪化し水不足に等しい断水する可能性も</td> <td>0.3cm程度以上の灰に降ると、携帯電話のアンテナに火山灰が付着して、通話・通信が不安定になる</td> <td>10cm以上の降灰に雨が降ると、倒木・断線が</td> <td>0.3cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10cm以上積もると、ドライでも雨でも携帯電話基地局の空回設備に不具合が生じ、基地機能が低下</td> <td>0.3cm以上の降灰に雨が降ると、電線の地絡低下で停電する</td> <td>3cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>45cm</td> </tr> <tr> <td>火山灰を洗い流したり、雨が降ったりすると、下水道の中で火山灰が詰まって、雨水があふれる。さらに停電でポンプや設備が燃料切れになると下水道使用が制限される。</td> <td>浄水場や河川に降灰すると、水質が悪化し、水道水が飲用に適さなくなる。停電エリアでは浄水場が機能停止し、断水が発生する。</td> <td>降雨でアンテナに火山灰が付着すれば通信障害が起きる。また、長引く停電で携帯電話の非常用バッテリーが切れれば、基地局の機能が停止する。</td> <td>火山灰によって鉄塔や電柱、電線などに異常が起きると停電が発生する。また、道路の通行不能により復旧現場へ行けず、復旧までに時間がかかる。</td> <td><b>参 考</b> 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。マークの矢印も追記。</td> </tr> <tr> <td><b>火山灰を流すと下水管が詰まる</b></td> <td><b>飲み水の断水が続けば命の危険</b></td> <td><b>通話・通信にスマホの使用が困難</b></td> <td><b>道路通行不能で停電が長引く可能性</b></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2:下水処理場内に設けられた、汚水内のゴミや砂を取り除くための設備。</p> </div> <p data-bbox="1368 1791 2178 1818">参考：富士山火山避難基本計画（令和5年3月、富士山火山防災対策協議会）を基に作成</p>	ライフライン				種 別	下水道	上水道	通信	電力	火山灰 の堆積厚	堆積厚に関わらず影響が発生	堆積厚に関わらず影響が発生	噴火直後、大量のアクセスにより電圧が下がりにくくなる	堆積厚6cm程度から火力発電所の発電量が低下	微塵	下水道の汚染池の火山灰堆積による汚染の目撃事例などで、下水道の使用が制限される可能性が	川などの流水に火山灰が混入し、水質が悪化し水不足に等しい断水する可能性も	0.3cm程度以上の灰に降ると、携帯電話のアンテナに火山灰が付着して、通話・通信が不安定になる	10cm以上の降灰に雨が降ると、倒木・断線が	0.3cm			10cm以上積もると、ドライでも雨でも携帯電話基地局の空回設備に不具合が生じ、基地機能が低下	0.3cm以上の降灰に雨が降ると、電線の地絡低下で停電する	3cm					10cm					30cm					45cm	火山灰を洗い流したり、雨が降ったりすると、下水道の中で火山灰が詰まって、雨水があふれる。さらに停電でポンプや設備が燃料切れになると下水道使用が制限される。	浄水場や河川に降灰すると、水質が悪化し、水道水が飲用に適さなくなる。停電エリアでは浄水場が機能停止し、断水が発生する。	降雨でアンテナに火山灰が付着すれば通信障害が起きる。また、長引く停電で携帯電話の非常用バッテリーが切れれば、基地局の機能が停止する。	火山灰によって鉄塔や電柱、電線などに異常が起きると停電が発生する。また、道路の通行不能により復旧現場へ行けず、復旧までに時間がかかる。	<b>参 考</b> 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。マークの矢印も追記。	<b>火山灰を流すと下水管が詰まる</b>	<b>飲み水の断水が続けば命の危険</b>	<b>通話・通信にスマホの使用が困難</b>	<b>道路通行不能で停電が長引く可能性</b>		
ライフライン				種 別																																																	
下水道	上水道	通信	電力	火山灰 の堆積厚																																																	
堆積厚に関わらず影響が発生	堆積厚に関わらず影響が発生	噴火直後、大量のアクセスにより電圧が下がりにくくなる	堆積厚6cm程度から火力発電所の発電量が低下	微塵																																																	
下水道の汚染池の火山灰堆積による汚染の目撃事例などで、下水道の使用が制限される可能性が	川などの流水に火山灰が混入し、水質が悪化し水不足に等しい断水する可能性も	0.3cm程度以上の灰に降ると、携帯電話のアンテナに火山灰が付着して、通話・通信が不安定になる	10cm以上の降灰に雨が降ると、倒木・断線が	0.3cm																																																	
		10cm以上積もると、ドライでも雨でも携帯電話基地局の空回設備に不具合が生じ、基地機能が低下	0.3cm以上の降灰に雨が降ると、電線の地絡低下で停電する	3cm																																																	
				10cm																																																	
				30cm																																																	
				45cm																																																	
火山灰を洗い流したり、雨が降ったりすると、下水道の中で火山灰が詰まって、雨水があふれる。さらに停電でポンプや設備が燃料切れになると下水道使用が制限される。	浄水場や河川に降灰すると、水質が悪化し、水道水が飲用に適さなくなる。停電エリアでは浄水場が機能停止し、断水が発生する。	降雨でアンテナに火山灰が付着すれば通信障害が起きる。また、長引く停電で携帯電話の非常用バッテリーが切れれば、基地局の機能が停止する。	火山灰によって鉄塔や電柱、電線などに異常が起きると停電が発生する。また、道路の通行不能により復旧現場へ行けず、復旧までに時間がかかる。	<b>参 考</b> 火山灰の堆積厚による各分野への影響を矢印で表示。マークの矢印も追記。																																																	
<b>火山灰を流すと下水管が詰まる</b>	<b>飲み水の断水が続けば命の危険</b>	<b>通話・通信にスマホの使用が困難</b>	<b>道路通行不能で停電が長引く可能性</b>																																																		
地-369		<p data-bbox="1368 1864 1902 1906"><b>第2章 災害予防計画</b></p>																																																			



Page	旧文書	新文書	備考																								
		<b>第1節 降灰対策</b>																									
		<b>予 防 対 策</b>																									
		<b>1 各防災機関の予防業務及び役割</b> 市、都、関係機関																									
		「第1部 総則 第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱 第3節 防災関係機関の業務大綱」に準ずる。																									
		<b>2 火山観測体制</b> 国、気象庁																									
		(1) 富士山における国の火山観測体制																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>気象庁</th> <th>東京大学地震研究所</th> <th>防災科学技術研究所</th> <th>国の他の機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震計：6台</td> <td>地震計：8台</td> <td>地震計：6台</td> <td>国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。</td> </tr> <tr> <td>GNSS：3台</td> <td>傾斜計：1台</td> <td>傾斜計：6台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空振計：2台</td> <td>歪計：1台</td> <td>雨量計：4台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>傾斜計：2台</td> <td>体積温度計：1台</td> <td>気圧計：4台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視カメラ：1台</td> <td>全磁力：1台</td> <td>GNSS：6台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関	地震計：6台	地震計：8台	地震計：6台	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。	GNSS：3台	傾斜計：1台	傾斜計：6台		空振計：2台	歪計：1台	雨量計：4台		傾斜計：2台	体積温度計：1台	気圧計：4台		監視カメラ：1台	全磁力：1台	GNSS：6台		
気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関																								
地震計：6台	地震計：8台	地震計：6台	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。																								
GNSS：3台	傾斜計：1台	傾斜計：6台																									
空振計：2台	歪計：1台	雨量計：4台																									
傾斜計：2台	体積温度計：1台	気圧計：4台																									
監視カメラ：1台	全磁力：1台	GNSS：6台																									
		(2) 気象庁の実施する火山観測																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震動観測</td> <td>地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。</td> </tr> <tr> <td>地殻変動観測</td> <td>GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。</td> </tr> <tr> <td>表面現象の観測</td> <td>監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。</td> </tr> <tr> <td>その他の観測</td> <td>磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。	地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。	表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。	その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。															
区分	内容																										
震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。																										
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。																										
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。																										
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。																										
		<b>3 訓練及び防災知識の普及</b> 市、警察署、消防署、消防団、教育委員会、報道機関																									
		「第2部 災害予防計画 第1章 市民と地域の防災力向上 第1節 自助による市民の防災力向上」に準ずる。																									
		<b>4 住民等の防災力向上</b> 市、警察署、消防署、消防団、教育委員会、報道機関																									
		「第2部 災害予防計画 第1章 市民と地域の防災力向上 第1節 自助による市民の防災力向上」に準ずるほか、以下の内容を実施する。																									
地-370		(1) 日頃から報道機関、市、都を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。																									
		(2) 降灰時の屋内退避に備え、以下の物品を備蓄に努める。																									
		・防塵マスク、防塵ゴーグル																									

Page	旧文書	新文書	備考
		<u>・火山灰の清掃用具（ほうき、塵取り、スコップ）</u>	
		<u>・火山灰の回収用ゴミ袋</u>	
		<u>・収集した火山灰の運搬用リヤカー</u>	
		<u>・食料、飲料水、衣料品、携帯ラジオ等（震災対策と共通）</u>	
		<u>(3) 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。</u>	
		<u>(4) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。</u>	
		<u>(5) 事業所は、噴火から市への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。</u>	
		<u>5 ボランティア等との連携</u>   <u>市、警察署、消防署、日赤東京都支部、社会福祉協議会</u>	
		<u>「第2部 災害予防計画 第1章 市民と地域の防災力向上 第6節 ボランティアとの連携」に準ずる。</u>	
		<u>6 要配慮者の安全確保</u>   <u>市、都、警察署、消防署</u>	
		<u>「第2部 災害予防計画 第8章 避難者対策 第3節 要配慮者対策」に準ずる。</u>	
地-371		<b>第3章 災害応急復旧計画</b>	
		<b>第1節 降灰対策</b>	
		<b>応 急 対 策</b>	
		<u>1 応急活動体制</u>   <u>市</u>	
		<u>市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、都、他の市区町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、市民等と連携して、災害応急対策の実施に努める。</u>	
		<u>市の活動体制については、「第3部 災害応急・復旧計画 第1章 初動態勢 第1節 災害活動体制」に準ずる。</u>	
	<b>第1節 情報の収集・伝達</b>	<b>第2節 情報の収集・伝達</b>	
		<b>応 急 対 策</b>	
		<u>1 情報の収集・伝達</u>   <u>市、気象庁</u>	
		<u>(1) 降灰予報</u>	

Page	旧文書	新文書	備考																												
		気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>降灰予報 (定時)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表</li> <li>2 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (速報)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表</li> <li>2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</li> <li>3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</li> <li>4 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度で)発表</li> <li>5 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>降灰予報 (詳細)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表</li> <li>2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</li> <li>3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</li> <li>4 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表</li> <li>5 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表</li> <li>2 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>	降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表</li> <li>2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</li> <li>3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</li> <li>4 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度で)発表</li> <li>5 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>	降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表</li> <li>2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</li> <li>3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</li> <li>4 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表</li> <li>5 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供</li> </ul>																					
種類	内容																														
降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表</li> <li>2 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>																														
降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表</li> <li>2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</li> <li>3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</li> <li>4 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5～10分程度で)発表</li> <li>5 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</li> </ul>																														
降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表</li> <li>2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表</li> <li>3 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表</li> <li>4 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表</li> <li>5 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供</li> </ul>																														
地-372		(2) 降灰量階級表																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">表現例</th> <th colspan="2">影響と取るべき行動</th> <th rowspan="2">その他の影響</th> </tr> <tr> <th>降灰の厚さ</th> <th>路面や視界のイメージ</th> <th>人</th> <th>道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1mm以上</td> <td>路面が完全に火山灰で覆われ、視界不良となる。</td> <td>外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。</td> <td>運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。</td> <td>がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm～1mm</td> <td>火山灰が降っているのが明らかに分かり、道路の白線は見えにくくなる。</td> <td>マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。</td> <td>徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある。</td> <td>稲などの農作物が収穫できなくなるほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm未満</td> <td>火山灰が降っているのがようやく分かり、うっ</td> <td>窓を閉める</td> <td>フロントガラスの除灰</td> <td>航空機の運航不可</td> </tr> </tbody> </table>	名称	表現例		影響と取るべき行動		その他の影響	降灰の厚さ	路面や視界のイメージ	人	道路	多量	1mm以上	路面が完全に火山灰で覆われ、視界不良となる。	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。	やや多量	0.1mm～1mm	火山灰が降っているのが明らかに分かり、道路の白線は見えにくくなる。	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある。	稲などの農作物が収穫できなくなるほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。	少量	0.1mm未満	火山灰が降っているのがようやく分かり、うっ	窓を閉める	フロントガラスの除灰	航空機の運航不可	
名称	表現例			影響と取るべき行動		その他の影響																									
	降灰の厚さ	路面や視界のイメージ	人	道路																											
多量	1mm以上	路面が完全に火山灰で覆われ、視界不良となる。	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。																										
やや多量	0.1mm～1mm	火山灰が降っているのが明らかに分かり、道路の白線は見えにくくなる。	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある。	稲などの農作物が収穫できなくなるほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。																										
少量	0.1mm未満	火山灰が降っているのがようやく分かり、うっ	窓を閉める	フロントガラスの除灰	航空機の運航不可																										

Page	旧文書	新文書	備考								
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>すら積もる程度。</td> <td>火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったり、視たときは痛みを伴う。</td> <td>火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。</td> </tr> </table>		すら積もる程度。	火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったり、視たときは痛みを伴う。	火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。					
	すら積もる程度。	火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったり、視たときは痛みを伴う。	火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある。								
		(3) 降灰情報の集約									
		都内の降灰状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターに集約される。									
		<pre> graph LR     A[関係市区町村] --&gt; B[東京都(総合防災部)]     A --&gt; C[関係機関]     B --&gt; D[気象庁地震火山部火山監視課火山監視・情報センター]     C --&gt; D </pre>									
		<table border="1"> <tr> <td>降灰調査項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 降灰の有無・堆積の状況</li> <li>2 時刻及び降灰の強さ</li> <li>3 構成粒子の大きさ</li> <li>4 構成粒子の種類・特徴等</li> <li>5 堆積物の採取</li> <li>6 写真撮影</li> <li>7 降灰量及び降灰の厚さ(可能な場合)</li> </ul> </td> </tr> </table>	降灰調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 降灰の有無・堆積の状況</li> <li>2 時刻及び降灰の強さ</li> <li>3 構成粒子の大きさ</li> <li>4 構成粒子の種類・特徴等</li> <li>5 堆積物の採取</li> <li>6 写真撮影</li> <li>7 降灰量及び降灰の厚さ(可能な場合)</li> </ul>							
降灰調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 降灰の有無・堆積の状況</li> <li>2 時刻及び降灰の強さ</li> <li>3 構成粒子の大きさ</li> <li>4 構成粒子の種類・特徴等</li> <li>5 堆積物の採取</li> <li>6 写真撮影</li> <li>7 降灰量及び降灰の厚さ(可能な場合)</li> </ul>										
地-373		降灰の強さ(火山観測指針(気象庁, 1999)を一部改変)									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>降っているのがようやくわかる程度</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度</td> </tr> </tbody> </table>	階級	解説	1	降っているのがようやくわかる程度	2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度	3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度	
階級	解説										
1	降っているのがようやくわかる程度										
2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度										
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度										
		(4) 降灰情報の伝達									
	<del>1—情報連絡体制</del>										
	市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、 <del>気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。</del>	市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、 <u>降灰に関する重要な情報について、気象庁や関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、市民防災組織等に通報するとともに、警察署等の協力を得て市民に周知する。</u>									
	<del>なお、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行う。</del>	<u>特に、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行う。</u>									
	<del>2—市民への広報・問い合わせ対応</del>	(5) 市民への広報・問い合わせ対応									
	市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等の情報を、防災行政無線(同報系)、西東京市安全・安心いーなメール、	市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等の情報を、防災行政無線、安全・安心いーなメール、ホームページ									



Page	旧文書	新文書	備考
	ホームページ等で市民等に提供する。	等で市民等に提供する。	
地-374	<del>3</del> 降灰調査	(6) 降灰調査	
	<del>4</del> 被害状況等の調査報告	(7) 被害状況等の調査報告	
	<del>第2</del> 節 交通・ライフラインの応急対策	<del>第3</del> 節 交通・ライフラインの応急対策	
		<del>応 急 対 策</del>	
		1 交通・ライフラインの応急対策   市、都、西武鉄道(株)	
	<del>1</del> 交通対策	(1) 交通対策	
	<del>2</del> 道路対策	(2) 道路対策	
	<del>3</del> 鉄道対策	(3) 鉄道対策	
	<del>4</del> 水道施設	(4) 水道施設	
	<del>5</del> 下水道施設	(5) 下水道施設	
	<del>第3</del> 節 宅地等の降灰処理	<del>第4</del> 節 宅地等の降灰処理	
		<del>応 急 対 策</del>	
		1 宅地等の降灰処理   市	
	宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。	宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。	
地-375		<u>危機管理班及び環境班は必要に応じて、火山灰の一時保管場所及び処分場所を設置する。</u>	
	① 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。 ② 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。③ 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。 ④ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。	① 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。 <u>民有地内（宅地等）の降灰は、各家庭又は各事業者による収集を原則とする。</u> ② 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 ③ <u>民有地内（宅地等）</u> に降った火山灰が収集された後の運搬については、市が行う。 ④ 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。	
	<del>第4</del> 節 その他の必要な事項	<del>第5</del> 節 その他の必要な事項	
	<del>1</del> 基本的対策		
	<del>大規模噴火が発生した際の体制については、地震編を準用し対応するものとする。</del>		
		<del>応 急 対 策</del>	
		1 その他の必要な事項   市	
	<del>2</del> 健康対策	(1) 健康対策【救命救護健康班】	
	<del>3</del> 農地等の対策	(2) 農地等の対策【物資輸送班】	